文部科学省

令和７年度先導的大学改革推進委託事業

「大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究」

報　告　書

令和８年３月

株式会社ＭＯＶＥＲ＆ＣＯＭＰＡＮＹ

本報告書は、文部科学省の先導的大学改革推進委託事業委託費による委託業務として、株式会社ＭＯＶＥＲ＆ＣＯＭＰＡＮＹが実施した令和７年度先導的大学改革推進委託事業 調査テーマ：大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

目次

第Ⅰ部　調査結果（概要）

第Ⅱ部　調査結果（詳細）

調査結果（詳細）の見方

１．三つの方針に基づいた点検等の状況

２．教育内容の改善の状況

３．教育方法の改善の状況

４．開かれた大学づくり

５．社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組状況

６．教職員の資質向上等の取組状況

７．組織運営の活性化

８．グローバル人材育成と大学の国際化の状況

第Ⅰ部

調査結果（概要）

令和６年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）

文部科学省では、令和６年度の大学における教育内容等の改革状況について調査を行い、この度、その結果を取りまとめました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

【調査方法等】

・調査対象：国公私立 794 大学
（令和６年度 学校基本調査のデータにある 813 大学のうち、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、令和６年度に学生の募集を停止した大学を除いた大学数。）
・調査方法：文部科学省ホームページに調査票・回答票等を掲載し、全大学に回答依頼の文書を発出。各大学の記入後に回答票を回収、集計。
・実施時期：令和７年 10 月～令和７年 12 月
・回答率：99％（788 大学が回答。うち、各母数及び内数は以下のとおり。）
【大学全体】国立86 大学、公立98 大学、私立604 大学の計788 大学
【学部段階】国立82 大学、公立95 大学、私立588 大学の計765 大学
【研究科段階】国立86 大学、公立89 大学、私立489 大学の計664 大学

＜参考：令和２年度から令和５年度における本調査の回答数【大学全体】＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
国立	86	86	86	86
公立	90	94	96	98
私立	599	595	599	602
計	775	775	781	786

各大学での分析等の活用に供することを目的として一部の設問を除き、個別の大学の回答内容について、大学名や学部名等が特定又は推定されないよう匿名処理を行った上で、公表いたしました。

また、令和２年１月に中央教育審議会大学分科会で取りまとめた「教学マネジメント指針」に関連する取組について、各大学の取組事例を紹介いたします。詳細は下記ＵＲＬをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1417336_00013.htm

なお、次頁以降 ii ～xx に掲載している調査結果の選定基準は、以下のとおりです。

・経年の調査項目の調査結果、かつ報告書本体のグラフで令和２年度と経年比較をしている場合、令和２年度と令和６年度との数値の差が±10 ポイント以上である調査結果を主に掲載。
・経年の調査項目の調査結果、かつ報告書本体のグラフで令和２年度と経年比較をしていない場合、令和６年度の数値が大きい上位３つの調査結果を掲載。
・新設の調査項目の調査結果である場合、原則、報告書本体でグラフ化している全ての調査結果を掲載。

総括

※（　）内には、「第Ⅱ部　調査結果（詳細）」のページ数を記載。
※［　］内には、原則として令和２年度の実績値を記載。ただし、隔年の調査項目については直近５回分のうち最も古い年度の実績値、令和３年度以降新設の調査項目については新設年度の実績値を記載。

① 教学マネジメント指針に基づく教学マネジメントの確立に向けた取組

三つの方針の達成状況を全学的に点検・評価している大学は 94.7%で、令和２年度より 10.2 ポイント増加しており、当該取組は普及している。
一方、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための学位プログラム共通の考え方や尺度を策定している大学は 80.3%で、令和２年度より 19.3 ポイント増加しているものの、当該取組は普及の余地がある。
また、全学的な教学マネジメントの取組について、教育改善に関するＰＤＣＡサイクルの確立、学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築、教学マネジメントのための教職協働体制の構築、いずれの取組も令和２年度より 10 ポイント以上増加しているものの、普及の余地がある。

＜三つの方針を通じた学修目標の具体化＞
○三つの方針の達成状況を全学的に点検・評価している大学は 94.7%［84.5%］（p. 14）
○三つの方針の達成状況の点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学は 63.5%［48.4%］（p. 14）
○三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位プログラム共通の考え方や尺度を策定している大学は 80.3%［61.0%］（p. 15）

＜全学的な教学マネジメントの取組状況＞（p. 56）
○教育改善に関するＰＤＣＡサイクルの確立を行っている大学は 78.4%［61.0%］
○学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築を行っている大学は 71.8%［61.0%］
○教学マネジメントのための教職協働体制の構築を行っている大学は 58.4%［47.2%］

① 教学マネジメント指針に基づく教学マネジメントの確立に向けた取組（つづき）

学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の 77.6%で、令和２年度より 15 ポイント増加しているものの、当該取組は普及の余地がある。
学修成果として調査・測定を行っている事項、学修成果の把握方法、学修成果に関する情報の活用方法、いずれの取組も普及の余地がある。
また、ディプロマサプリメント等の学修成果を可視化する資料を交付している大学は 27.8%で、令和２年度より 13.4 ポイント増加しているものの、より一層の普及の余地がある。
就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学は 67.6%で、令和２年度より 18.5 ポイント増加しているものの、普及の余地はある。

＜学修成果の把握と活用方法＞（p. 50）

○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は 77.6%［62.6%］

【学修成果として調査・測定を行っている事項】（p. 50）

・汎用的能力（例：コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力） 66.9%
・態度・志向性（例：自己管理能力、チームワーク） 58.7%
・知識・理解（例：文化、社会、自然に関する知識の理解） 52.0%

【学修成果の把握方法】（p. 50）

・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等） 53.5%
・学生の学修経験等を問うアンケート調査（学修行動調査等） 45.8%
・学修ポートフォリオ 27.8%

【学修成果に関する情報の活用方法】（p. 50）

・教育課程や教育方法の改善 62.6%
・学生への履修指導やキャリア相談 41.6%
・学修支援環境の整備 30.7%

＜ディプロマサプリメント等を通じた学修成果の可視化＞（p. 52）

○ディプロマサプリメントなどの学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を交付している大学は 27.8%［14.4%］

＜卒業生の評価＞（p. 53）

○就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学は 67.6%［49.1%］

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組

＜教育内容①＞

令和６年度は、カリキュラム（教育課程）の体系性を明らかにする等の観点からカリキュラム編成上の工夫を実施する大学が増加しているものの、ナンバリングの実施、カリキュラム編成に当たっての分野別の教育課程編成上の参照基準の活用、実務経験のある教員が参画する仕組みや企業等と連携する仕組み、いずれの取組も普及の余地がある。

また、コロナ禍を契機として広まった多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学は 72.8%で、令和２年度より 23.3 ポイント増加しているものの、取組は普及の余地がある。

＜カリキュラム編成上の工夫に関する具体的な取組状況＞（p. 17）

○ナンバリングを実施している大学は 79.1%［68.0%］

○カリキュラム編成に当たり、日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用している大学は 34.4%［19.3%］

○カリキュラム編成に当たり、実務経験のある教員が参画する仕組みを設けている大学は 80.1%［63.8%］

○カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている大学は 42.0%［30.2%］

【各科目の開講状況】（p. 20）

・数理的思考やデータ分析・活用能力を活かしながら個別の学問分野を扱う科目　68.5%［53.0%］

・アントレプレナーシップ（起業家）教育に関する科目　52.5%［41.0%］

【外国語教育の実施状況】（p. 21）

・英語　98.7%

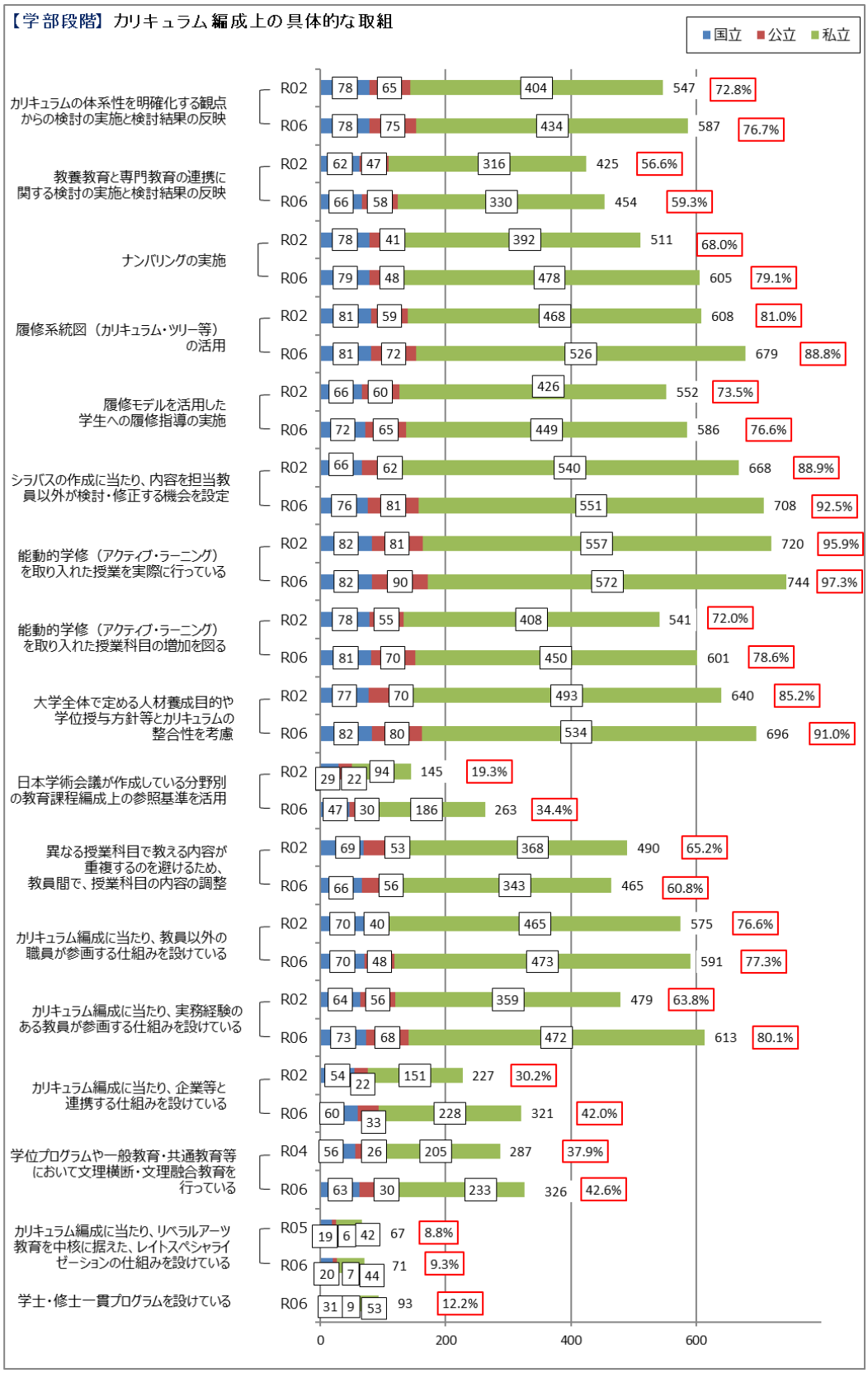
・中国語　80.5%

・朝鮮語（韓国語）　63.3%

＜多様なメディアを利用した遠隔授業(※)＞（p. 31）

○多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学は 72.8%［49.5%］

（※）大学設置基準第 25 条第２項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のこと



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、各項目において、回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）報告書本体 p. 17 のグラフと同一である。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

＜教育方法①＞

全学的な学修支援体制としての、履修指導や学修支援、学生支援に関する取組の実施状況は令和２年度から横ばいで推移。

アカデミック・アドバイザー等を含む専門職の配置や学修ポートフォリオの活用はいずれも普及の余地がある。

今後は、アカデミック・アドバイジングなど学生が主体的・自律的に学修するための学修支援体制の整備を一層進めることも必要。

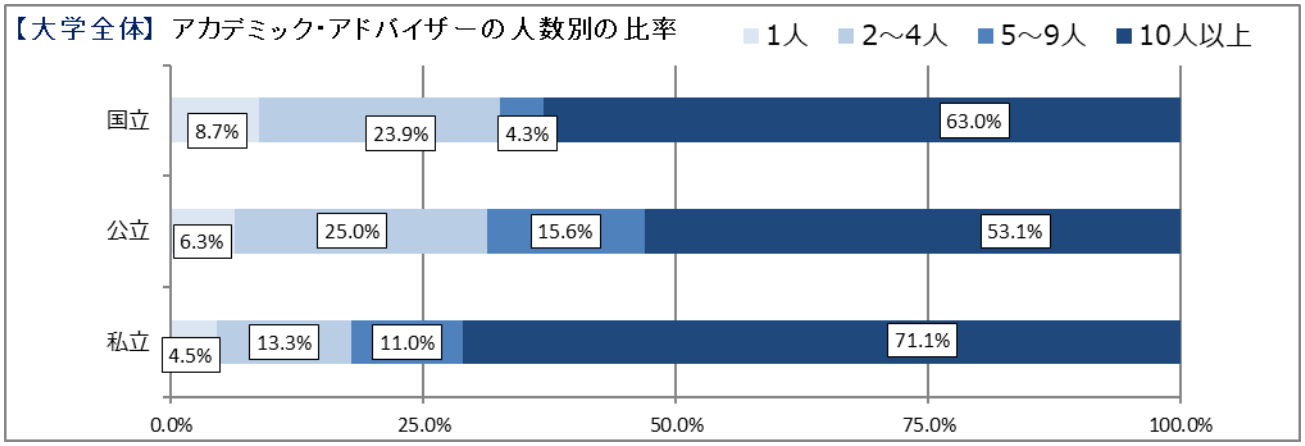
＜全学的な履修指導または学修支援に関する取組状況＞（p. 42）

○アカデミック・アドバイジングの実施　49.2%

○専門職の配置　21.7%［8.3%］

○学修ポートフォリオ　55.2%［40.6%］

＜アカデミック・アドバイザーの人数＞（p. 44）



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、履修指導や学修支援制度等の取組状況として、選択肢「アカデミック・アドバイジングの実施」と回答した大学において、各項目に回答した大学を集計。

（※）報告書本体 p. 44 のグラフと同一である。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

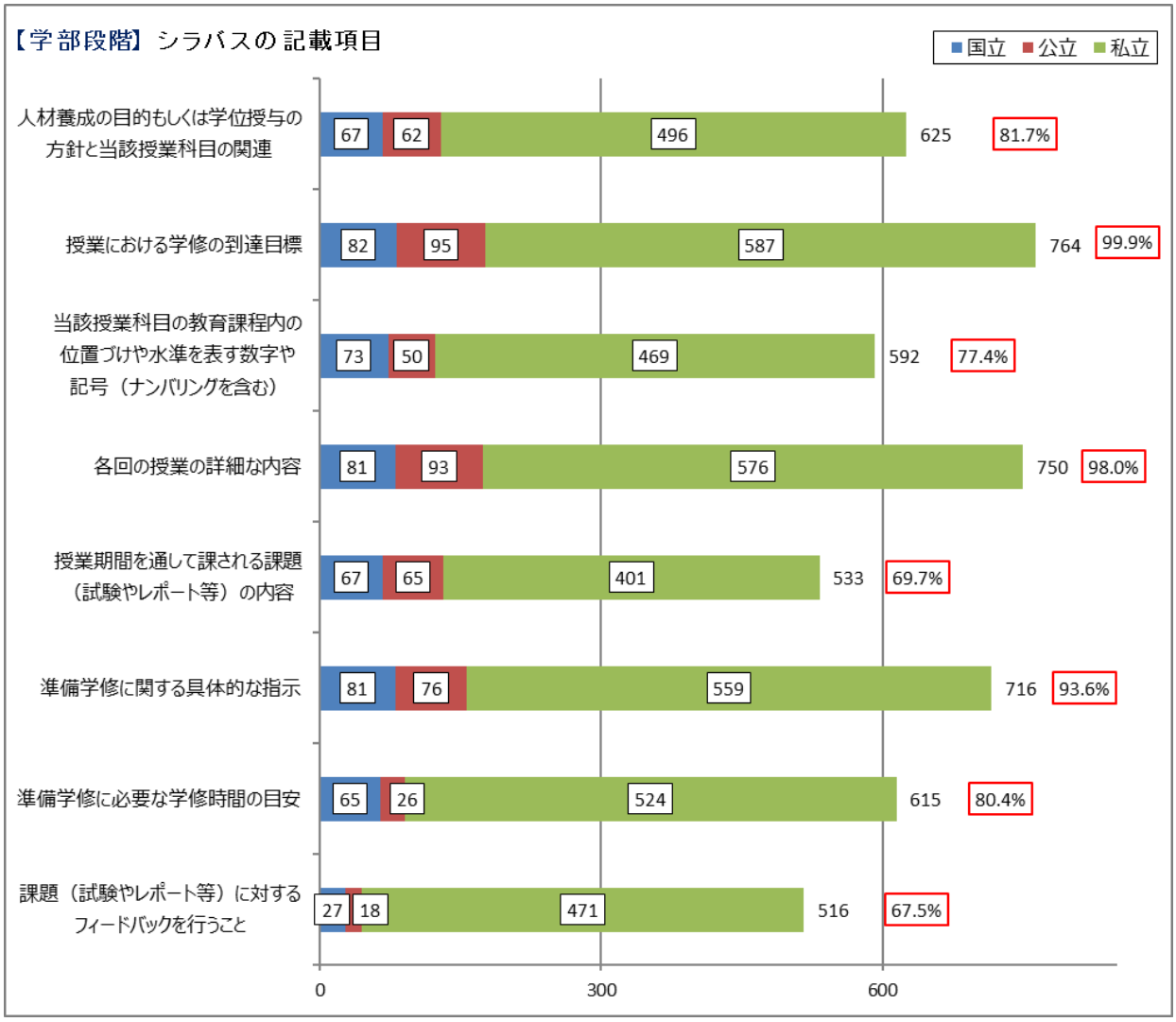
＜教育方法②＞

シラバスの記載項目について、授業における学修の到達目標、各回の授業の詳細な内容、準備学修に関する具体的な指示、いずれも 90%以上の大学で実施されており取組は普及している。一方、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うこと、授業期間を通して課される課題（試験やレポート等）の内容、当該授業科目の教育課程内の位置づけや水準を表す数字や記号、いずれの取組も普及の余地がある。

＜シラバスの作成状況＞

【シラバスへの記載事項】（p. 45）

- 授業における学修の到達目標　99.9%
- 各回の授業の詳細な内容　98.0%
- 準備学修に関する具体的な指示　93.6%



- 本調査に回答した大学（788 大学）うち、各項目に回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）報告書本体 p. 45 のグラフと同一である。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

＜教育方法③＞

卒業時に成績優秀者に対して表彰する制度を導入している大学は 86.0%で、取組は普及している。また、成績優秀者の選考基準は、成績（ＧＰＡ・平均点等）と回答した大学の割合が 80.0%で最も高い。

＜卒業時の表彰制度の設置＞（p. 48）

○卒業時に成績優秀者に対する表彰制度を導入している大学は 86.0%

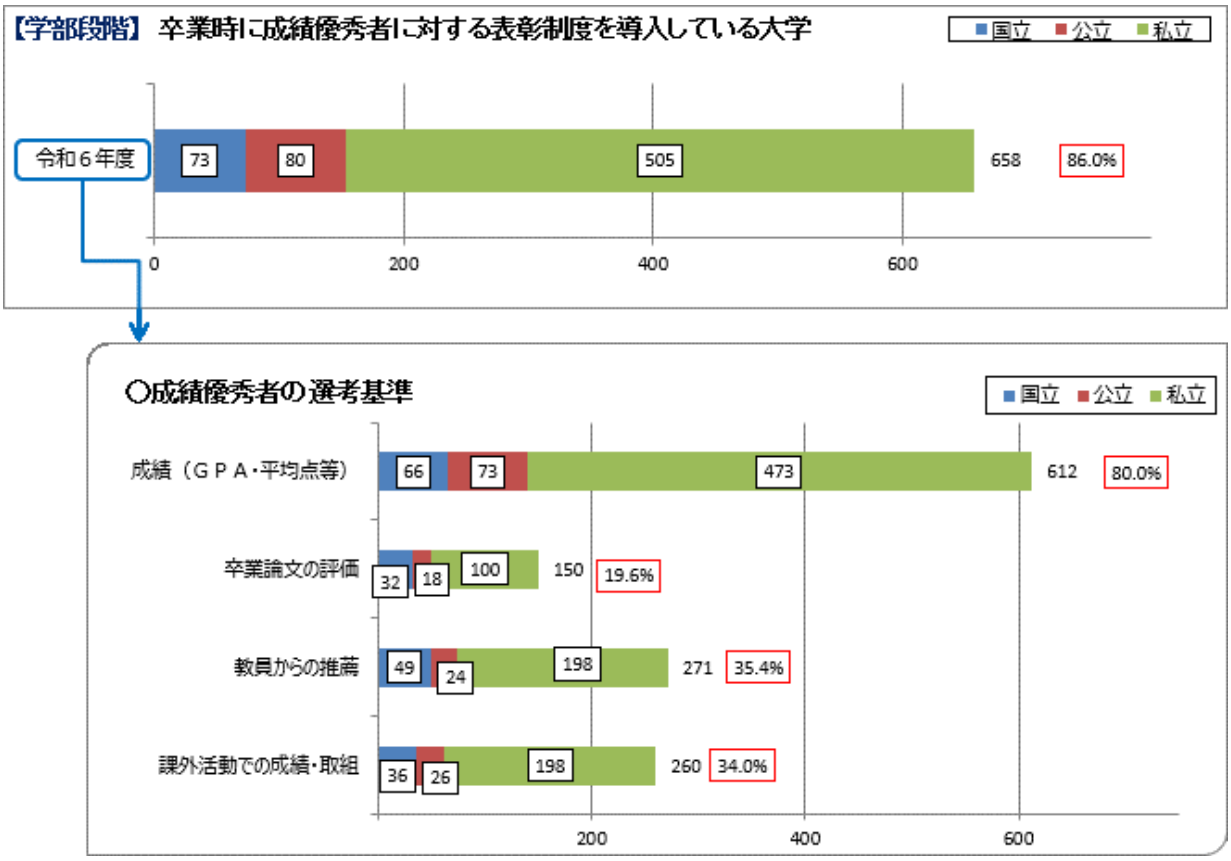
【成績優秀者の選考基準】

・成績（ＧＰＡ・平均点等）　80.0%

・教員からの推薦　35.4%

・課外活動での成績・取組　34.0%

・卒業論文の評価　19.6%



- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、卒業時に成績優秀者に対する表彰制度を設けているかについて、選択肢「学部の全部で設けている」「学部の一部で設けている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
- 下のグラフでは、選択肢「学部の全部で設けている」「学部の一部で設けている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、成績優秀者の選考基準の内訳を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）報告書本体 p. 48 のグラフと同一である。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

＜教育方法④＞

高等学校での履修状況に配慮した取組を行っている大学は 64.8%で、平成 28 年度より 11.3 ポイント減少しており、取組は普及の余地がある。

また、具体的な取組内容についても、学力別のクラス分け、入学前の補習授業の実施、入学後の補習授業の実施、いずれの取組も普及の余地がある。

＜高等学校での履修状況への配慮＞（p. 39）

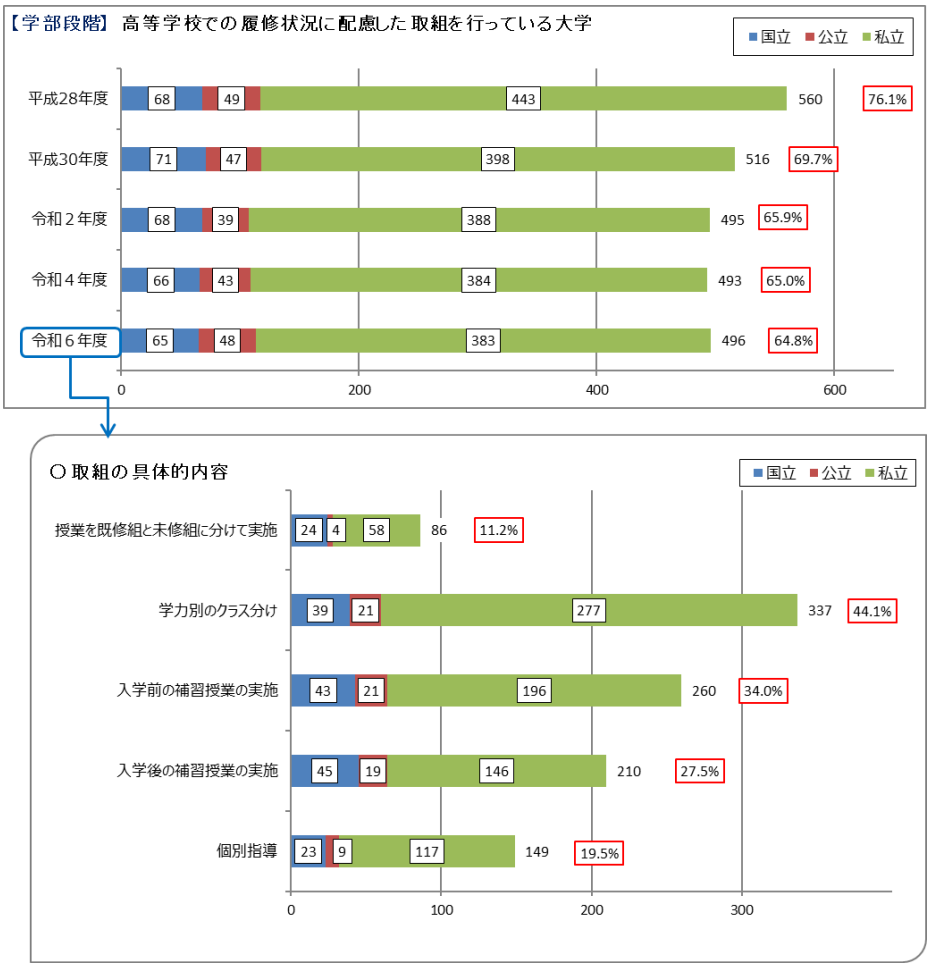
〇高等学校での履修状況に配慮した取組を行っている大学は 64.8%［平成 28 年度：76.1%］

【取組の具体的内容】

・学力別のクラス分け　44.1%

・入学前の補習授業の実施　34.0%

・入学後の補習授業の実施　27.5%



- 高等学校での履修状況に配慮した取組について、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

 また、これらの選択肢に回答した学部が１つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

 （※）報告書本体 p. 39 のグラフと同一である。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

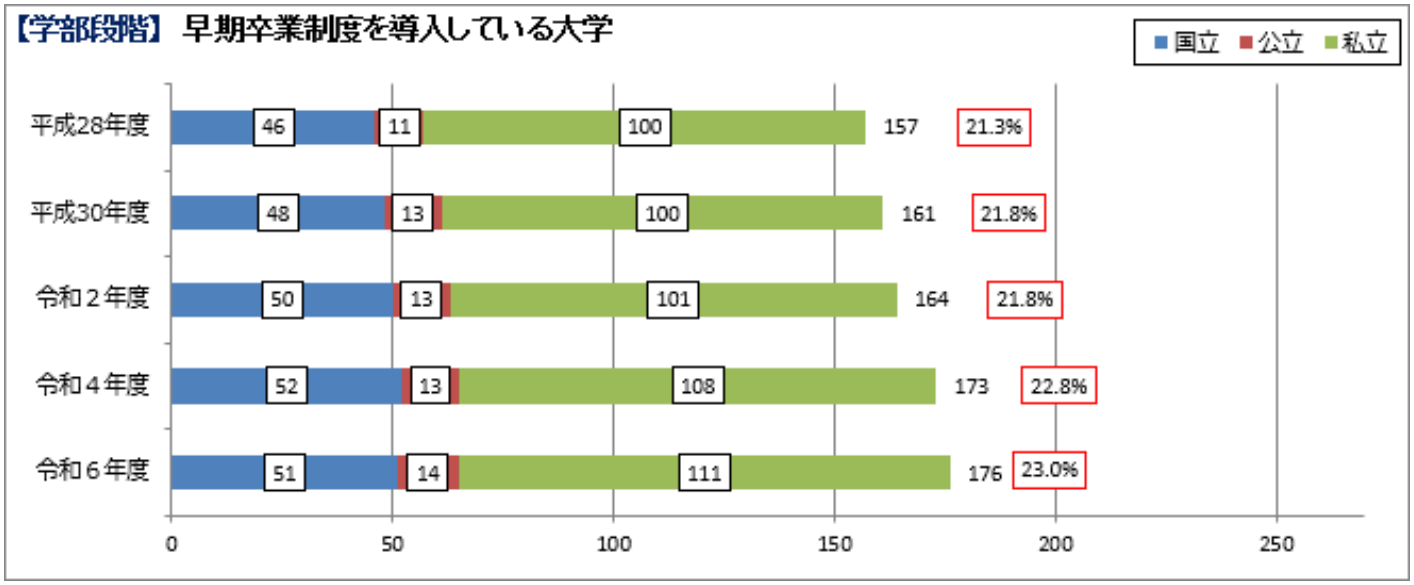
＜教育方法⑤＞

早期卒業制度を導入している大学は、23.0%で令和２年度より 1.2 ポイント増加しているものの、実際に早期卒業させた大学は 10.6%に留まっており、当該取組は一層の普及の余地がある。

＜卒業要件の弾力化＞（p. 68）

〇早期卒業制度を導入している大学は 23.0%［21.8%］

〇実際に早期卒業させた大学は 10.6%［9.5%］



- 早期卒業制度について、選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

（※）報告書本体 p. 68 のグラフと同一である。

③ ハラスメント等防止のための取組

令和６年度は、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口の設置及びハラスメント防止に関する方針の策定・明示、いずれも取組が普及している。一方で、ハラスメント等防止のための全学的な調査・対策機関の設置、ハラスメントを行った者への対処方針の策定・明示、学内の調査・対策機関に第三者を含める等、いずれの取組も普及の余地がある。

＜大学におけるハラスメント等防止のための取組状況＞

○ほぼ全ての大学において、

・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置　99.6%［99.2%］（p. 101）

・ハラスメント防止に関する方針等の策定・明示を実施　97.7%［93.9%］（p. 104）

○ハラスメント等の防止のための全学的な調査・対策の常設機関を設置している大学は 54.1%［54.6%］（p. 101）

○ハラスメントを行った者への対処方針（懲戒規程等）を策定・明示している大学は 79.8%［70.7%］（p. 104）

※上記のうち、学内規則等において、ハラスメントに対する処分を明記している大学は 64.8%［52.5%］（p. 105）

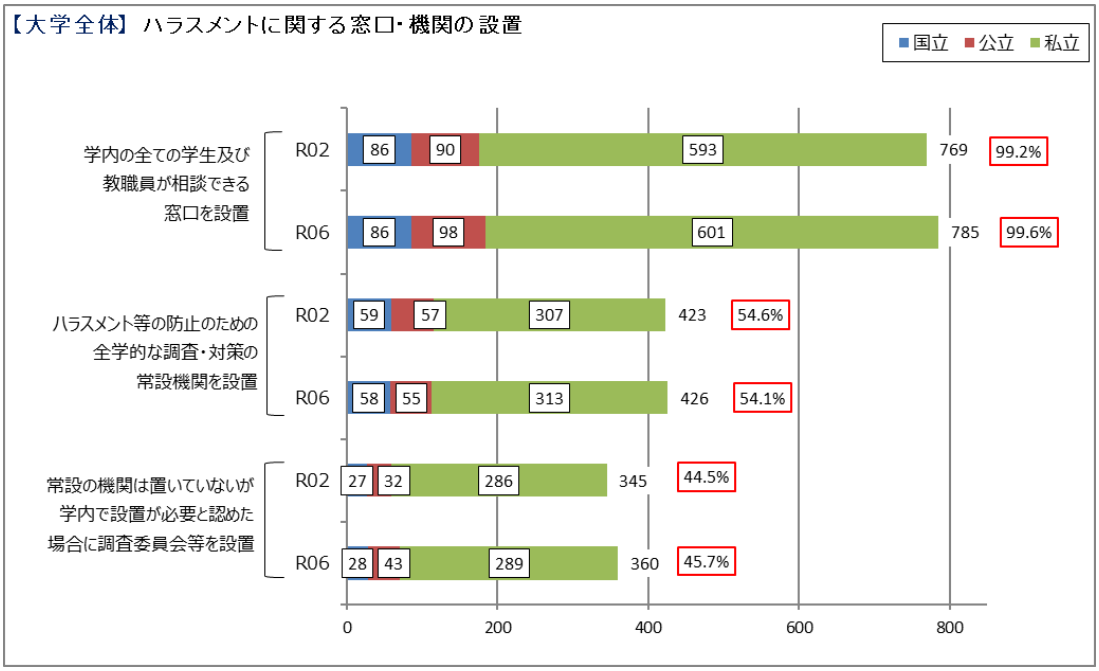
○学内の調査・対策機関に第三者（※）を含める等の取組を実施している大学は 57.7%［45.2%］（p. 103）

※第三者の例：大学の顧問弁護士　18.0%

大学の顧問弁護士以外の弁護士　22.2%

医療、心理、福祉、法律等に関する専門家　16.8%

事案に関係のない職員　34.8%



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、ハラスメント等の防止の取組を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学において、各項目に回答した大学を集計。

（※）報告書本体 p. 101 のグラフと同一である。

④ 社会人の学びの場の拡大のための取組

履修証明プログラム・リカレント教育プログラムは歴史が浅いものの、リスキリングやリカレント教育の観点から非常に重要であり、今後更なる進展の余地もあると考えられるが、実態として履修証明プログラムを開設している大学は全体の 31.0%、短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学は全体の 17.6%と、いずれの取組も一層の普及の余地がある。一方、公開講座を実施している大学は 87.8%で、受講者数は約 93 万人にまで達しているが、取組は普及の余地がある。

今後、地域や産業界との連携をより一層強め、求められるプログラムや教育水準等について検討し、生涯学習の充実に向けた更なる取組を促進することが必要。

＜社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組状況＞

【履修証明プログラムの実施状況】

・履修証明プログラムを開設している大学は 31.0%［25.6%］（p. 86）

・履修証明プログラムの受講者数は 18,288 人［6,902 人］（p. 88）

【履修証明プログラムを開設している大学で、開設が多い分野・テーマ】（p. 87）

・医療・福祉系　13.2%

・デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）　8.6%

・商学・経済学系（経営・財務等）　7.4%

【短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの実施状況】

・短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学は 17.6%［16.4%］（p. 90）

・短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの受講者数は 45,482 人［41,112 人］（p. 92）

【短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムで、開設が多い分野・テーマ】（p. 91）

・医療・福祉系　7.2%

・デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）　6.2%

・商学・経済学系（経営・財務等）　4.2%

【公開講座の実施状況】

・公開講座を実施している大学は 87.8%［86.3%］（p. 93）

・公開講座の受講者数は 934,183 人［906,725 人］（p. 95）

【公開講座で、開設が多い分野・テーマ】（p. 94）

・医療・福祉系　12.3%

・デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）　11.5%

・社会学・心理学系　11.4%

⑤ ＡＩを活用した教学マネジメントの確立に係る取組

大学組織全体の取組としてＡＩを活用している大学は25.0%で、取組は一層の普及の余地があるものの、ＡＩを活用している大学のうち、73.1%が大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用に取り組んでおり、学内でも事務部門がＡＩの活用を先行している。

一方、生成ＡＩの教学面での取扱いについて学生や教員に向けた指針等を策定している大学は69.8%で、取組は普及の余地がある。ＡＩが普及する中で、ＡＩの利点やリスク等も踏まえ、教学マネジメントの確立に向けた取組にどのようにＡＩを活用していくのか、継続的な議論・検討が必要。

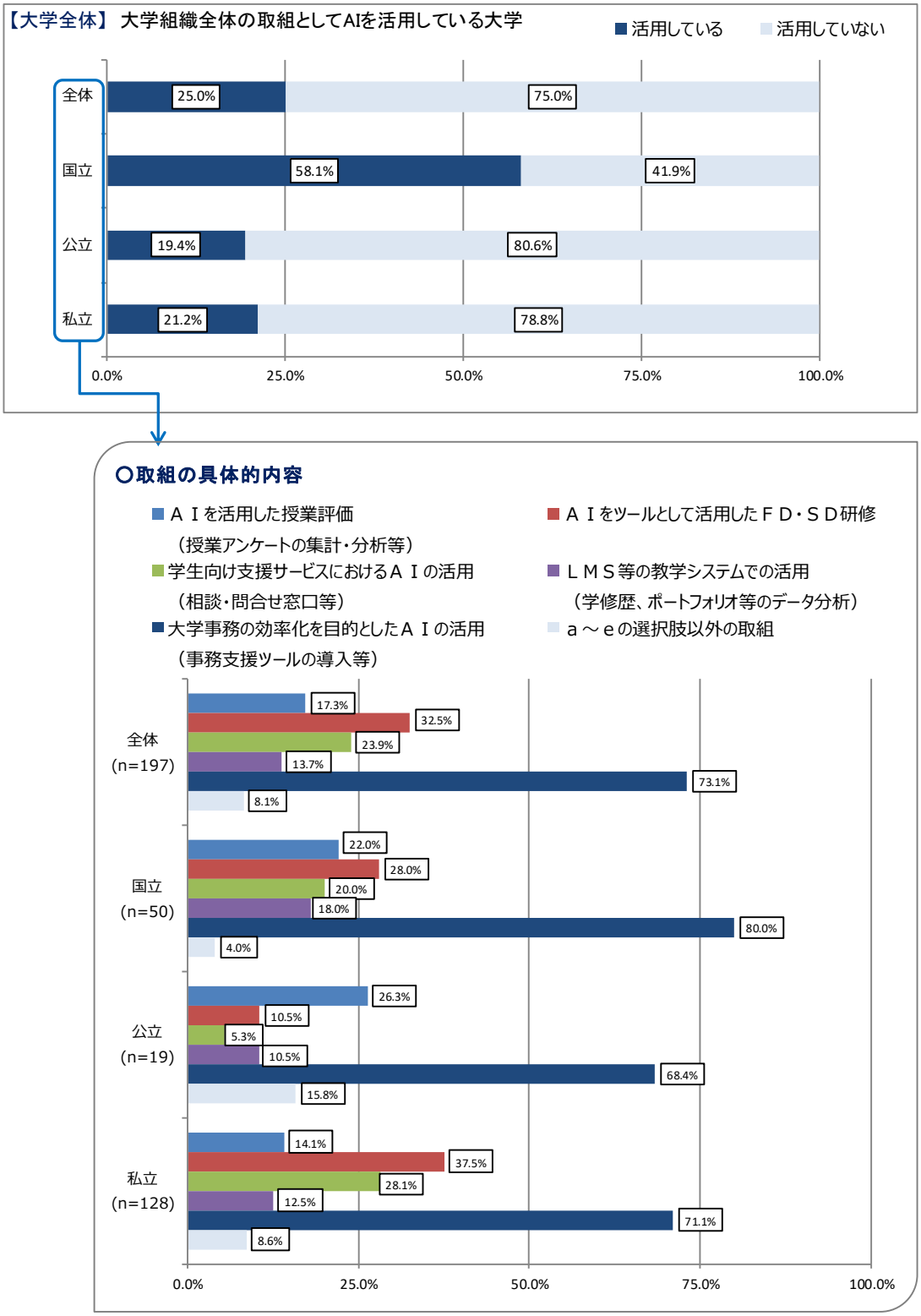
＜大学組織全体の取組としてのＡＩの活用＞

○大学教育を改善していくための大学組織全体の取組としてＡＩを活用している大学は25.0%（p.58）

○生成ＡＩの教学面の取扱いについて学生や教員に向けた指針等を策定している大学は69.8%（p.59）

【ＡＩを活用している大学の取組の具体的内容】（p.58）

・大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用（事務支援ツールの導入等）　73.1%
・ＡＩをツールとして活用したＦＤ・ＳＤ研修　32.5%
・学生向け支援サービスにおけるＡＩの活用（相談・問合せ窓口等）　23.9%
・ＡＩを活用した授業評価（授業アンケートの集計・分析等）　17.3%
・ＬＭＳ等の教学システムでの活用（学修歴、ポートフォリオ等のデータ分析）　13.7%



- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、大学組織全体の取組としてＡＩを活用しているかについて、選択肢「活用している」と回答した大学を集計。

 また、下のグラフでは、選択肢「活用している」と回答した大学を対象に、取組の具体的内容の内訳を集計。

 （※）報告書本体 p. 58 のグラフと同一である。

⑤ ＡＩを活用した教学マネジメントの確立に係る取組（つづき）

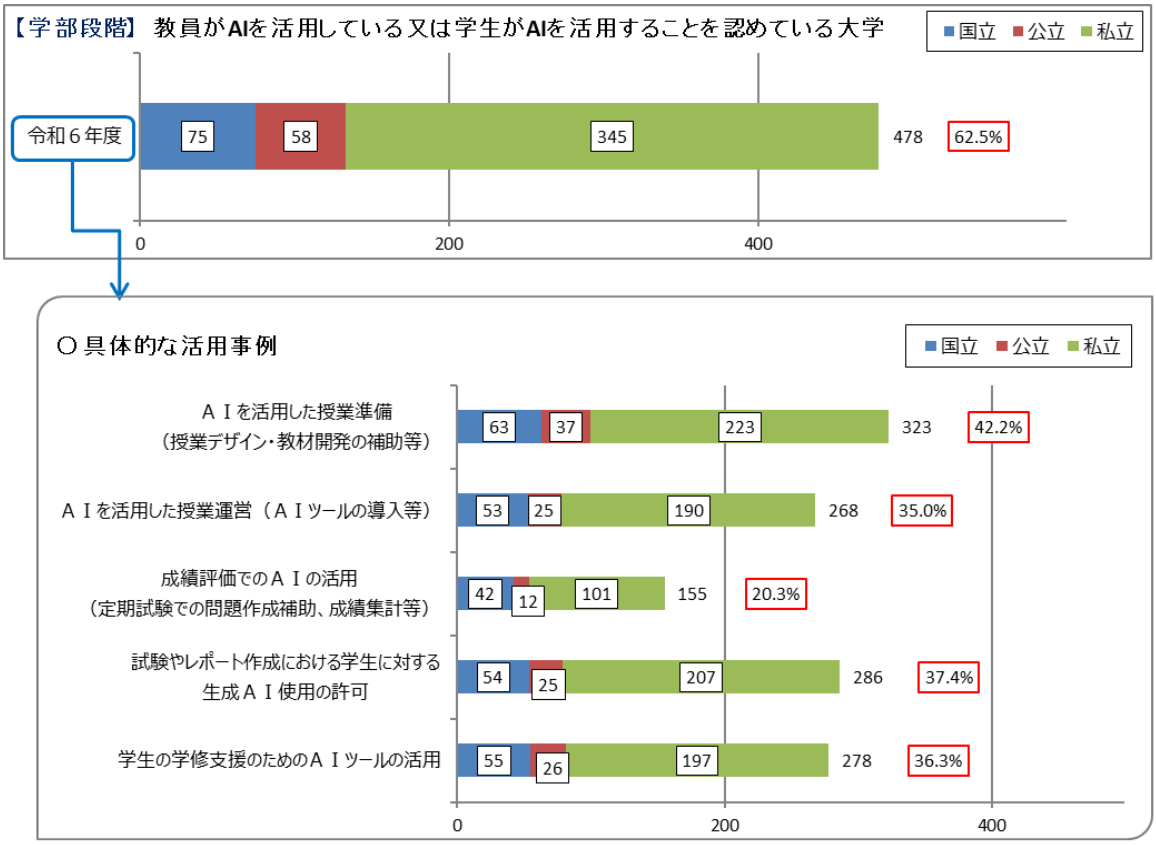
授業・レポート等において教員や学生がＡＩを活用することを認めている大学が 62.5%と半数を超えてはいるものの、取組は普及の余地がある。その具体的な活用事例については、授業準備、授業運営、試験やレポート作成における学生に対する生成ＡＩの使用許可など使用場面は一定程度広がっているものの、いずれの取組も一層の普及の余地があり、また並行して今後は、ＡＩの利点やリスク等も踏まえ、安全かつ実効性のあるＡＩ活用方法について、継続的な議論・検討が必要である。

＜教員や学生のＡＩ活用事例＞

○科目ごとの取組として、授業や試験・レポート等において、教員がＡＩを活用している事例又は学生がＡＩを活用することを認めている大学は 62.5%（p. 37）

【具体的な活用事例】（p. 37）

・ＡＩを活用した授業準備（授業デザイン・教材開発の補助等）　42.2%
・試験やレポート作成における学生に対する生成ＡＩ使用の許可　37.4%
・学生の学修支援のためのＡＩツールの活用　36.3%



- 上のグラフでは、授業や試験・レポート等において教員がＡＩを活用している事例、又は学生がＡＩを活用することを認めている事例はあるかについて、選択肢「ある」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 また、下のグラフでは、選択肢「ある」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な活用事例の内訳を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）報告書本体 p. 37 のグラフと同一である。

⑥ 組織運営の活性化

基幹教員制度を導入している大学は 22.9%で、令和４年度より 18 ポイント増加したものの、取組にはより一層の普及の余地がある。

大学が公表を行った教育研究活動等の情報については、大学の教育研究活動に関する学生の満足度や成長実感、学生の学修に対する意欲など学生生活に関する項目の公表割合が、令和２年度より増加している。

＜基幹教員制度の導入状況＞（p. 113）

○基幹教員制度を導入している大学は 22.9%［4.9%］

＜公表を行った教育研究活動等の情報＞（p. 79）

○大学の教育研究活動に関する学生の満足度　63.6%［48.8%］

○大学の教育研究活動を通じた学生の成長実感　51.8%［34.5%］

○学生の学修に対する意欲　42.4%［30.2%］

○修業年限期間内に卒業する学生の割合　39.2%［24.0%］

⑦ 大学の国際化推進の取組

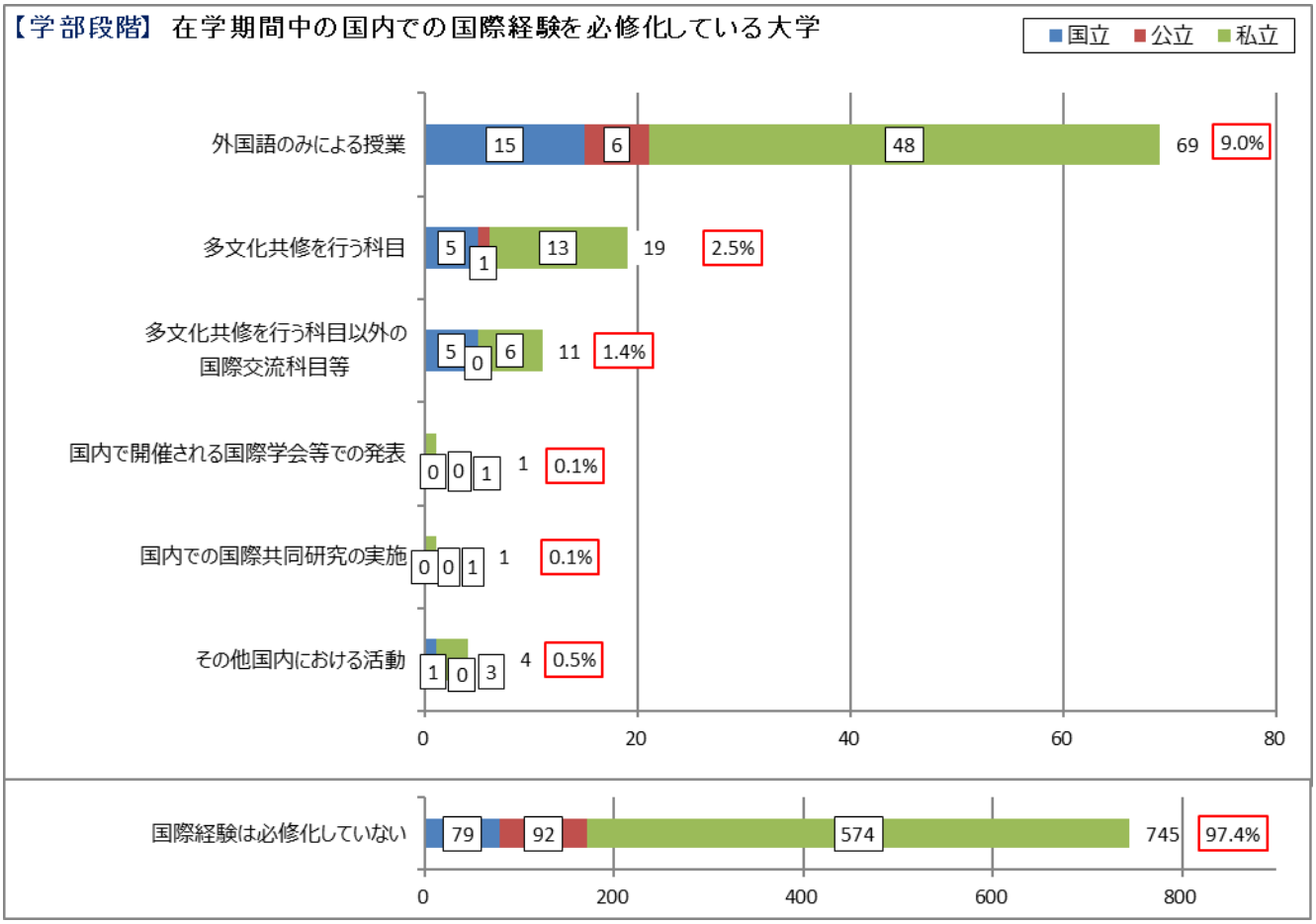
在学期間中の国内での国際経験として、外国語のみによる授業を必修化している大学は 9.0%である。
海外の大学との大学間交流協定においては、共同研究実施を目的としている大学が 73.6%で令和２年度より 4.2 ポイント増加しているものの、当該取組には普及の余地がある。

＜在学期間中の国内での国際経験の必修化＞（p. 134）

○在学期間中に国内での国際経験を必修化していない大学は 97.4%

【必修化している国際経験】（p. 134）

・外国語のみによる授業　9.0%
・多文化共修を行う科目　2.5%
・多文化共修を行う科目以外の国際交流科目等　1.4%



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、在学期間中の国内での国際経験を必修化しているかについて、各項目に回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

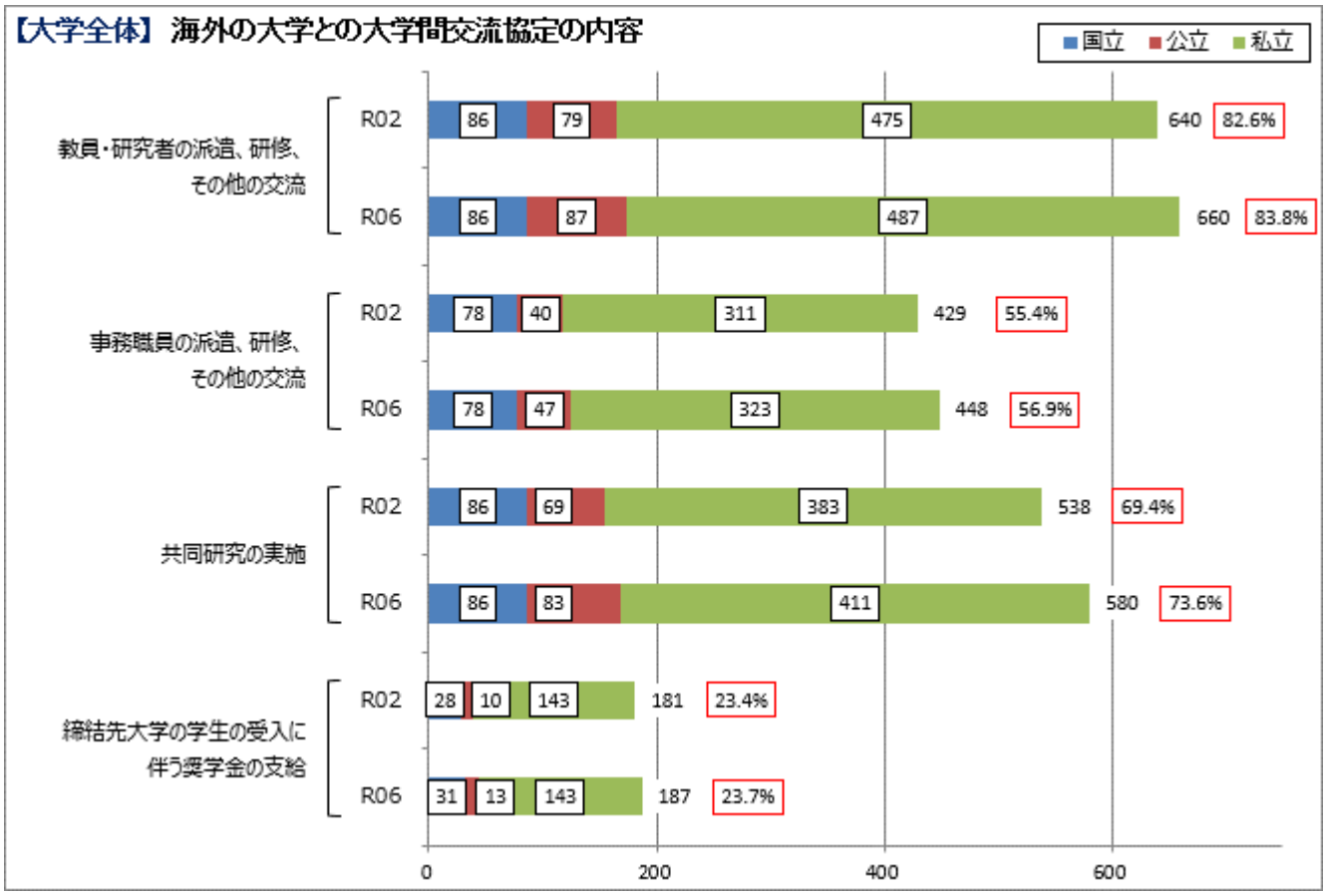
（※）報告書本体 p. 134 のグラフと同一である。

＜海外の大学との大学間交流協定＞（p. 141）

【海外の大学との大学間交流協定の内容】

・共同研究の実施　73.6%［69.4%］

・事務職員の派遣、研修、その他の交流　56.9%［55.4%］



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、各項目に回答した大学を集計。

（※）報告書本体 p. 141 のグラフと同一である。

⑦ 大学の国際化推進の取組（つづき）

留学生が入居できる学生寮については、学生寮の設置、当該学生寮への日本人学生の入寮機会、いずれの取組も大学全体の半数に満たないため、一層の普及の余地がある。
留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定については、より一層の普及の余地がある。
また、大学の国際化推進の体制整備に当たっては、国際化に対応できる人材の確保・育成が喫緊の課題であることが示唆される。

＜留学生が入居できる学生寮の設置＞（p. 145）

○留学生が入居できる学生寮を設置している大学は 49.4%
○留学生が入居できる学生寮に日本人学生も入寮できる機会を設けている大学は 39.7%

＜留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定＞（p. 148）

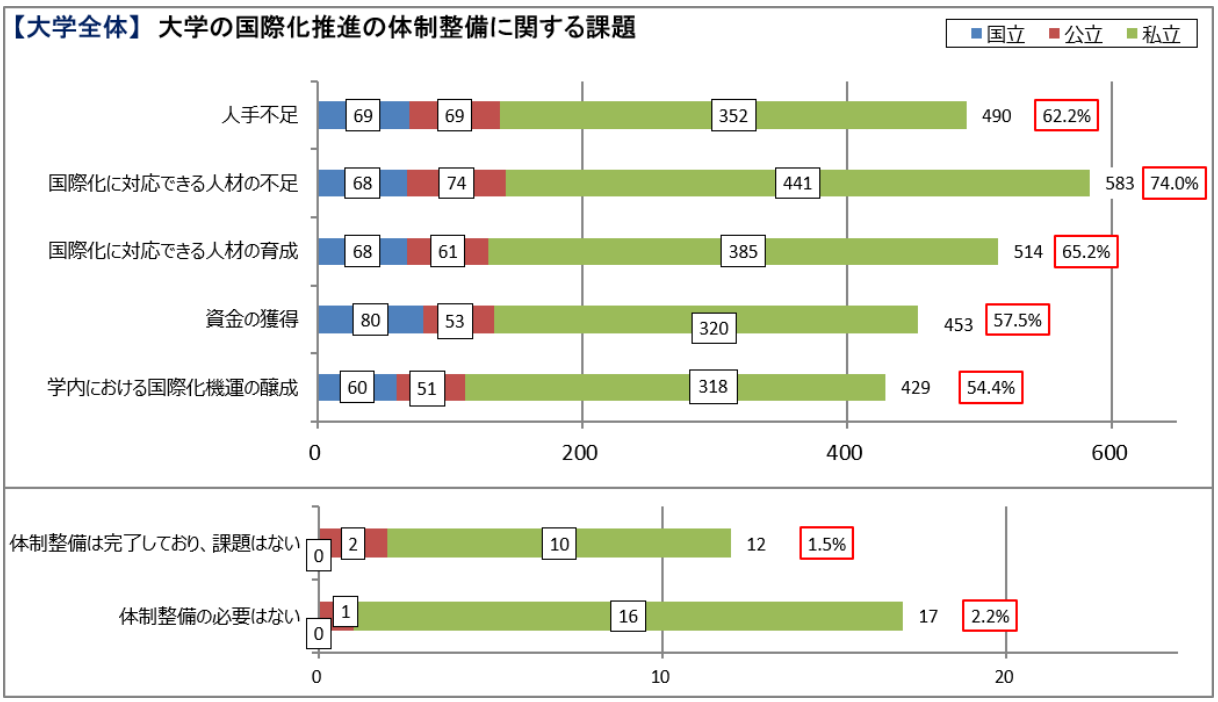
○留学生の受入数・日本人学生の派遣数ともに目標値を設定している大学は 22.6%
○留学生の受入数のみ目標値を設定している大学は 9.6%
○日本人学生の派遣数のみ目標値を設定している大学は 7.2%

＜国際業務に従事する職員数＞（p. 146）

○任期を定めない正規雇用の職員数は 184,406 人
・上記のうち、主に国際業務に従事している職員数は 3,911 人
○任期を定めない正規雇用の職員以外で主に国際業務に従事する職員数は 3,033 人

＜大学の国際化推進の体制整備の課題＞（p. 147）

○国際化に対応できる人材の不足（質的課題）　74.0%
○国際化に対応できる人材の育成（質的課題）　65.2%
○人手不足（量的課題）　62.2%
※「体制整備の必要はない」と回答した理由として、「留学生の受入れや日本人学生の送り出しの制度を設けていないため」等の理由が挙げられる。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、各項目に回答した大学を集計。

（※）報告書本体 p. 147 のグラフと同一である。

第Ⅱ部

調査結果（詳細）

調査結果（詳細）の見方

【掲載年度】

経年の調査項目については、原則、令和２年度以降、５年度分の回答を掲載。

隔年の調査項目については、原則、直近５回分の回答を掲載。

※令和３年度以降に新設した調査項目については、新設した年度以降の回答を掲載。

※令和２年度～令和３年度には、令和２年１月以降の新型コロナウイルス感染症拡大（パンデミック）が生じていた社会背景があることに留意すること。

【概要文】

グラフ上部の概要では、原則、令和２年度及び令和６年度の数値を取り上げている。

ただし、令和２年度以降に新設された設問や選択肢の場合は、新設した年度の数値を取り上げている。

また、１つのグラフで複数の項目がある場合は、以下のとおり記載している。

項目数	記載内容
５項目以下	最も多い回答と最も少ない回答を、それぞれ１項目掲載
６～９項目	回答数の多い上位２つの項目と、回答数の少ない下位２つの項目を掲載
10 項目以上	回答数の多い上位３つの項目と、回答数の少ない下位３つの項目を掲載

※同順位となる項目が複数ある場合は、全ての項目を掲載している。

【各グラフ項目一覧】

次頁以降に記載のページ数は、当該グラフが掲載されているページを示している。

１．三つの方針に基づいた点検等の状況

＜１－Ａ　三つの方針に基づく大学教育の点検状況＞

- 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学［毎年］ p. 14
- 確認・点検の主体［毎年］ p. 14
- 点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学［毎年］ . p. 14
- 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、
 学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学［毎年］ p. 15

２．教育内容の改善の状況

＜２－Ａ　カリキュラム編成上の工夫＞

- カリキュラム編成上の具体的な取組［毎年］ p. 17

＜２－Ｂ　多様な授業科目の実施状況＞

- 各科目の開講状況［毎年］ p. 20
- 外国語教育の実施状況［隔年］ p. 21
- 人権に関する内容を扱う科目の具体的な内容［隔年］ p. 23

＜２－Ｃ　キャリア教育の取組＞

- キャリア教育を教育課程内で実施している大学［毎年］ p. 25
- 具体的な取組内容［毎年］ p. 25
- キャリア教育を教育課程外で実施している大学［毎年］ p. 27
- 具体的な取組内容［毎年］ p. 27
- キャリア教育を推進する産学連携のための組織の設置［毎年］ p. 28

＜２－Ｄ　主権者教育の取組＞

- 教育課程内で主権者教育を実施している大学［毎年］ p. 29
- 具体的な取組内容［毎年］ p. 29
- 教育課程外で主権者教育を実施している大学［毎年］ p. 30
- 具体的な取組内容［毎年］ p. 30

＜２－Ｅ　情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

- 多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学［毎年］ p. 31
- 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育を実施している大学［毎年］ p. 32，p. 33
- 遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行う大学［毎年］p. 35，p. 36
- 具体的な取組内容［毎年］p. 35，p. 36

＜２－Ｆ　ＡＩ（生成ＡＩを含む。以下同じ。）を活用した教育の実施状況＞

- 教員がＡＩを活用している又は学生がＡＩを活用することを認めている大学［新規］ ..p. 37，p. 38
- 具体的な活用事例［新規］p. 37，p. 38

３．教育方法の改善の状況

＜３－Ａ　高等学校での履修状況への配慮＞

- 高等学校での履修状況に配慮した取組を行っている大学［隔年］ p. 39
- 取組の具体的内容［隔年］ p. 39

＜３－Ｂ　全ての学部等を通じた教育（全学的な共通教育）の取組＞

- 全学的な共通教育を実施している大学［隔年］ p. 40
- 全学的な共通教育の実施期間［隔年］ p. 40

＜３－Ｃ　履修指導や学修支援制度等の取組状況＞

- 全学的な履修指導または学修支援制度の取組［毎年］ p. 42
- アカデミック・アドバイザーの人数別の比率［新規］ p. 44

＜３－Ｄ　シラバスの作成状況＞

- シラバスの記載項目［隔年］ p. 45，p. 46

＜３－Ｅ　成績評価の状況＞

- 成績評価基準の明示方法［隔年］ p. 47
- 卒業時に成績優秀者に対する表彰制度を導入している大学［新規］ p. 48
- 成績優秀者の選考基準［新規］ p. 48

＜３－Ｆ　学生の学修成果の把握の状況＞

- 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学［毎年］ p. 50
- 学修成果として調査・測定を行っている事項［毎年］ p. 50
- 学修成果の把握方法［毎年］ p. 50
- 学修成果に関する情報の活用方法［毎年］ p. 50
- 外部の標準化されたテスト等で学修成果を把握している場合の作成主体［毎年］ p. 51
- 学生へのアンケート調査で学修成果を把握している場合の作成主体［毎年］ p. 51
- ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学［毎年］ p. 52

＜３－Ｇ　卒業生調査の状況＞

- 卒業生の意見を聴く機会を設けている大学［隔年］ p. 53
- 就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学［隔年］ p. 53

＜３－Ｈ　教学マネジメントに関する取組＞

- 授業科目を連携し関連させ、組織的な教育を展開している大学［毎年］ p. 54
- 教学マネジメントとして実施している取組［毎年］ p. 56
- 大学組織全体の取組としてＡＩを活用している大学［新規］ p. 58
- 取組の具体的内容［新規］ p. 58
- 生成ＡＩの教学面の取扱いについて指針等を策定している大学［新規］ p. 59

４．開かれた大学づくり

＜４－Ａ　入学資格の弾力化＞

- 大学院への飛び入学制度を導入している大学［隔年］ p. 60
- 実際に大学院への飛び入学生を受け入れた大学［隔年］ p. 61
- 大学院への飛び入学をした学生数［隔年］ p. 61
- 修士と同等以上の学力を認め、入学資格を与える制度を導入している大学［隔年］ p. 62
- 修士と同等以上の学力を認め、実際に入学を受け入れた大学［隔年］ p. 62
- 修士と同等以上の学力が認められ、入学した学生数［隔年］ p. 63
- 個別の入学資格審査により入学資格を認める制度を導入している大学［隔年］p. 64，p. 66
- 個別の入学資格審査により、実際に入学を受け入れた大学［隔年］p. 65，p. 66
- 個別の入学資格審査により、入学した学生数［隔年］p. 65，p. 67

＜４－Ｂ　卒業要件の弾力化＞

- 早期卒業制度を導入している大学［隔年］ p. 68
- 実際に早期卒業させた大学［隔年］ p. 68
- 早期卒業した学生数［隔年］ p. 69

＜４－Ｃ　修業年限の弾力化＞

- 長期履修学生制度を置く大学［隔年］ p. 70
- 長期履修学生として受け入れた学生数［隔年］ p. 70

＜４－Ｄ　入学・卒業時期の弾力化＞

- ４月以外の入学制度を設けている大学［隔年］p. 71，p. 72
- ４月以外の入学者数［隔年］p. 72，p. 73

＜４－Ｅ　転学部・転学科の状況＞

- 転学部制度を設けている大学［隔年］ p. 74
- 転学部の受入れ者数［隔年］ p. 74
- 学年別人数［隔年］ p. 74
- 転学科制度を設けている大学［隔年］ p. 75
- 転学科の受入れ者数［隔年］ p. 75
- 学年別人数［隔年］ p. 75

＜４－Ｆ　入学前の既修得単位等の認定＞

- 入学前の既修得単位の認定制度を設けている大学［隔年］ p. 76

＜４－Ｇ　学修歴証明書のデジタル化の状況＞

- 学修歴証明書等のデジタル化を実施している大学［毎年］ p. 77
- デジタル化の実施方法［毎年］ p. 77

＜４－Ｈ　情報公表の状況＞

- 公表を行った教育研究活動等の情報［毎年］ p. 79

５．社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組

＜５－Ａ　社会人の入学に関する特別な措置の状況＞

- 社会人入学向けの特別な募集枠を設けている大学［毎年］ p. 81，p. 82
- 特別な募集枠での社会人の受入れ者数［毎年］ p. 81，p. 82
- 社会人入学に際する特別な配慮等を実施している大学［毎年］ p. 81，p. 82

＜５－Ｂ　科目等履修生の受入状況＞

- 科目等履修生制度を置く大学［隔年］ p. 83
- 科目等履修生の受入れ者数［隔年］ p. 84
- 内訳［隔年］ p. 84

＜５－Ｃ　リカレント教育実施体制の状況＞

- リカレント教育を全学的に推進する組織を設置している大学［毎年］ p. 85
- 大学の方針や中長期目標にリカレント教育実施を位置付けている大学［毎年］ p. 85

＜５－Ｄ　履修証明プログラムの実施状況＞

- 履修証明プログラムを開設している大学［毎年］ p. 86
- 履修証明プログラムの分野・テーマ［毎年］ p. 87
- 履修証明プログラム総開設時間［毎年］ p. 88
- 履修証明プログラムの受講者数［毎年］ p. 88
- 履修証明プログラムの受講者数のうち社会人数［毎年］ p. 88
- 履修証明プログラムの証明書交付者数［毎年］ p. 89

＜５－Ｅ　短期のリカレント教育プログラムの実施状況＞

- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学［毎年］ p. 90
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの分野・テーマ［毎年］ p. 91
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの総開設時間［毎年］ p. 91
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの受講者数［毎年］ p. 92
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの受講者のうち社会人数［毎年］ p. 92

＜５－Ｆ　公開講座の実施状況＞

- 公開講座を実施している大学［毎年］ p. 93
- 公開講座の開講総数［毎年］ p. 93
- 実施している公開講座の総数の区分別内訳［毎年］ p. 94
- 公開講座の分野・テーマ［毎年］ p. 94
- 公開講座の受講者数［毎年］ p. 95
- 公開講座の受講者のうち社会人数［毎年］ p. 95

６．教職員の資質向上等の取組状況

＜６－Ａ　スタッフ・ディベロップメントの実施状況＞

- スタッフ・ディベロップメントの実施状況［隔年］ p. 96
- スタッフ・ディベロップメントの対象者［隔年］ p. 96
- スタッフ・ディベロップメントの内容［隔年］ p. 97
- スタッフ・ディベロップメントの参加状況［隔年］ p. 97

＜６－Ｂ　教員の教育面における評価のための工夫等＞

- 教員の教育面における業績評価・顕彰を実施している大学［毎年］ p. 98
- ティーチング・ポートフォリオを導入している大学［毎年］ p. 99

＜６－Ｃ　ハラスメントの防止＞

- ハラスメント等防止の取組を実施している大学［毎年］ p. 101
- ハラスメントに関する窓口・機関の設置［毎年］ p. 101
- 学外機関を活用した窓口の設置［毎年］ p. 102
- 学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組［毎年］ p. 103
- ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組［毎年］ p. 104
- 学内規則等において、ハラスメントに対する処分を明記している大学［隔年］ p. 105
- 学内規則等において、ハラスメント行為者の処分の公表基準を定めている大学［隔年］ p. 105

7．組織運営の活性化

＜７－Ａ　教員等の採用状況＞

- 教員等の採用における基準等［毎年］ p. 106
- テニュアトラック制を導入している大学［毎年］ p. 107
- 令和６年度に採用した教員数［毎年］ p. 109
- 職種別比率［毎年］ p. 110
- 男女比率［毎年］ p. 110
- 令和６年度に採用した教員のうち、公募により採用した教員数［毎年］ p. 110
- 職種別比率［毎年］ p. 111
- 男女比率［毎年］ p. 111
- 令和６年度に採用された教員のうちテニュアトラック制による採用人数［毎年］ p. 111
- 職種別比率［毎年］ p. 112
- 男女比率［毎年］ p. 112

＜７－Ｂ　基幹教員制度の導入状況＞

- 基幹教員制度を導入している大学［毎年］ p. 113

＜７－Ｃ　教職協働に関する取組＞

- 教職協働に関する取組を実施している大学［隔年］ p. 114
- 教職協働に関する取組の分野［隔年］ p. 115
- 「経営会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画している大学［隔年］ p. 116
- 「教学会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画している大学［隔年］ p. 117

＜７－Ｄ　入学者受入れに関する取組＞

- 入学者選抜に関する学内組織の役割・機能［毎年］ p. 119
- 入学者受入れに関する専門家の活用［毎年］ p. 120
- 入学者受入れに関する専門家の属性［毎年］ p. 121
- 入学者受入れに関する専門家の役割・機能［毎年］ p. 122

８．グローバル人材育成と大学の国際化の状況

＜８－Ａ　外国語教育の実施状況＞

- 英語教育に関する取組［毎年］ p. 123
- 外国語教育に関する達成目標を設定している大学［毎年］ p. 124
- 目標達成者数［毎年］ p. 124

＜８－Ｂ　外国語による授業の実施状況＞

- 「外国語による授業」を実施している大学［毎年］ p. 125，p. 126
- 外国語が使用されている授業科目の開講科目数［毎年］ p. 126，p. 127
- 「英語による授業」のみで卒業できる大学数［毎年］ p. 128
- 「英語による授業」のみで卒業できる学部数［毎年］ p. 129
- 「英語による授業」のみで修了できる大学数［毎年］ p. 129
- 「英語による授業」のみで修了できる研究科数［毎年］ p. 130

＜８－Ｃ　国際経験の実施状況＞

- 在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学［毎年］ p. 131，p. 132
- 在学期間中の海外留学者数の目標を設定している大学［毎年］ p. 133
- 在学期間中の国内での国際経験を必修化している大学［新規］ p. 134，p. 135

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

- 海外の大学との大学間交流協定を締結している大学［毎年］ p. 136
- 地域別内訳［毎年］ p. 136
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換を実施している大学［毎年］ p. 137
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換実績（学生数）［毎年］ p. 137
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施している大学［毎年］ ... p. 138
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー実績（学生数）［毎年］ p. 138
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくジョイント・ディグリーを実施している大学［毎年］ p. 139
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくジョイント・ディグリー実績（学生数）［毎年］ ... p. 139
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流を実施している大学［毎年］ p. 140
- 大学間で実施したオンラインの取組の参加人数［毎年］ p. 140
- 海外の大学との大学間交流協定の内容［毎年］ p. 141

＜８－Ｅ　海外における拠点＞

- 海外に拠点を設置している大学［毎年］ p. 143
- 地域別内訳［毎年］ p. 143
- １年間の合計勤務日数（職員数）［毎年］ p. 143
- 活動内容［毎年］ p. 144
- 大学設置基準第 58 条又は大学院設置基準第 45 条に基づいた拠点をもつ大学［毎年］ p. 144

＜８－Ｆ　留学生が入居できる学生寮の設置＞

- 留学生が入居できる学生寮を設置している大学［新規］ p. 145
- 留学生が入居できる学生寮に日本人学生も入寮できる機会を設けている大学［新規］ p. 145

＜８－Ｇ　大学の国際化推進の状況＞

- 任期を定めない正規雇用の職員数　［新規］ p. 146
- 主に国際業務に従事している職員数［新規］ p. 146
- 任期を定めない正規雇用の職員以外で主に国際業務に従事する職員数［新規］ p. 146
- 大学の国際化推進の体制整備に関する課題［新規］ p. 147
- 留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定をしている大学［新規］ p. 148

１．三つの方針に基づいた点検等の状況

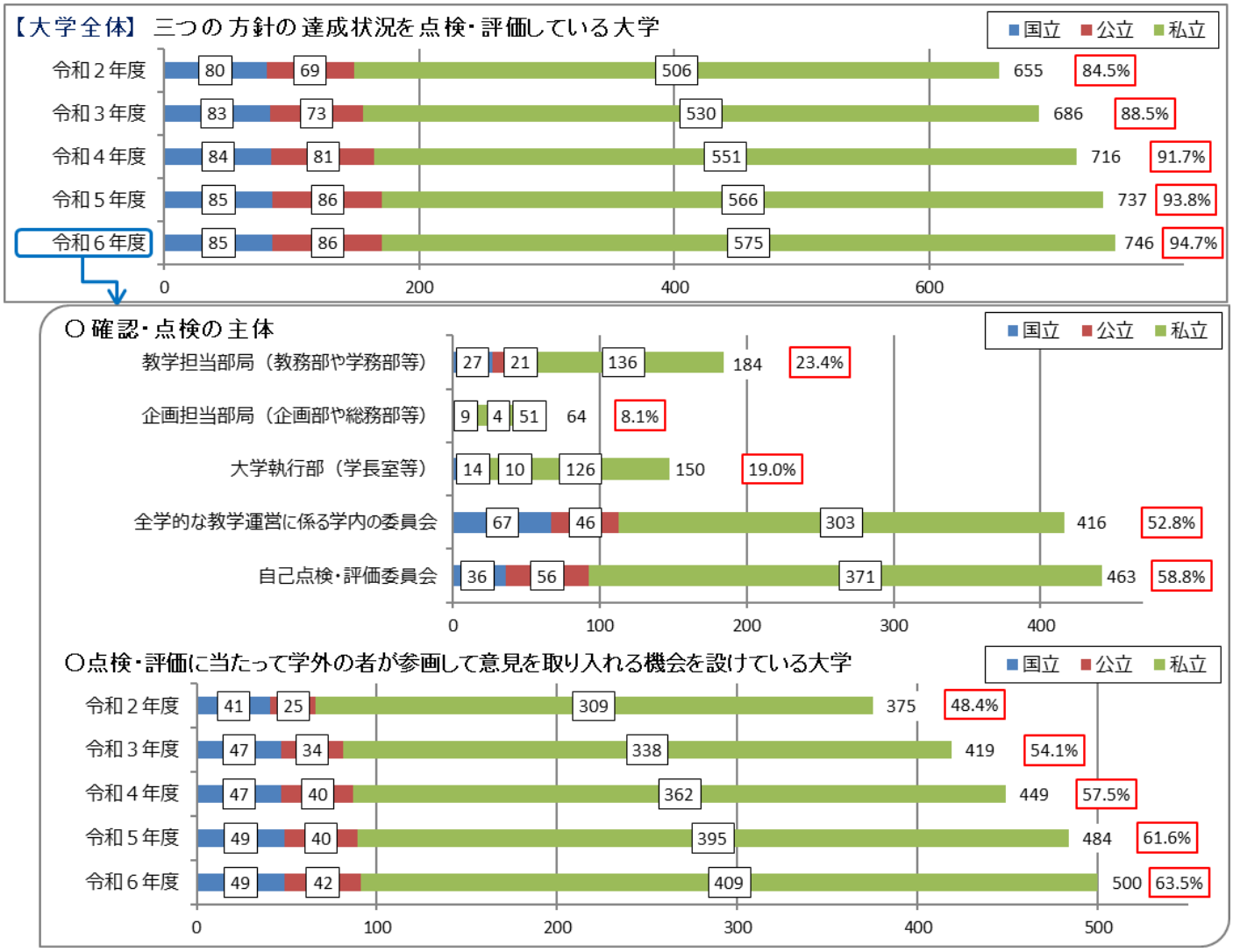
＜１－Ａ　三つの方針に基づく大学教育の点検状況＞

①　三つの方針の達成状況を点検・評価している大学

令和２年度において、三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の達成状況を大学全体で点検・評価していると回答したのは 655 大学（84.5%）、令和６年度では 746 大学（94.7%）であった。

三つの方針の達成状況の確認・点検の主体は「自己点検・評価委員会」と回答した大学の割合が最も高く 463 大学（58.8%）、「企画担当部局（企画部や総務部等）」と回答した大学の割合が最も低く 64 大学（8.1%）であった。

また、令和２年度において、点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けていると回答したのは 375 大学（48.4%）、令和６年度では 500 大学（63.5%）であった。

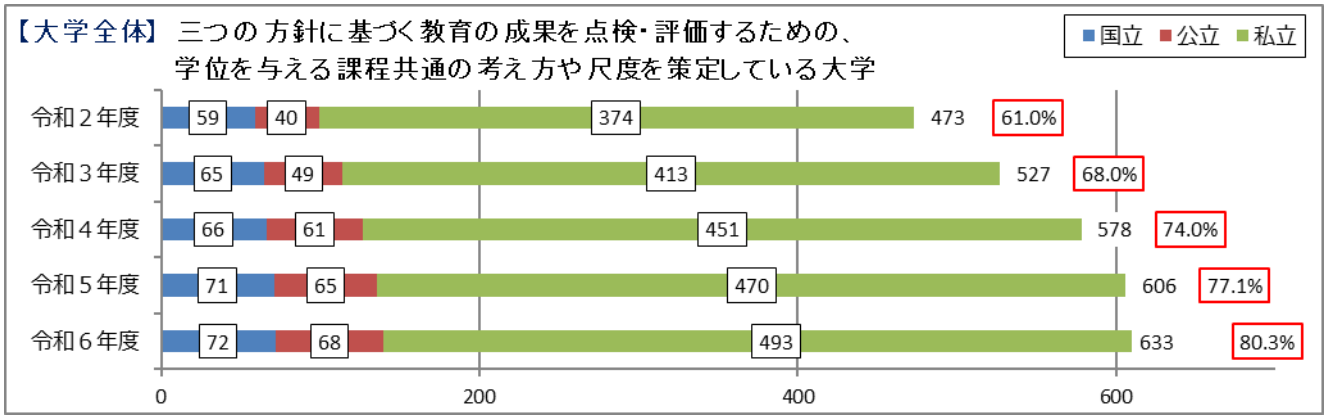


- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、三つの方針の達成状況の点検・評価を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した大学を集計。
 下のグラフでは、選択肢「行っている」と回答した大学を対象に、確認・点検の主体についての内訳、及び学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けているかについて回答した大学を集計。

＜１－Ａ　三つの方針に基づく大学教育の点検状況＞

②　三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定している大学

令和２年度において、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を大学全体で策定していると回答したのは 473 大学（61.0%）、令和６年度では 633 大学（80.3%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定しているかについて、選択肢「策定している」と回答した大学を集計。

学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度：

「教学マネジメント指針」（令和２年１月中央教育審議会大学分科会）における「アセスメントプラン」であり、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成 24 年８月 28 日中央教育審議会答申）17 ページでは「アセスメント・ポリシー」と表記されていたものである。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf

２．教育内容の改善の状況

＜２－Ａ　カリキュラム編成上の工夫＞

①　カリキュラム編成上の工夫の具体的な取組

令和６年度では、カリキュラム編成上の工夫の具体的な取組として、実施割合の高いものから順に、以下の３項目が主な取組として実施されている。

- 能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行っている（744 大学，約 97%）
- シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定している（708 大学，約 93%）
- 大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している（696 大学，91%）

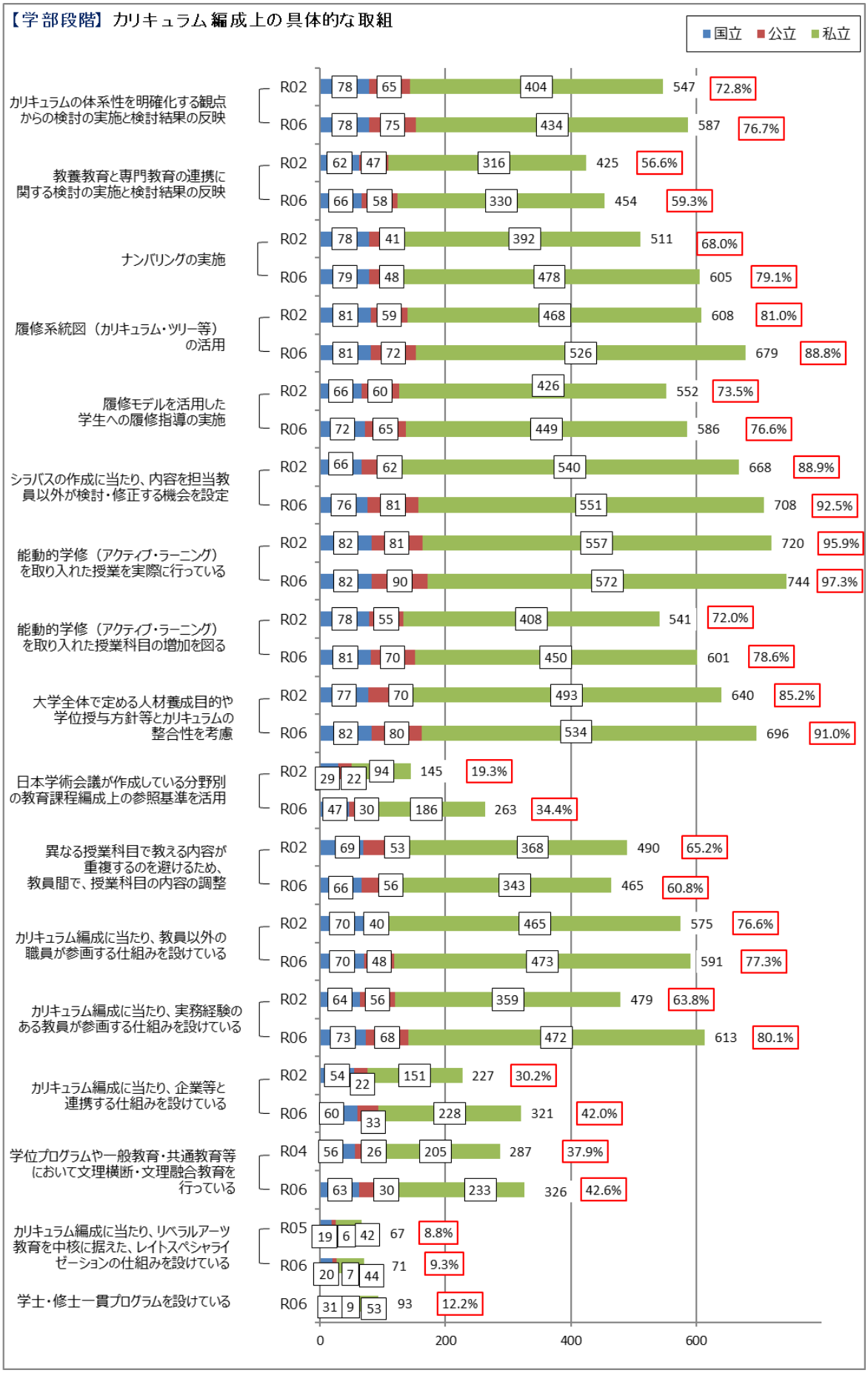
一方、実施割合の低いものから順に、以下の３項目が挙げられる。

- カリキュラム編成に当たり、リベラルアーツ教育を中核に据えた、レイトスペシャライゼーションの仕組みを設けている（71 大学，約９％）
- 学士・修士一貫プログラムを設けている（93 大学，約 12%）
- 日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用（263 大学，約 34%）

過年度の数値と比較したところ、以下の取組において±10 ポイント以上の差が見られる。

- ナンバリングの実施（令和２年度は 68%、令和６年度は約 79%）
- 日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用（令和２年度は約 19%、令和６年度は約 34%）
- カリキュラム編成に当たり、実務経験のある教員が参画する仕組みを設けている（令和２年度は約 63%、令和６年度は約 80%）
- カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている（令和２年度は約 30%、令和６年度は 42%）

※ただし、「カリキュラム編成に当たり、リベラルアーツ教育を中核に据えた、レイトスペシャライゼーションの仕組みを設けている」は令和５年度に、「学士・修士一貫プログラムを設けている」は令和６年度に新設された選択肢であることに留意。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、カリキュラム編成上の具体的な取組の各項目において、回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

ナンバリング：
カリキュラムの体系性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること。

履修系統図（カリキュラム・ツリー等）：
ここでは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示すことにより、授業科目の体系的な履修を促すことを目的とした図を指す。

能動的学修（アクティブ・ラーニング）：
教員の一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学修法を指す。発見学修、問題解決学修、体験学修、調査学修等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効な方法とされている。

文理横断・文理融合教育：
人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を指す。

レイトスペシャライゼーション：
大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラムを指す。

＜２－Ｂ　多様な授業科目の実施状況＞

①　各科目の開講状況

令和６年度では、各科目の開講状況として、開講割合の高いものから順に、以下の３項目が挙げられる。

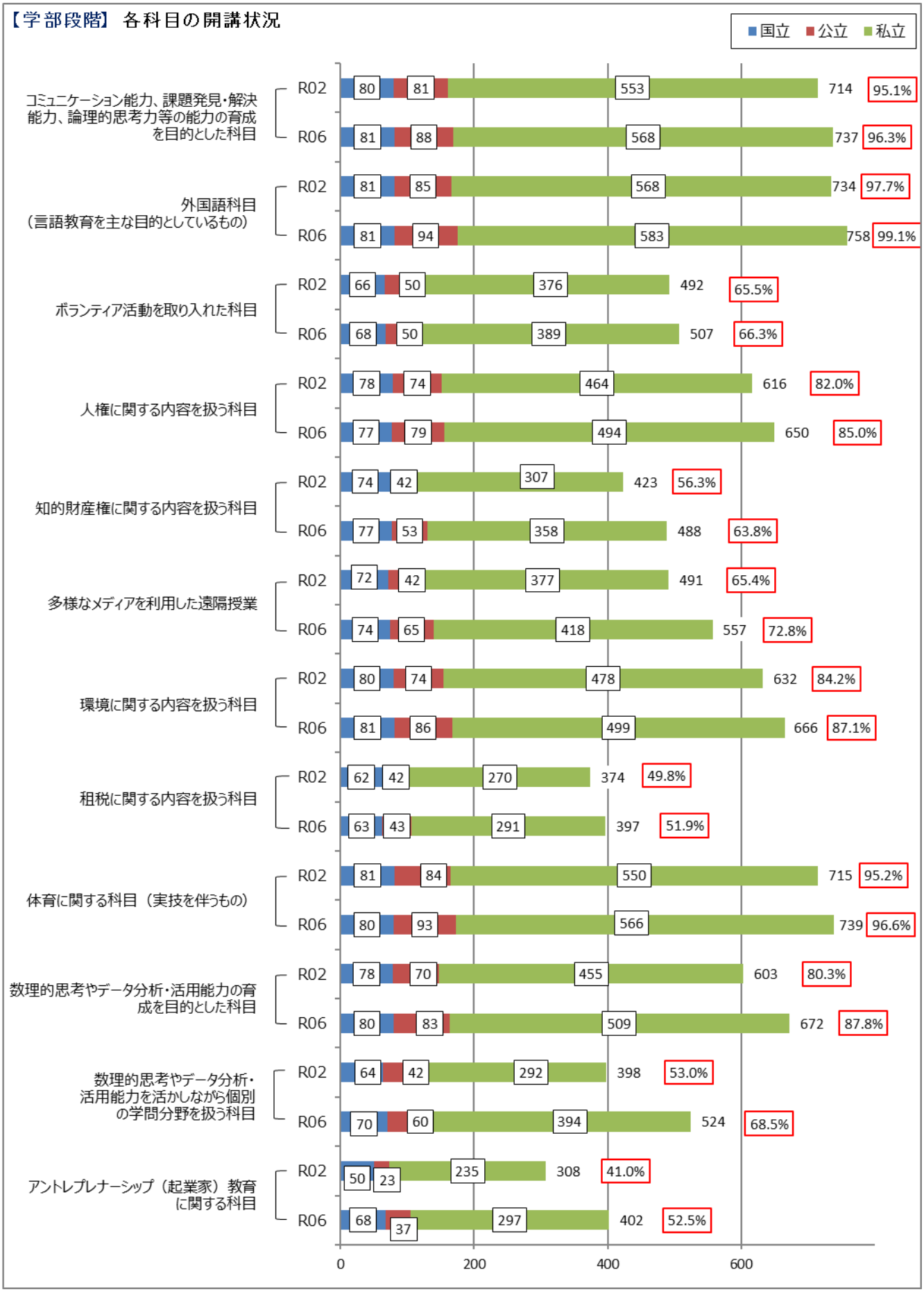
- 外国語科目（言語教育を主な目的としているもの）（758 大学，約 99%）
- 体育に関する科目（実技を伴うもの）（739 大学，約 97%）
- コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力の育成を目的とした科目（737 大学，96%）

一方、開講割合の低いものから順に、以下の３項目が挙げられる。

- 租税に関する内容を扱う科目（397 大学，52%）
- アントレプレナーシップ（起業家）教育に関する科目（402 大学，約 53%）
- 知的財産権に関する内容を扱う科目（488 大学，約 64%）

過年度の数値と比較したところ、以下の科目において±10 ポイント以上の差が見られる。

- 数理的思考やデータ分析・活用能力を活かしながら個別の学問分野を扱う科目（令和２年度は 53%、令和６年度は約 69%）
- アントレプレナーシップ（起業家）教育に関する科目（令和２年度は 41%、令和６年度は約 53%）



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、各科目の開講状況の各項目において、回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜２－Ｂ　多様な授業科目の実施状況＞

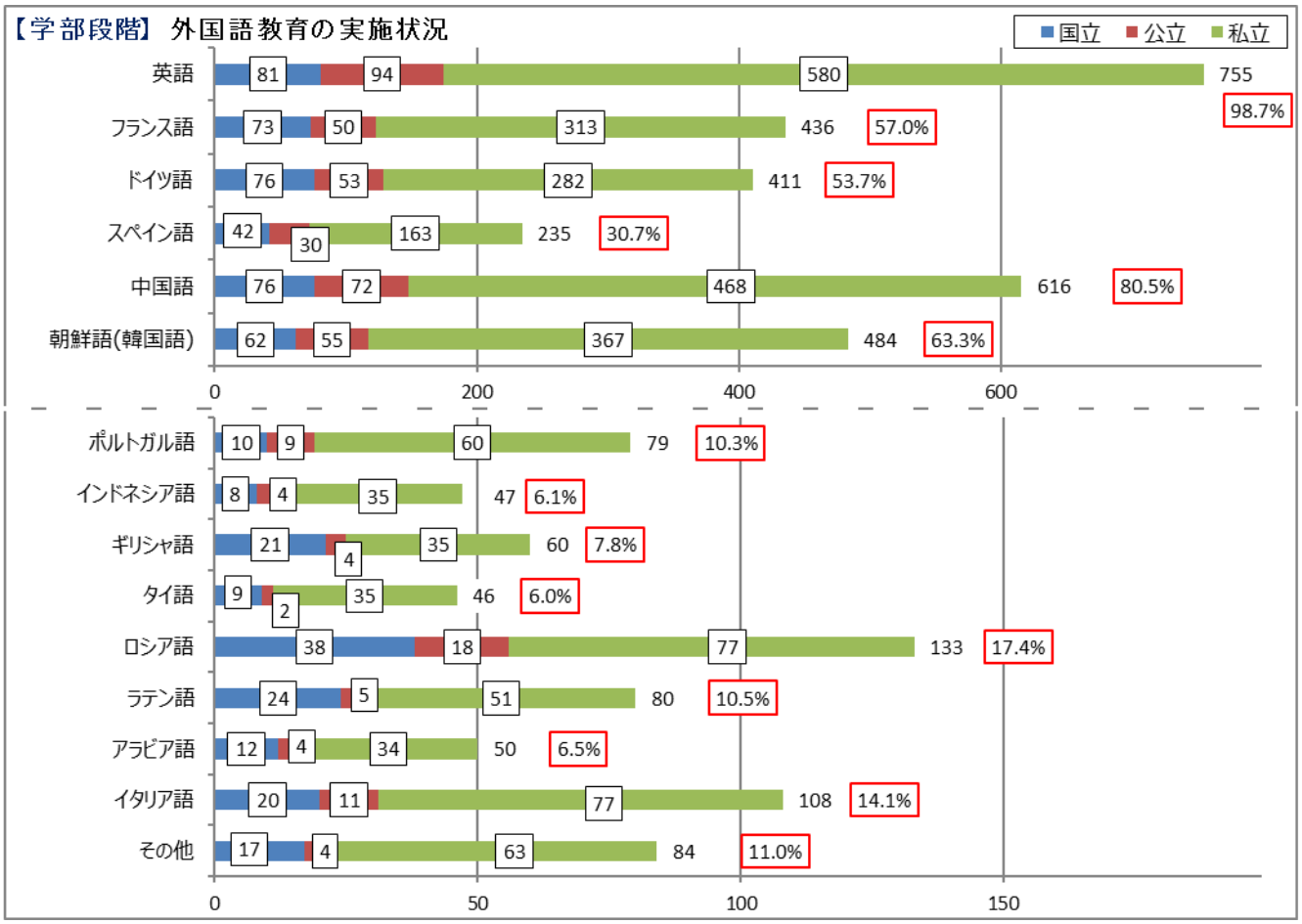
②　外国語教育の実施状況

令和６年度では、外国語教育の実施状況として実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 英語（755 大学，98.7%）
- 中国語（616 大学，80.5%）
- 朝鮮語（韓国語）（484 大学，63.3%）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- タイ語（46 大学，6.0%）
- インドネシア語（47 大学，6.1%）
- アラビア語（50 大学，6.5%）



- 多様な授業科目の実施状況について、選択肢「外国語科目（言語教育を主な目的としているもの）」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的に実施している外国語教育を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜２－Ｂ　多様な授業科目の実施状況＞

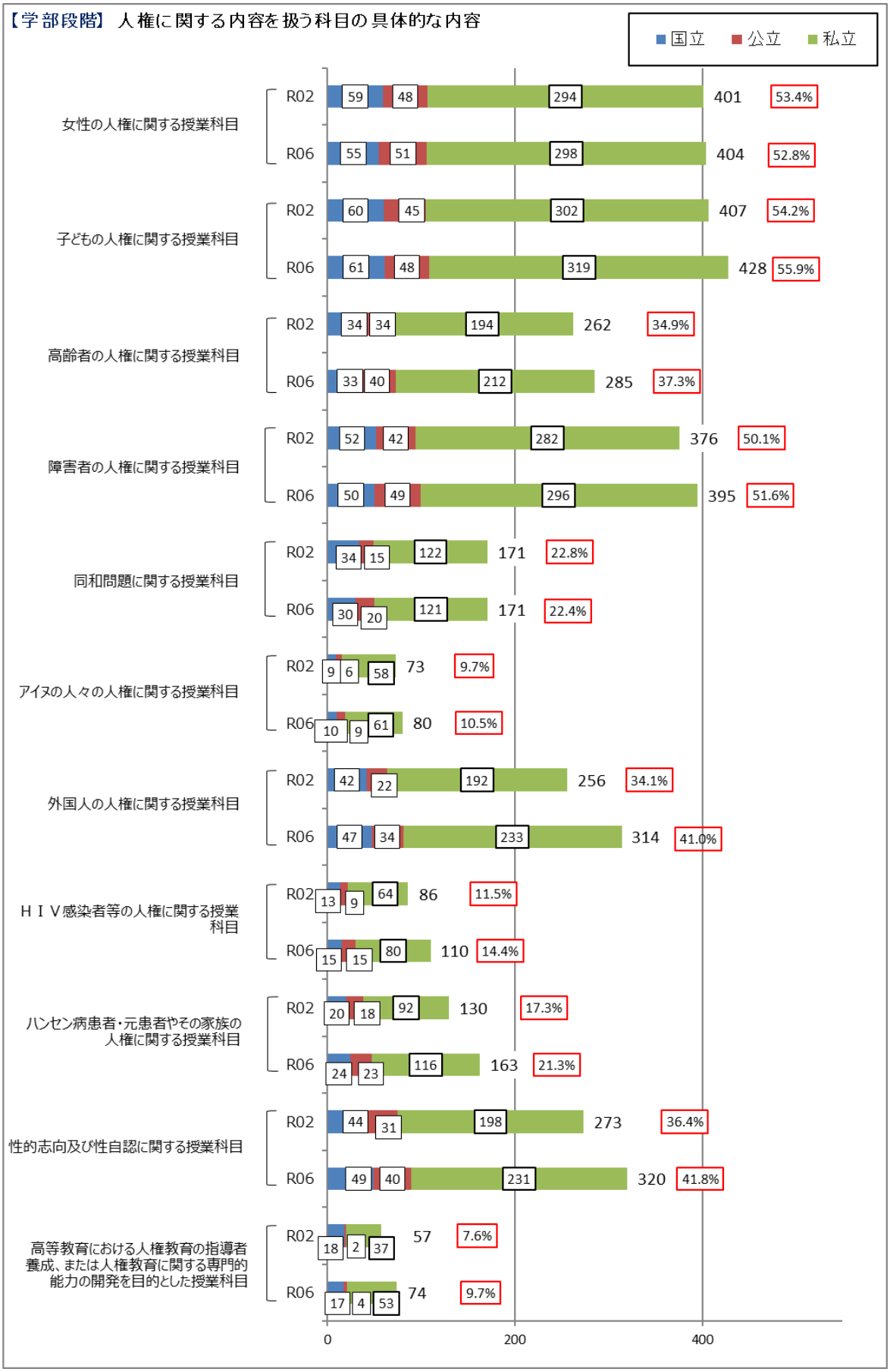
③　人権に関する内容を扱う科目の具体的な内容

令和６年度では、各科目の開講状況として実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 子どもの人権に関する授業科目（428 大学，55.9%）
- 女性の人権に関する授業科目（404 大学，52.8%）
- 障害者の人権に関する授業科目（395 大学，51.6%）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 高等教育における人権教育の指導者養成、または人権教育に関する専門的能力の開発を目的とした授業科目（74 大学，9.7%）
- アイヌの人々の人権に関する授業科目（80 大学，10.5%）
- ＨＩＶ感染者等の人権に関する授業科目（110 大学，14.4%）



- 多様な授業科目の実施状況について、選択肢「人権に関する内容を扱う科目」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的に扱っている内容を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜２－Ｃ　キャリア教育の取組＞

①　教育課程内でのキャリア教育の実施状況

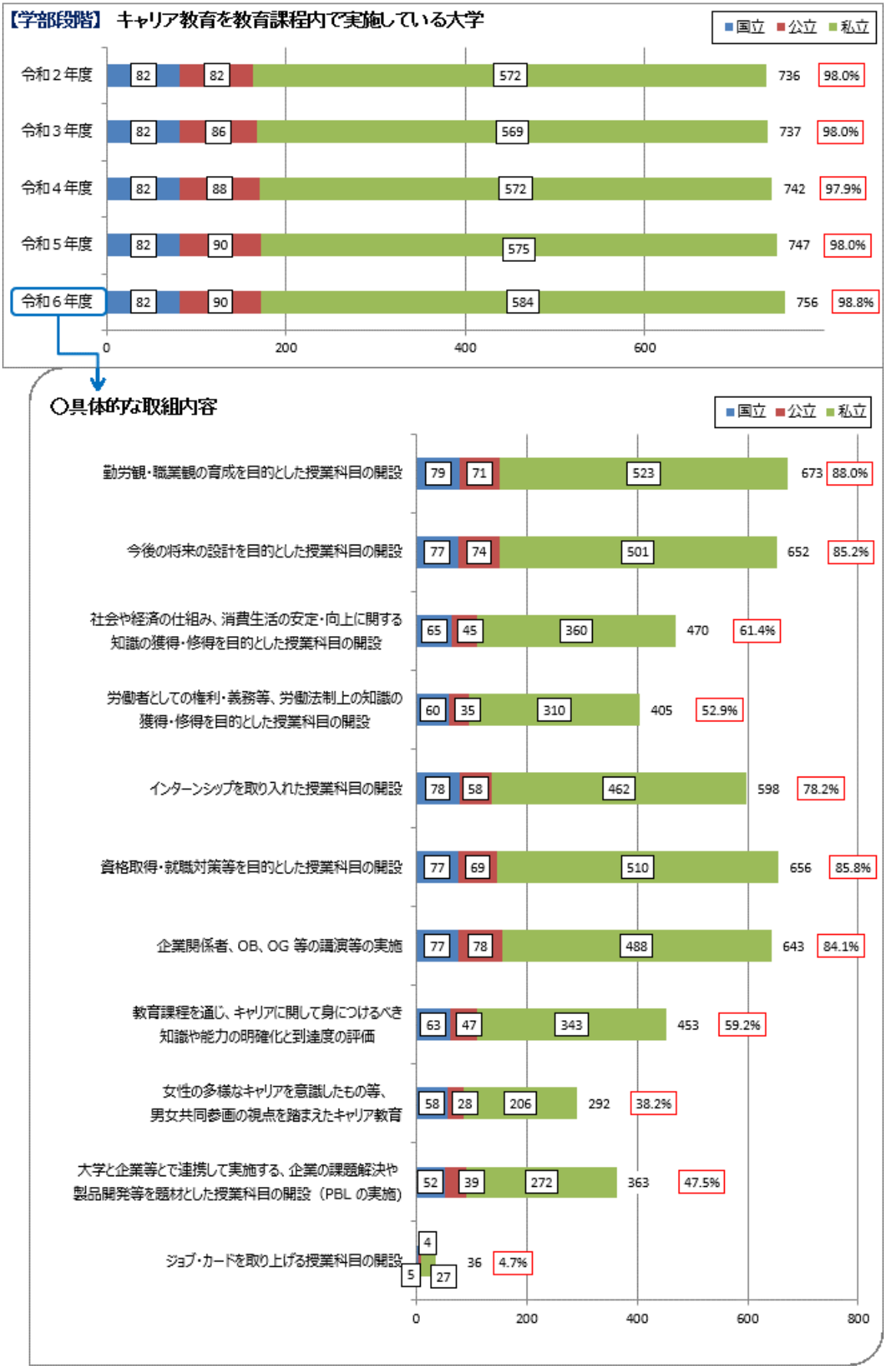
令和６年度において、キャリア教育を教育課程内で実施していると回答したのは 756 大学（98.8%）であった。

また、具体的な取組内容として、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設（673 大学，88.0%）
- 資格取得・就職対策等を目的とした授業科目の開設（656 大学，85.8%）
- 今後の将来の設計を目的とした授業科目の開設（652 大学，85.2%）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- ジョブ・カードを取り上げる授業科目の開設（36 大学，4.7%）
- 女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育（292 大学，38.2%）
- 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（ＰＢＬの実施）（363 大学，47.5%）



- 上のグラフでは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、教育課程内でキャリア教育を実施しているかについて、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 また、下のグラフでは、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組内容を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜２－Ｃ　キャリア教育の取組＞

②　教育課程外でのキャリア教育の実施

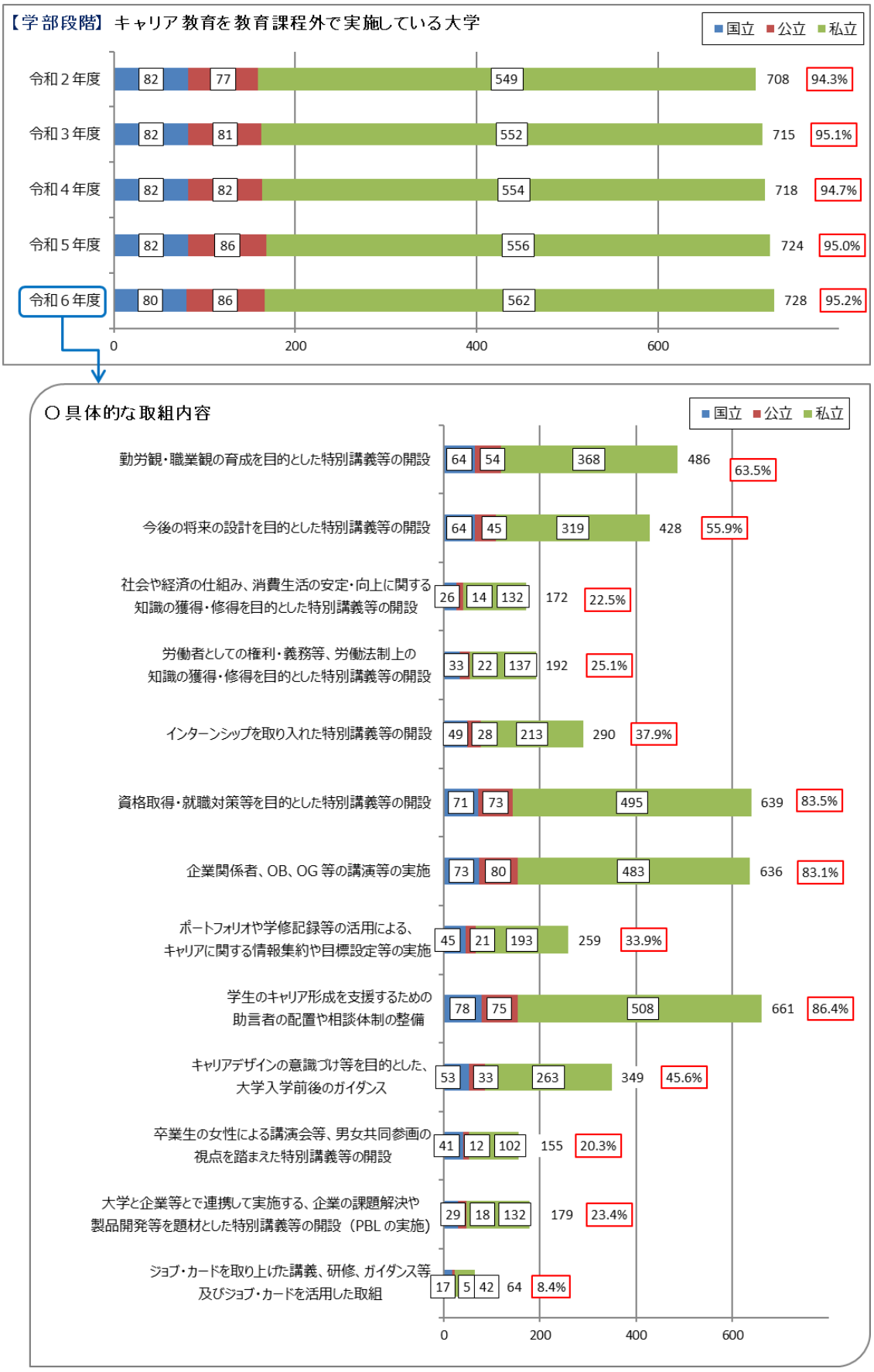
令和６年度において、キャリア教育を教育課程外で実施していると回答したのは 728 大学（95.2%）であった。

また、具体的な取組内容として、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 学生のキャリア形成を支援するための助言者の配置や相談体制の整備（661 大学，86.4%）
- 資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等の開設（639 大学，83.5%）
- 企業関係者、ＯＢ、ＯＧ等の講演等の実施（636 大学，83.1%）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- ジョブ・カードを取り上げた講義、研修、ガイダンス等及びジョブ・カードを活用した取組（64 大学，8.4%）
- 卒業生の女性による講演会等、男女共同参画の視点を踏まえた特別講義等の開設（155 大学，20.3%）
- 社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした特別講義等の開設（172 大学，22.5%）

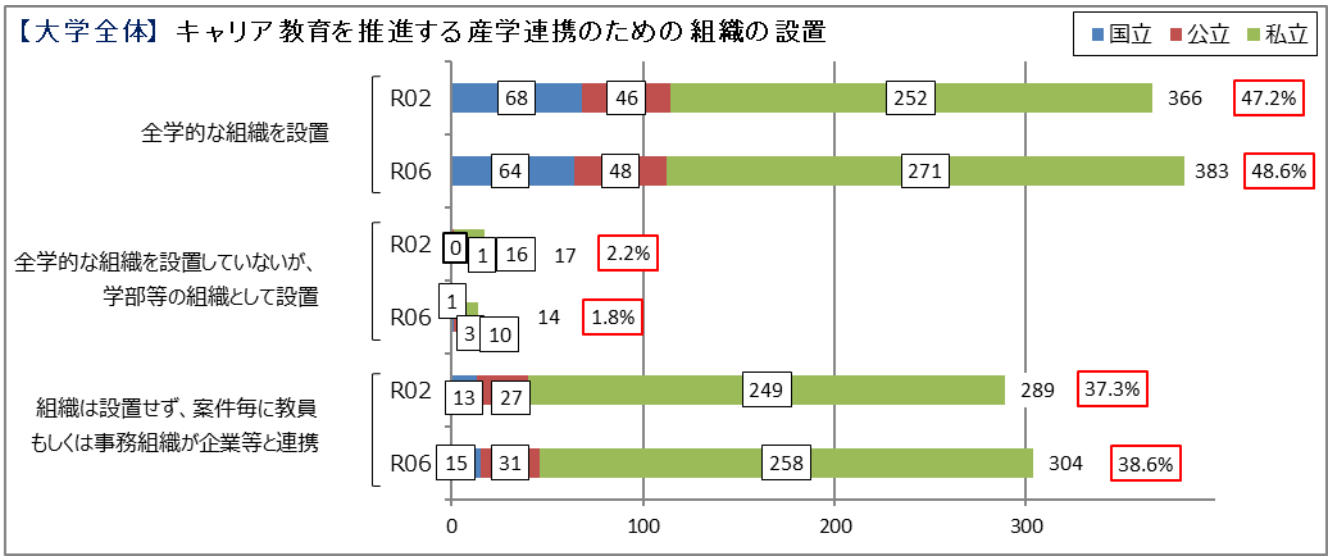


- 上のグラフでは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、教育課程外でキャリア教育を実施しているかについて、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフでは、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組内容を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜２－Ｃ　キャリア教育の取組＞

③　キャリア教育を推進するための組織

令和６年度では、キャリア教育を推進する産学連携のための組織設置の取組として、「全学的な組織を設置」と回答した大学の割合が最も高く 383 大学（48.6%）、「全学的な組織を設置していないが、学部・研究科等の組織として設置」と回答した大学の割合が最も低く 14 大学（1.8%）であった。



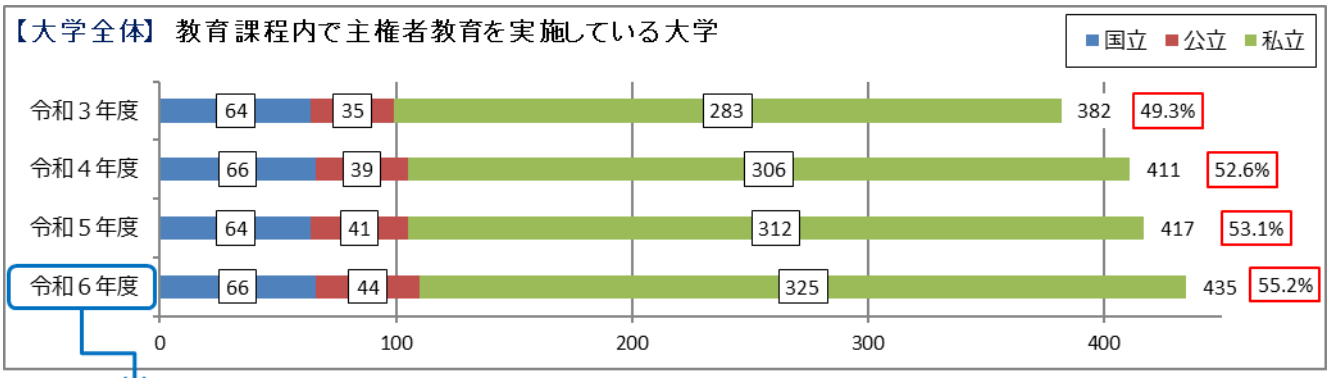
- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、キャリア教育を推進する産学連携のための組織の設置について、各項目に回答した大学を集計。

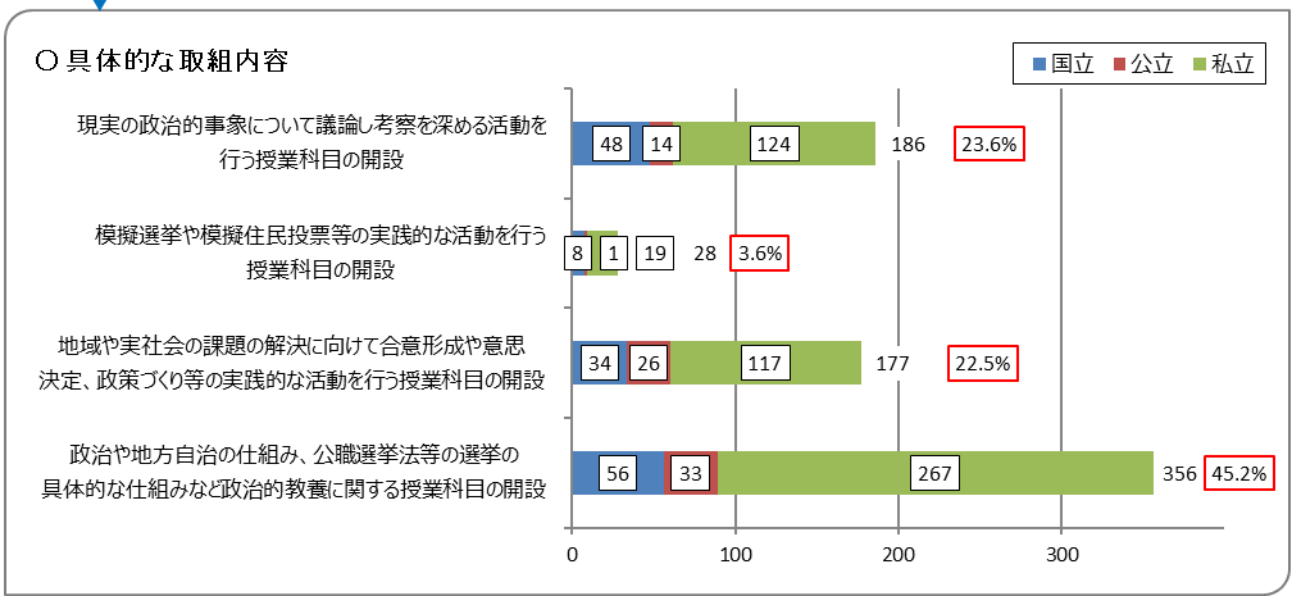
＜２－Ｄ　主権者教育の取組＞

①　教育課程内での主権者教育の実施状況

令和６年度では、教育課程内で主権者教育を実施していると回答したのは 435 大学（55.2%）であった。

また、具体的な取組内容として、「政治や地方自治の仕組み、公職選挙法等の選挙の具体的な仕組みなど政治的教養に関する授業科目の開設」と回答した大学の割合が最も高く 356 大学（45.2%）、「模擬選挙や模擬住民投票等の実践的な活動を行う授業科目の開設」と回答した大学の割合が最も低く 28 大学（3.6%）であった。





- 上のグラフは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教育課程内で主権者教育を実施しているかについて、選択肢「全学的に初年次教育や共通教育等で必修科目として行っている」「全学的に必修科目としてではないが初年次教育や共通教育等で行っている」「一部の学部等で必修科目として行っている」「一部の学部等で必修科目としてではないが行っている」のいずれかに回答した大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「全学的に初年次教育や共通教育等で必修科目として行っている」「全学的に必修科目としてではないが初年次教育や共通教育等で行っている」「一部の学部等で必修科目として行っている」「一部の学部等で必修科目としてではないが行っている」のいずれかに回答した大学を対象に、具体的な取組内容を集計。
- （※）令和３年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

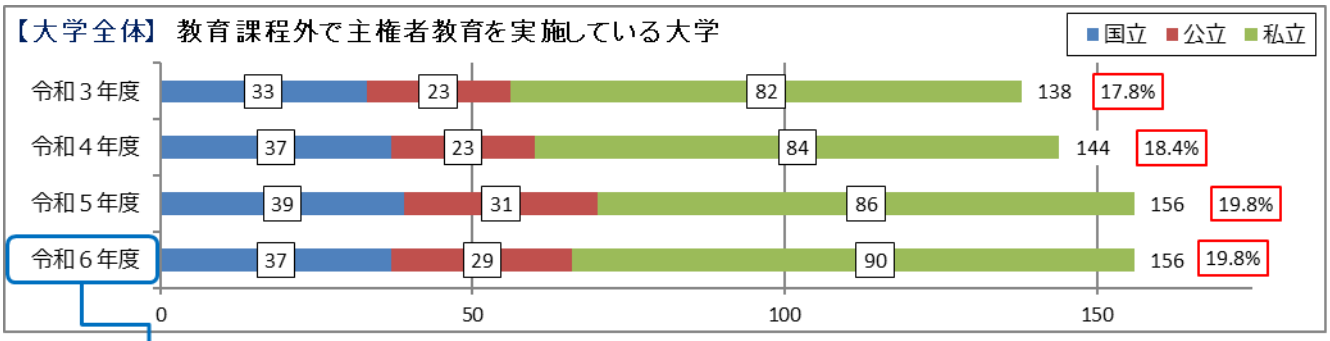
＜２－Ｄ　主権者教育の取組＞

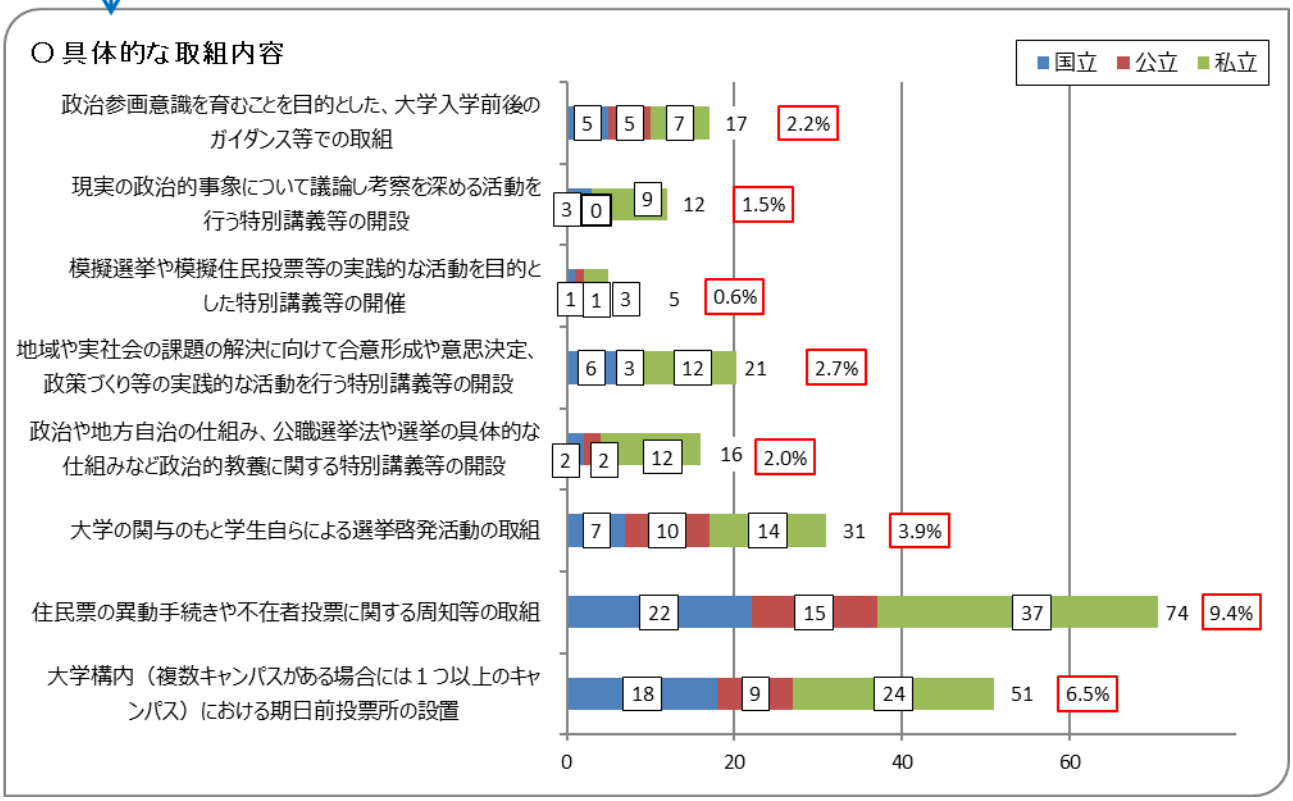
②　教育課程外での主権者教育の実施状況

令和６年度において、教育課程外で主権者教育を実施していると回答したのは 156 大学（19.8%）であった。

また、具体的な取組内容として、実施割合の高いものから順に、「住民票の異動手続きや不在者投票に関する周知等の取組」と回答した大学の割合が最も高く 74 大学（9.4%）、次いで「大学構内（複数キャンパスがある場合には１つ以上のキャンパス）における期日前投票所の設置」と回答した大学が 51 大学（6.5%）であった。

一方、実施割合の低いものから順に、「模擬選挙や模擬住民投票等の実践的な活動を目的とした特別講義等の開催」と回答した大学の割合が最も低く５大学（0.6%）、次いで「現実の政治的事象について議論し考察を深める活動を行う特別講義等の開設」と回答した大学が 12 大学（1.5%）であった。





- 上のグラフは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教育課程外で主権者教育を実施しているかについて、選択肢「行っている」と回答した大学を集計。

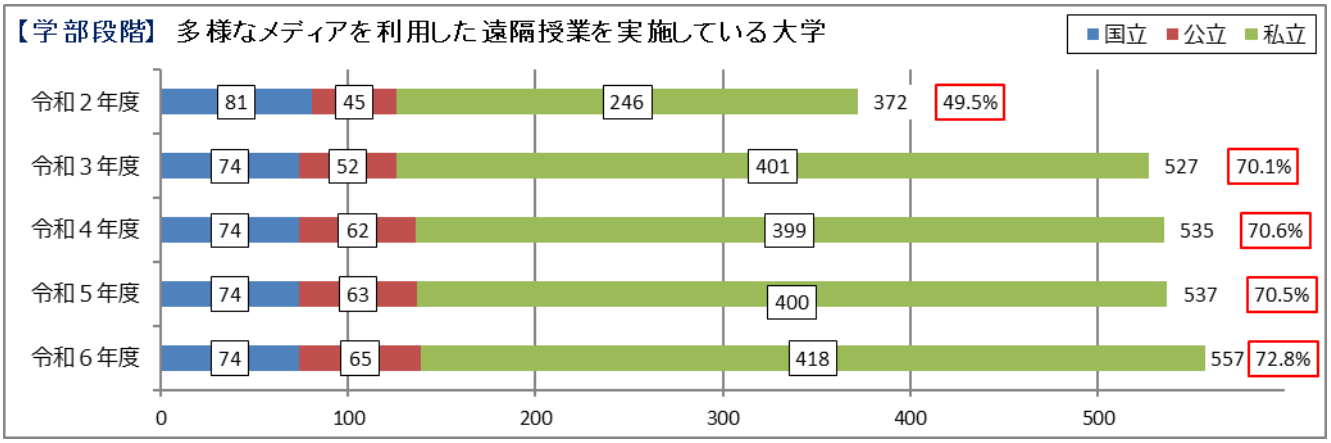
 下のグラフは、選択肢「行っている」と回答した大学を対象に、具体的な取組内容を集計。

 （※）令和３年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

＜２－Ｅ　情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

①　多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

令和２年度において、多様なメディアを利用した遠隔授業を実施していると回答したのは 372 大学（49.5%）、令和６年度では 557 大学（72.8%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、多様な授業科目の実施状況について、選択肢「多様なメディアを利用した遠隔授業」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業：

大学設置基準第 25 条第２項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

＜２－Ｅ　情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

②　情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育の実施状況

○学部段階

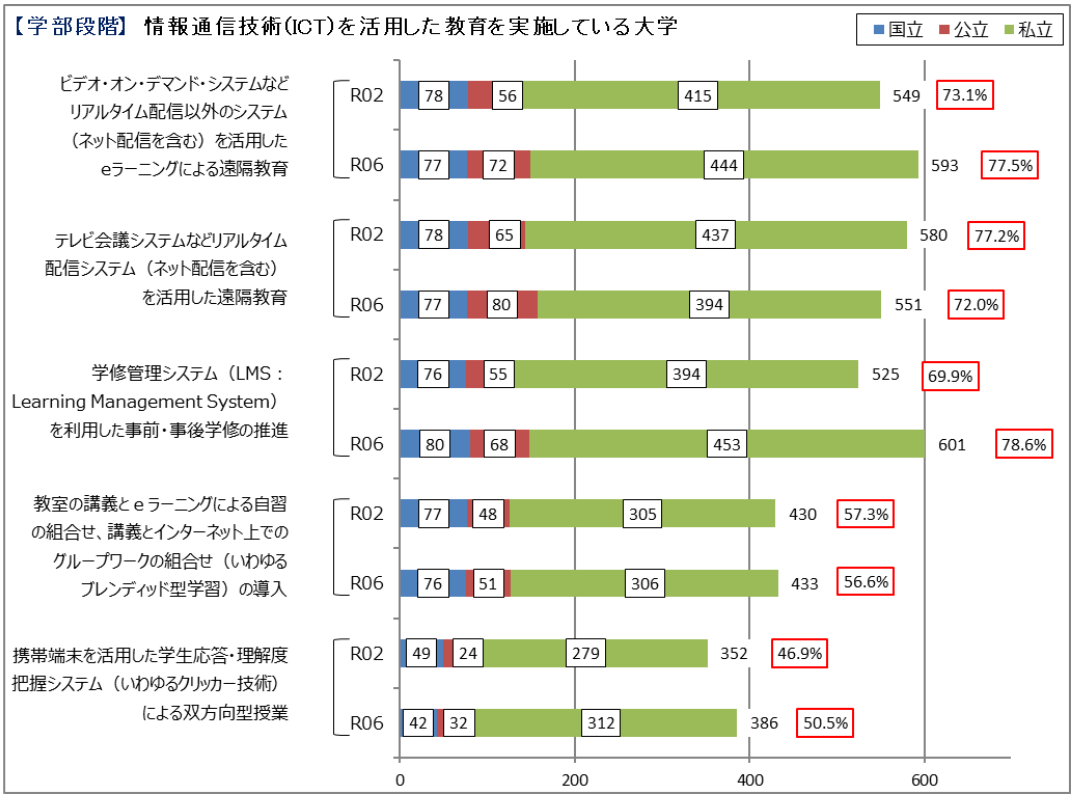
令和６年度では、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育の取組として、「学修管理システム（ＬＭＳ：Learning Management System）を利用した事前・事後学修の推進」と回答した大学の割合が最も高く 601 大学（78.6%）、「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム（いわゆるクリッカー技術）による双方向型授業」と回答した大学の割合が最も低く 386 大学（50.5%）であった。

○研究科段階

令和６年度では、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育の取組として、「テレビ会議システムなどリアルタイム配信システム（ネット配信を含む）を活用した遠隔教育」と回答した大学の割合が最も高く 480 大学（72.3%）、「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム（いわゆるクリッカー技術）による双方向型授業」と回答した大学の割合が最も低く 151 大学（22.7%）であった。

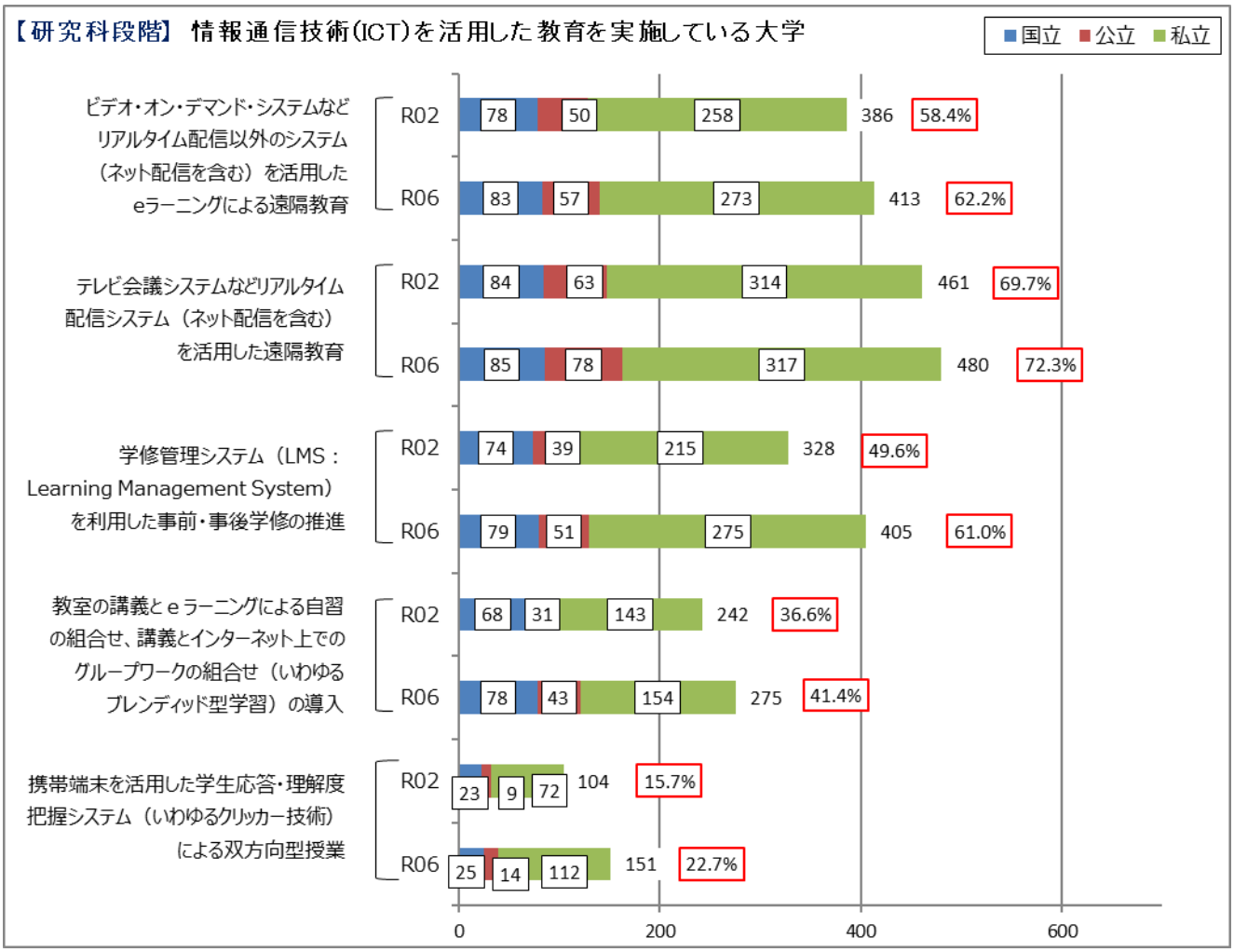
過年度の数値と比較したところ、以下の取組において±10 ポイント以上の差が見られる。

- 学修管理システム（ＬＭＳ：Learning Management System）を利用した事前・事後学修の推進（令和２年度は 49.6%、令和６年度は 61.0%）



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育を実施しているかについて、「実施している」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育を実施しているかについて、「実施している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組を集計。
（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

学修管理システム（ＬＭＳ：Learning Management System）：
ｅラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

ブレンディッド型学習：
教室の講義とｅラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

クリッカー技術：
携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

＜２－Ｅ　情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

③　遠隔授業の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組状況

○学部段階

令和６年度では、遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っていると回答したのは 567 大学（74.1%）であった。

また、具体的な取組内容として、「ＬＭＳやオンライン会議システムに備えられた機能（チャット機能、投票機能、ブレイクアウトルーム機能等）の活用や、グループワーク・ディスカッションの実施等による学生の発言機会ややりとりの確保」と回答した大学の割合が最も高く 454 大学（59.3%）、次いで「遠隔授業についての教員・学生からの相談窓口の設置、学内のＩＣＴ環境を支援する専門組織・人材の整備、遠隔授業に関するマニュアル等の整備等」と回答した大学が 405 大学（52.9%）であった。

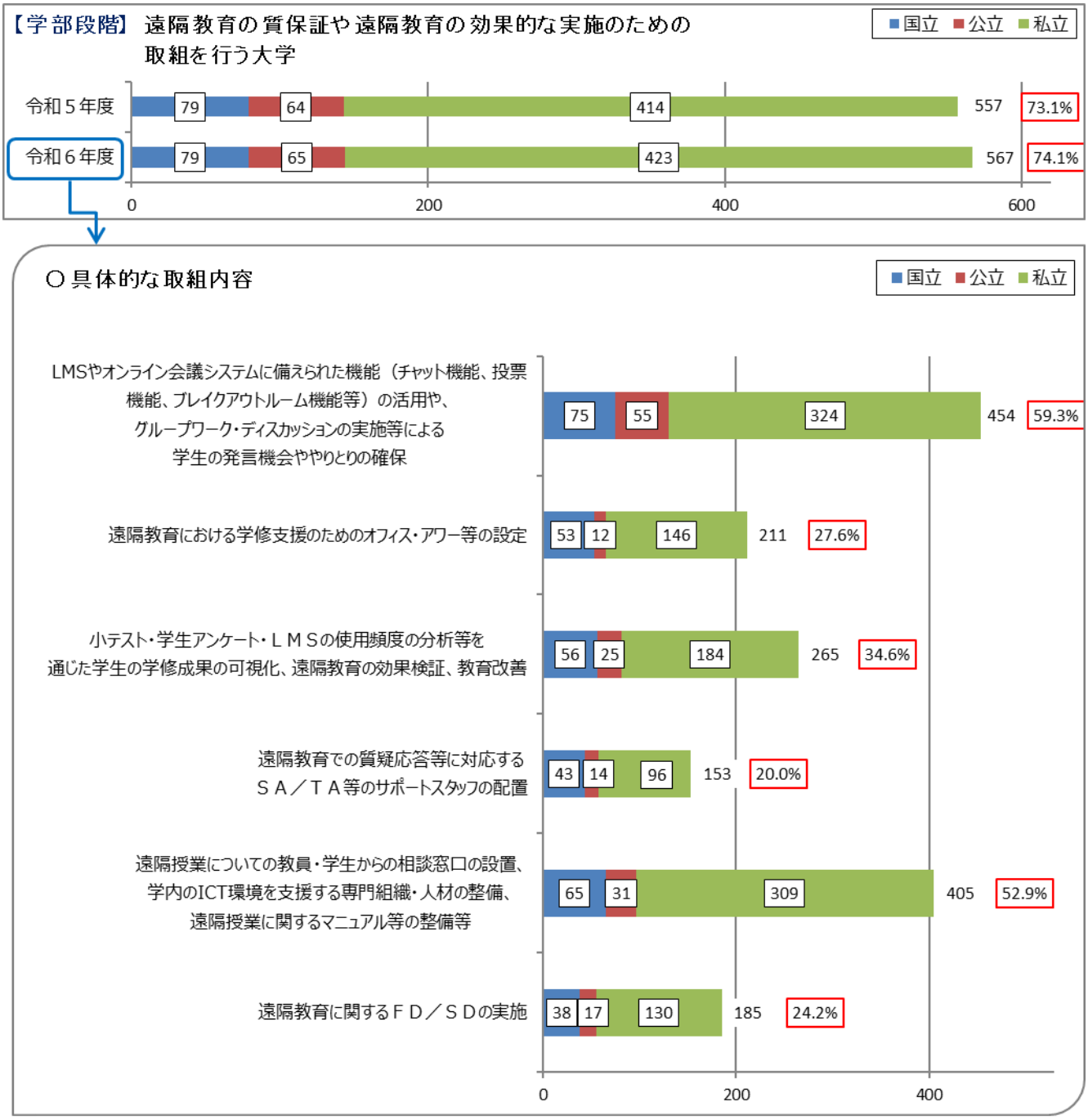
一方、「遠隔教育での質疑応答等に対応するＳＡ／ＴＡ等のサポートスタッフの配置」と回答した大学の割合が最も低く 153 大学（20.0%）、次いで「遠隔教育に関するＦＤ／ＳＤの実施」と回答した大学が 185 大学（24.2%）であった。

○研究科段階

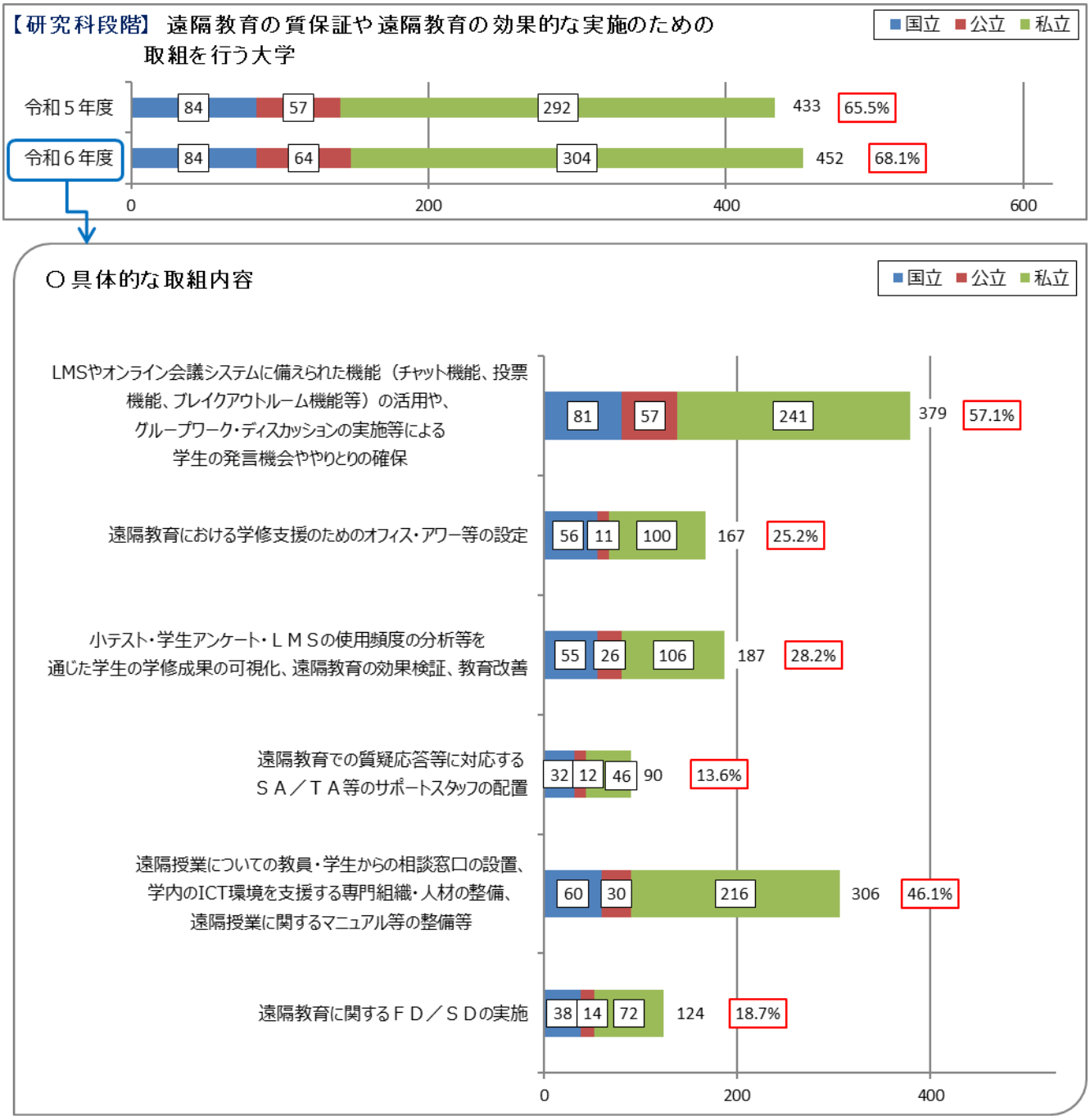
令和６年度では、遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っていると回答したのは 452 大学（68.1%）であった。

また、具体的な取組内容として、「ＬＭＳやオンライン会議システムに備えられた機能（チャット機能、投票機能、ブレイクアウトルーム機能等）の活用や、グループワーク・ディスカッションの実施等による学生の発言機会ややりとりの確保」と回答した大学の割合が最も高く 379 大学（57.1%）、次いで「遠隔授業についての教員・学生からの相談窓口の設置、学内のＩＣＴ環境を支援する専門組織・人材の整備、遠隔授業に関するマニュアル等の整備等」と回答した大学が 306 大学（46.1%）であった。

一方、「遠隔教育での質疑応答等に対応するＳＡ／ＴＡ等のサポートスタッフの配置」と回答した大学の割合が最も低く 90 大学（13.6%）、次いで「遠隔教育に関するＦＤ／ＳＤの実施」と回答した大学が 124 大学（18.7%）であった。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っているかについて、選択肢「実施している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「実施している」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組内容を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っているかについて、選択肢「実施している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「実施している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を対象に、具体的な取組内容を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

＜２－Ｆ　ＡＩ（生成ＡＩを含む。以下同じ。）を活用した教育の実施状況＞

①　授業や試験・レポート等における教員のＡＩ活用状況

○学部段階

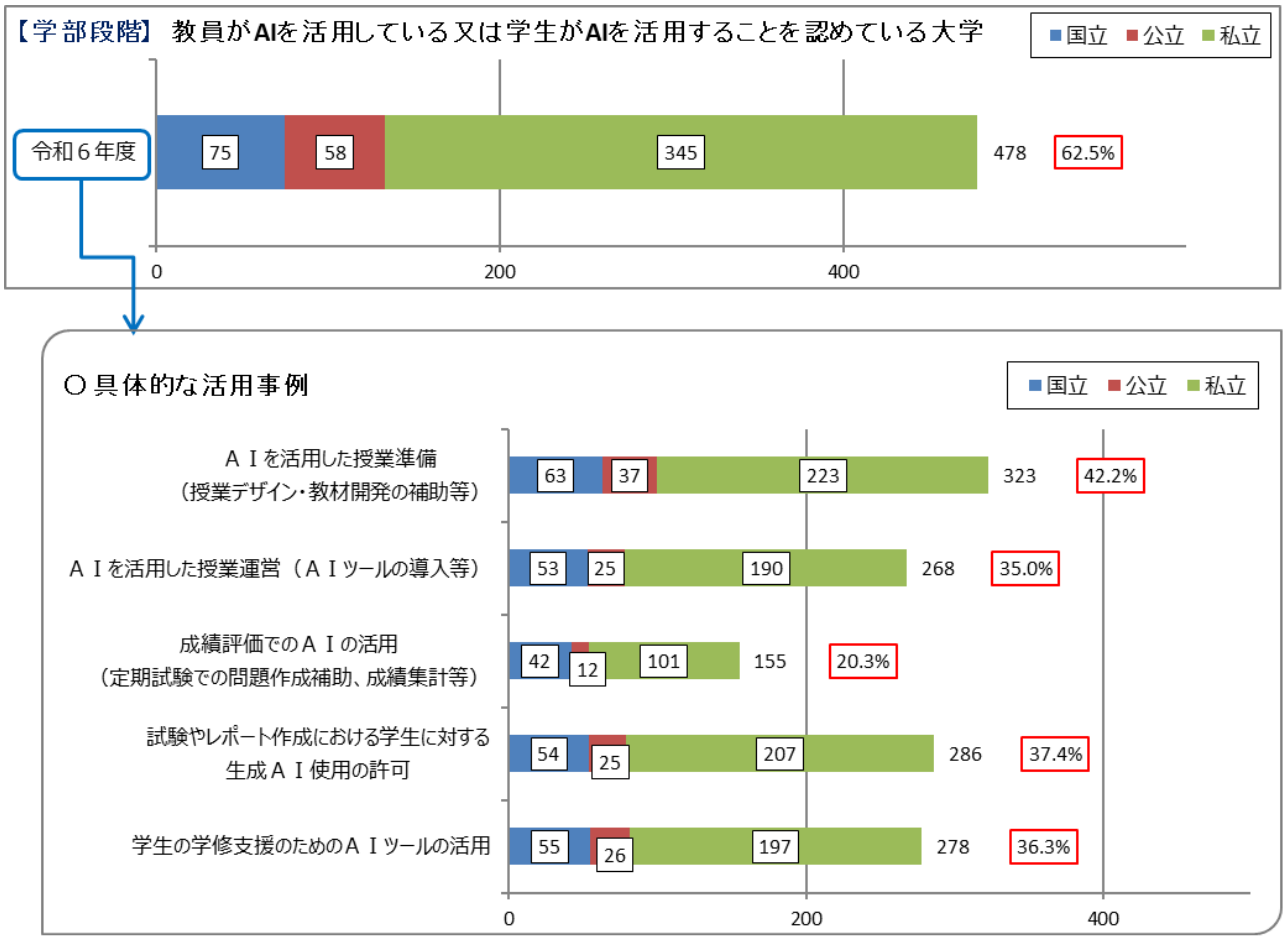
令和６年度では、教員がＡＩを活用している又は学生がＡＩを活用することを認めていると回答したのは 478 大学（62.5%）であった。

また、具体的な活用事例として、「ＡＩを活用した授業準備（授業デザイン・教材開発の補助等）」と回答した大学の割合が最も高く 323 大学（42.2%）、「成績評価でのＡＩの活用（定期試験での問題作成補助、成績集計等）」と回答した大学の割合が最も低く 155 大学（20.3%）であった。

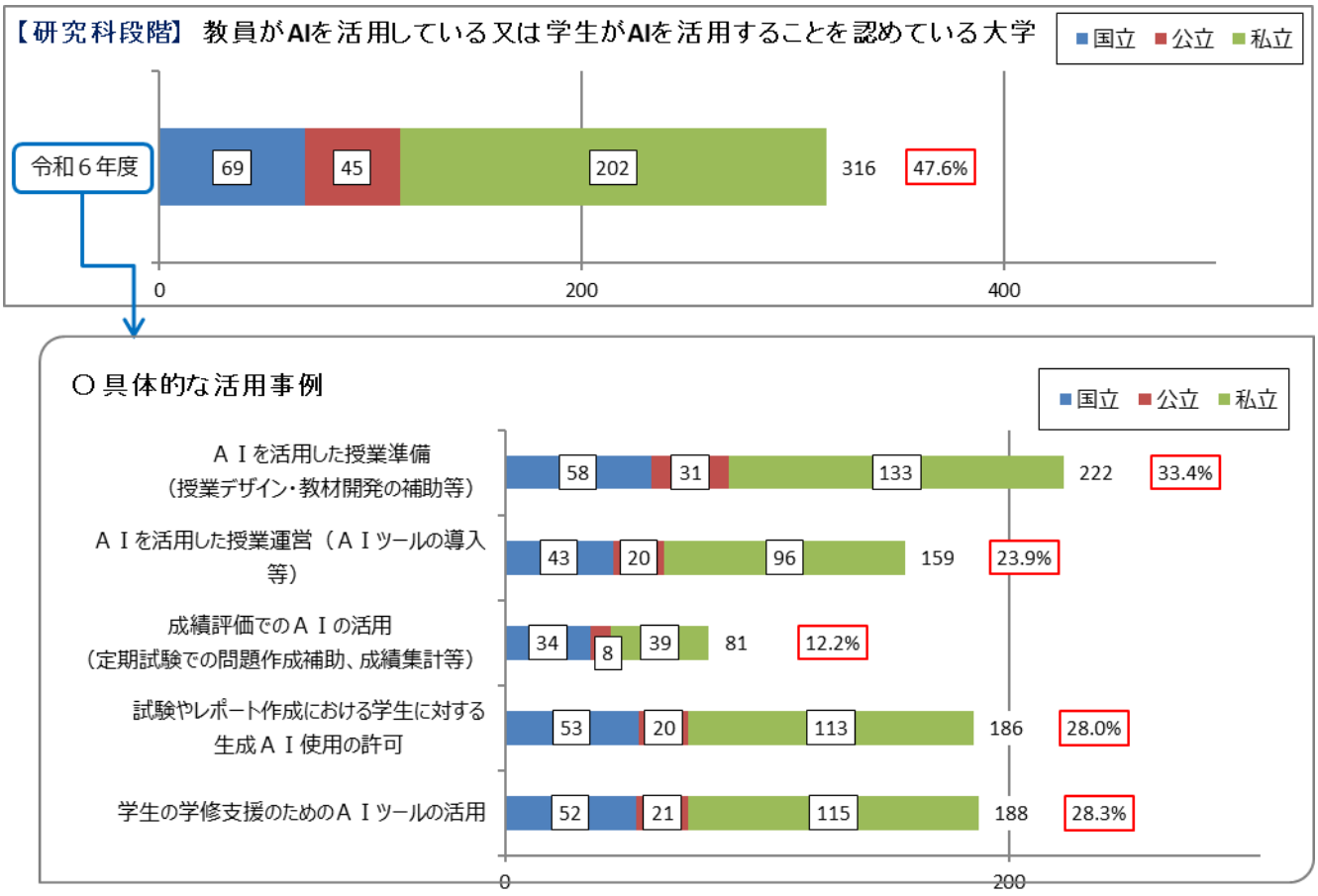
○研究科段階

令和６年度では、教員がＡＩを活用している又は学生がＡＩを活用することを認めていると回答したのは 316 大学（47.6%）であった。

また、具体的な活用事例として、「ＡＩを活用した授業準備（授業デザイン・教材開発の補助等）」と回答した大学の割合が最も高く 222 大学（33.4%）、「成績評価でのＡＩの活用（定期試験での問題作成補助、成績集計等）」と回答した大学の割合が最も低く 81 大学（12.2%）であった。



- 上のグラフは本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、科目ごとの取組として、授業や試験・レポート等において、教員がＡＩを活用している事例又は学生がＡＩを活用することを認めている事例はあるかについて、選択肢「ある」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「ある」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、具体的な活用事例を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、科目ごとの取組として、授業や試験・レポート等において、教員がＡＩを活用している事例又は学生がＡＩを活用することを認めている事例はあるかについて、選択肢「ある」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「ある」と回答した研究科が１つ以上ある大学を対象に、具体的な活用事例を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

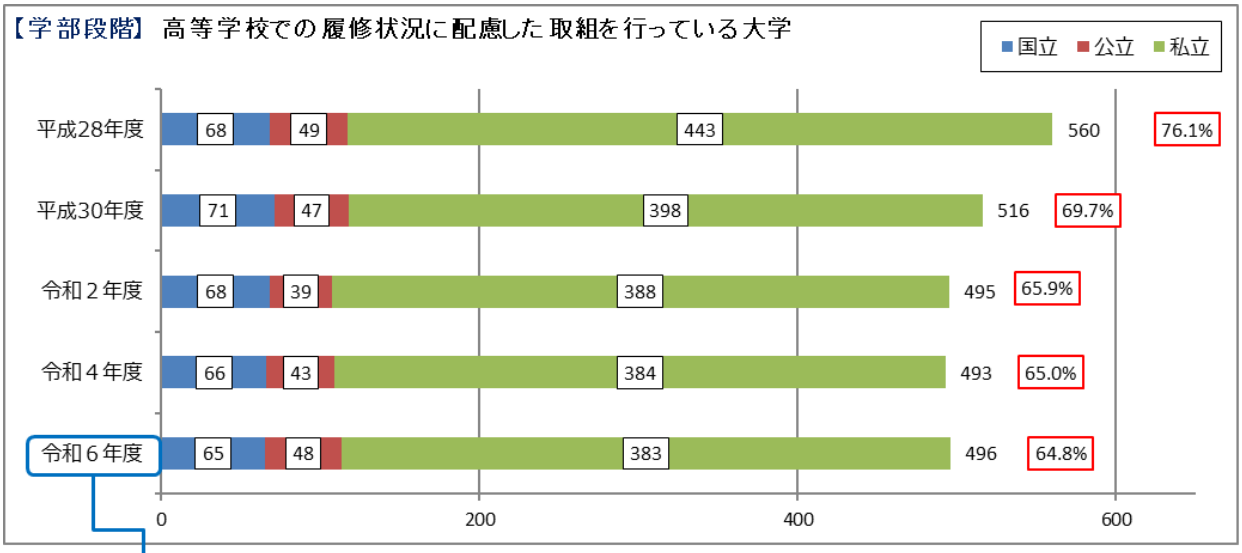
３．教育方法の改善の状況

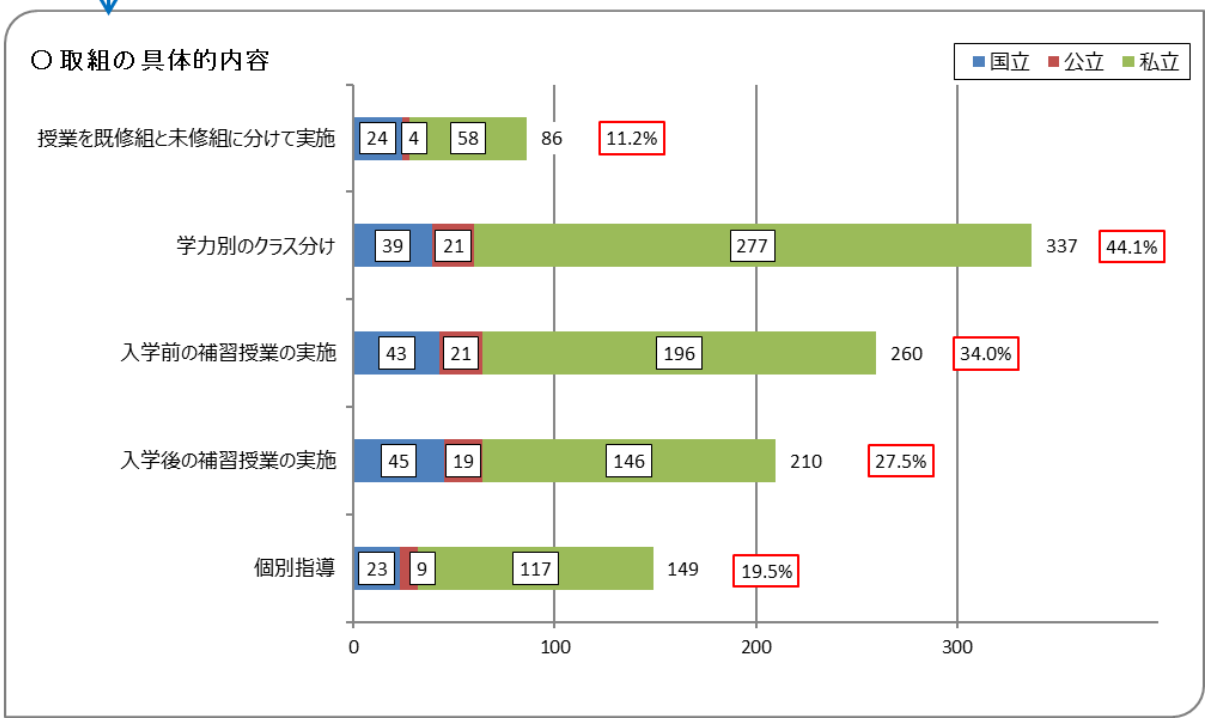
＜３－Ａ　高等学校での履修状況への配慮＞

①　高等学校での履修状況に配慮した取組の実施状況

令和６年度では、高等学校での履修状況に配慮した取組を行っていると回答したのは 496 大学（64.8%）、平成 28 年度では 560 大学（76.1%）であった。

また、具体的な取組内容として、「学力別のクラス分け」と回答した大学の割合が最も高く 337 大学（44.1%）、「授業を既修組と未修組に分けて実施」と回答した大学の割合が最も低く 86 大学（11.2%）であった。





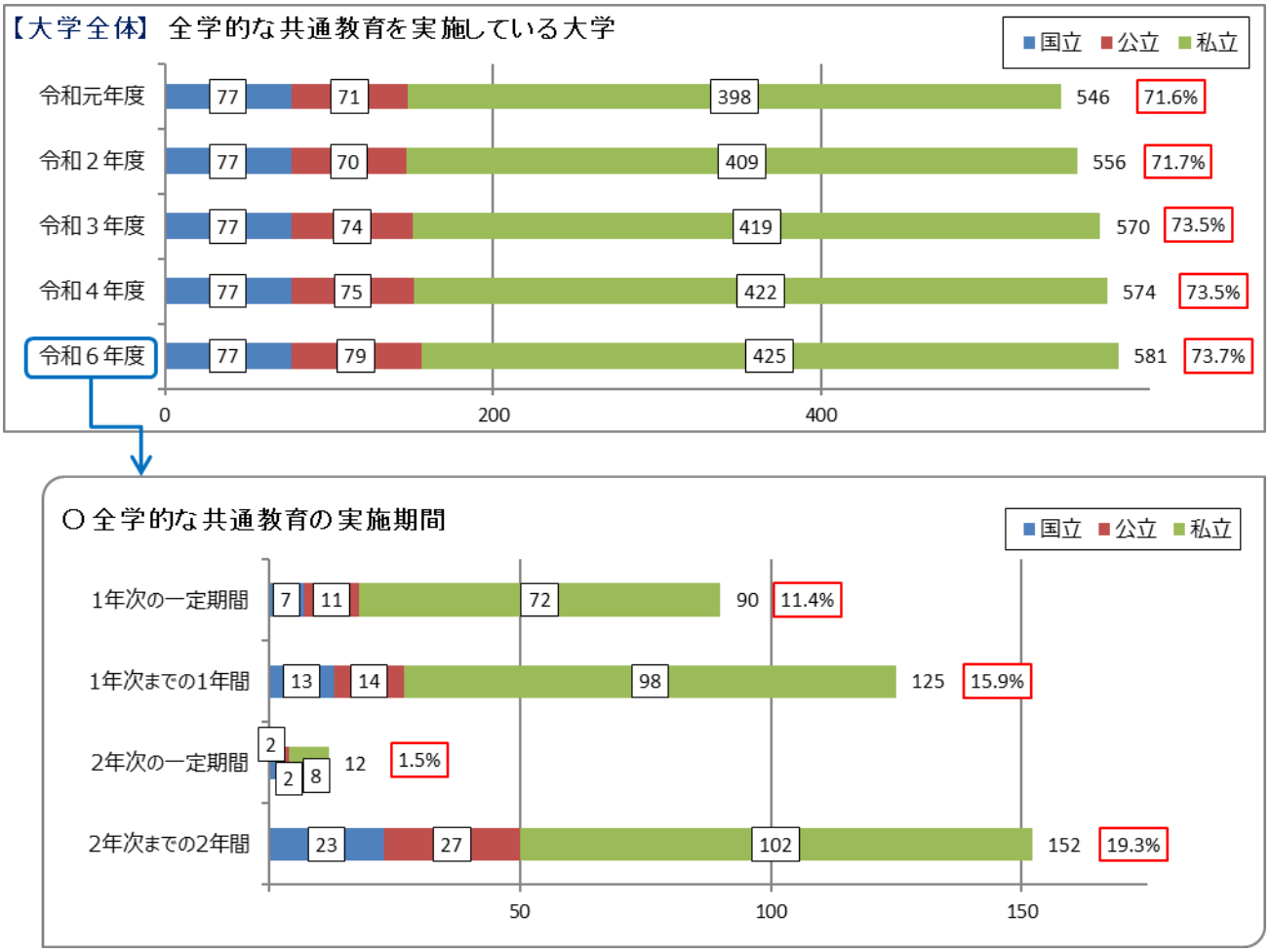
- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、高等学校での履修状況に配慮した取組について、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、取組の具体的な内容を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜３－Ｂ　全ての学部等を通じた教育（全学的な共通教育）の取組＞

①　全学的な共通教育の実施状況

令和６年度では、全学的な共通教育を実施していると回答したのは 581 大学（73.7%）であった。

また、全学的な共通教育の実施期間として、「２年次までの２年間」と回答した大学の割合が最も高く 152 大学（19.3%）、「２年次の一定期間」と回答した大学の割合が最も低く 12 大学（1.5%）であった。



- 上のグラフは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、全学的な共通教育について、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、全学的な共通教育の実施期間の内訳を集計。
 （※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。

＜３－Ｃ　履修指導や学修支援制度等の取組状況＞

①　履修指導や学修支援制度等の取組状況

令和６年度では、全学的な履修指導または学修支援制度の取組として、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- オフィス・アワーの設定（734 大学，93.1%）
- アクティブ・ラーニング・スペースの整備・活用（662 大学，84.0%）
- 学生の就職支援のためのセンター等の設置（659 大学，83.6%）

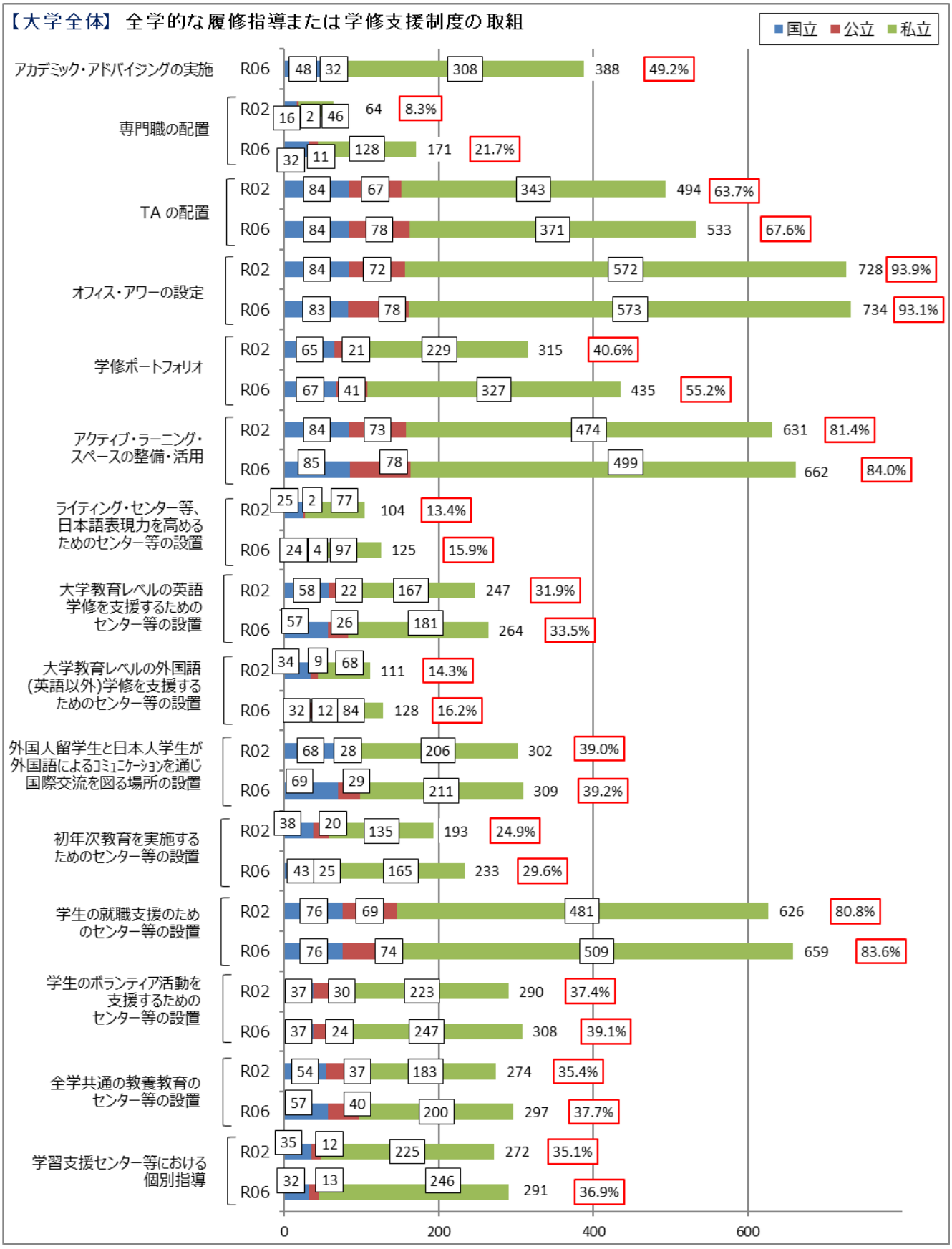
一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- ライティング・センター等、日本語表現力を高めるためのセンター等の設置（125 大学，15.9%）
- 大学教育レベルの外国語（英語以外）学修を支援するためのセンター等の設置（128 大学，16.2%）
- 専門職の配置（171 大学，21.7%）

過年度の数値と比較したところ、以下の取組において±10 ポイント以上の差が見られる。

- 専門職の配置（令和２年度は 8.3%、令和６年度は 21.7%）
- 学修ポートフォリオ（令和２年度は 40.6%、令和６年度は 55.2%）

※ただし、「専門職の配置」は令和６年度に新設された選択肢であり、同選択肢の令和２年度の数値は、令和２年度における選択肢「アカデミック・アドバイザー等の専門職の設置」の数値であることに留意。



- 本調査に回答した大学（788 大学）における全学的な履修指導または学修支援制度の取組を集計。

アカデミック・アドバイジング：

相談窓口の設置（既存の学生相談窓口において履修指導・学修支援を行う場合や担任やゼミ担当等の教員が窓口としての役割を担う場合を含む）や専門職（アカデミック・アドバイザー等）を配置し、全学生が相談可能な状態とした上で、相談内容に応じて学内の各部署や各学部・研究科等と密に連携し、学生の将来を見据えたきめ細かな履修指導や学修支援、学生支援を包括的に行う体制を構築していることを指します。

専門職：

アカデミック・アドバイザーを含み、各部署とも連携しながら、学生に対するきめ細かな履修指導や学修支援、学生支援等を包括的に行い、学修者本位の学びを支える役割を担うことを組織規程等で示された教職員（常勤・非常勤、専任・兼務の別は問わない）を指します。なお、学生（ピアサポーター等）は除く。

学修ポートフォリオ：

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたって収集したもの。これらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図ること等を目的としている。

アクティブ・ラーニング・スペース：

学生が能動的学修のために集うことのできる共有スペースを指します。グループ活動エリア、プレゼンテーションエリア、ＰＣ利用エリア等、個人の自習環境に加え、グループワークにも適した学習環境を指しています。なお、大学図書館等におけるラーニング・コモンズを整備・活用している場合も該当します。

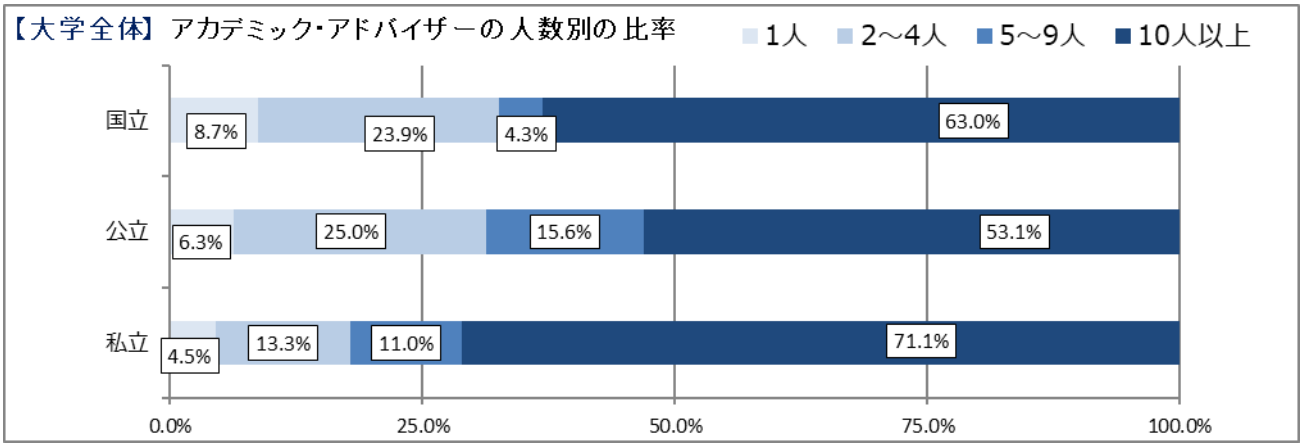
＜３－Ｃ　履修指導や学修支援制度等の取組状況＞

②　アカデミック・アドバイザーの人数

令和６年度では、国立大学におけるアカデミック・アドバイザーの人数の比率について、10 人以上と回答した大学の割合が最も高く 63.0%、５～９人と回答した大学の割合が最も低く 4.3%であった。

令和６年度では、公立大学におけるアカデミック・アドバイザーの人数の比率について、10 人以上と回答した大学の割合が最も高く 53.1%、１人と回答した大学の割合が最も低く 6.3%であった。

令和６年度では、私立大学におけるアカデミック・アドバイザーの人数の比率について、10 人以上と回答した大学の割合が最も高く 71.1%、１人と回答した大学の割合が最も低く 4.5%であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、履修指導や学修支援制度等の取組状況について、選択肢「アカデミック・アドバイジングの実施」と回答した大学を対象にアカデミック・アドバイザーの人数を集計。

＜３－Ｄ　シラバスの作成状況＞

①　シラバスの作成状況

○学部段階

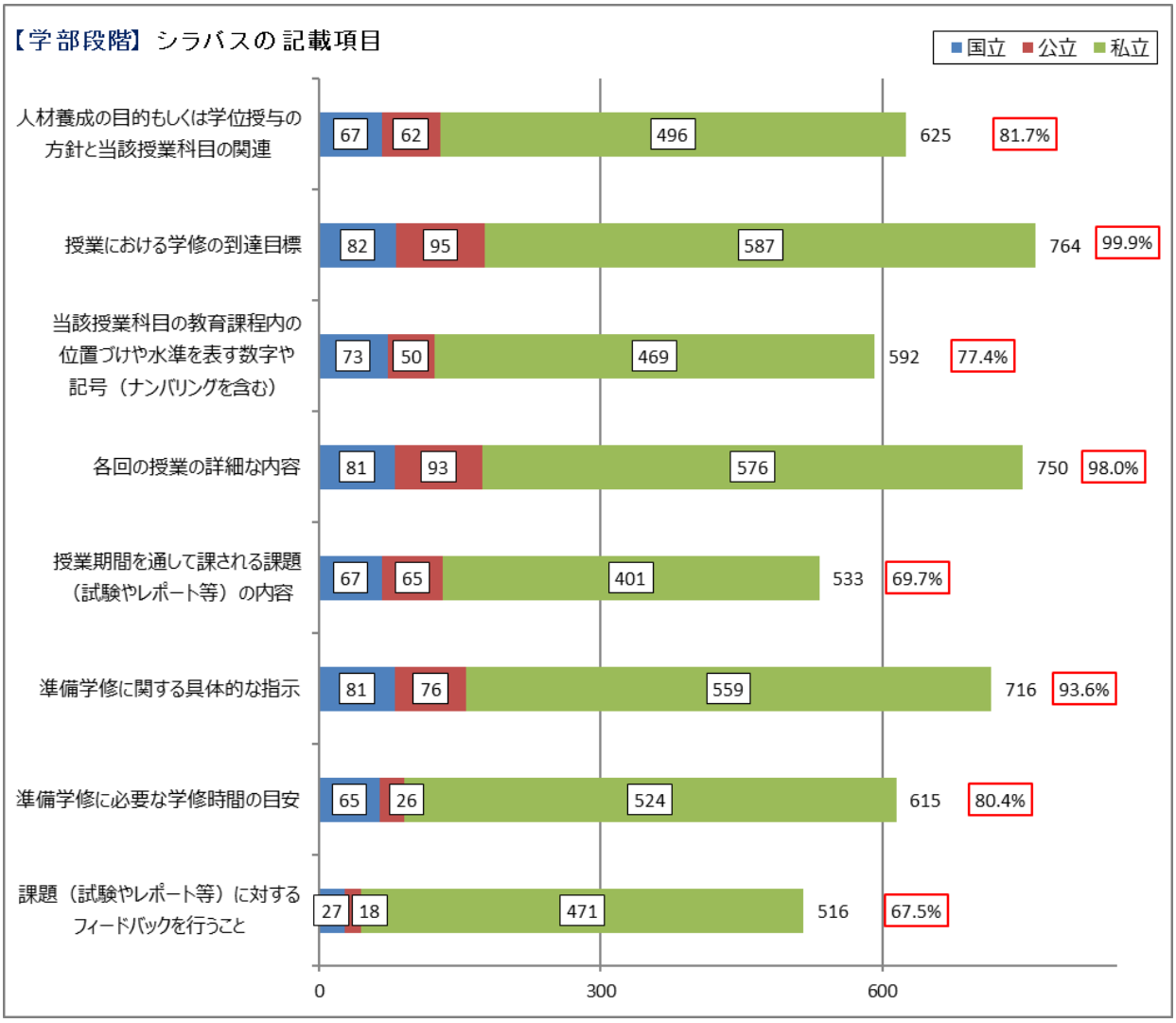
令和６年度では、シラバスの記載項目として、「授業における学修の到達目標」と回答した大学の割合が最も高く 764 大学（99.9%）、次いで「各回の授業の詳細な内容」と回答した大学が 750 大学（98.0%）であった。

一方、「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うこと」と回答した大学の割合が最も低く 516 大学（67.5%）、次いで「授業期間を通じて課される課題（試験やレポート等）の内容」と回答した大学が 533 大学（69.7%）であった。

○研究科段階

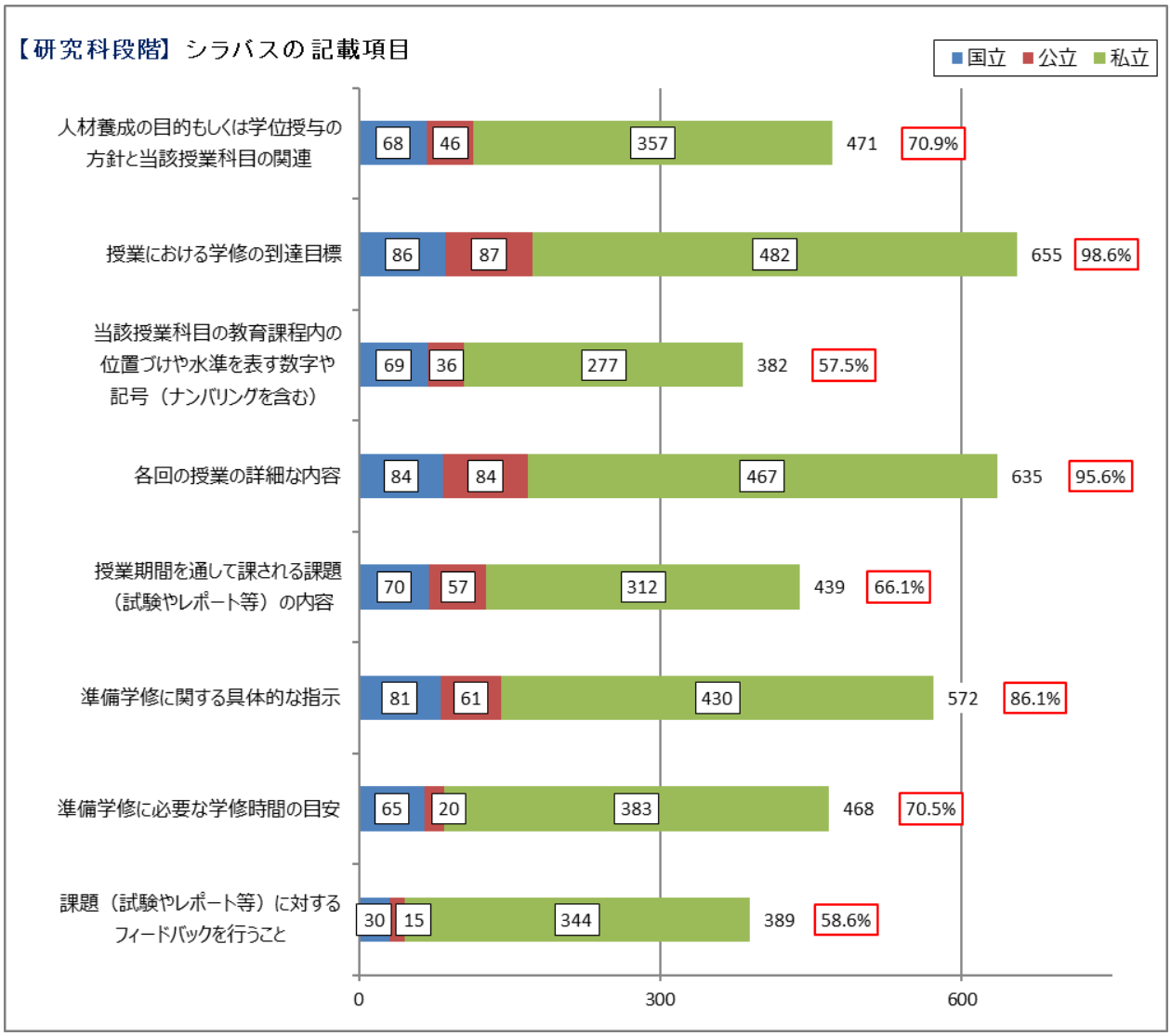
令和６年度では、シラバスの記載項目として、「授業における学修の到達目標」と回答した大学が最も多く 655 大学（98.6%）、次いで「各回の授業の詳細な内容」と回答した大学が 635 大学（95.6%）であった。

一方、「当該授業科目の教育課程内の位置づけや水準を表す数字や記号（ナンバリングを含む）」と回答した大学が最も少なく 382 大学（57.5%）、次いで「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うこと」と回答した大学が 389 大学（58.6%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、シラバスの記載項目の内訳を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、シラバスの記載項目の内訳を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

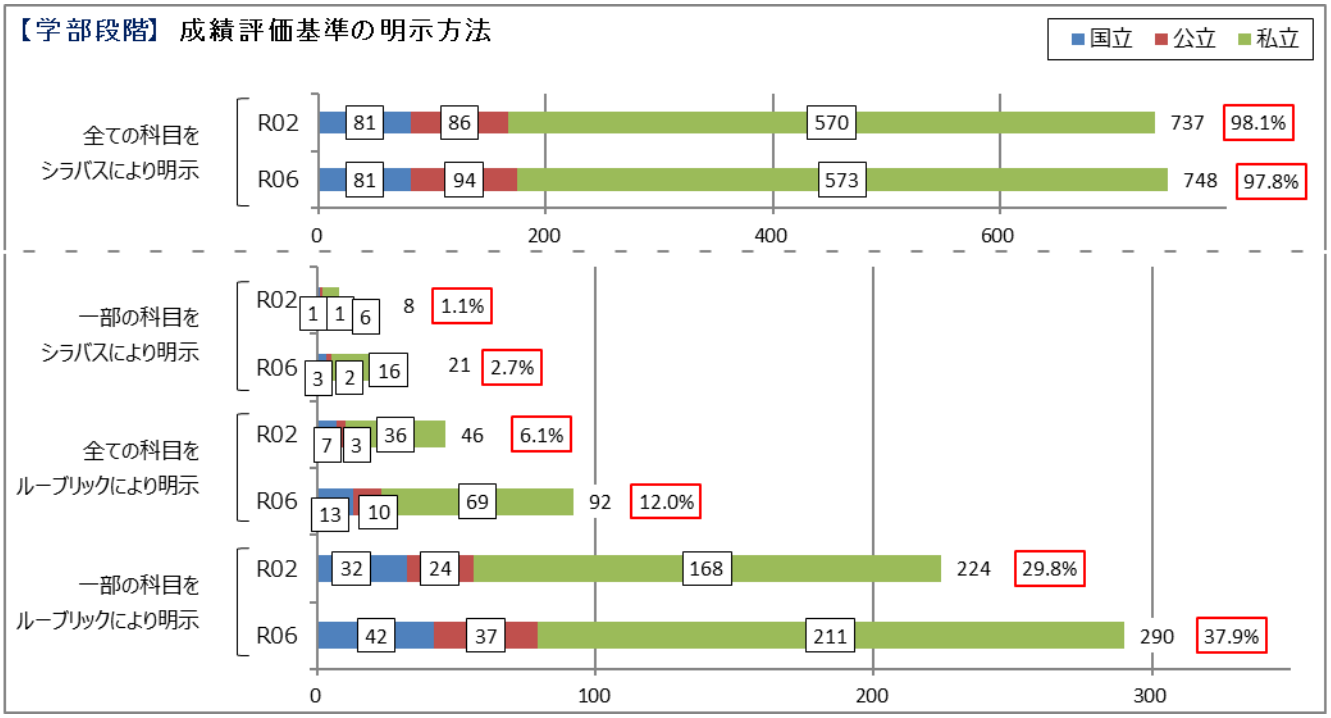
シラバス：
授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に示した授業計画。

＜３－Ｅ　成績評価の状況＞

①　成績評価基準の明示

令和６年度では、成績評価基準の明示方法について「全ての科目をシラバスにより明示」と回答した大学の割合が最も高く 748 大学（97.8%）であった。

一方、「一部の科目をシラバスにより明示」と回答した大学の割合が最も低く 21 大学（2.7%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、シラバスにより成績評価基準を示したかについて、選択肢「全ての科目を明示した」「一部の科目を明示した」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

ルーブリック：

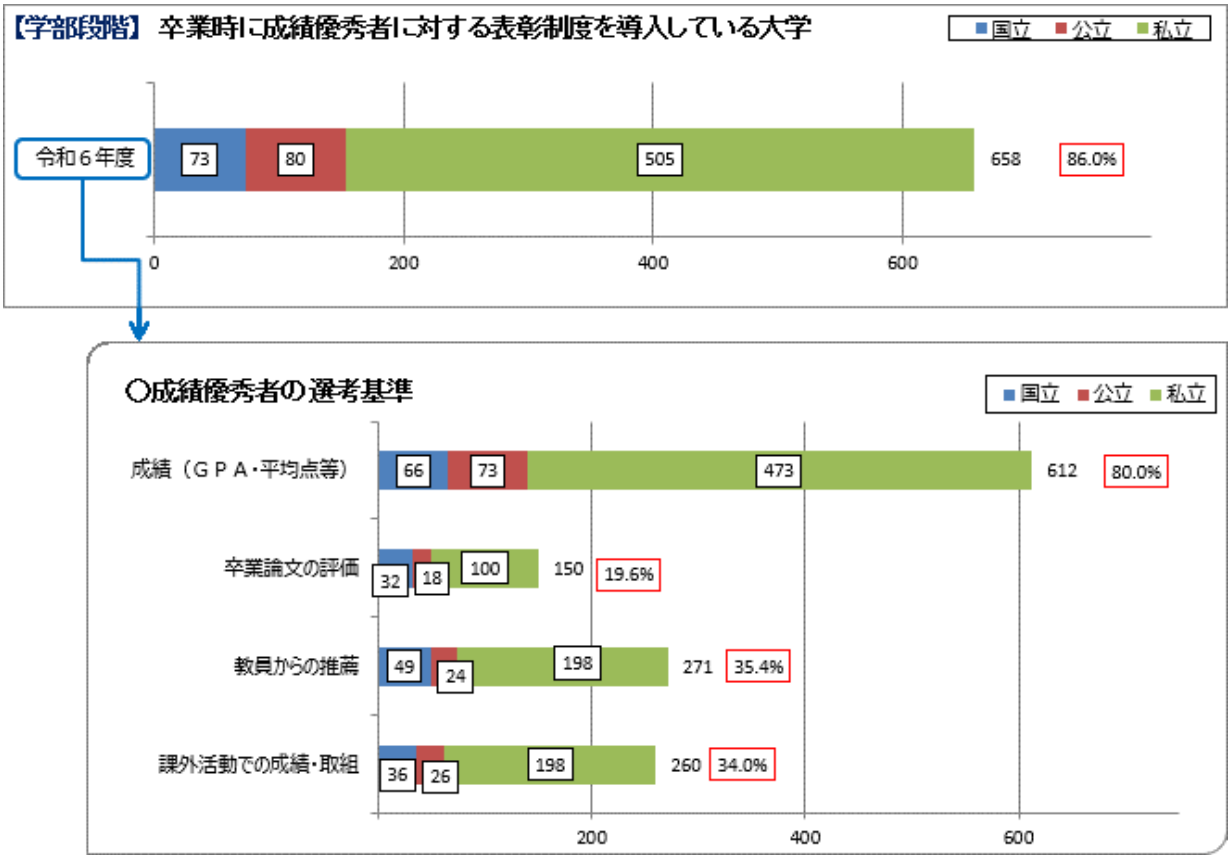
米国で開発された学修評価の基準の作成方法。評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがあるとされている。ルーブリックは、コースや授業科目、課題（レポート）等の単位で設定することができ、国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されている。

＜３－Ｅ　成績評価の状況＞

②　卒業時の表彰制度の設置

令和６年度では、卒業時に成績優秀者に対する表彰制度を導入していると回答した大学は 658 大学（86.0%）であった。

また、成績優秀者の選考基準として、「成績（ＧＰＡ・平均点等）」と回答した大学の割合が最も高く 612 大学（80.0%）、「卒業論文の評価」と回答した大学の割合が最も低く 150 大学（19.6%）であった。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、卒業時に成績優秀者に対する表彰制度を設けているかについて、選択肢「学部の全部で設けている」「学部の一部で設けている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

 下のグラフは、選択肢「学部の全部で設けている」「学部の一部で設けている」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、成績優秀者の選考基準を集計。

 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜３－Ｆ　学生の学修成果の把握の状況＞

①　課程を通じた学生の学修成果の把握

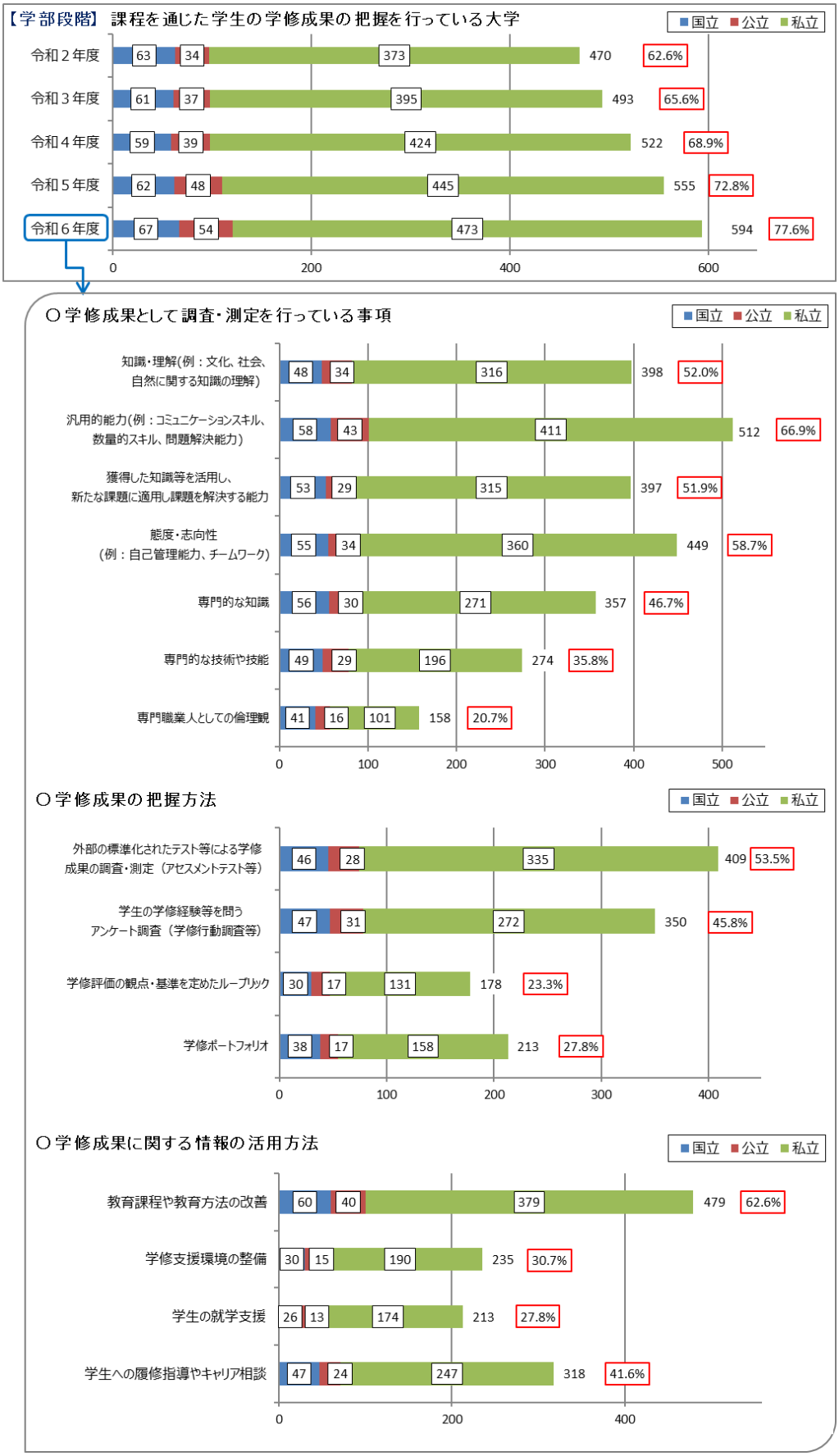
令和２年度では、課程を通じた学生の学修成果の把握を行っていると回答したのは 470 大学（62.6%）、令和６年度では 594 大学（77.6%）であった。

また、学修成果として調査・測定を行っている事項について、「汎用的能力（例：コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力）」と回答した大学の割合が 512 大学（66.9%）と最も高く、次いで「態度・志向性（例：自己管理能力、チームワーク）」と回答した大学が 449 大学（58.7%）であった。一方、「専門職業人としての倫理観」と回答した大学の割合が最も低く 158 大学（20.7%）、次いで「専門的な技術や技能」と回答した大学が 274 大学（35.8%）であった。

学修成果の把握方法について、「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」と回答した大学の割合が最も高く 409 大学（53.5%）、「学修評価の観点・基準を定めたルーブリック」と回答した大学の割合が最も低く 178 大学（23.3%）であった。学修成果に関する情報の活用方法について、「教育課程や教育方法の改善」と回答した大学の割合が最も多く 479 大学（62.6%）、「学生の就学支援」と回答した大学の割合が最も低く 213 大学（27.8%）であった。

外部の標準化されたテスト等で学修成果を把握している場合の作成主体について、「企業または民間団体（複数企業・民間団体の場合を含む）で作成」と回答した大学の割合が最も高く 355 大学（46.4%）、「他大学（複数大学や大学コンソーシアムの場合を含む）で作成」と回答した大学の割合が最も低く 5 大学（0.7%）であった。

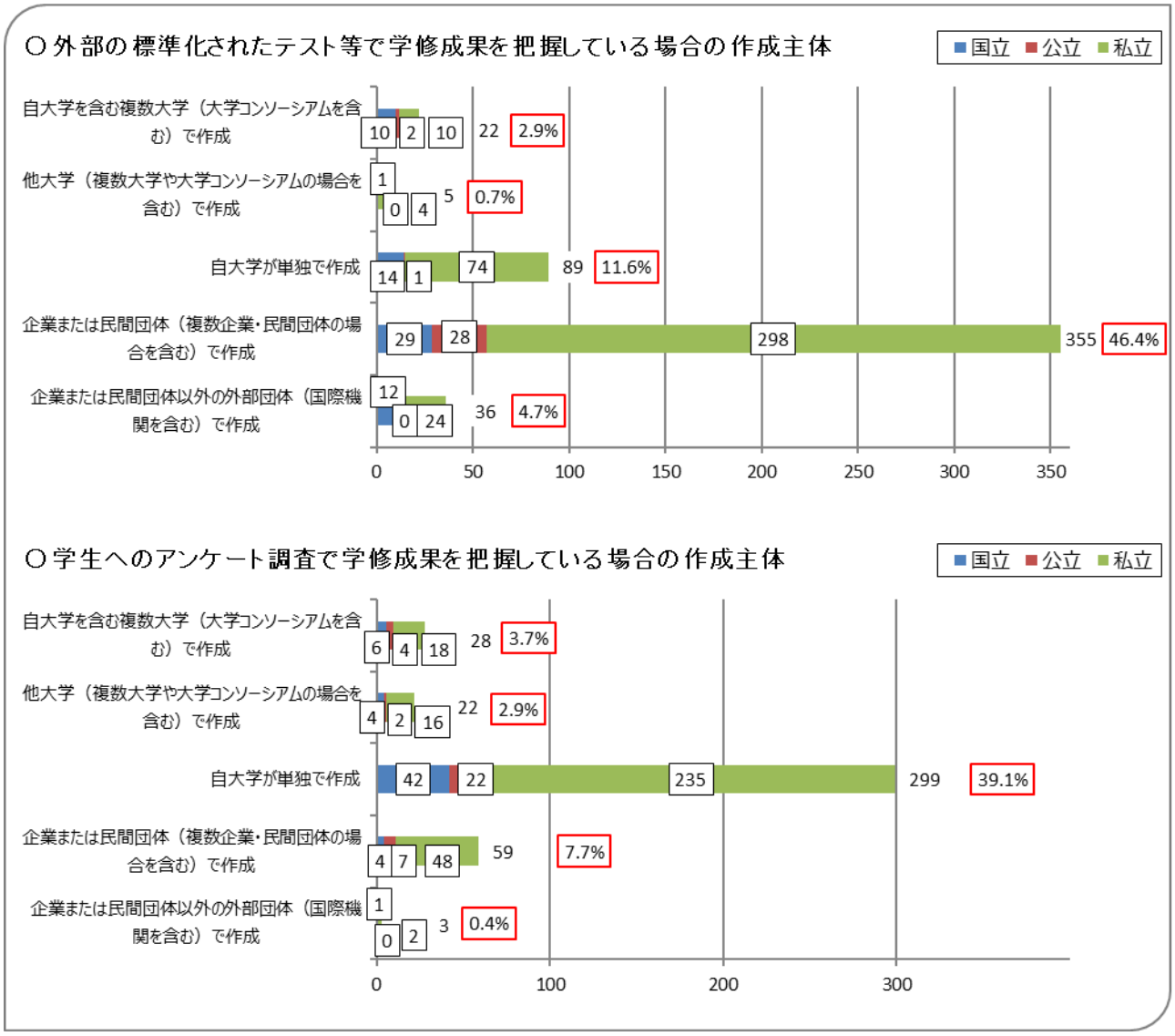
学生へのアンケート調査で学修成果を把握している場合の作成主体について、「自大学が単独で作成」と回答した大学の割合が最も高く 299 大学（39.1%）、「企業または民間団体以外の外部団体（国際機関を含む）で作成」と回答した大学の割合が最も低く 3 大学（0.4%）であった。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、学生の学修成果の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

 下のグラフは、選択肢「行っている」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に学修成果として調査・測定を行っている事項、学修成果の把握方法、学修成果に関する情報の活用方法の内訳を集計。

 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



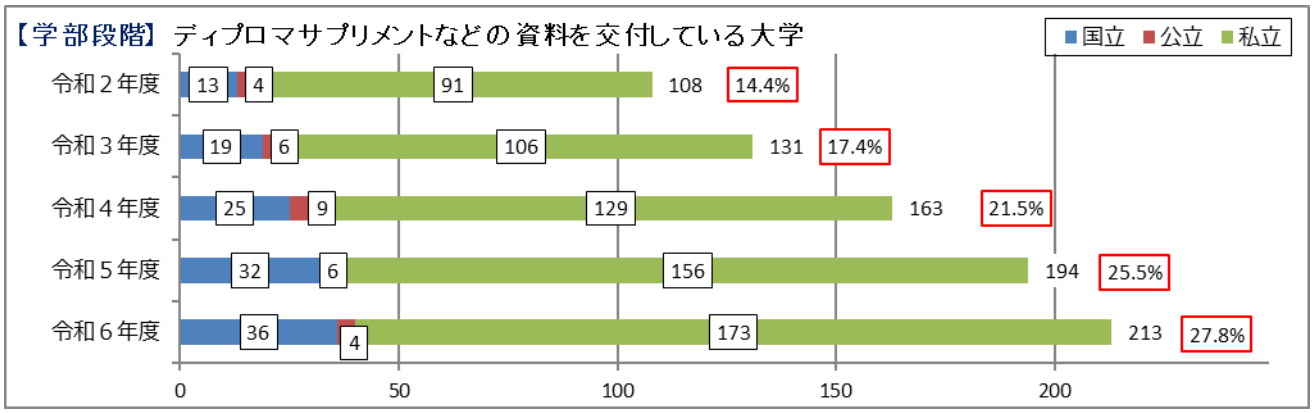
- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、学修成果の把握方法について、選択肢「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、作成主体を集計。
- 下のグラフは、学修成果の把握方法について、選択肢「学生の学修経験等を問うアンケート調査（学修行動調査等）」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、作成主体を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜３－Ｆ　学生の学修成果の把握の状況＞

②　学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

令和２年度では、ディプロマサプリメントなどの学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を交付していると回答したのは 108 大学（14.4%）、令和６年度では 213 大学（27.8%）であった。



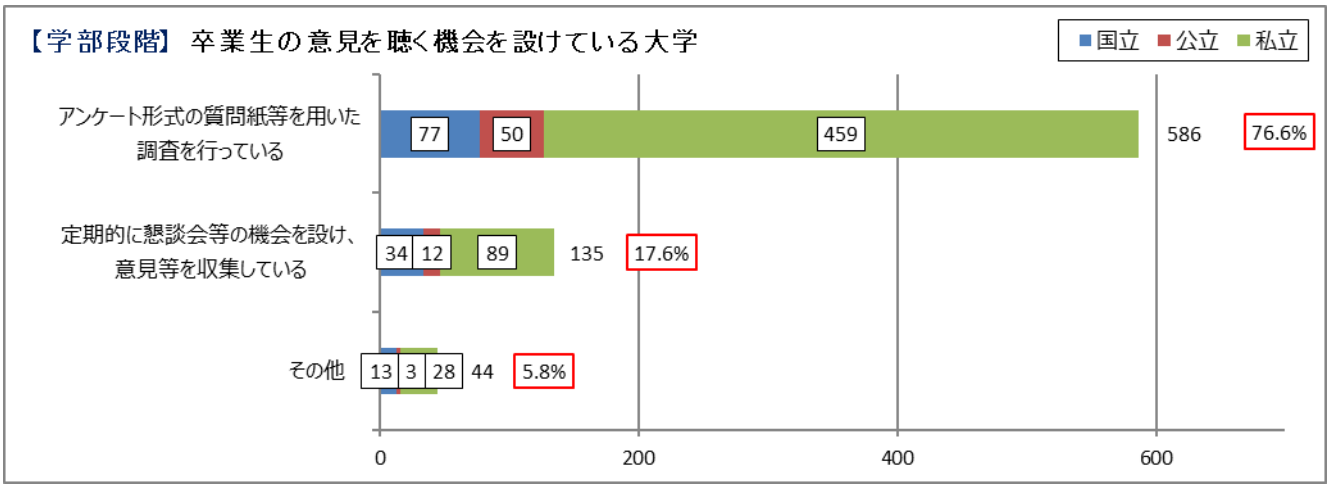
- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を交付しているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜３－Ｇ　卒業生調査の状況＞

①　卒業生の意見を聴く機会

令和６年度では、卒業生の意見を聴く機会について、「アンケート形式の質問紙等を用いた調査を行っている」と回答した大学の割合が最も高く 586 大学（76.6%）、「その他」と回答した大学の割合が最も低く 44 大学（5.8%）であった。

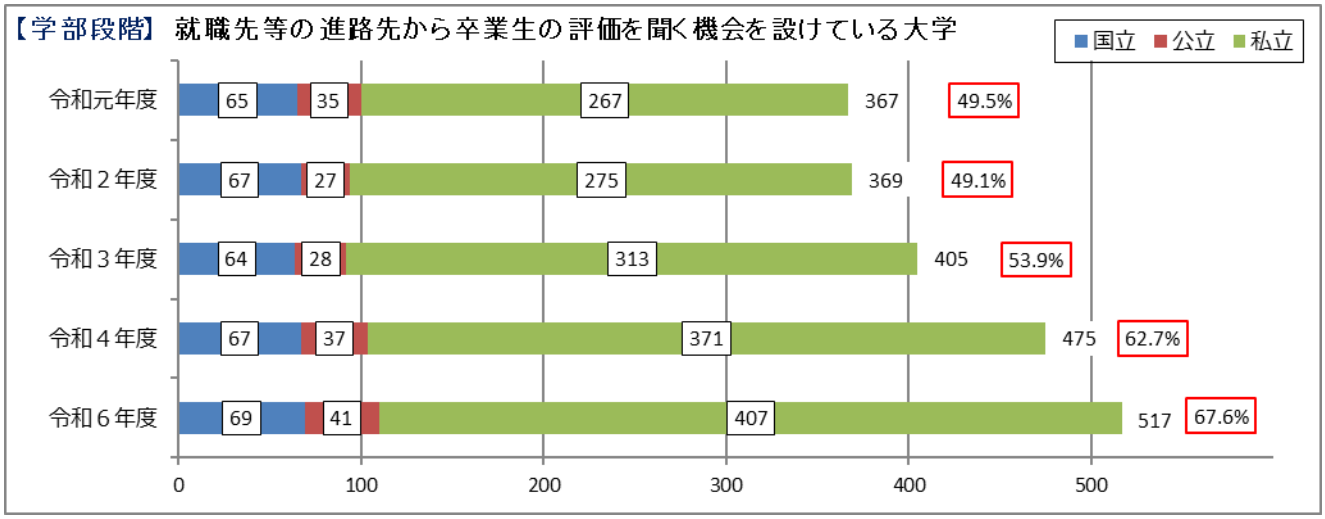


- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、卒業生の意見を聴く機会の内訳を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

②　就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会

令和元年度において、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けていると回答したのは 367 大学（49.5%）、令和６年度では 517 大学（67.6%）であった。



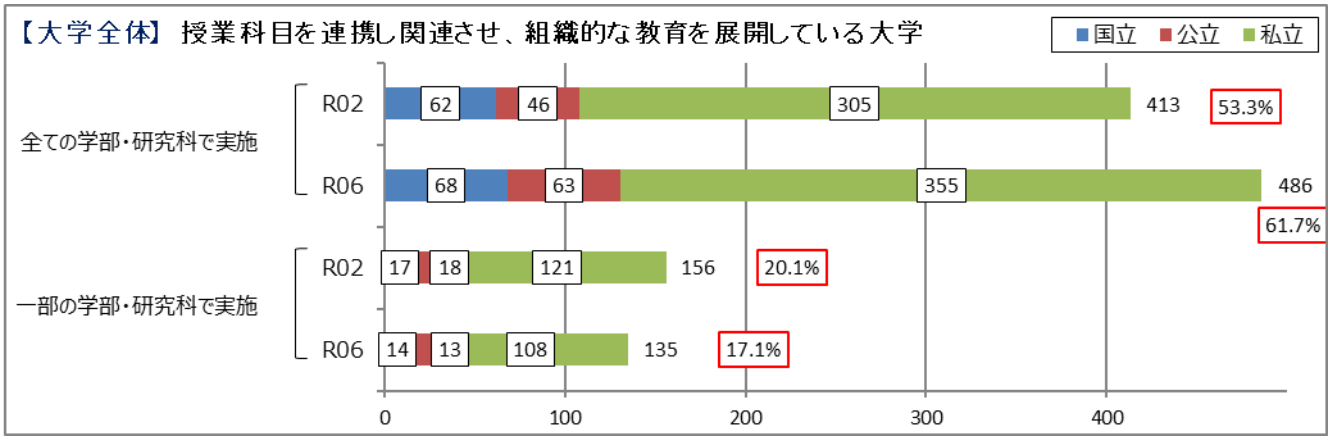
- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けているかについて、選択肢「設けている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜３－Ｈ　教学マネジメントに関する取組＞

①　全学的な方針による組織的な教育の展開

令和６年度では、授業科目を連携し関連させ、組織的な教育を全ての学部・研究科で展開していると回答した大学は 486 大学（61.7%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、授業科目を連携し関連させ、組織的な教育を展開していると回答した大学を集計。

＜３－Ｈ　教学マネジメントに関する取組＞

②　教学マネジメントとして実施している取組

令和６年度では、教学マネジメントとして実施している取組として、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

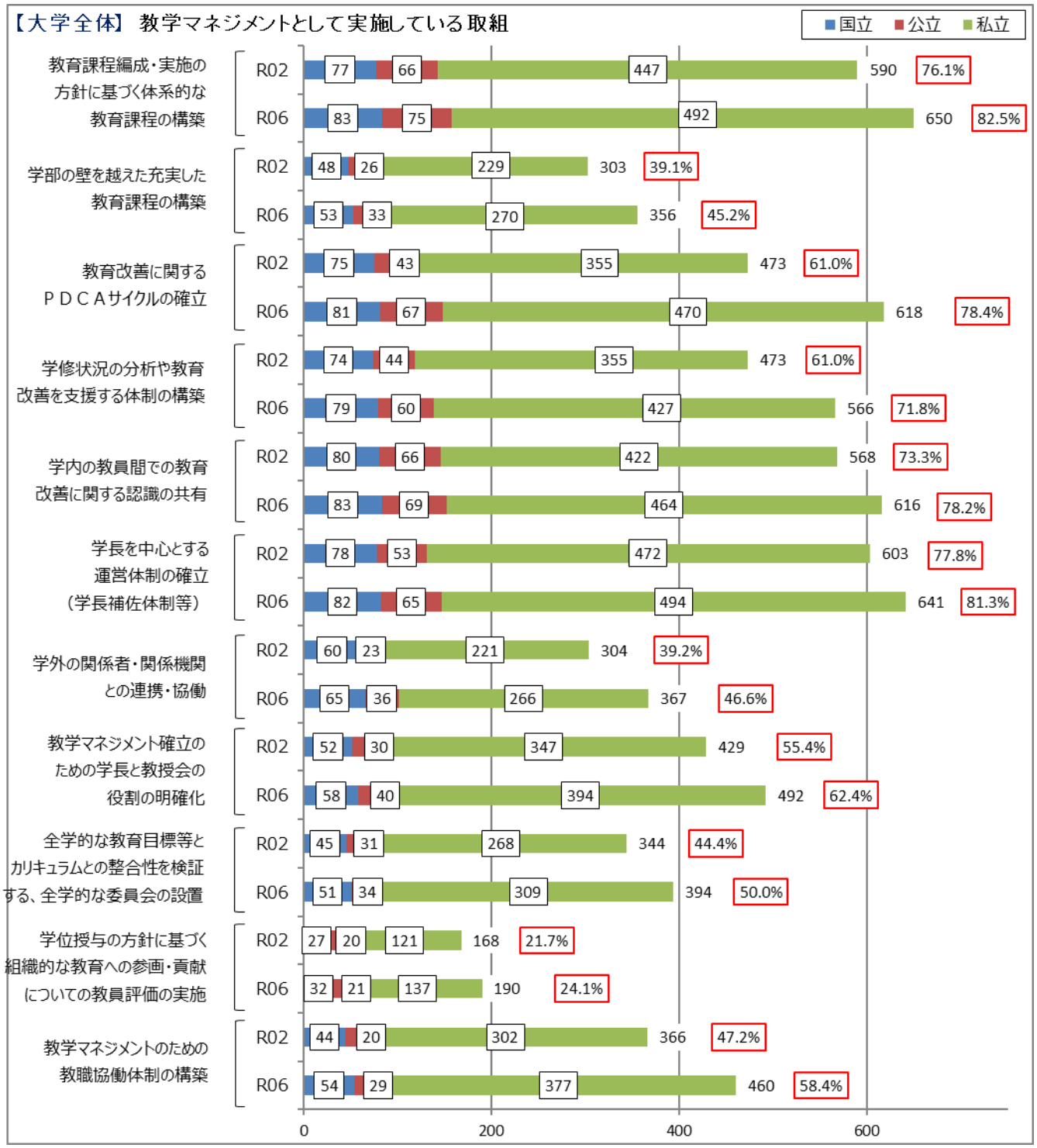
- 教育課程編成・実施の方針に基づく体系的な教育課程の構築（650 大学，82.5％）
- 学長を中心とする運営体制の確立（学長補佐体制等）（641 大学，81.3％）
- 教育改善に関するＰＤＣＡサイクルの確立（618 大学，78.4％）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施（190 大学，24.1％）
- 学部の壁を越えた充実した教育課程の構築（356 大学，45.2％）
- 学外の関係者・関係機関との連携・協働（367 大学，46.6％）

過年度の数値と比較したところ、以下の取組において±10 ポイント以上の差が見られる。

- 教育改善に関するＰＤＣＡサイクルの確立（令和２年度は 61.0％、令和６年度は 78.4％）
- 学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築（令和２年度は 61.0％、令和６年度は 71.8％）
- 教学マネジメントのための教職協働体制の構築（令和２年度は 47.2％、令和６年度は 58.4％）



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教学マネジメントとして実施している取組の内訳を集計。

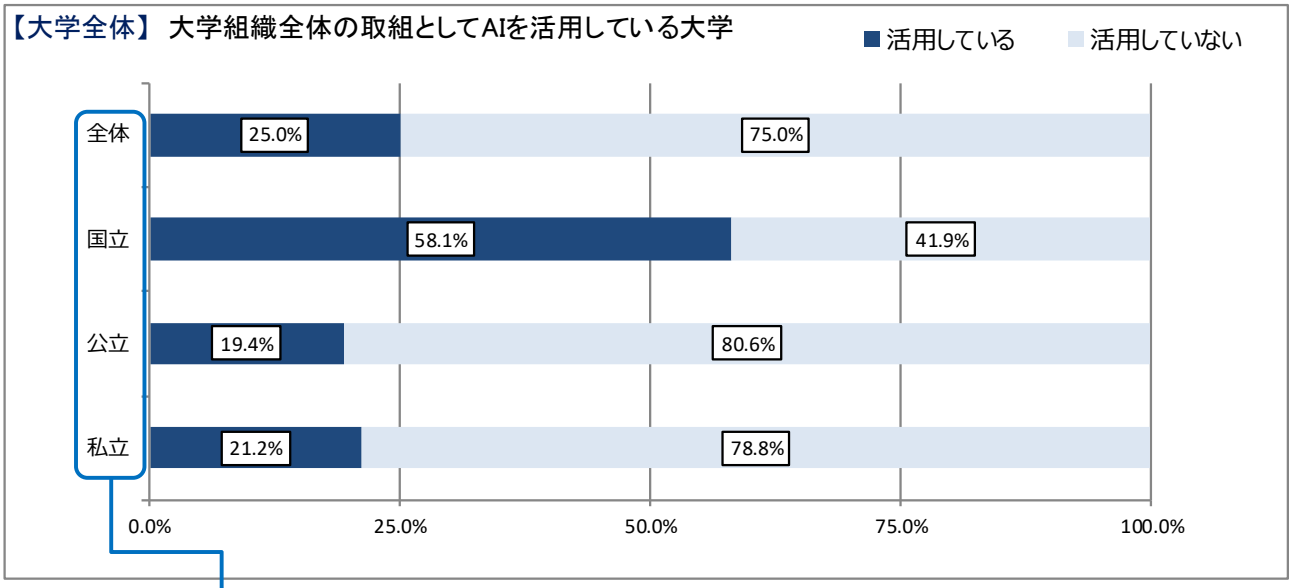
＜３－Ｈ　教学マネジメントに関する取組＞

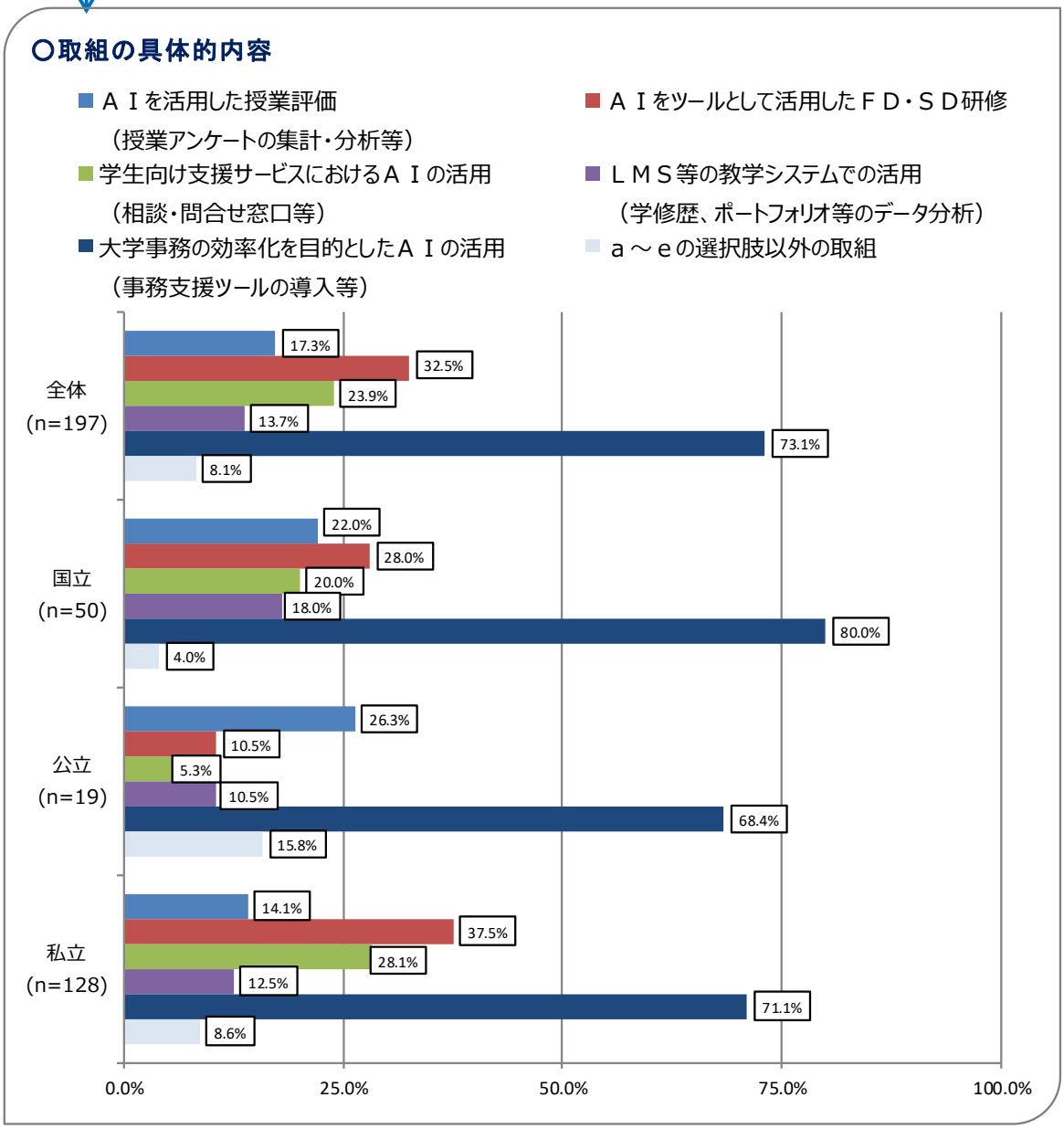
③　大学教育の改善のためのＡＩの活用

令和６年度において、大学組織全体の取組としてＡＩを活用している大学は全体のうち 25.0%であり、国立大学のうち 58.1%、公立大学のうち 19.4%、私立大学のうち 21.2%であった。

ＡＩを活用している大学における取組の具体的内容について、全体のうち実施割合が最も高いものは「大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用（事務支援ツールの導入等）」（73.1%）、最も低いものは「ａ～ｅの選択肢以外の取組」（8.1%）であった。

なお、国立大学では、実施割合が最も高いものは「大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用（事務支援ツールの導入等）」（80.0%）、最も低いものは「ａ～ｅの選択肢以外の取組」（4.0%）であった。公立大学では、実施割合が最も高いものは「大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用（事務支援ツールの導入等）」（68.4%）、最も低いものは「学生向け支援サービスにおけるＡＩの活用（相談・問合せ窓口等）」（5.3%）であった。私立大学では、実施割合が最も高いものは「大学事務の効率化を目的としたＡＩの活用（事務支援ツールの導入等）」（71.1%）、最も低いものは「ａ～ｅの選択肢以外の取組」（8.6%）であった。



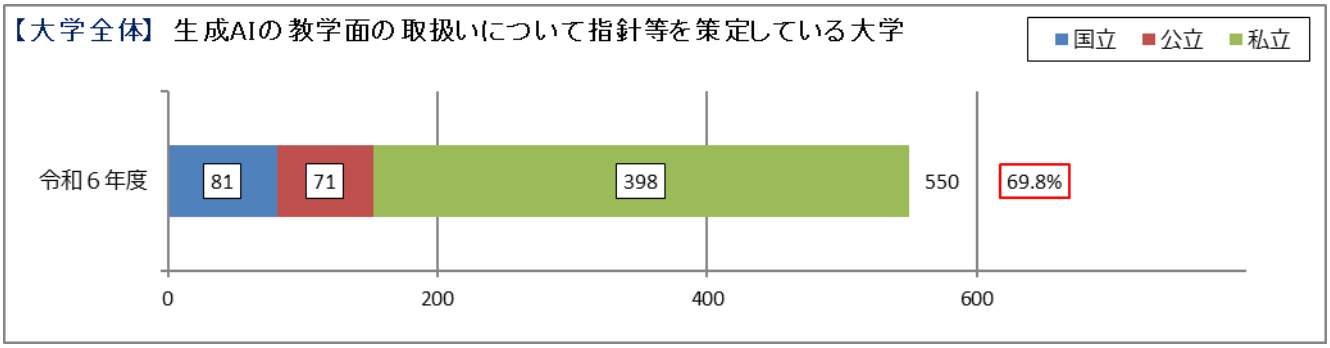


- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、大学組織全体の取組としてＡＩを活用しているかについて、選択肢「活用している」と回答した大学を集計。
 下のグラフでは、選択肢「活用している」と回答した大学を対象に、取組の具体的内容を集計。

＜３－Ｈ　教学マネジメントに関する取組＞

④　生成ＡＩの教学面の取扱いについての指針等の策定

令和６年度では、生成ＡＩの教学面の取扱いについて学生や教員に向けた指針等を策定していると回答したのは 550 大学（69.8%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、生成ＡＩの教学面の取扱いについて指針等を策定しているかについて、選択肢「策定している」と回答した大学を集計。

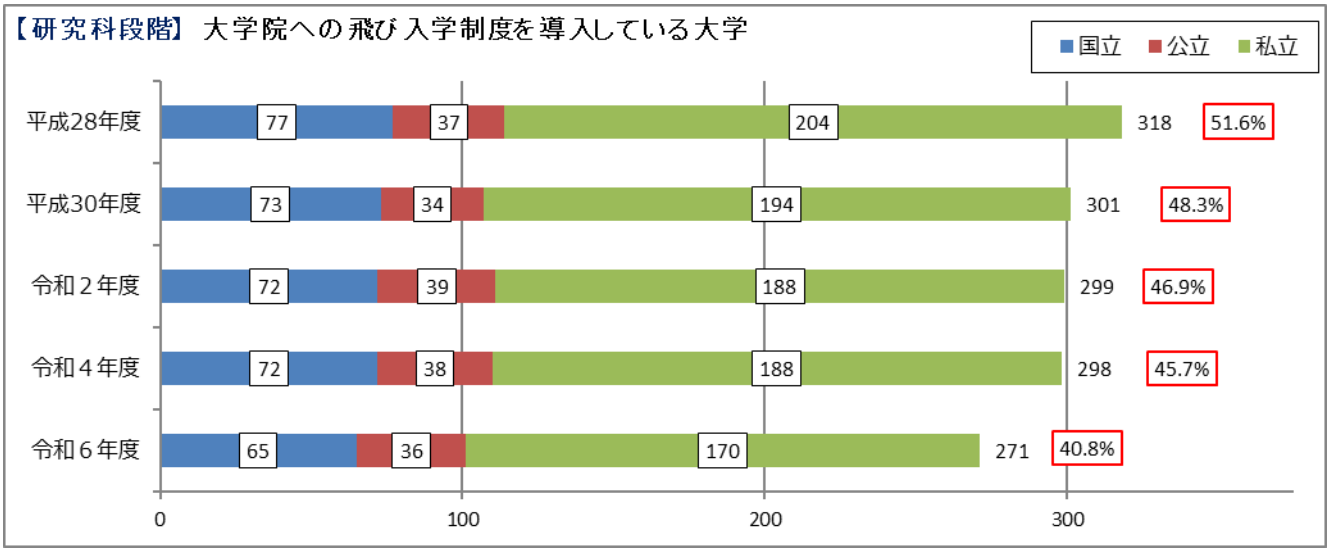
４．開かれた大学づくり

＜４－Ａ　入学資格の弾力化＞

①　大学院への飛び入学

平成 28 年度では、大学院への飛び入学制度を導入していると回答したのは 318 大学（51.6%）、令和６年度では 271 大学（40.8%）であった。

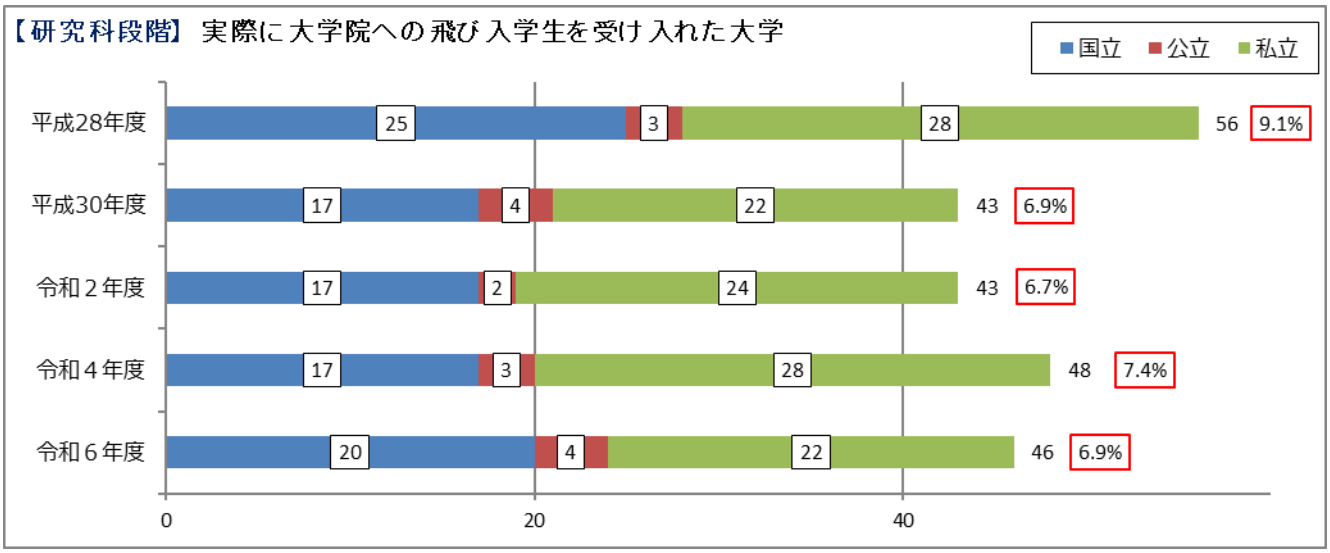
また、令和６年度では、実際に大学院への飛び入学生を受け入れたと回答したのは 46 大学（6.9%）、大学院へ飛び入学をした学生数は 179 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、大学院への飛び入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に飛び入学による学生を募集している」「学則上制度を導入しているが、実際は学生を募集していない」のいずれかに回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

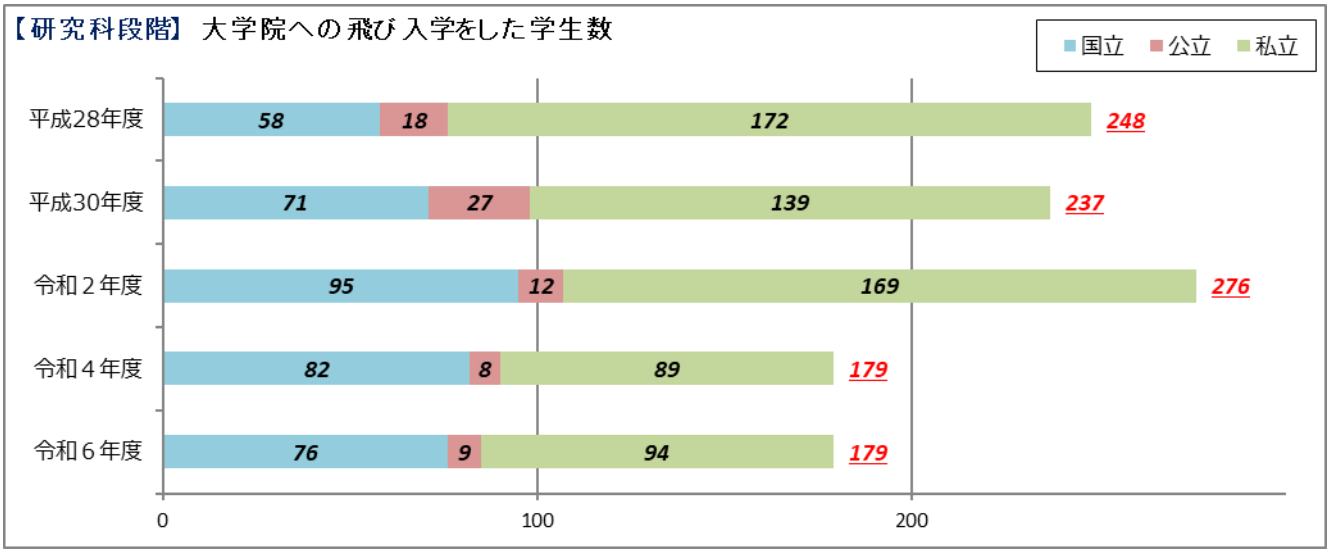
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 大学院への飛び入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に飛び入学による学生を募集している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数が１人以上の研究科がある大学を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



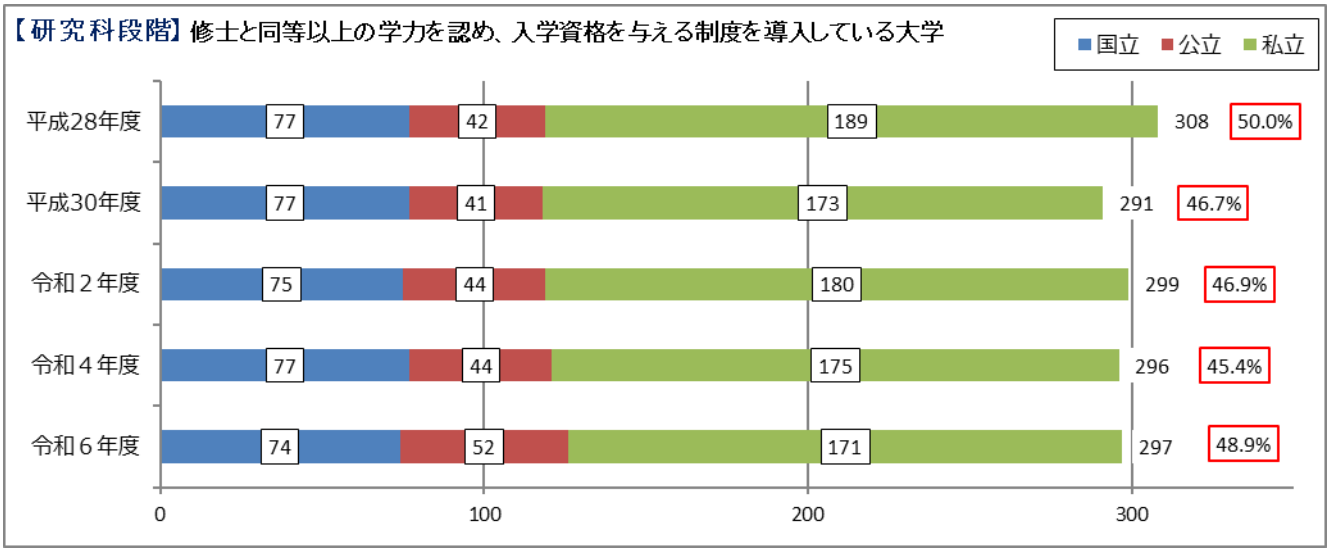
- 大学院への飛び入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に飛び入学による学生を募集している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ａ　入学資格の弾力化＞

②　修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

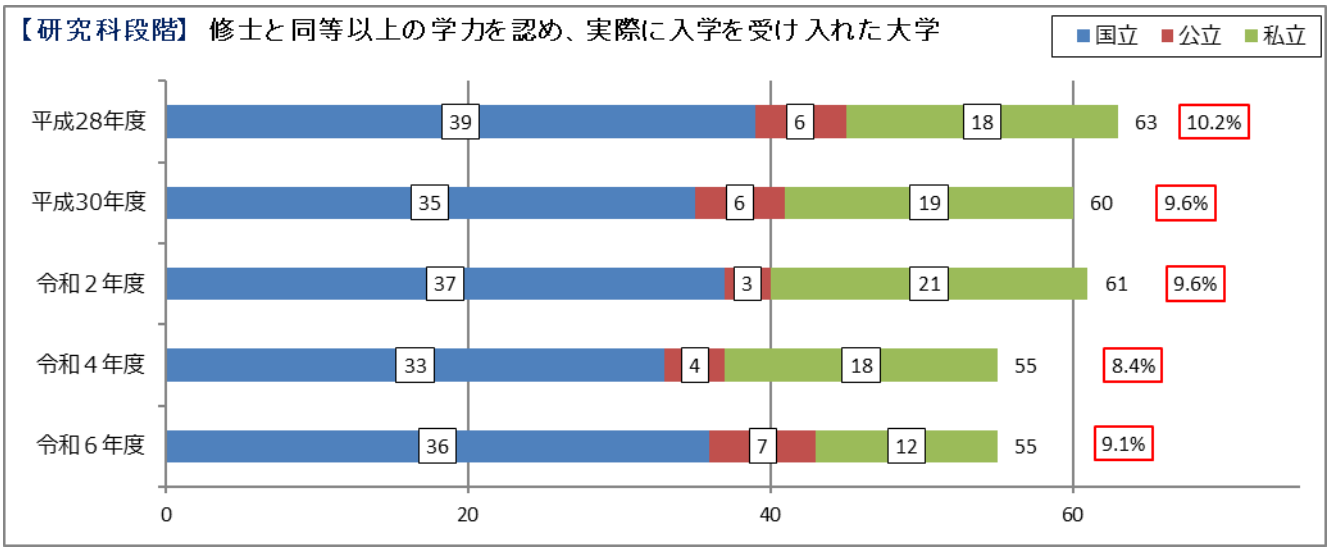
令和６年度では、修士と同等以上の学力を認め、入学資格を与える制度を導入していると回答したのは 297 大学（48.9%）、実際に修士と同等以上の学力を認めて入学を受け入れたと回答したのは 55 大学（9.1%）、修士と同等以上の学力が認められ、入学した学生数は 131 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（607 大学）のうち、修士と同等以上の学力を認め、入学資格を与える制度を導入しているかについて、選択肢「導入している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）博士課程の研究科を設置していない大学は母数に含めない。

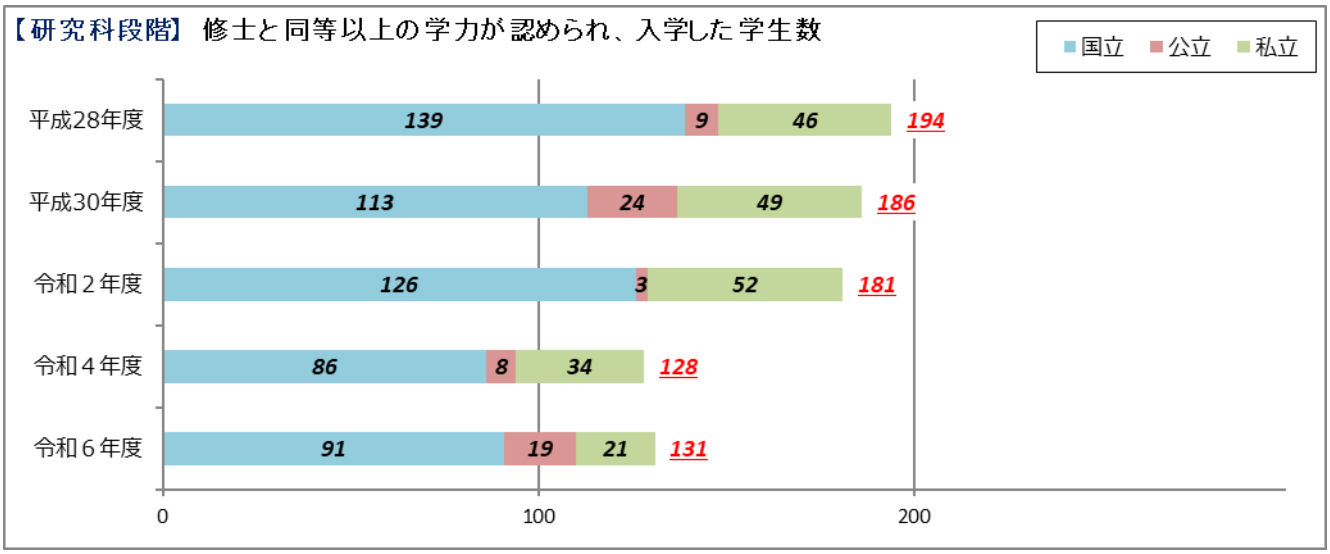
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 修士と同等以上の学力を認め、入学資格を与える制度を導入しているかについて、選択肢「導入している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数が１人以上の研究科がある大学を集計。

（※）博士課程の研究科を設置していない大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 修士と同等以上の学力を認め、入学資格を与える制度を導入しているかについて、選択肢「導入している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ａ　入学資格の弾力化＞

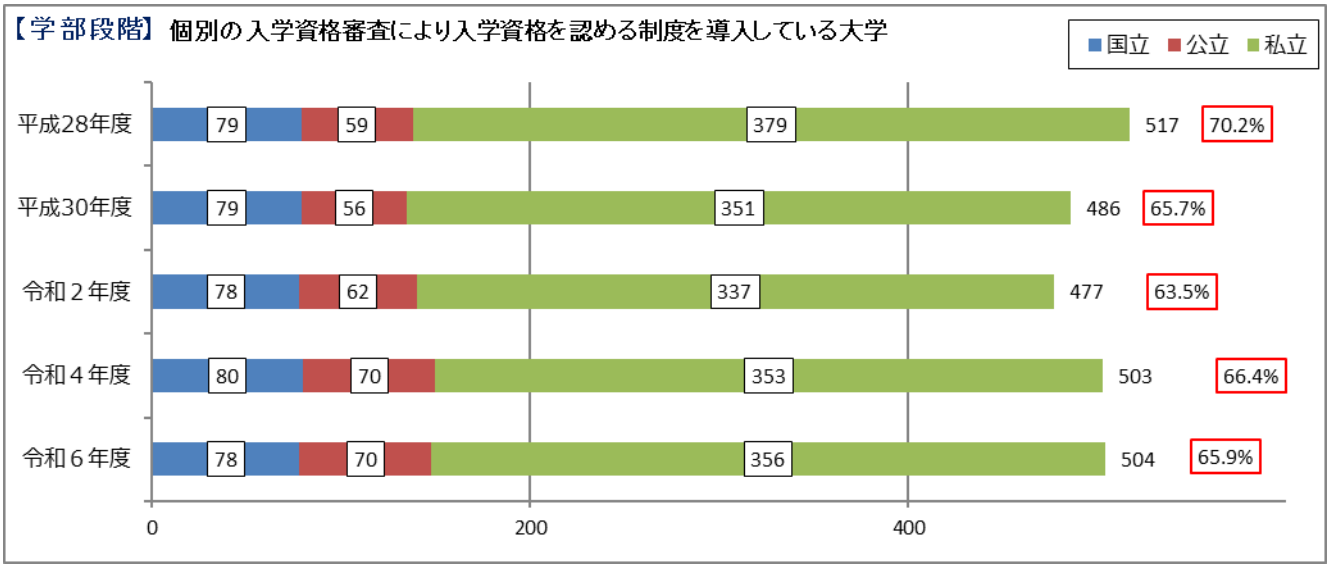
③　個別の入学資格審査

○学部段階

令和６年度では、個別の入学資格審査により入学資格を認める制度を導入していると回答したのは 504 大学（65.9%）、実際に入学を受け入れたと回答したのは 36 大学（4.7%）、個別の入学資格審査により入学した学生数は 436 人であった。

○研究科段階

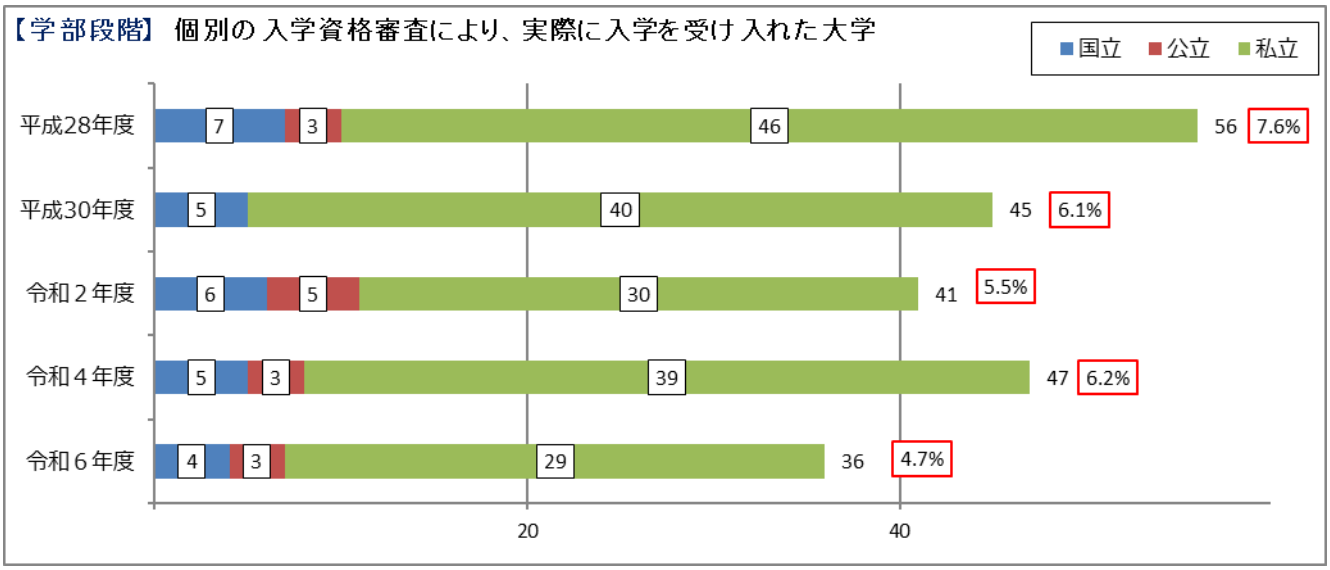
令和６年度では、個別の入学資格審査により入学資格を認める制度を導入していると回答したのは 572 大学（86.1%）、実際に入学を受け入れたと回答したのは 269 大学（40.5%）、個別の入学資格審査により入学した学生数は 2,132 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

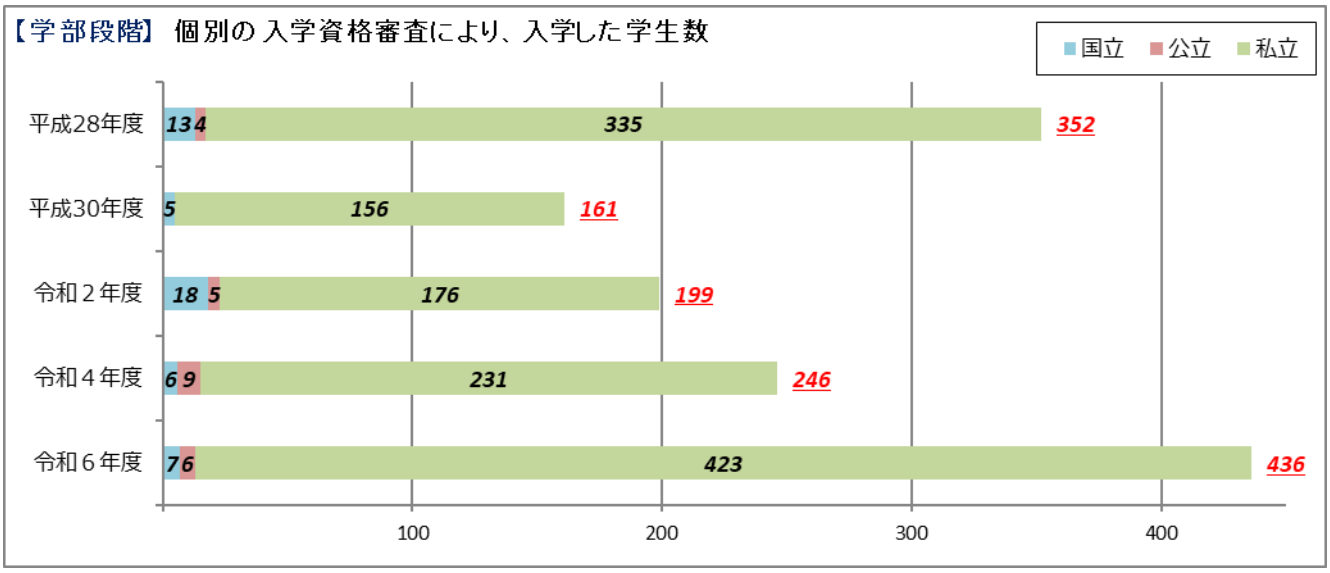
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた学生数が１人以上の学部がある大学を集計。

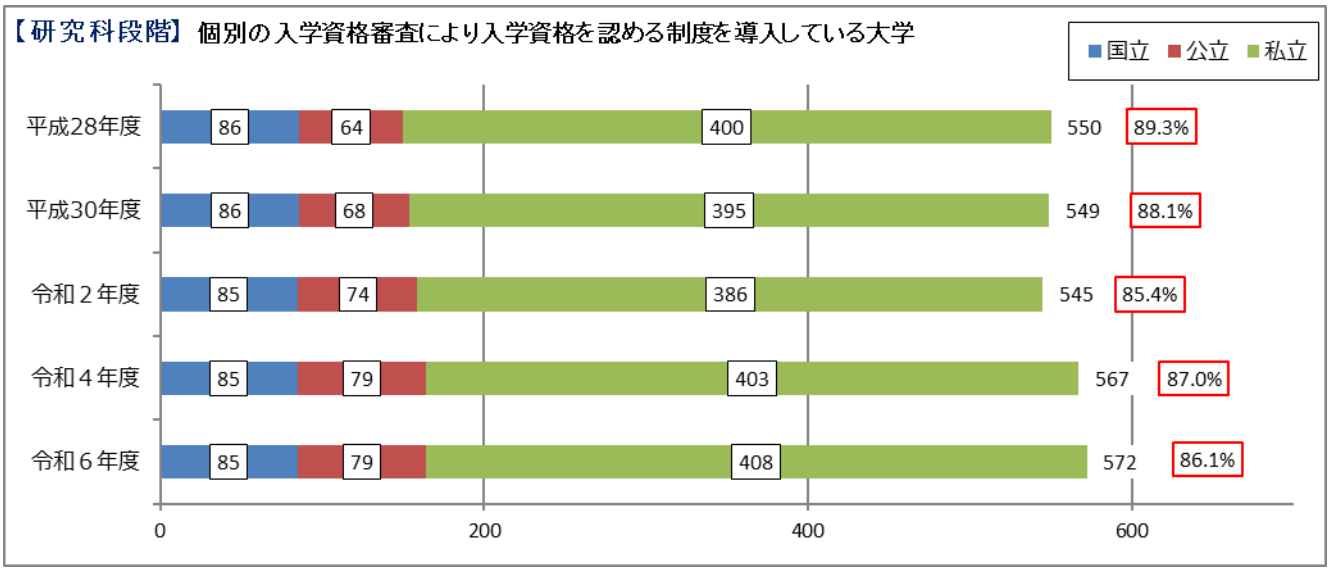
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。

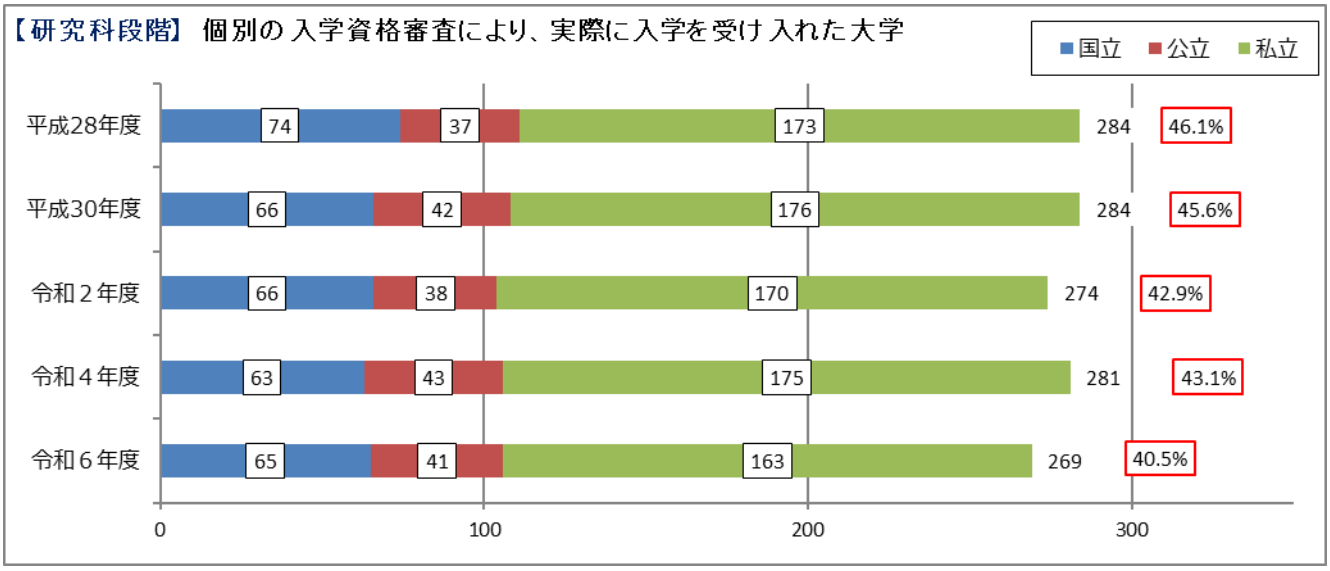
 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

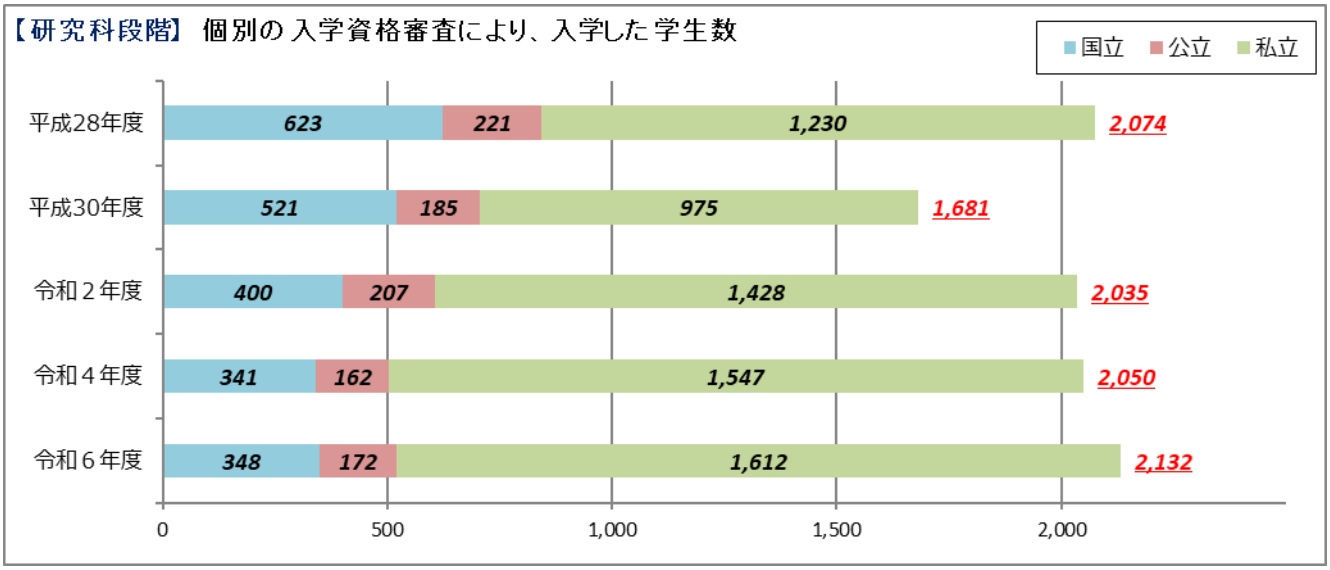
 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数が１人以上の研究科がある大学を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

 （※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 個別の入学資格審査により入学資格を認める制度について、選択肢「導入している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。

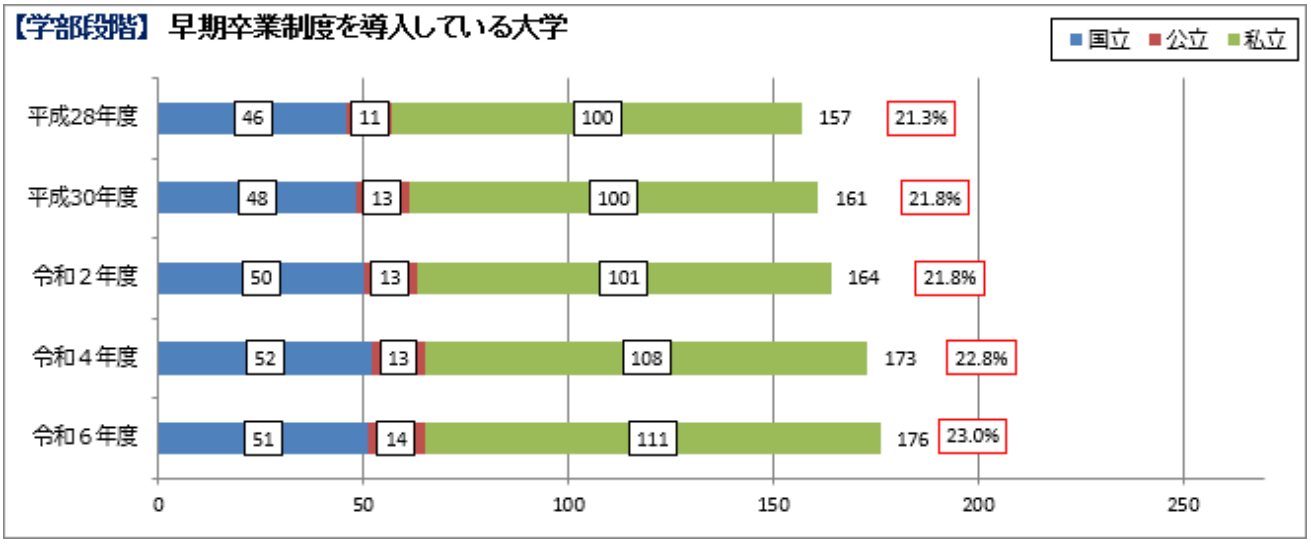
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ｂ　卒業要件の弾力化＞

①　学部における早期卒業

令和６年度では、早期卒業制度を導入していると回答したのは 176 大学（23.0%）、平成 28 年度では 157 大学（21.3%）であった。

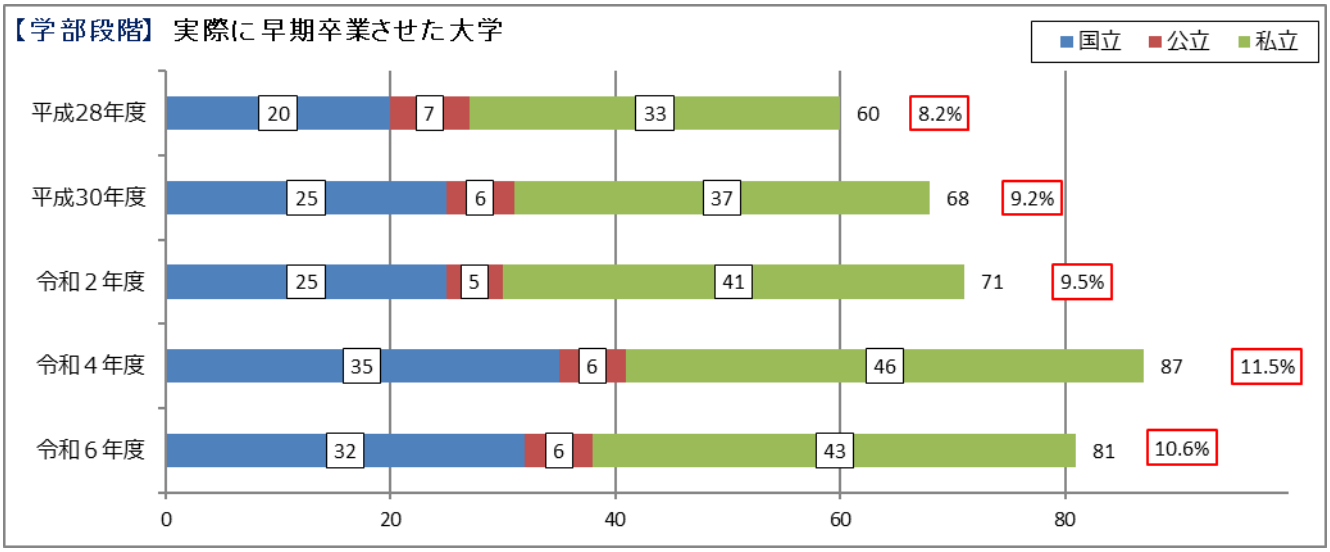
また、令和６年度では、実際に早期卒業させたと回答したのは 81 大学（10.6%）、早期卒業した学生数は 766 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、早期卒業制度について、選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

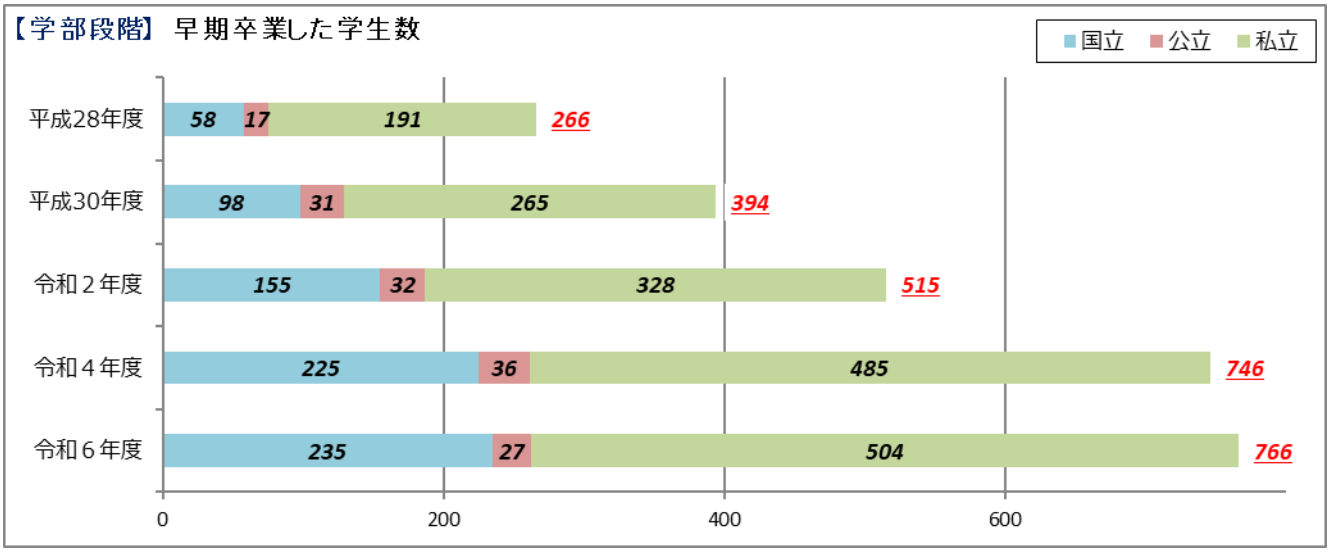
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 早期卒業制度について、選択肢「導入している」と回答した学部を対象に、実際に早期卒業させた学生数が１人以上の学部がある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



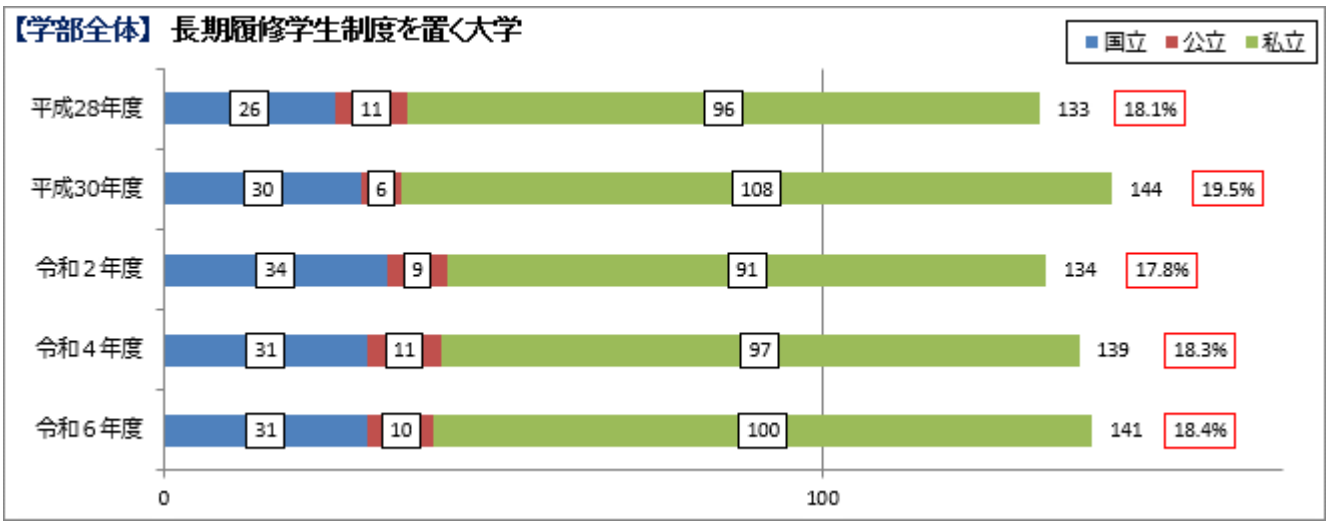
- 早期卒業制度について、選択肢「導入している」と回答した学部を対象に、実際に早期卒業をした学生数を集計。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ｃ　修業年限の弾力化＞

①　長期履修学生制度

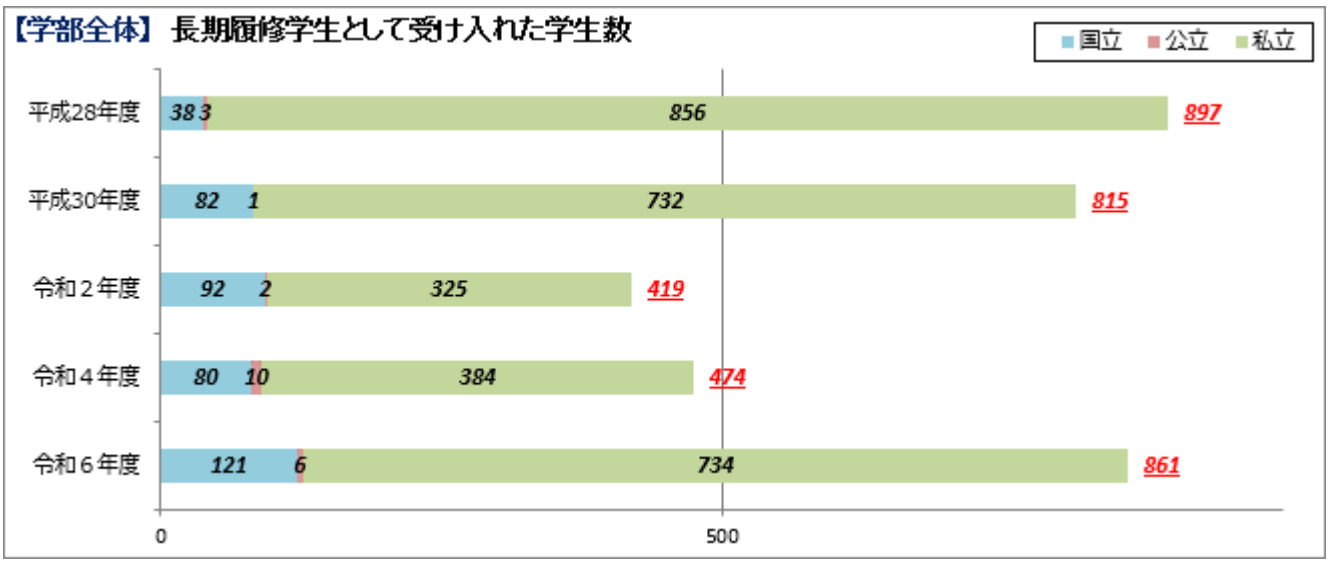
令和６年度では、長期履修学生制度を導入していると回答した大学は 141 大学（18.4%）、長期履修学生として受け入れた学生数は 861 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、長期履修学生制度について、選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

- （※）平成 28 年度、平成 30 年度、令和２年度、令和４年度は学部・研究科を対象とした設問だったが、令和６年度について学部を対象とした設問としたため、平成 28 年度、平成 30 年度、令和２年度、令和４年度について学部の回答を集計。



- 長期履修学生制度について、選択肢「導入している」と回答した学部を対象に、実際に長期履修学生として受け入れられた学生数を集計。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

- （※）平成 28 年度、平成 30 年度、令和２年度、令和４年度は学部・研究科を対象とした設問だったが、令和６年度について学部を対象とした設問としたため、平成 28 年度、平成 30 年度、令和２年度、令和４年度について学部の回答を集計。

＜４－Ｄ　入学・卒業時期の弾力化＞

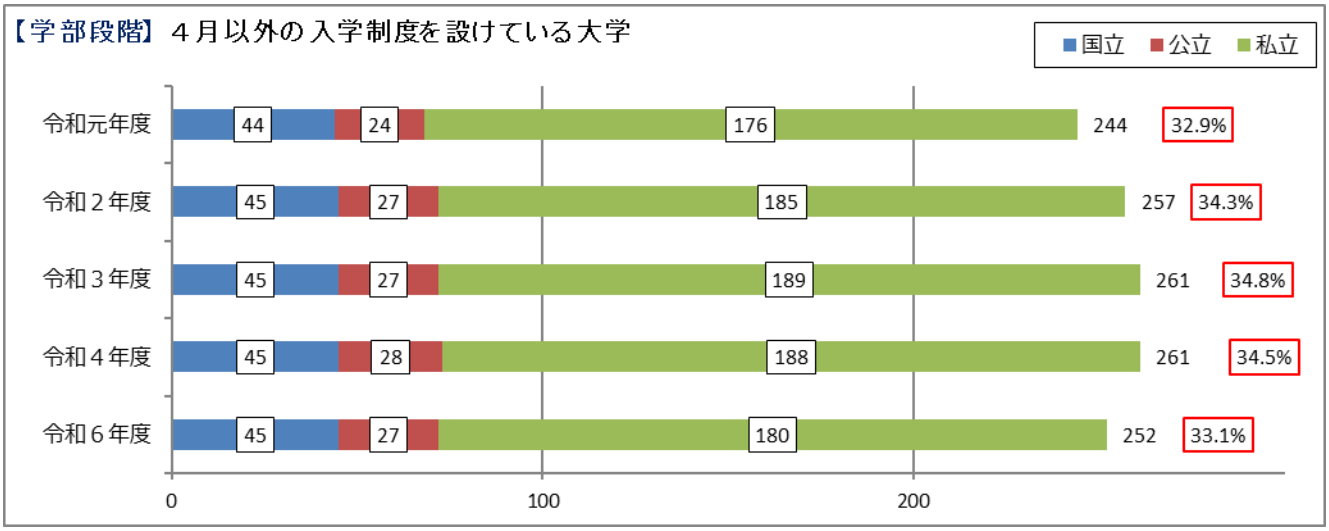
①　４月以外の入学

○学部段階

令和６年度では、４月以外の入学制度を設けていると回答したのは 252 大学（33.1%）、４月以外の入学者数は 2,626 人であった。

○研究科段階

令和６年度では、４月以外の入学制度を設けていると回答したのは 352 大学（53.2%）、４月以外の入学者数は 9,698 人であった。

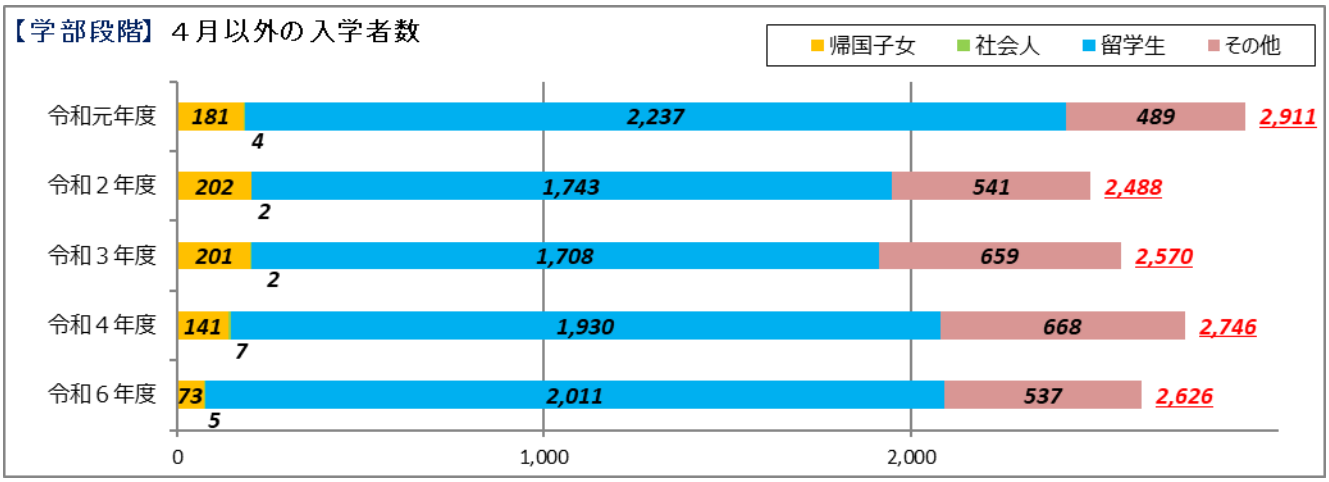


- 本調査項目の回答対象大学（761 大学）のうち、４月以外の入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に４月以外の時期に学生を募集している」「学則上制度を導入しているが、実際は学生を募集していない」のいずれかに回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）通信制の学部、放送大学を除く。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。

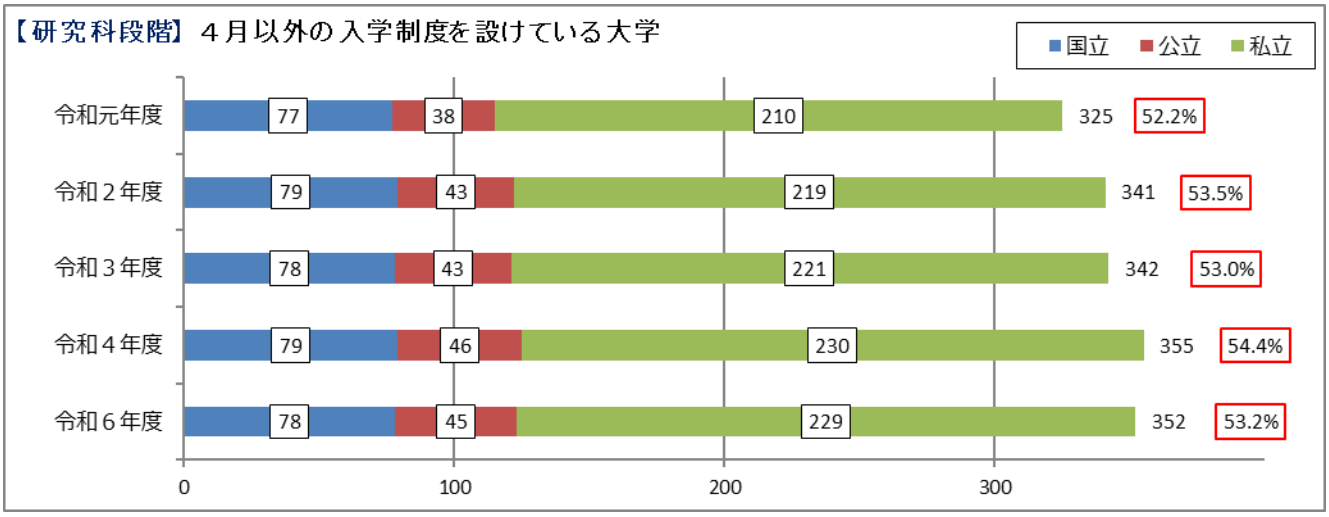


- ４月以外の入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に４月以外の時期に学生を募集している」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた学生数を区分ごとに集計。

（※）通信制の学部、放送大学を除く。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。

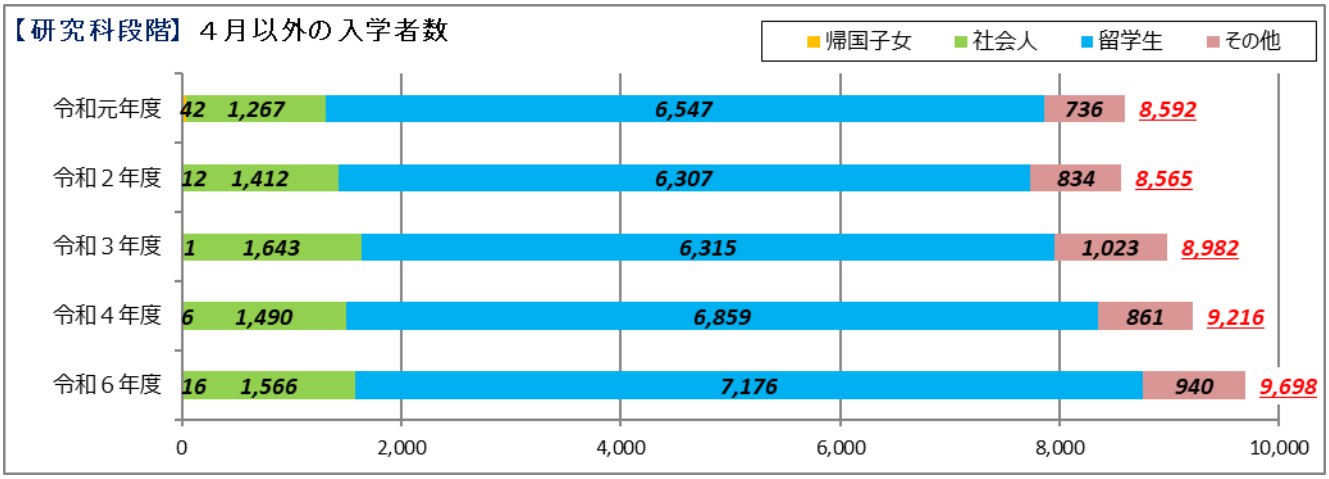


- 本調査項目の回答対象大学（662 大学）のうち、４月以外の入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に４月以外の時期に学生を募集している」「学則上制度を導入しているが、実際は学生を募集していない」のいずれかに回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）通信制の研究科、放送大学を除く。

（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。



- ４月以外の入学制度について、選択肢「学則上制度を導入していて、実際に４月以外の時期に学生を募集している」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数を区分ごとに集計。

 （※）通信制の研究科、放送大学を除く。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

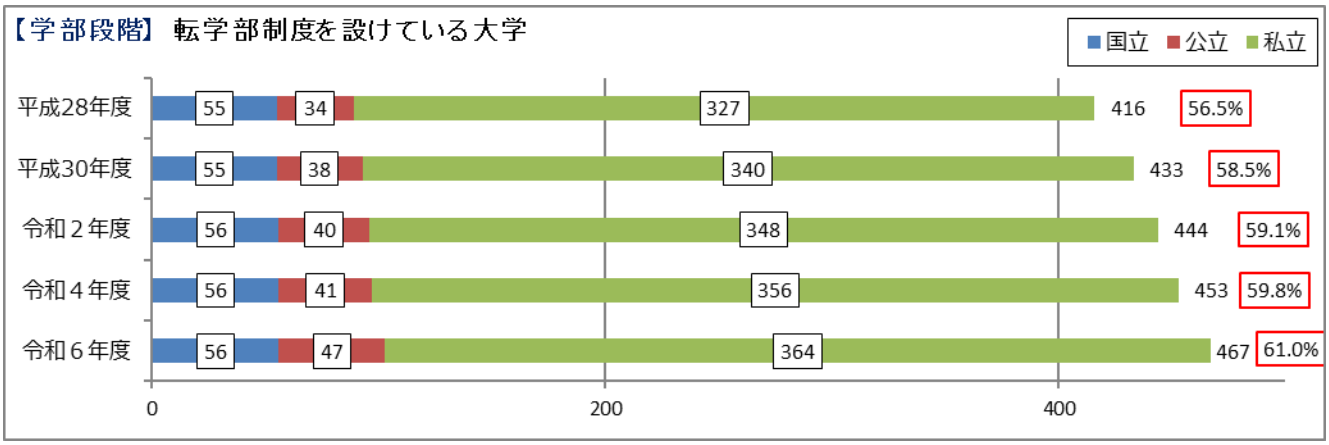
 （※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。

＜４－Ｅ　転学部・転学科の状況＞

①　転学部制度

令和６年度では、転学部制度を設けていると回答したのは 467 大学（61.0%）、転学部の受入れ者数は 1,620 人であった。

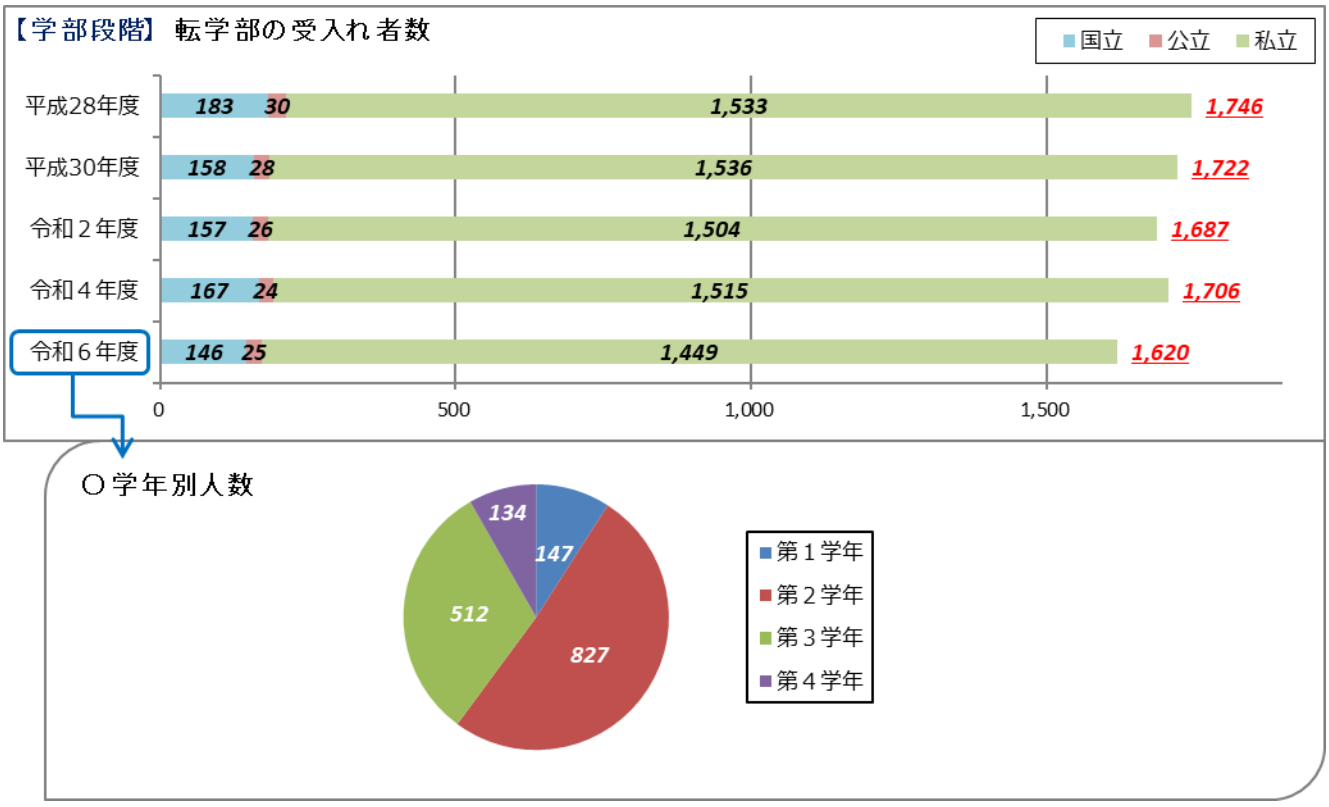
また、令和６年度における転学部の受入れ者数の内訳については、第２学年が最も多く 827 人、第４学年が最も少なく 134 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、転学部制度について、選択肢「設けている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 転学部制度について、選択肢「設けている」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた人数を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

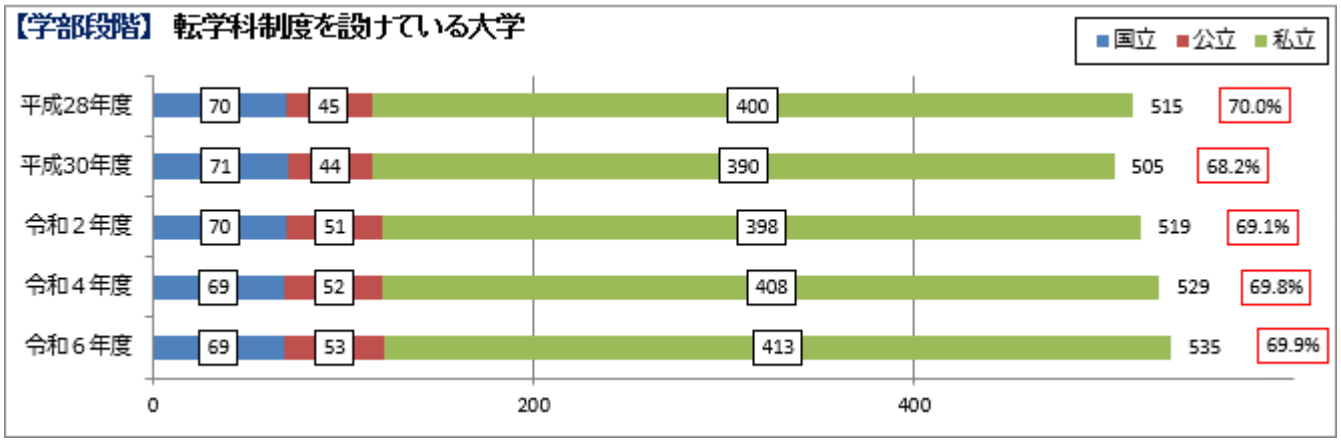
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ｅ　転学部・転学科の状況＞

②　転学科制度

令和６年度では、転学科制度を設けていると回答したのは 535 大学（69.9%）、転学科の受入れ者数は 1,276 人であった。

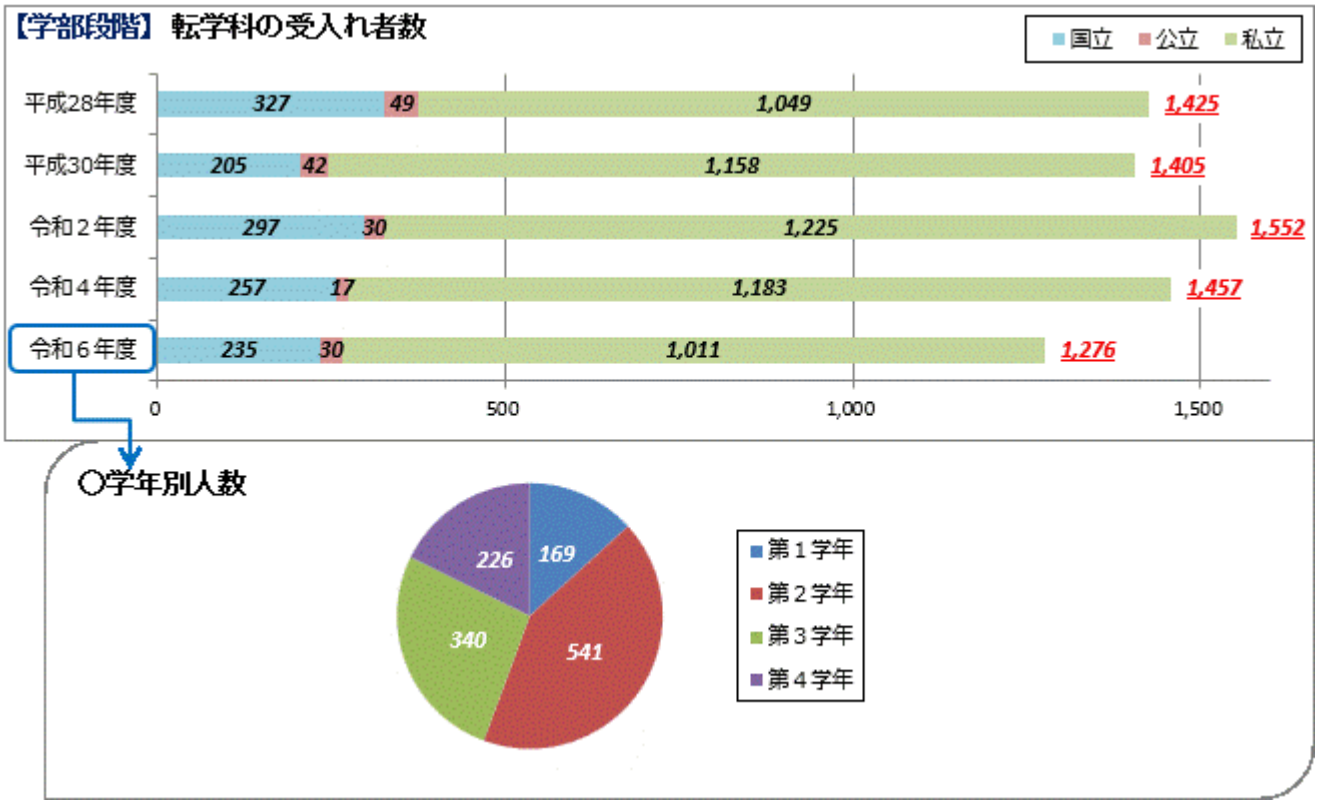
また、令和６年度における転学科の受入れ者数の内訳については、第２学年が最も多く 541 人、１学年が最も少なく 169 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、転学科制度について、選択肢「設けている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 転学科制度について、選択肢「設けている」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた学生数、及び学年別の人数を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ｆ　入学前の既修得単位等の認定＞

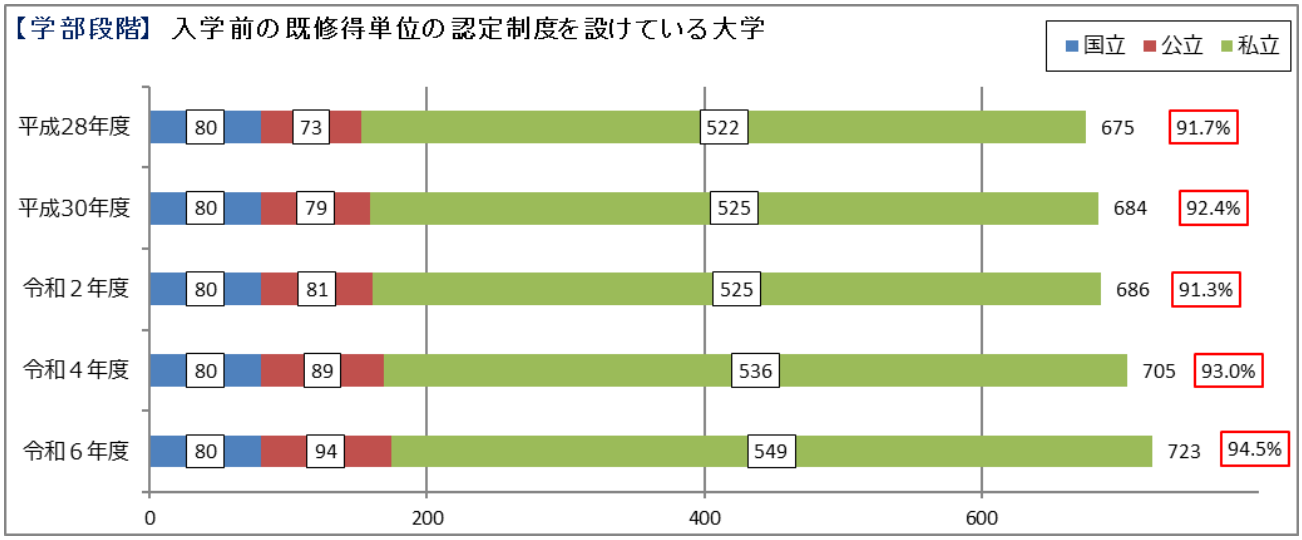
①　入学前の既修得単位の認定制度を設けている大学

○学部段階

令和６年度では、入学前の既修得単位の認定制度を設けていると回答したのは 723 大学（94.5%）であった。

○研究科段階

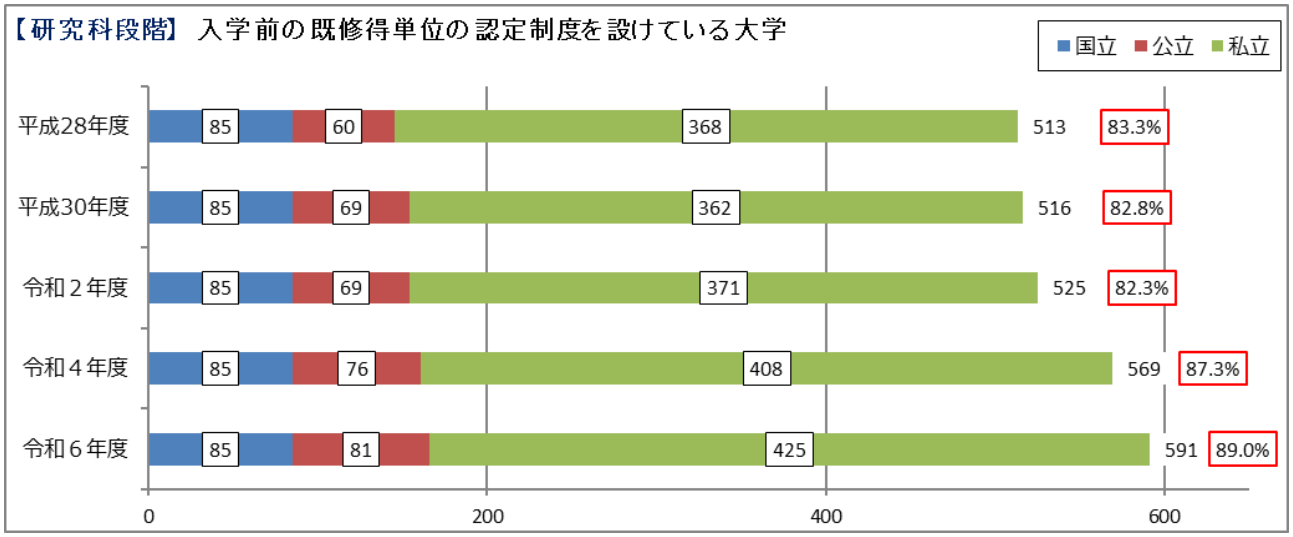
令和６年度では、入学前の既修得単位の認定制度を設けていると回答したのは 591 大学（89.0%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、入学前の既修得単位の認定制度について、選択肢「設けている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、入学前の既修得単位の認定制度について、選択肢「設けている」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

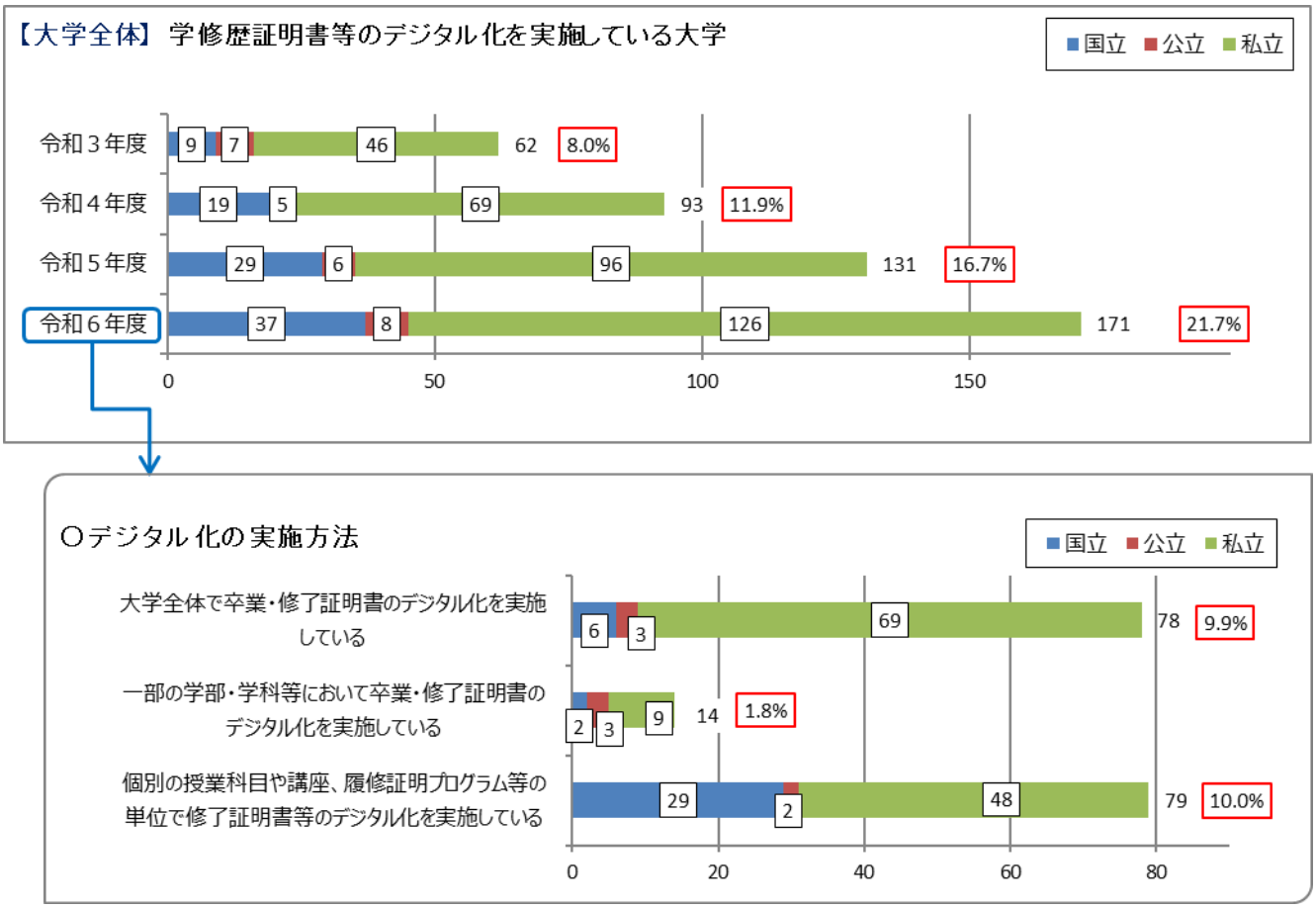
（※）平成 29 年度、令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜４－Ｇ　学修歴証明書のデジタル化の状況＞

①　学修歴証明書等のデジタル化の実施状況

令和３年度では、学修歴証明書等のデジタル化を実施していると回答したのは 62 大学（8.0%）、令和６年度では 171 大学（21.7%）であった。

また、デジタル化の実施方法として、「個別の授業科目や講座、履修証明プログラム等の単位で修了証明書等のデジタル化を実施している」と回答した大学の割合が最も高く 79 大学（10.0%）、「一部の学部・学科等において卒業・修了証明書のデジタル化を実施している」と回答した大学の割合が最も低く 14 大学（1.8%）であった。



- 上のグラフは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、学修歴証明書等のデジタル化について、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。

 下のグラフは、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、デジタル化の実施方法の内訳を集計。

 （※）令和３年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

＜４－Ｈ　情報公表の状況＞

①　公表を行った教育研究活動等の情報

令和６年度では、公表を行った教育研究活動等の情報について、公表した大学の割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

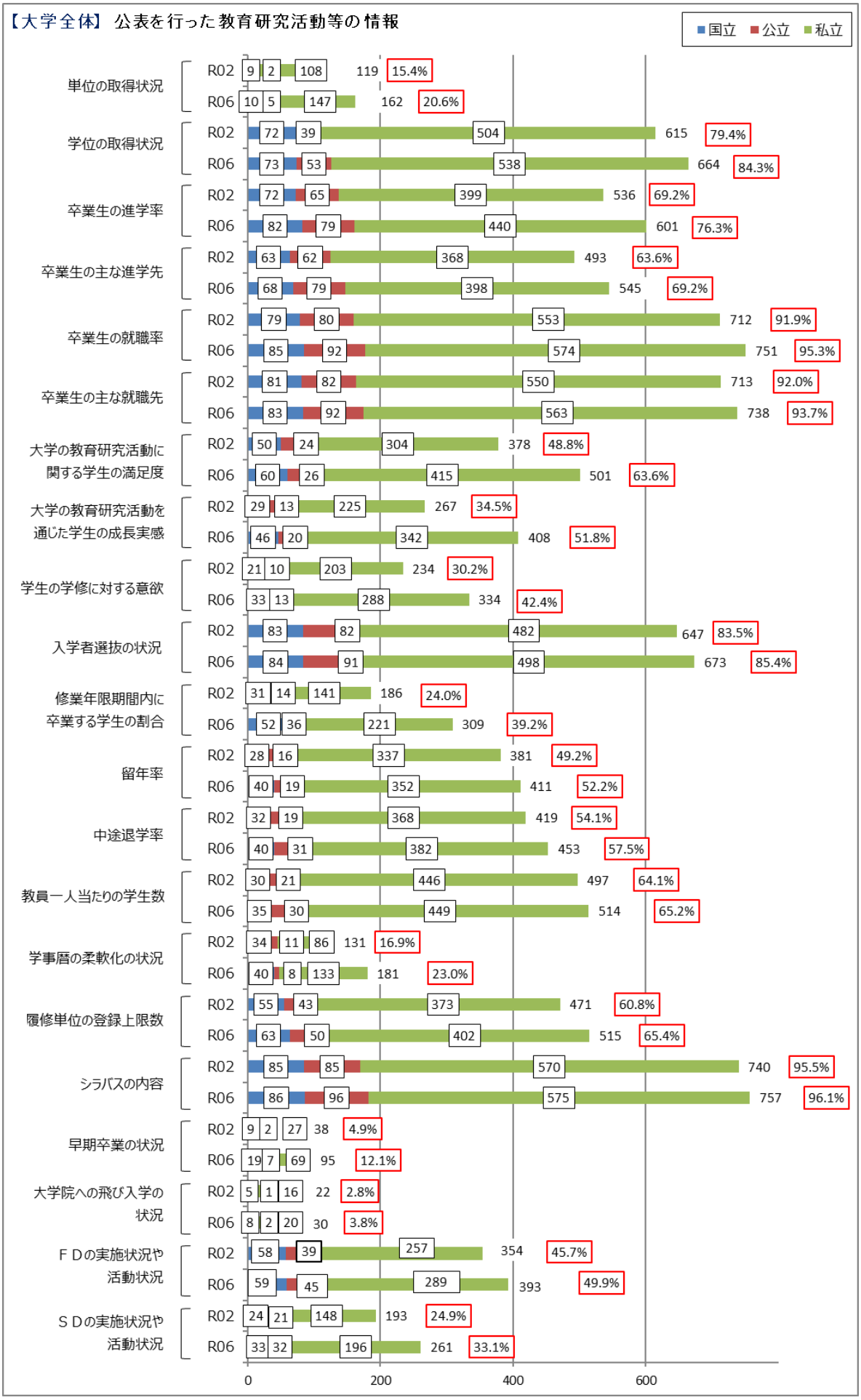
- シラバスの内容（757 大学，96.1%）
- 卒業生の就職率（751 大学，95.3%）
- 卒業生の主な就職先（738 大学，93.7%）

一方、公表した大学の割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 大学院への飛び入学の状況（30 大学，3.8%）
- 早期卒業の状況（95 大学，12.1%）
- 単位の取得状況（162 大学，20.6%）

過年度の数値と比較したところ、以下の取組において±10 ポイント以上の差が見られる。

- 大学の教育研究活動に関する学生の満足度（令和２年度 48.8%、令和６年度は 63.6%）
- 大学の教育研究活動を通じた学生の成長実感（令和２年度 34.5%、令和６年度は 51.8%）
- 学生の学修に対する意欲（令和２年度 30.2%、令和６年度は 42.4%）
- 修業年限期間内に卒業する学生の割合（令和２年度 24.0%、令和６年度は 39.2%）



- 本調査に回答した大学（788 大学）において、公表を行った教育研究活動等の情報の内訳を集計。

５．社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組状況

＜５－Ａ　社会人の入学に関する特別な措置の状況＞

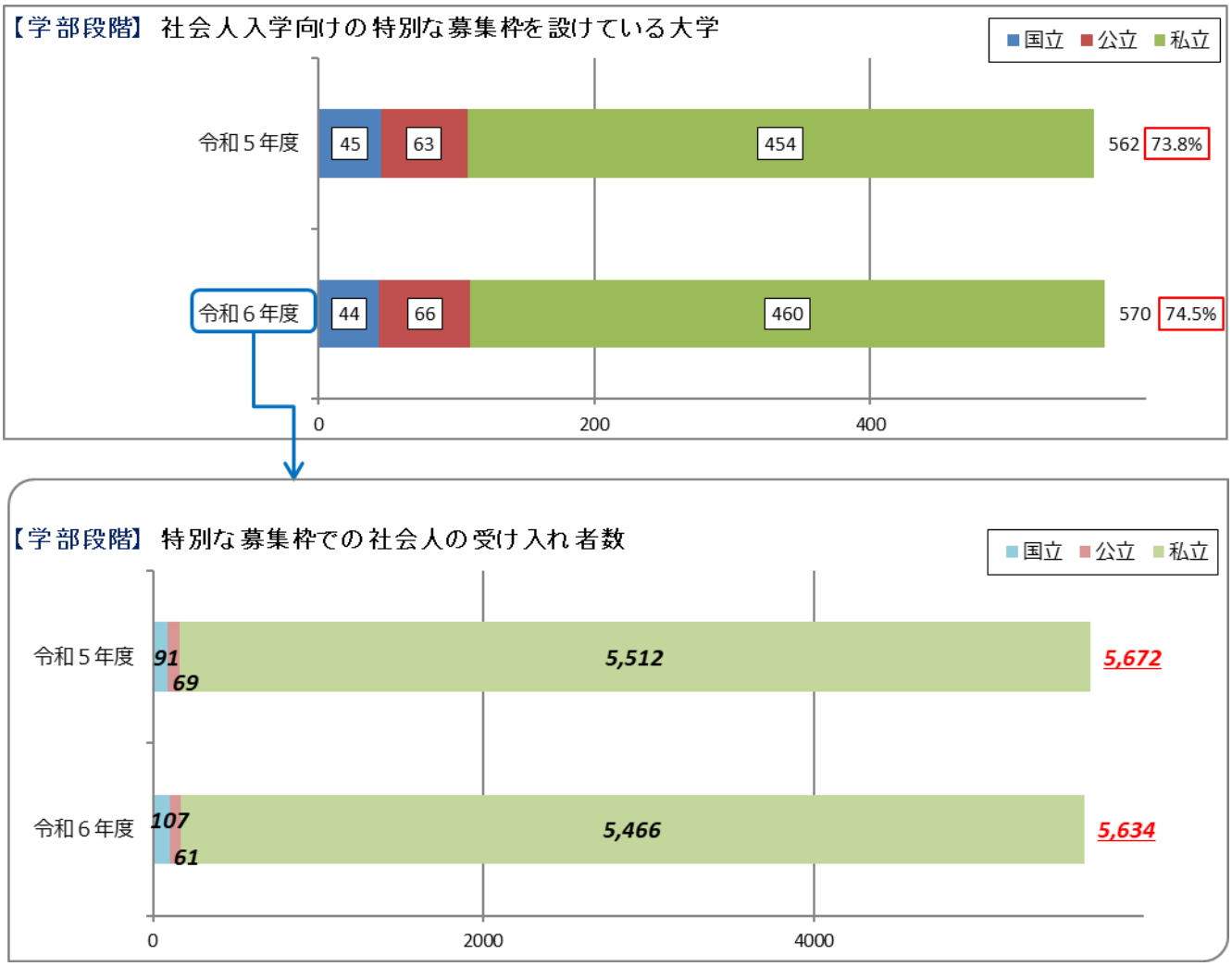
①　社会人向けの特別な募集枠を置く大学

○学部段階

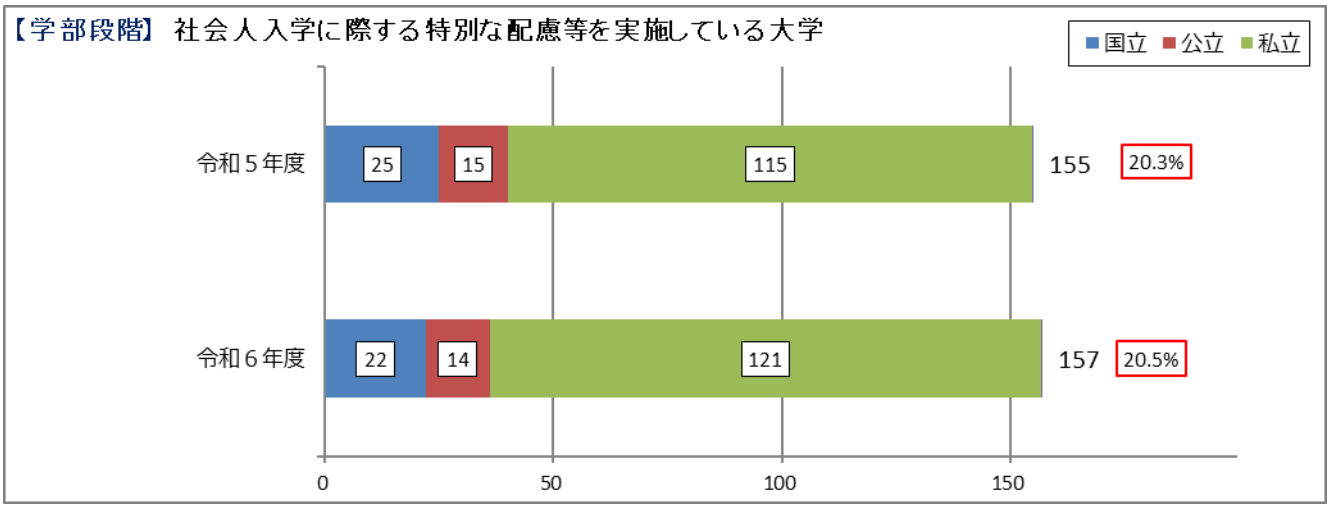
令和６年度では、社会人入学向けの特別な募集枠を設けていると回答したのは 570 大学（74.5%）、特別な募集枠での社会人の受入れ者数は 5,634 人、社会人入学に際する特別な配慮等を実施していると回答したのは 157 大学（20.5%）であった。

○研究科段階

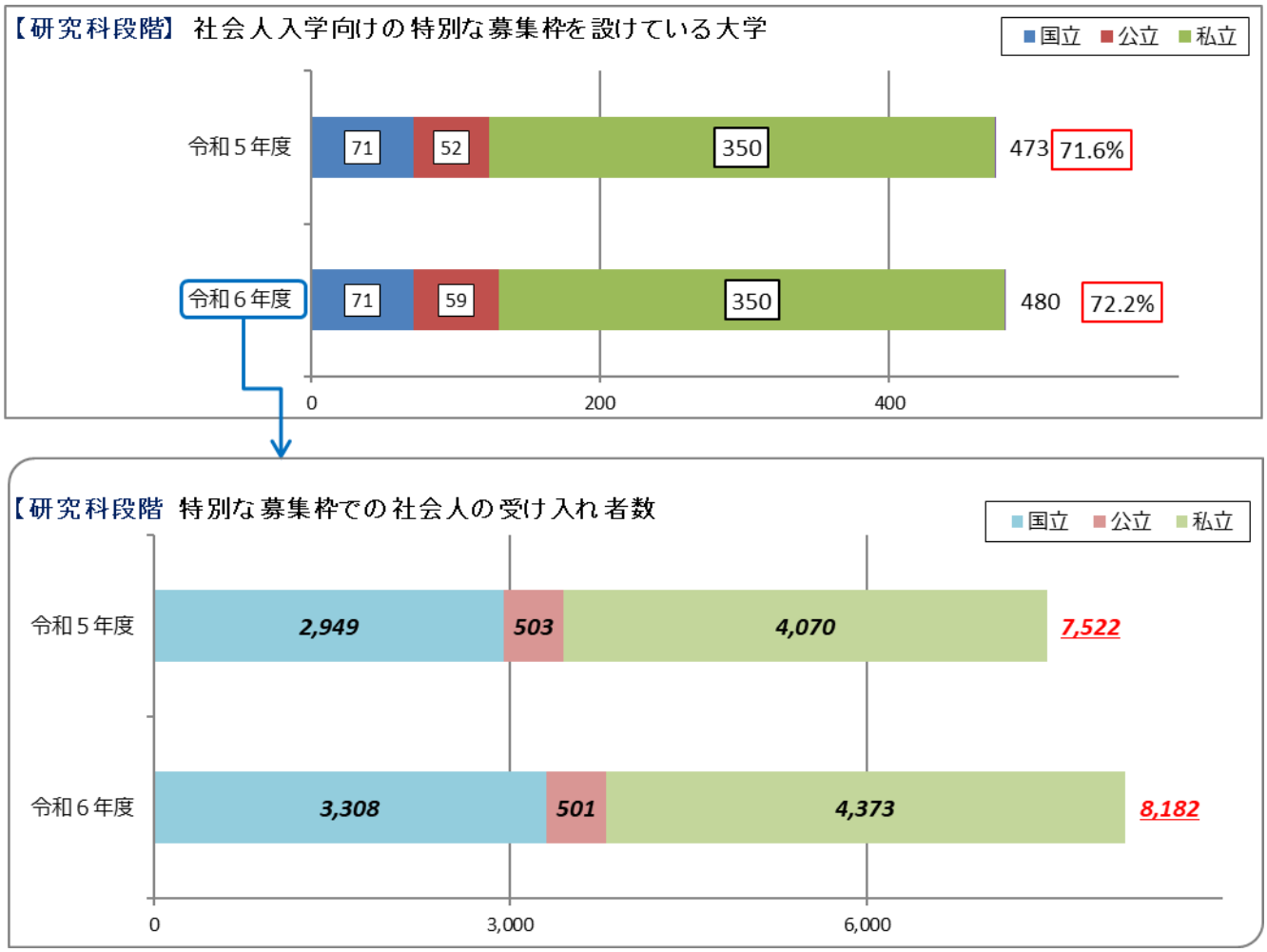
令和６年度では、社会人入学向けの特別な募集枠を設けていると回答したのは 480 大学（72.2%）、特別な募集枠での社会人の受入れ者数は 8,182 人、社会人入学に際する特別な配慮等を実施していると回答したのは 271 大学（40.8%）であった。



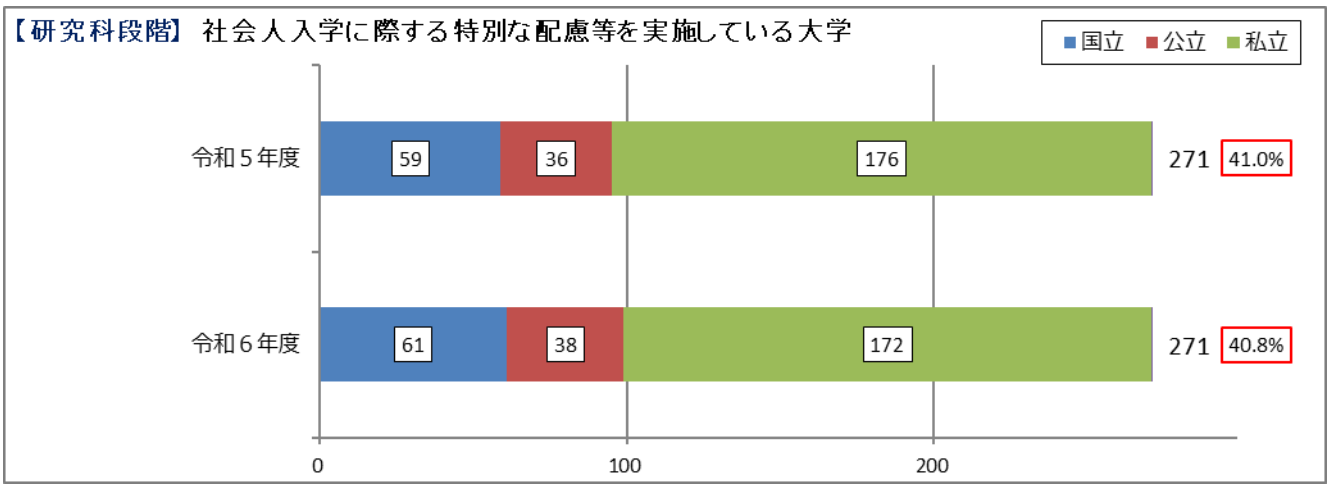
- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、社会人入学向けの特別な募集枠について、選択肢「設けている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「設けている」と回答した学部を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、社会人入学に際する特別な配慮等について、選択肢「行っている」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 上のグラフは、本調査項目の回答対象大学（665 大学）のうち、社会人入学向けの特別な募集枠について、選択肢「設けている」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「設けている」と回答した研究科を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 本調査項目の回答対象大学（665 大学）のうち、社会人入学に際する特別な配慮等について、選択肢「行っている」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。
 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

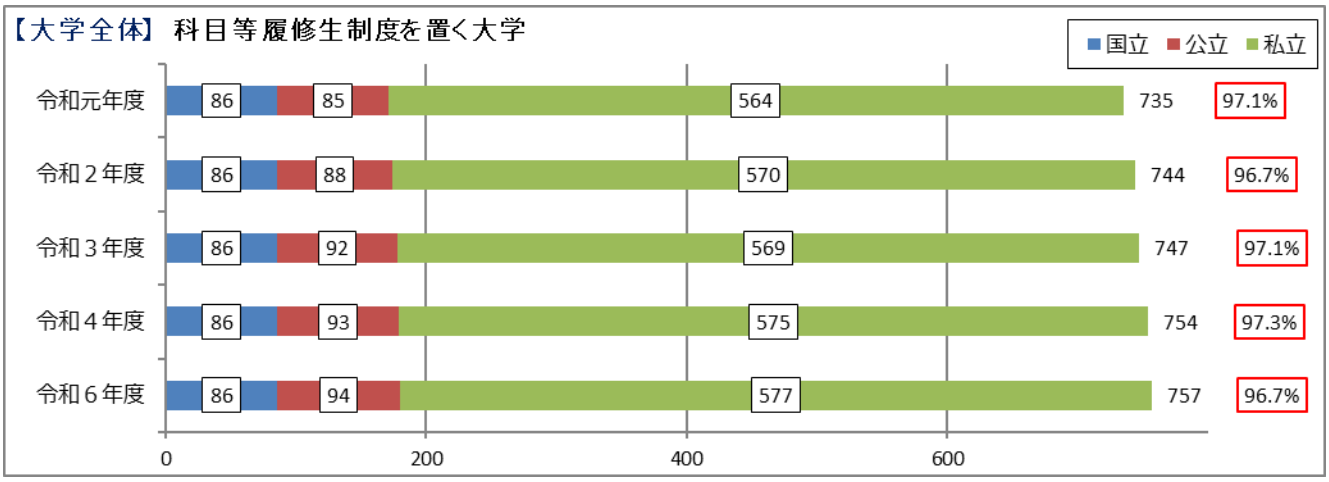
＜５－Ｂ　科目等履修生の受入状況＞

①　科目等履修生の受入状況

令和６年度では、科目等履修生制度を設けていると回答した大学は 757 大学（96.7%）、科目等履修生の受入れ者数は 15,907 人であった。

また、令和６年度における科目等履修生の受入れ者数の内訳について、「就業者」が 4,471 人と最も多く、次いで「高校生」が 3,766 人、「自大学（院）の大学（院）生」が 3,405 人であった。

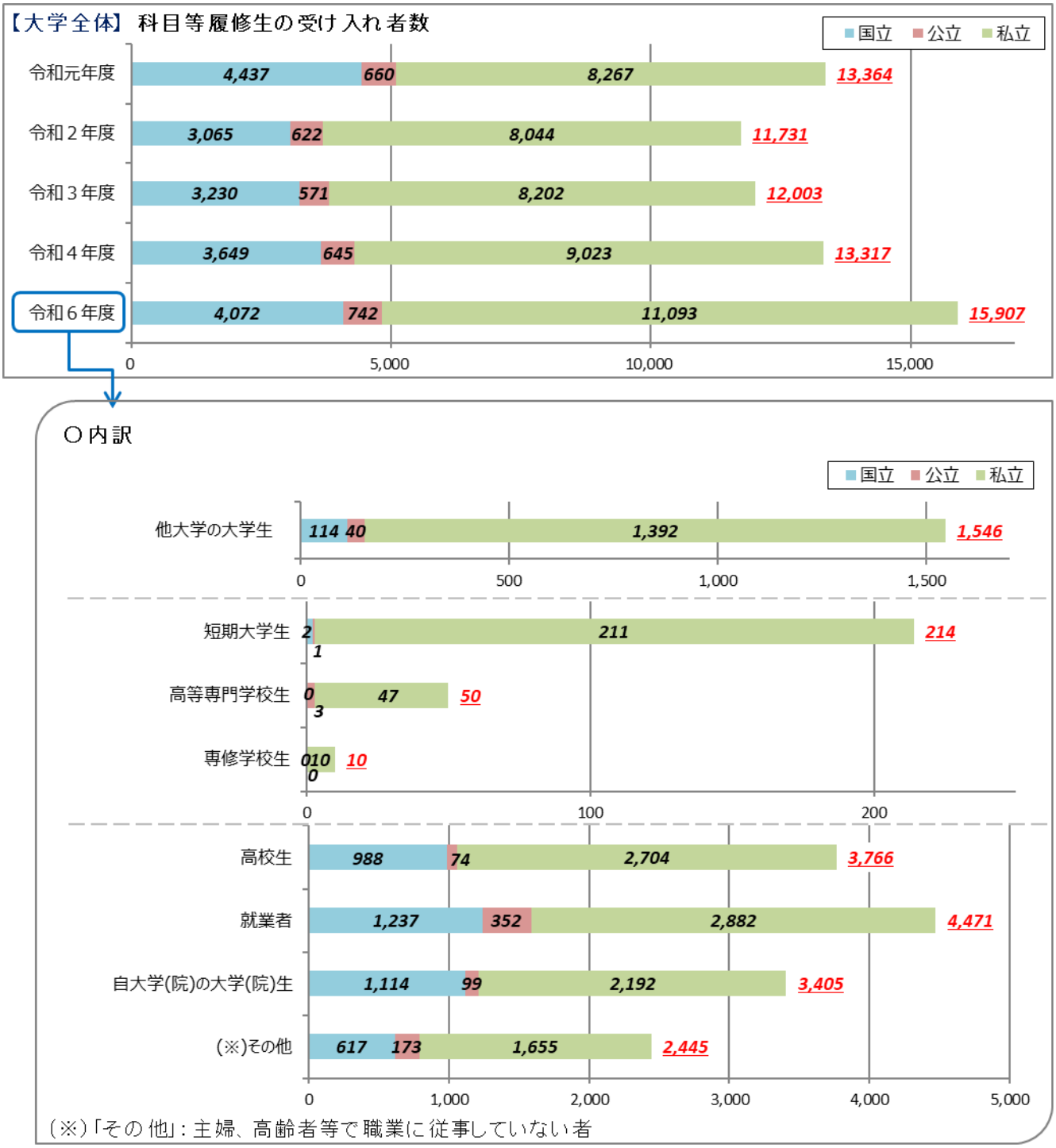
一方、「専修学校生」が最も少なく 10 人、次いで「高等専門学校生」が 50 人、「短期大学生」が 214 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（783 大学）のうち、科目等履修生制度について、選択肢「大学全体で設けている」「一部の学部・研究科等で設けている」のいずれかに回答した大学を集計。

（※）通信制のみの大学、放送大学を除く。

（※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。



- 上のグラフは、科目等履修生制度について、選択肢「大学全体で設けている」「一部の学部・研究科等で設けている」のいずれかに回答した大学を対象に、実際に受け入れた学生数を集計。
- 下のグラフは、科目等履修生制度について、選択肢「大学全体で設けている」「一部の学部・研究科等で設けている」のいずれかと回答した大学において、実際に受け入れた学生数を集計。

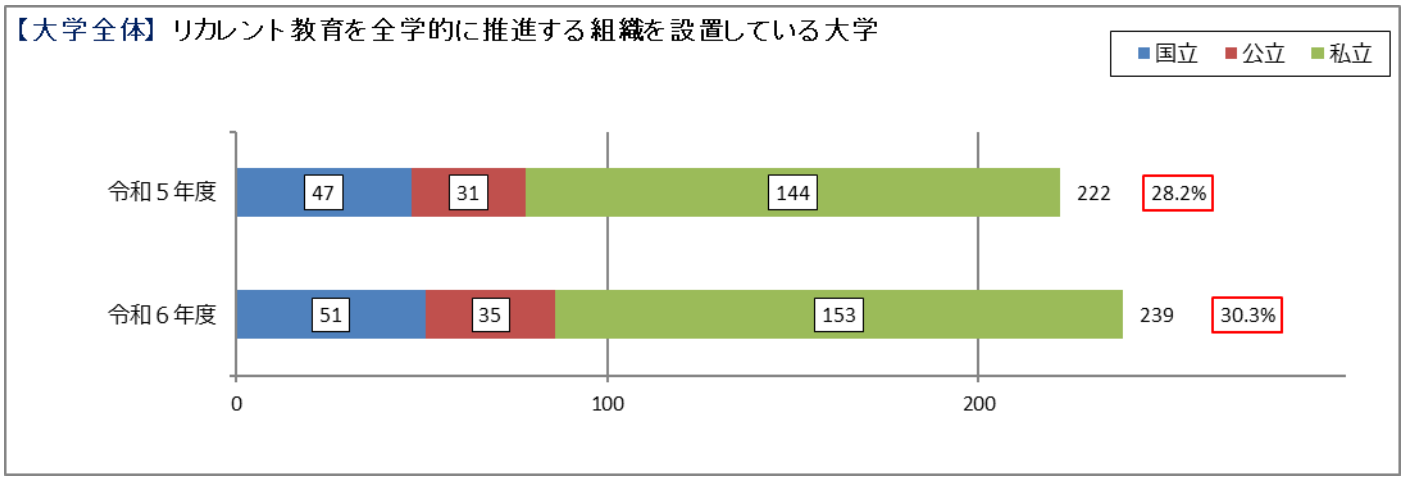
（※）通信制のみの大学、放送大学を除く。

（※）令和４年度以降、調査項目を隔年化したため、令和５年度は調査していない。

＜５－Ｃ　リカレント教育実施体制の状況＞

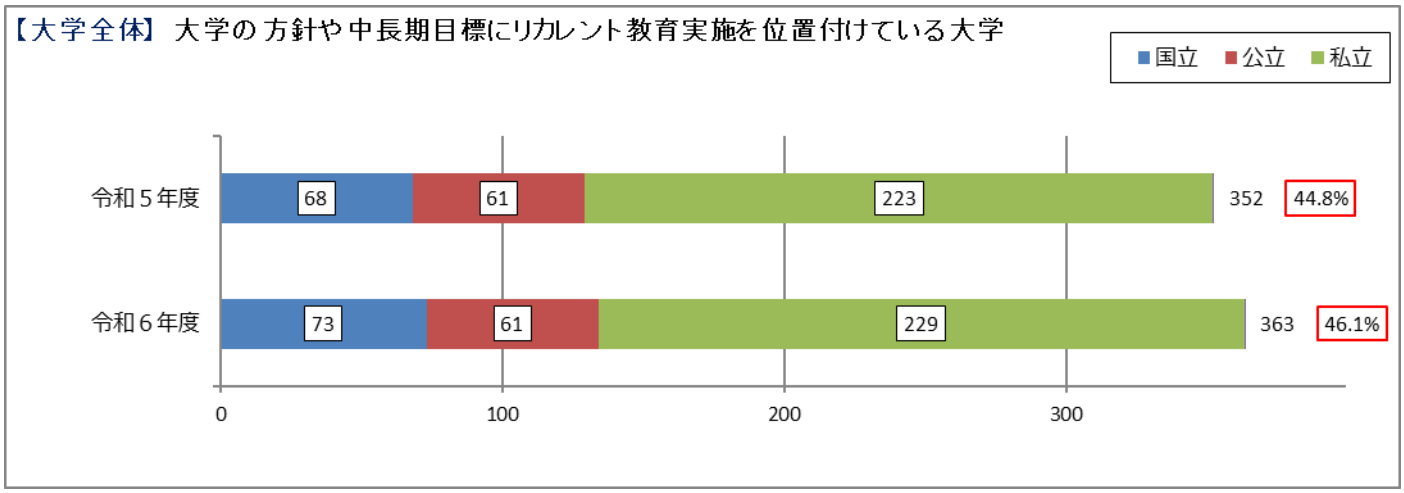
①　リカレント教育プログラムの実施状況

令和６年度では、リカレント教育を全学的に推進する組織を設置していると回答したのは 239 大学（30.3%）、大学の方針や中長期目標にリカレント教育実施を位置付けていると回答したのは 363 大学（46.1%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、リカレント教育を全学的に推進する組織を設置しているかについて、「設置している」と回答した大学を集計。

（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、大学としての方針や中長期的な目標にリカレント教育の実施を位置付けているかについて、「位置づけている」と回答した大学を集計。

（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

＜５－Ｄ　履修証明プログラムの実施状況＞

①　履修証明プログラムの開設状況

令和６年度では、履修証明プログラムを開設していると回答したのは 244 大学（31.0%）であった。

履修証明プログラムの分野・テーマについて、開設している割合が高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 医療・福祉系（104 大学，13.2%）
- デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）（68 大学，8.6%）
- 商学・経済学系（経営・財務等）（58 大学，7.4%）

一方、開設している割合が低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

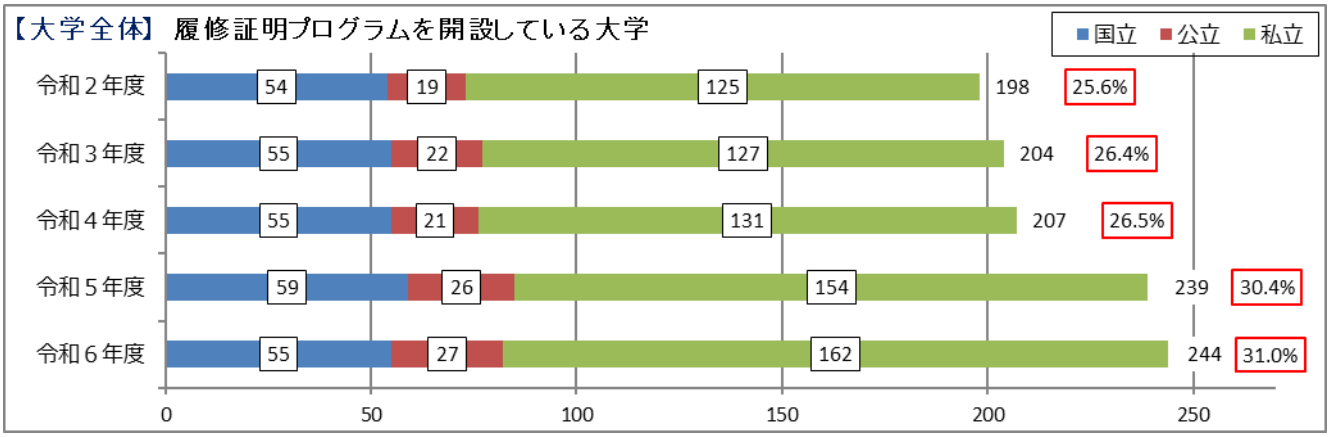
- 趣味系（園芸・料理等）（5 大学，0.6%）
- スポーツ・実技系（10 大学，1.3%）
- グリーン分野（脱炭素やカーボンニュートラルなど、環境に配慮した技術やそれに関連するもの）（14 大学，1.8%）
- 家政学系（栄養学・ファッション等）（14 大学，1.8%）

また、履修証明プログラムの総開設時間について、令和６年度は 141,550 時間であった。

履修証明プログラムの受講者数について、令和６年度は 18,288 人であった。

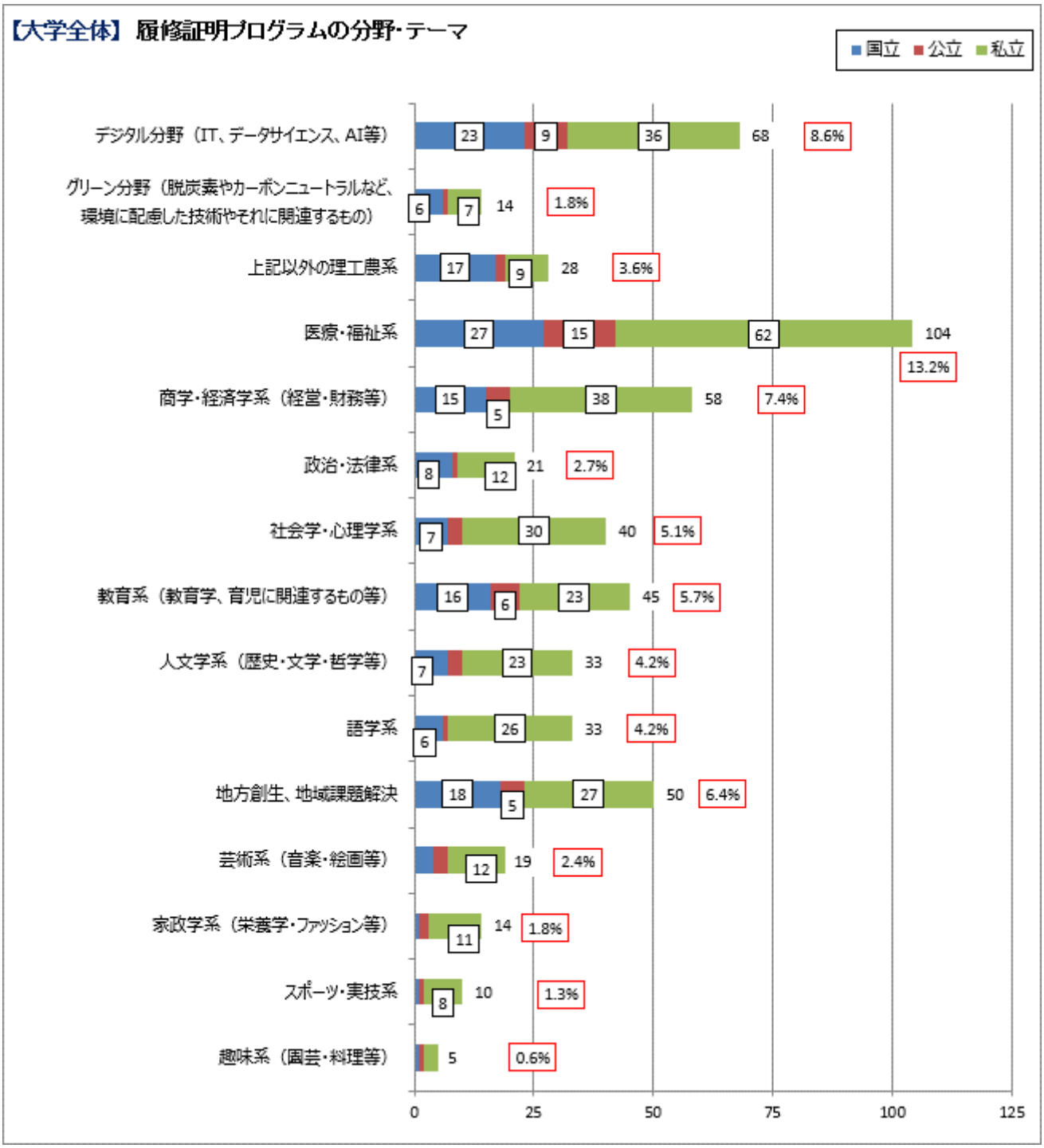
履修証明プログラムの受講者数のうち社会人数について、令和６年度は 11,492 人であった。

履修証明プログラムの証明書交付者数について、令和６年度は 10,098 人であった。



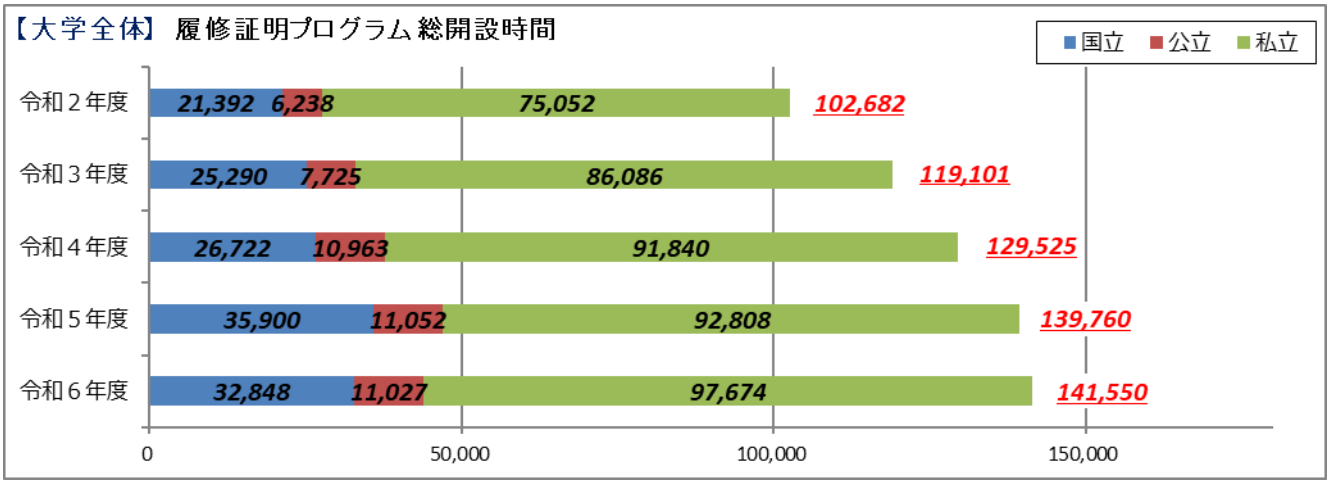
- 本調査項目の回答対象大学（787 大学）のうち、履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を集計。

（※）放送大学を除く。



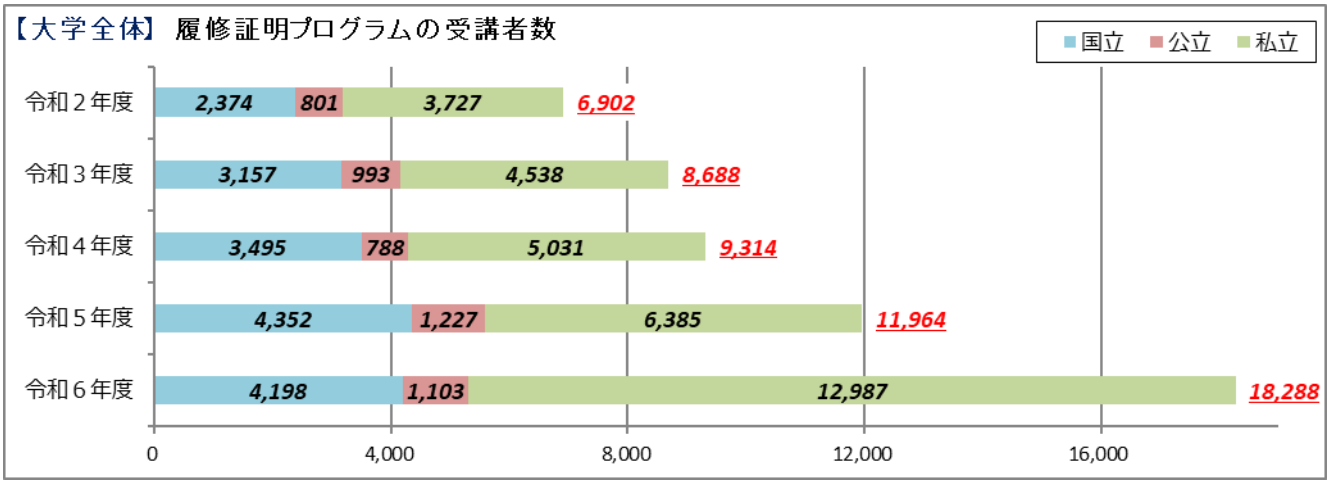
- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を対象に、各項目に選択した大学を集計。

（※）放送大学を除く。



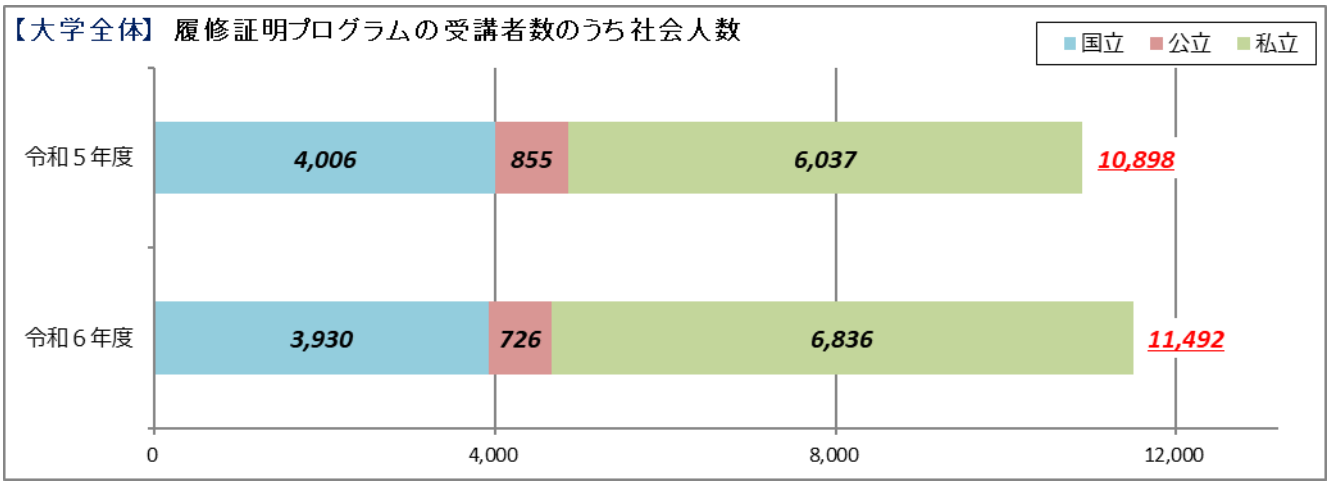
- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を対象に、履修証明プログラム総開設時間を集計。

 （※）放送大学を除く。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を対象に、履修証明プログラム受講者数を集計。

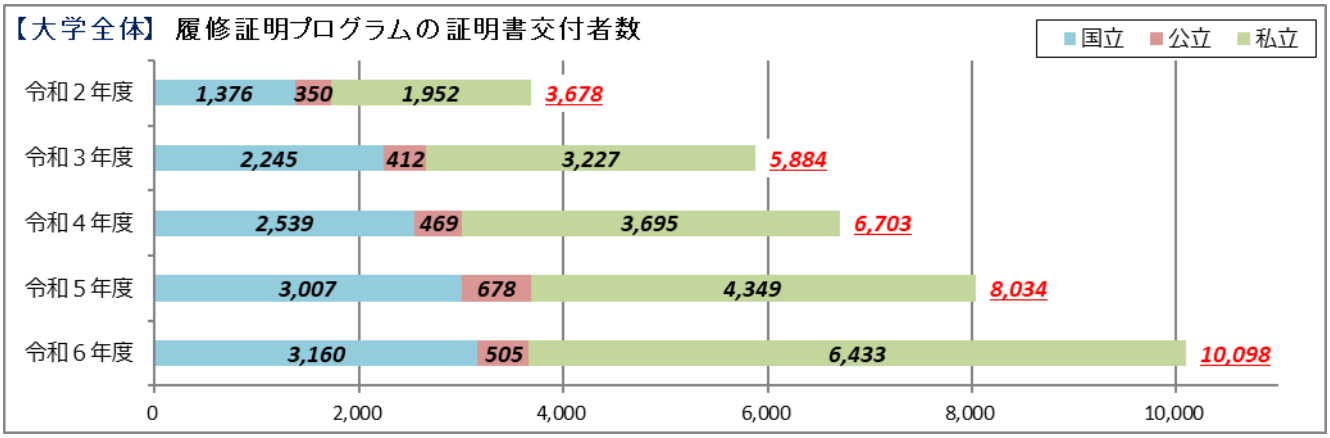
 （※）放送大学を除く。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を対象に、履修証明プログラム受講者数のうち社会人の数を集計。

 （※）放送大学を除く。

 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を対象に、履修証明プログラム証明書交付者数を集計。

 （※）放送大学を除く。

＜５－Ｅ　短期のリカレント教育プログラムの実施状況＞

①　正規課程外で、一定の修了要件を定める、社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学

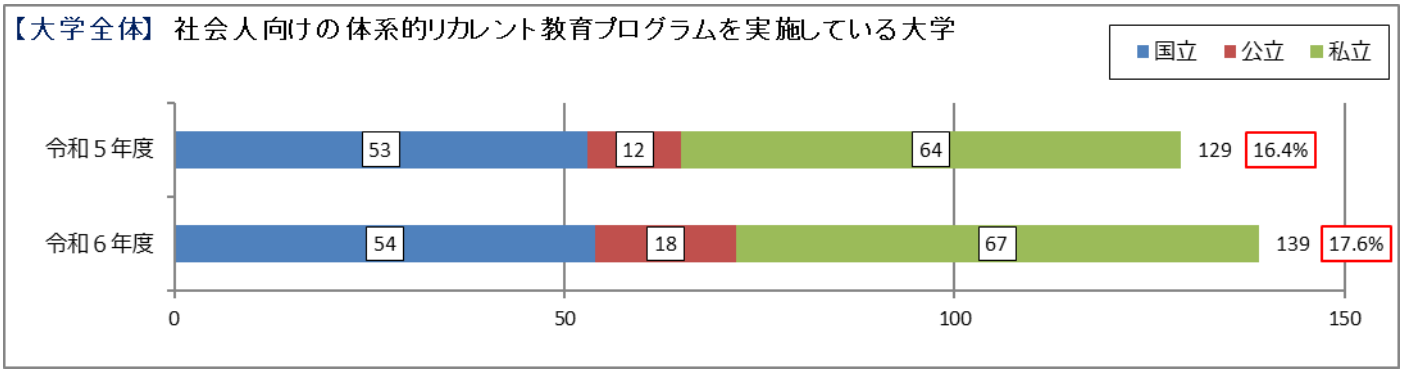
令和６年度では、社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施していると回答したのは139 大学（17.6%）、総開設時間は 42,281 時間、受講者数は 45,482 人、そのうち社会人数は 38,791 人であった。

また、社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの分野・テーマについて、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 医療・福祉系（57 大学，7.2%）
- デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）（49 大学，6.2%）
- 商学・経済学系（経営・財務等）（33 大学，4.2%）

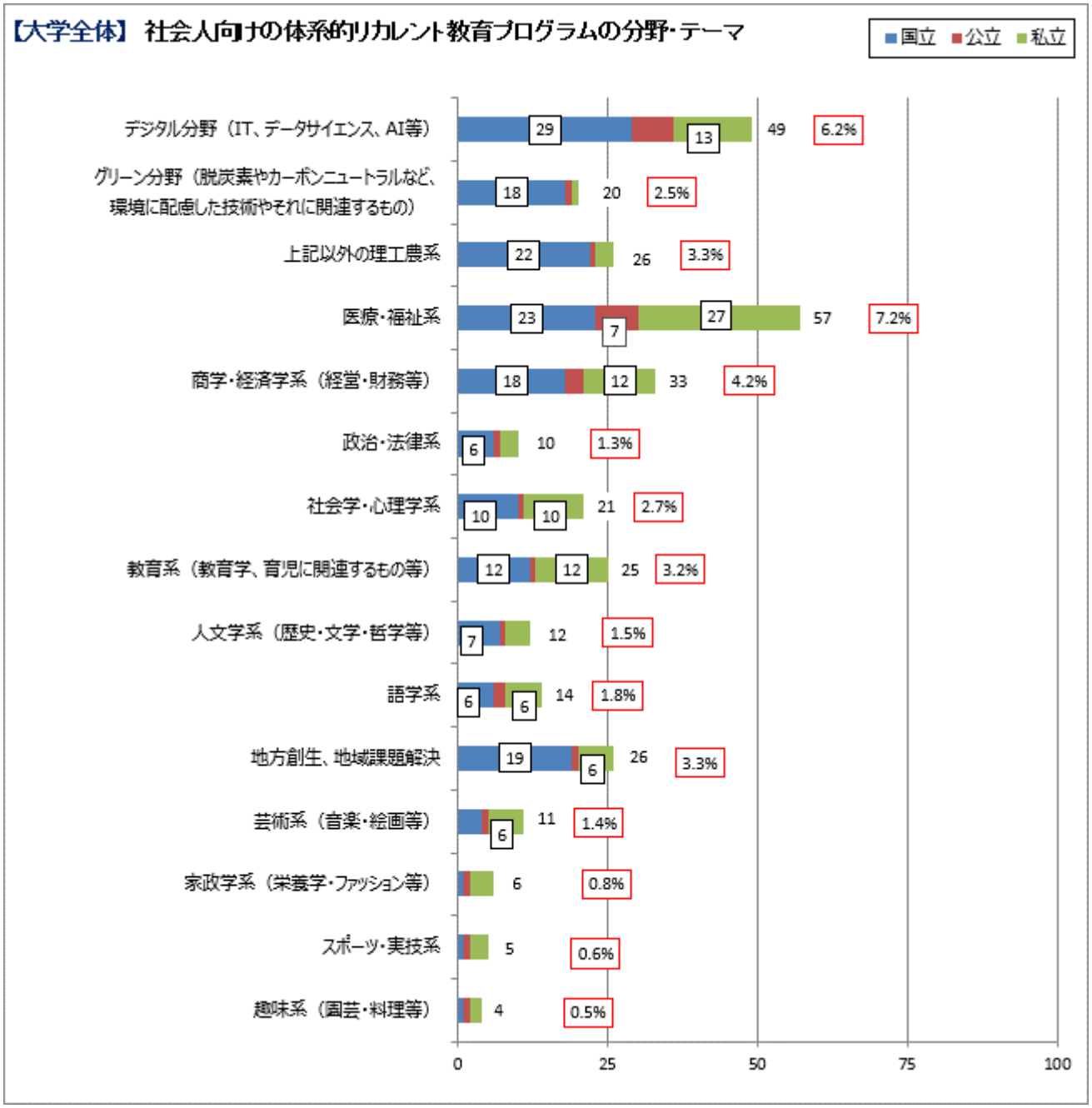
一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 趣味系（園芸・料理等）（4 大学，0.5%）
- スポーツ・実技系（5 大学，0.6%）
- 家政学系（栄養学・ファッション等）（6 大学，0.8%）

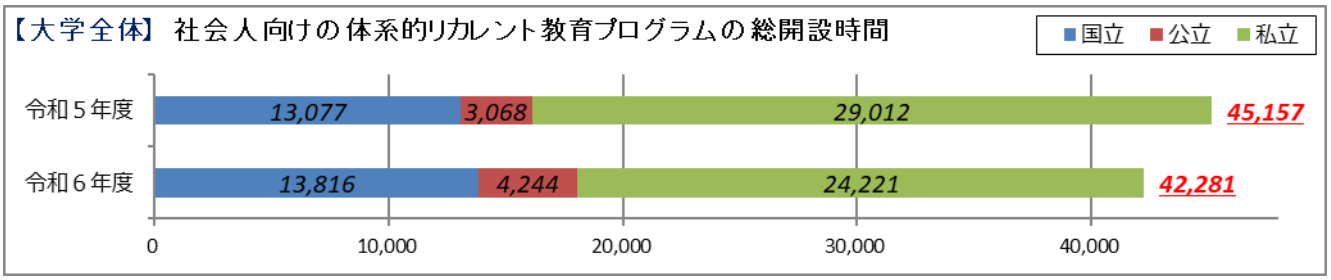


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。

（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

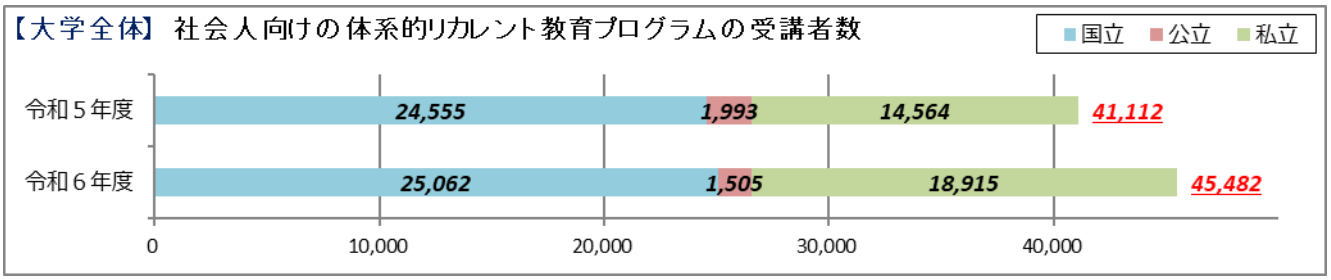


- リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、各項目に選択した大学を集計。



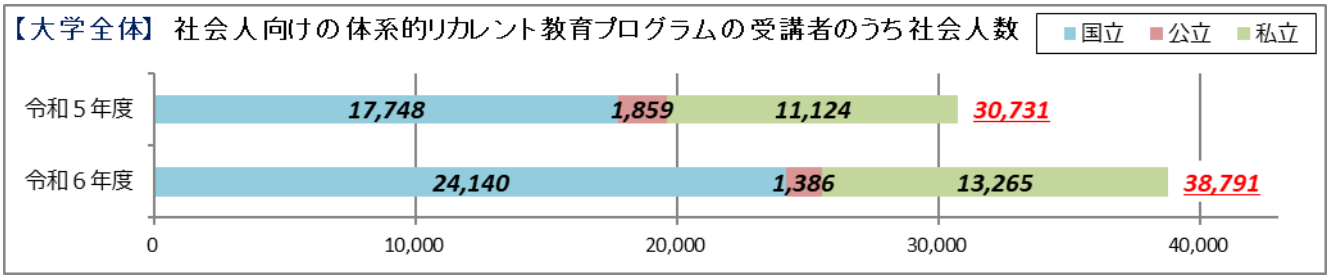
- リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、リカレント教育プログラム総開設時間を集計。

（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、リカレント教育プログラム受講者数を集計。

 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を対象に、リカレント教育プログラム受講者のうち社会人数を集計。

 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

＜５－Ｆ　公開講座の実施状況＞

①　公開講座の実施状況

令和６年度では、公開講座を実施していると回答したのは 692 大学（約 88%）、公開講座の開講総数は 22,507 講座、受講者数は 934,183 人、そのうち社会人数は 665,788 人であった。

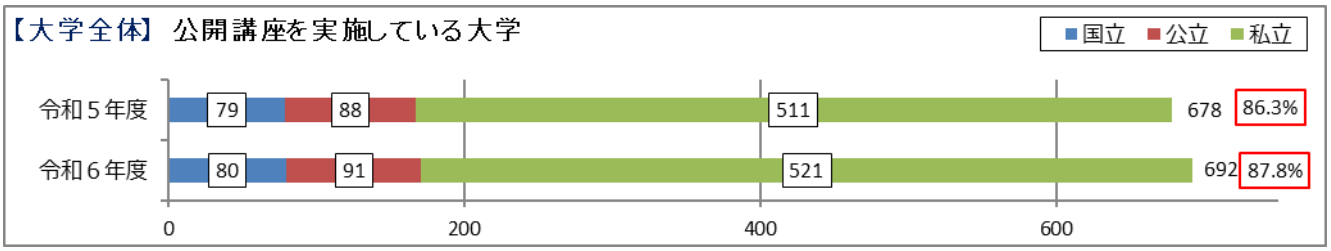
また、開講総数を区分別（１～９、10～29、30～59、60～99、100～）に分類したところ、「１～９」と回答した大学の割合が 309 大学（39.2%）と最も高く、「100～」と回答した大学の割合が最も低く 38 大学（4.8%）であった。

公開講座の分野・テーマについて、開設している割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 医療・福祉系（97 大学，12.3%）
- デジタル分野（ＩＴ、データサイエンス、ＡＩ等）（91 大学，11.5%）
- 社会学・心理学系（90 大学，11.4%）

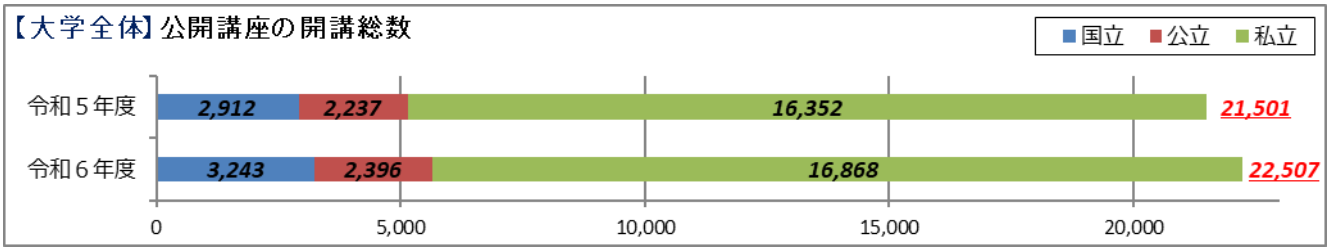
一方、開設している割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 趣味系（園芸・料理等）（31 大学，3.9%）
- 上記以外の理工農系（48 大学，6.1%）
- スポーツ・実技系（57 大学，7.2%）



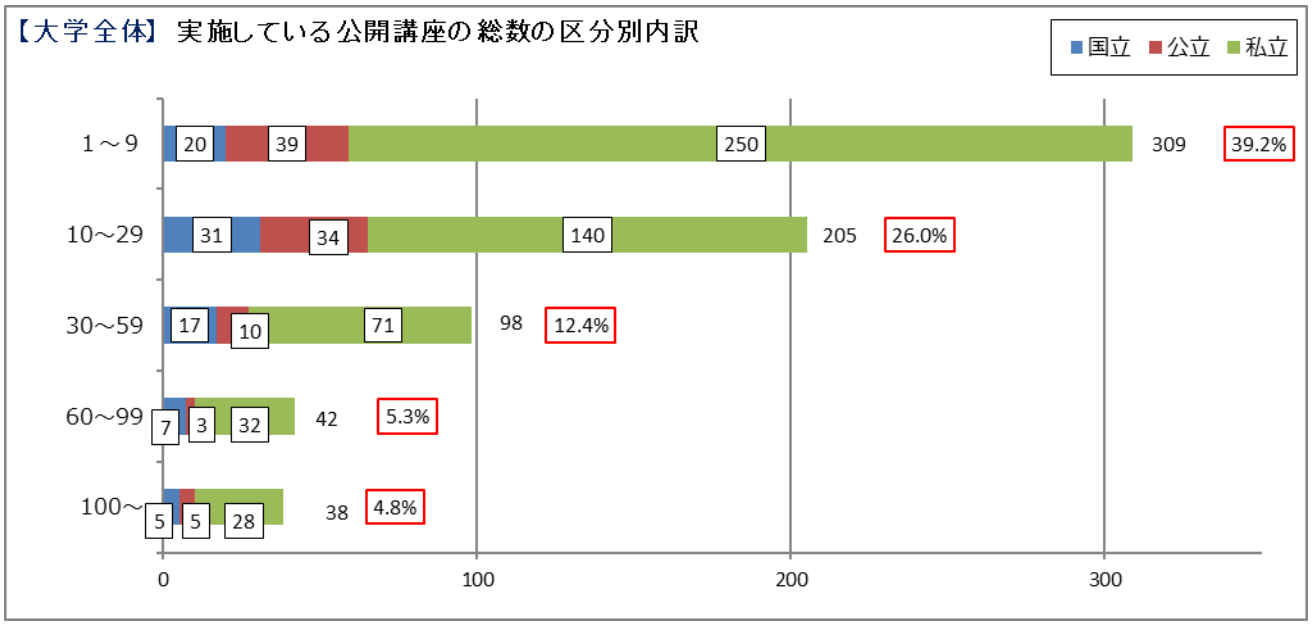
- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、公開講座を実施しているかについて、「実施している」と回答した大学を集計。

（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

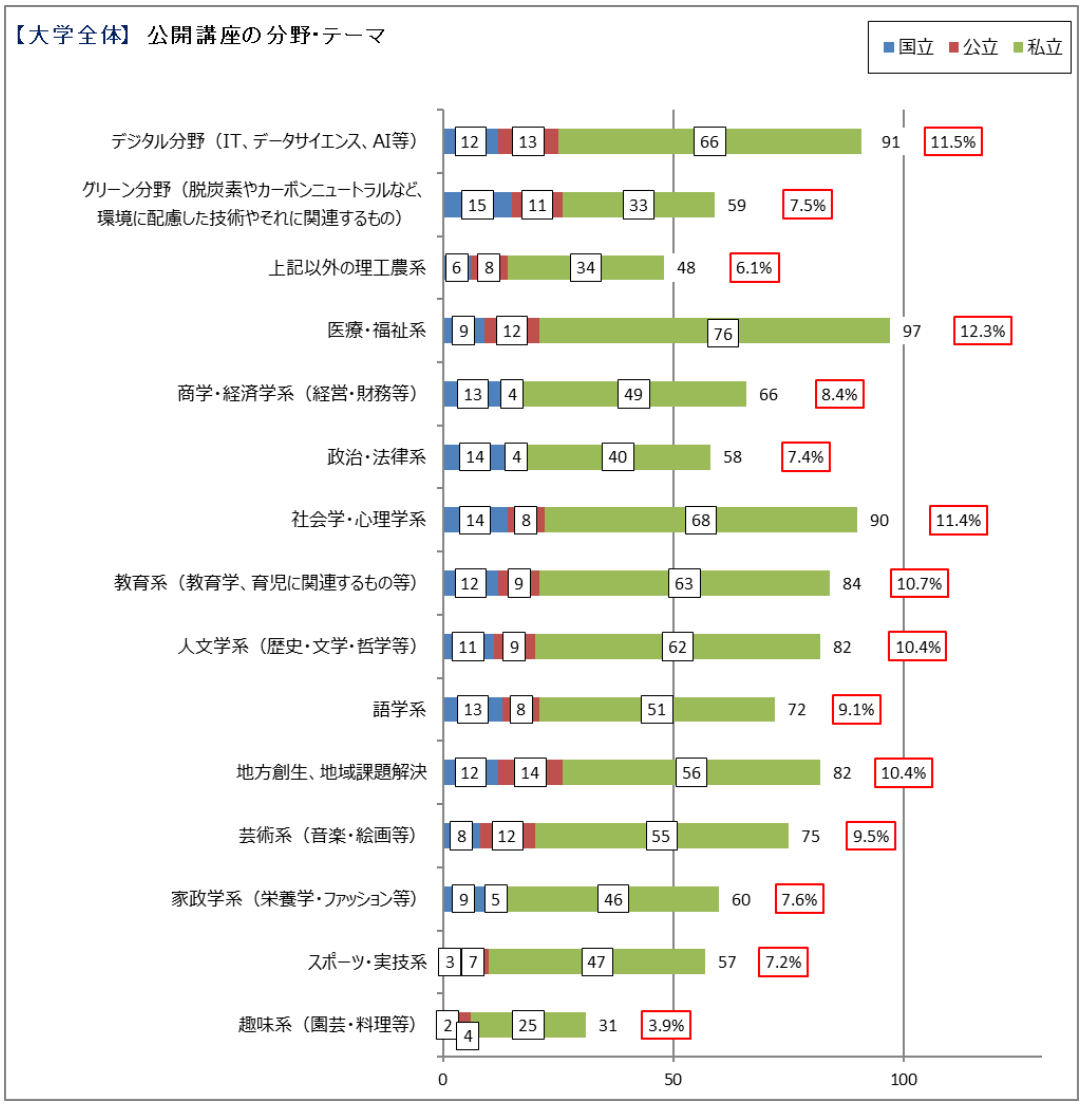


- 公開講座を「実施している」と回答した大学を対象に、公開講座の開講総数を集計。

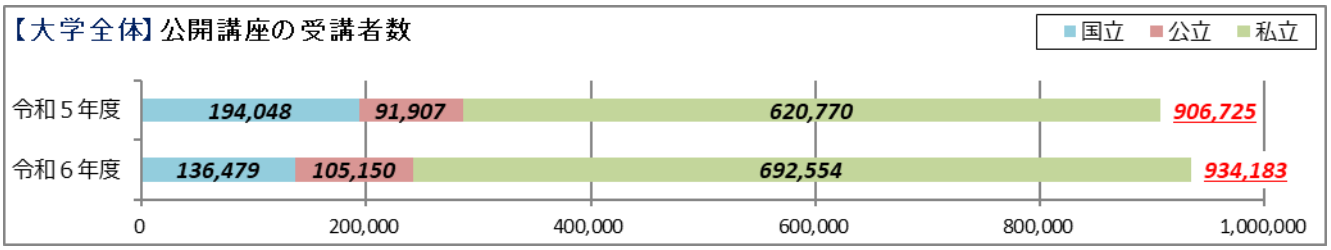
（※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 公開講座の開講数について、区分１～９／10～29／30～59／60～99／100～ごとに集計。

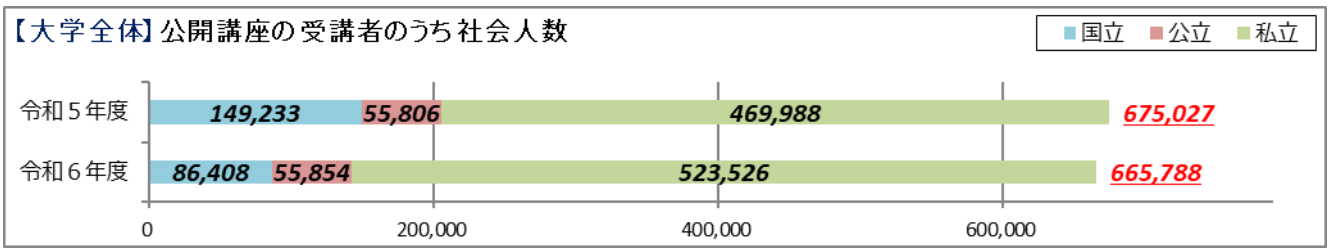


- 公開講座を「実施している」と回答した大学を対象に、公開講座の分野・テーマの内訳を集計。



- 公開講座を「実施している」と回答した大学を対象に、公開講座受講者数を集計。

 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- 公開講座を「実施している」と回答した大学を対象に、公開講座受講者のうち社会人数を集計。

 （※）令和５年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

６．教職員の資質向上等の取組状況

＜６－Ａ　スタッフ・ディベロップメントの実施状況＞

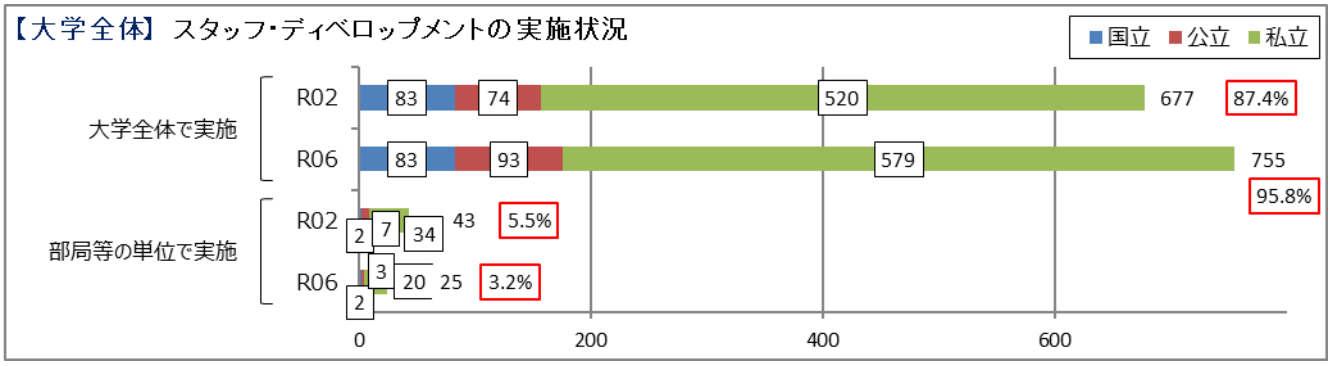
①　スタッフ・ディベロップメントの実施

令和６年度では、大学全体で実施していると回答したのは 755 大学（95.8%）、部局等の単位で実施していると回答したのは 25 大学（3.2%）であった。

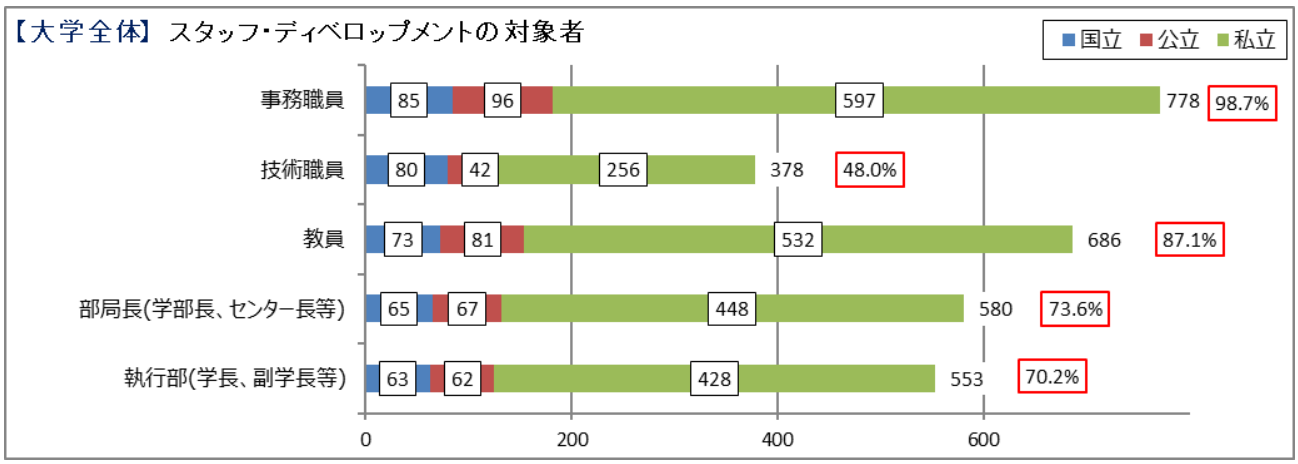
スタッフ・ディベロップメントの対象者について、「事務職員」と回答した大学の割合が最も高く 778 大学（98.7%）、「技術職員」と回答した大学の割合が最も低く 378 大学（48.0%）であった。

スタッフ・ディベロップメントの内容について、「大学問題に関する基礎的な知識・理解等を深めることを目的とするもの」と回答した大学の割合が最も高く 593 大学（75.3%）、次いで「業務領域の知見の獲得を目的とするもの」と回答した大学が 518 大学（65.7%）であった。一方、「戦略的な企画能力の向上を目的とするもの」と回答した大学の割合が最も低く 176 大学（22.3%）、次いで「マネジメント能力の向上を目的とするもの」と回答した大学が 269 大学（34.1%）であった。

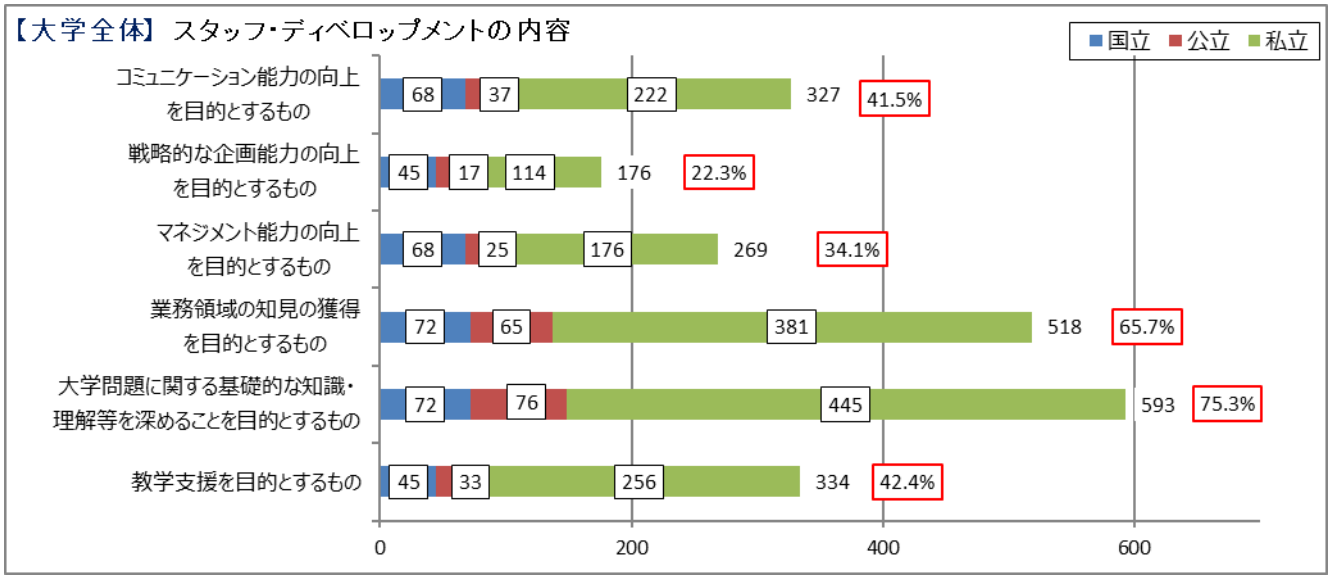
スタッフ・ディベロップメントの参加状況について、「４分の３以上（75%～99%）」と回答した大学の割合が最も高く 332 大学（42.1%）、次いで「全員（100%）」と回答した大学が 234 大学（29.7%）であった。一方、「把握していない」と回答した大学の割合が最も低く 22 大学（2.8%）、次いで「４分の１未満（24%未満）」と回答した大学が 48 大学（6.1%）であった。



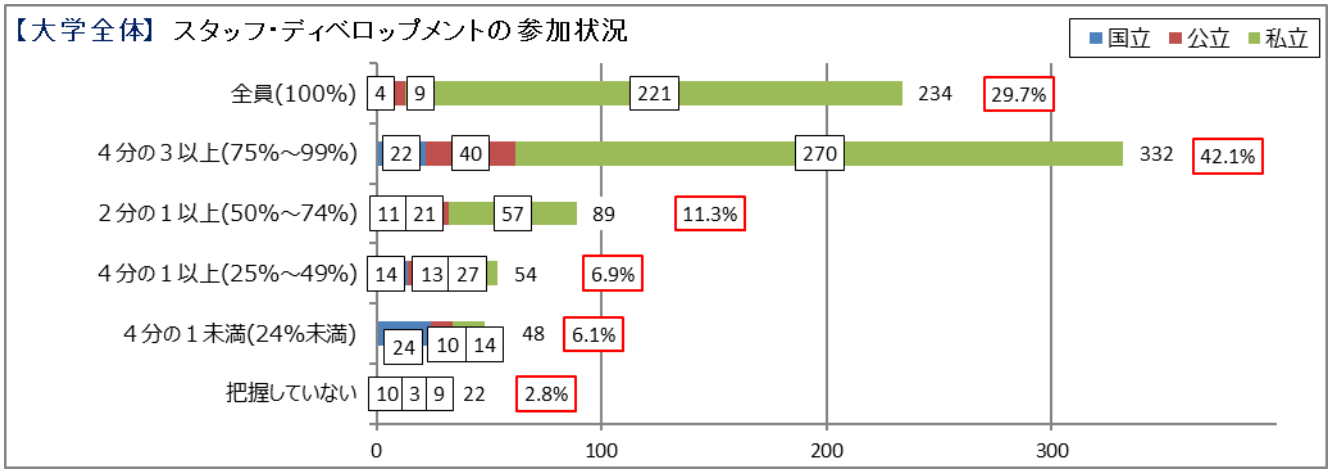
- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、スタッフ・ディベロップメントについて各項目に回答した大学を集計。



- スタッフ・ディベロップメントの実施について、選択肢「大学全体で実施した」「部局等の単位で実施した」のいずれかに回答した大学を対象に、対象者の内訳を集計。



- スタッフ・ディベロップメントの実施について、選択肢「大学全体で実施した」「部局等の単位で実施した」のいずれかに回答した大学を対象に、スタッフ・ディベロップメントの内容の内訳を集計。



- スタッフ・ディベロップメントの実施について、選択肢「大学全体で実施した」「部局等の単位で実施した」のいずれかに回答した大学を対象に、参加状況の内訳を集計。

（※）事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。

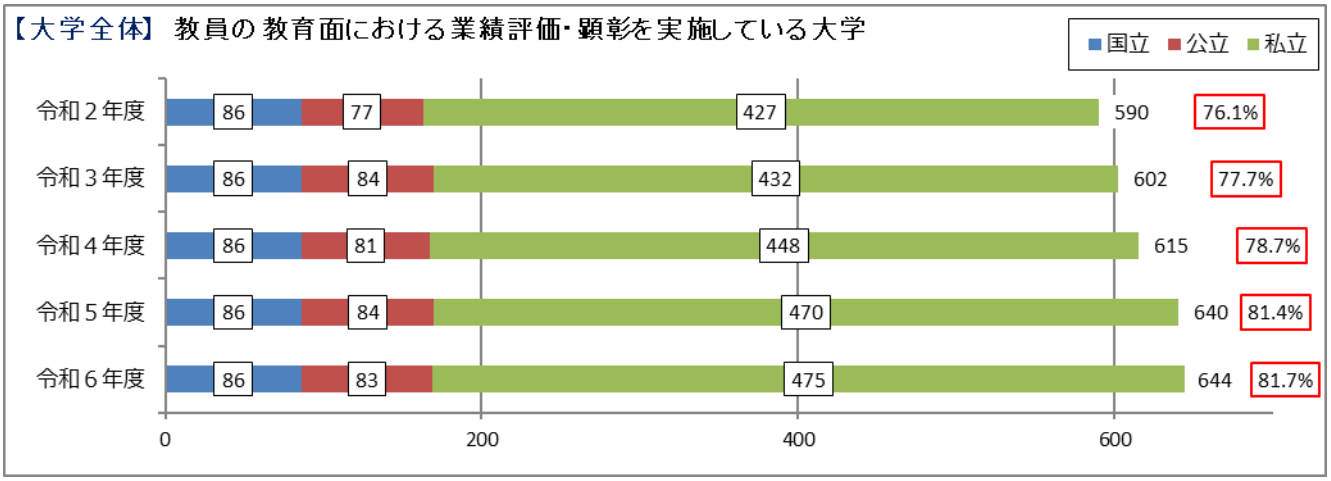
スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）：

管理運営や教育・研究支援までを含めた、教職員の資質向上のための組織的な取組を指す。ここでは「スタッフ」に教員を含むが、大学設置基準第 25 条の３に定める「教育内容等の改善のための組織的な研修等」（ＦＤ）の取組は含まない。

＜６－Ｂ　教員の教育面における評価のための工夫等＞

①　教員の教育面における業績評価や顕彰の実施

令和６年度では、教員の教育面における業績評価・顕彰を実施していると回答したのは 644 大学（81.7%）であった。

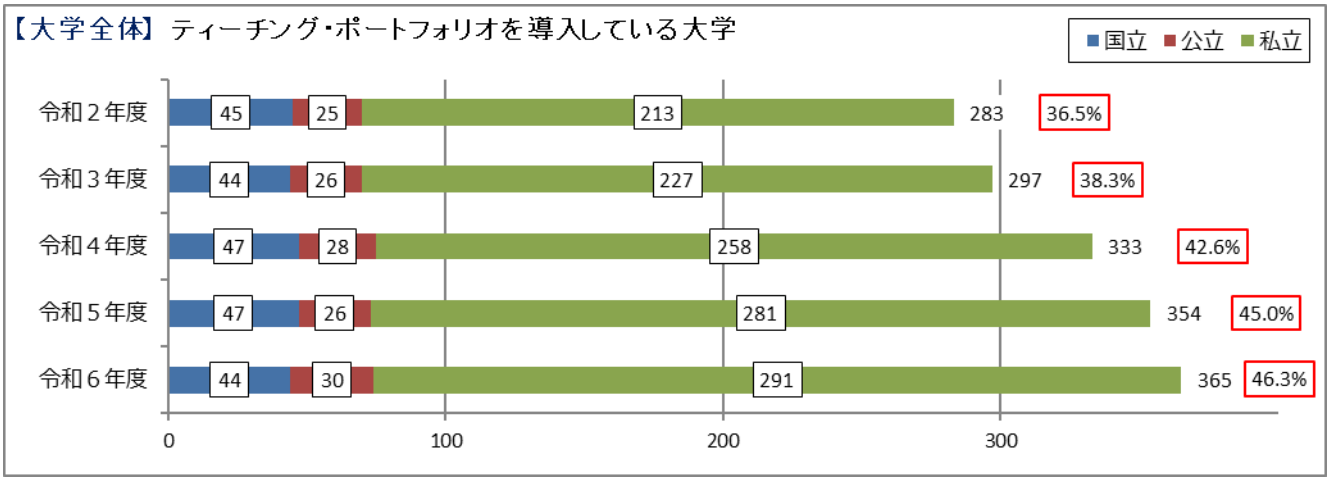


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教員の教育面における業績評価又は顕彰の取組について、選択肢「全ての教員を対象とする取組」「一部の教員を対象とする取組」のいずれかに回答した大学を集計。

＜６－Ｂ　教員の教育面における評価のための工夫等＞

②　ティーチング・ポートフォリオの導入

令和６年度では、ティーチング・ポートフォリオを導入していると回答したのは 365 大学（46.3%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、ティーチング・ポートフォリオの導入を行っているかについて、選択肢「全ての教員を対象に導入している」「一部の教員を対象に導入している」のいずれかに回答した大学を集計。

ティーチング・ポートフォリオ：

大学等の教員が自分の授業や指導において投じた教育努力の少なくとも一部を、目に見える形で自分及び第三者に伝えるために効率的・効果的に記録に残そうとする「教育業績ファイル」、もしくはそれを作成するにおいての技術や概念及び、場合によっては運動を意味するもの。ティーチング・ポートフォリオの導入により、①将来の授業の向上と改善、②証拠の提示による教育活動の正当な評価、③優れた熱心な指導の共有等の効果が認められる。

＜６－Ｃ　ハラスメントの防止＞

①　ハラスメント等防止のための取組

令和６年度では、ハラスメント等防止の取組を実施していると回答したのは 787 大学（99.9%）であった。

令和６年度では、ハラスメントに関する窓口・機関の設置について、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置」と回答した大学の割合が最も高く 785 大学（99.6%）、「常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置」と回答した大学の割合が最も低く 360 大学（45.7%）であった。

令和６年度では、学外機関を活用した窓口の設置について、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外機関を活用した窓口を設置」と回答した大学の割合が最も高く 240 大学（30.5%）、「学外の NPO 法人と契約し、相談窓口を設置」と回答した大学の割合が最も低く６大学（0.8%）であった。

令和６年度では、学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組について、「学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している」と回答した大学の割合が最も高く 455 大学（57.7%）、「医療、心理、福祉、法律等に関する専門家を調査・対策機関の委員に加えるようにしている」と回答した大学の割合が最も低く 132 大学（16.8%）であった。

また、学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組について、過年度の数値と比較したところ、以下の取組において 10 ポイント以上の差が見られる。

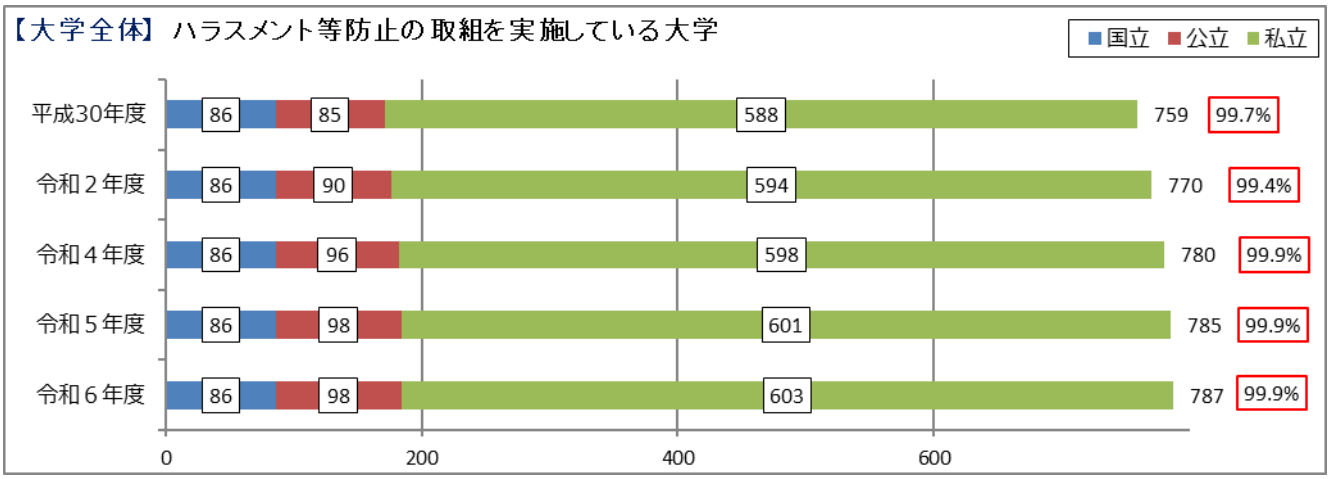
- 学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している（令和２年度は 45.2%、令和６年度は 57.7%）
- 事案に関係ない職員を調査・対策機関の委員に加えるようにしている（令和２年度は 23.6%、令和６年度は 34.8%）

令和６年度では、ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組について、「ハラスメント防止に関する方針等の策定・明示」と回答した大学の割合が最も高く 770 大学（97.7%）、次いで「ハラスメントを行った者への対処方針（懲戒規程等）の策定・明示」と回答した大学が 629 大学（79.8%）であった。一方、「学生への実態調査」と回答した大学の割合が最も低く 110 大学（14.0%）、次いで「教職員への実態調査」と回答した大学が 118 大学（15.0%）であった。

※ただし、「教職員への実態調査」「学生への実態調査」は令和４年度に新設された選択肢であることに留意。

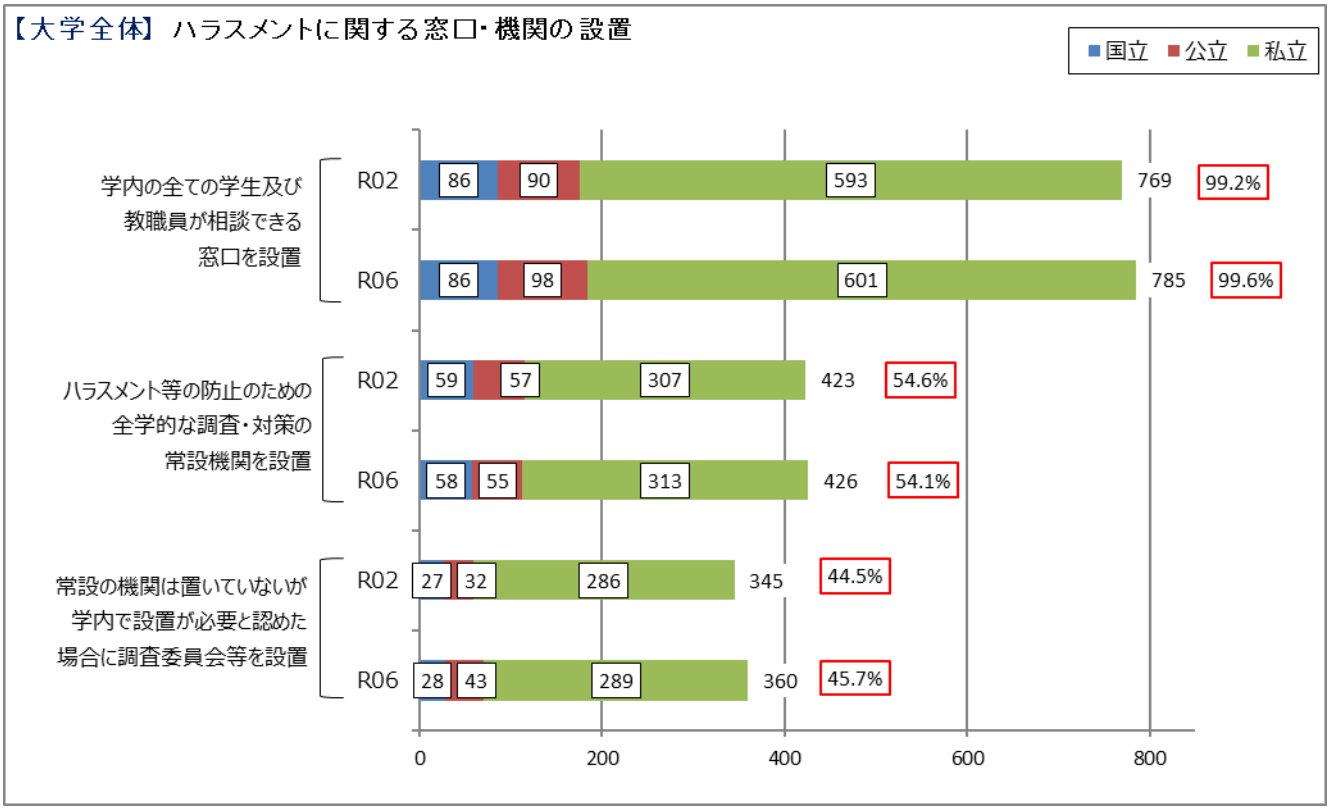
令和４年度において、学内規則等においてハラスメントに対する処分を明記していると回答したのは 410 大学（約 53%）、学内規則等においてハラスメント行為者の処分の公表基準を定めていると回答したのは 221 大学（約 28%）であった。

令和６年度において、学内規則等においてハラスメントに対する処分を明記していると回答したのは 511 大学（約 65%）、学内規則等においてハラスメント行為者の処分の公表基準を定めていると回答したのは 289 大学（約 37%）であった。

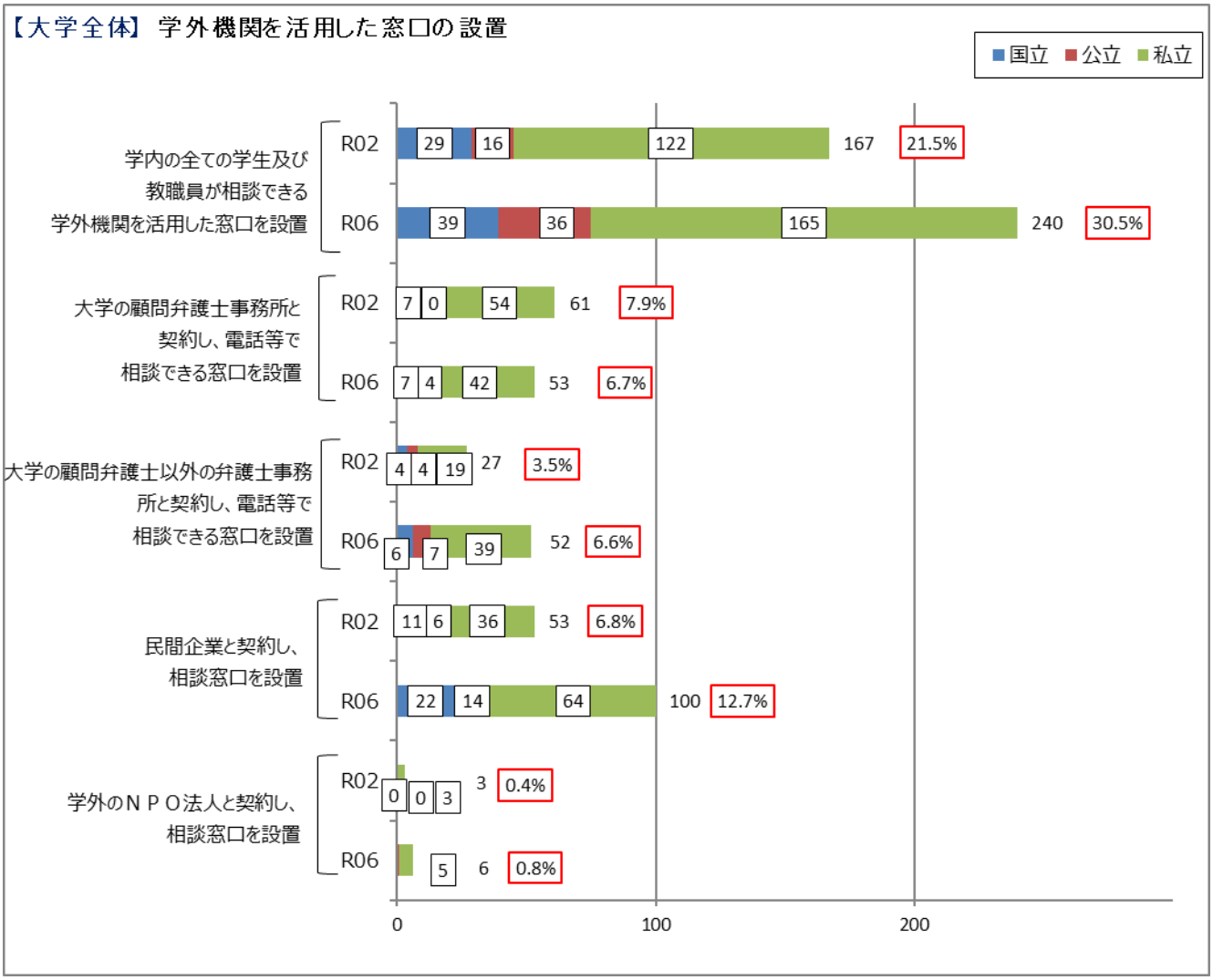


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、ハラスメント等の防止の取組を実施しているかについて、「実施している」と回答した大学を集計。

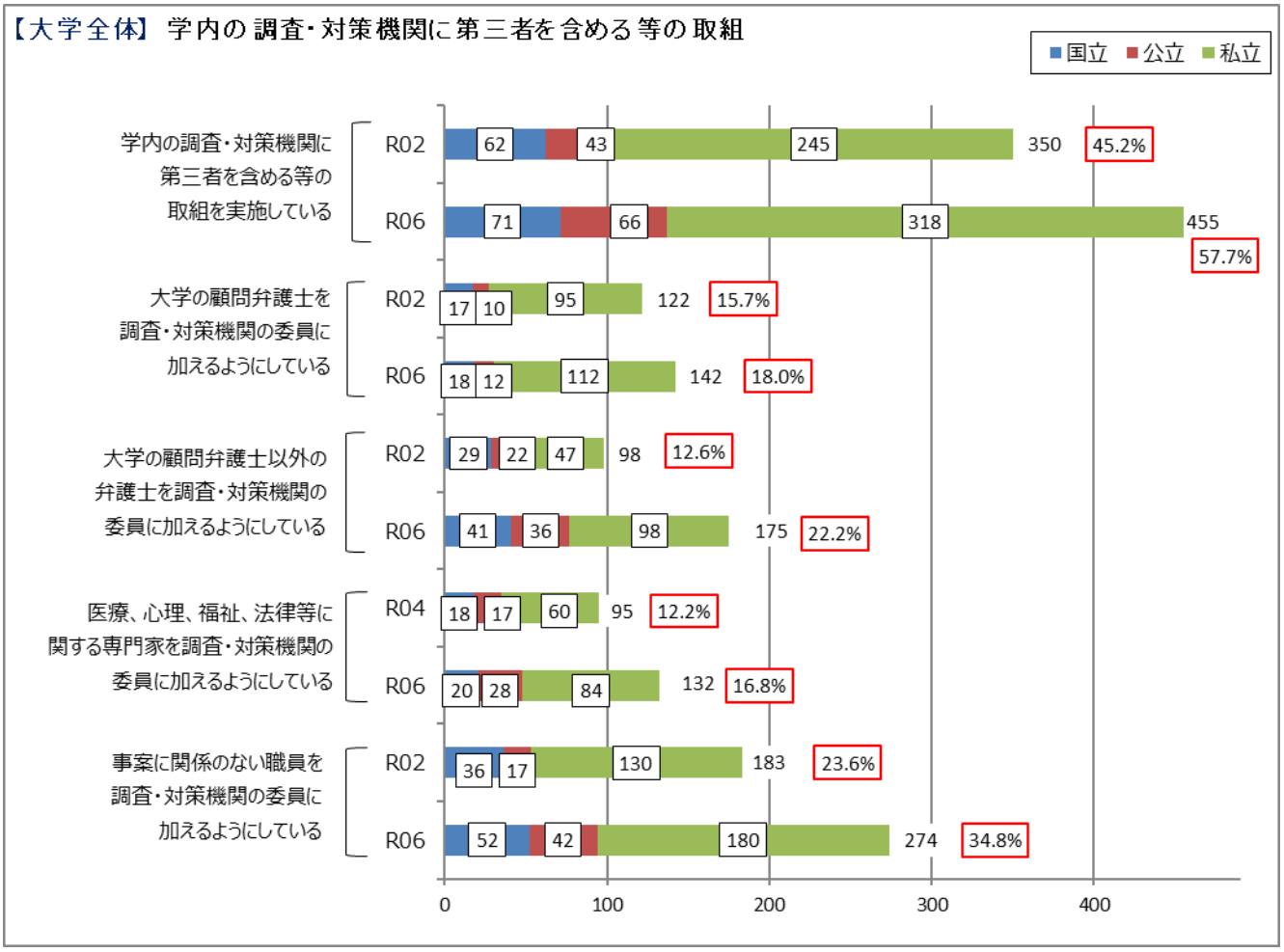
（※）令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



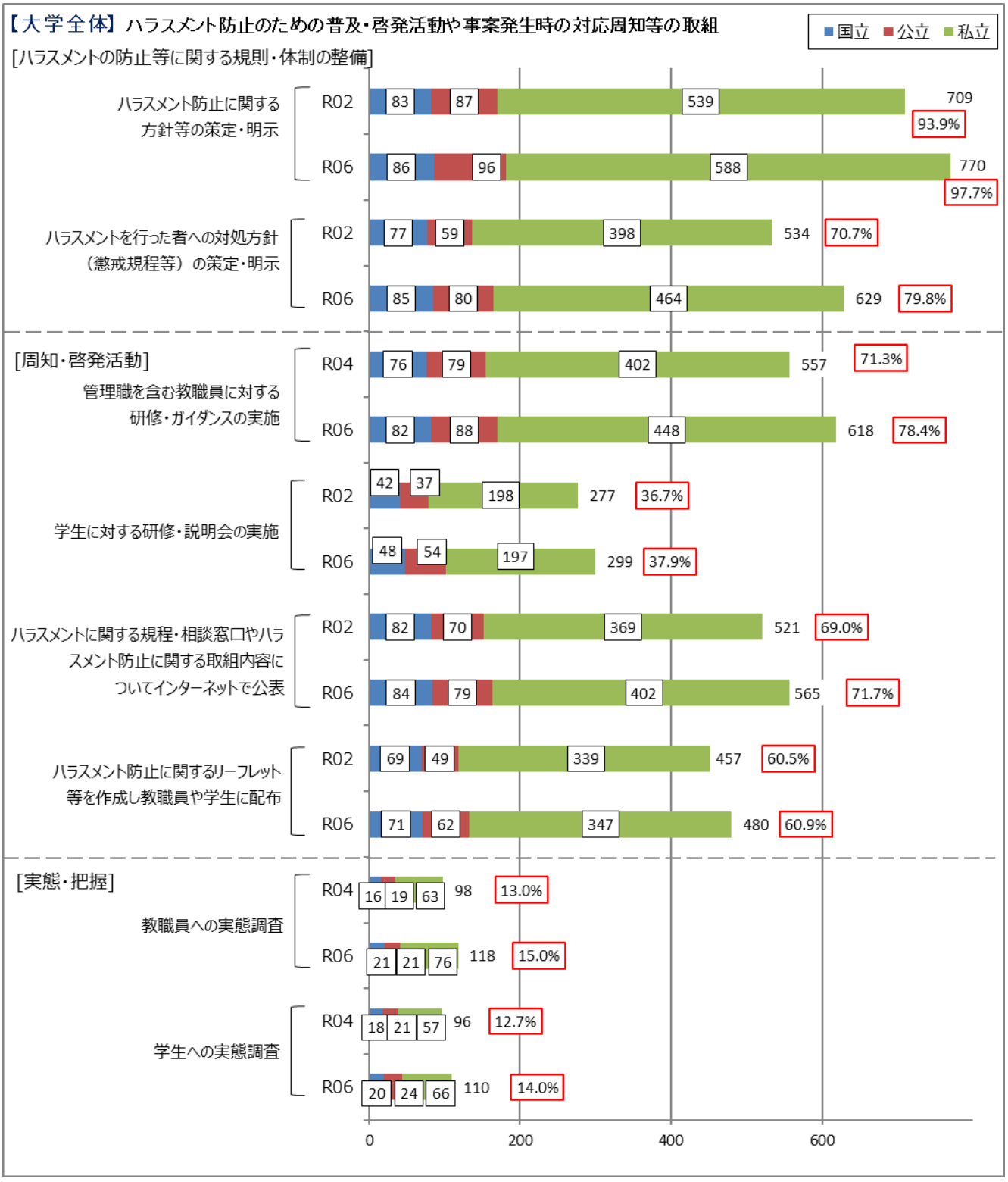
- ハラスメント等の防止の取組を実施していると回答した大学を対象に、ハラスメントに関する窓口・機関の設置について、各項目に回答した大学を集計。



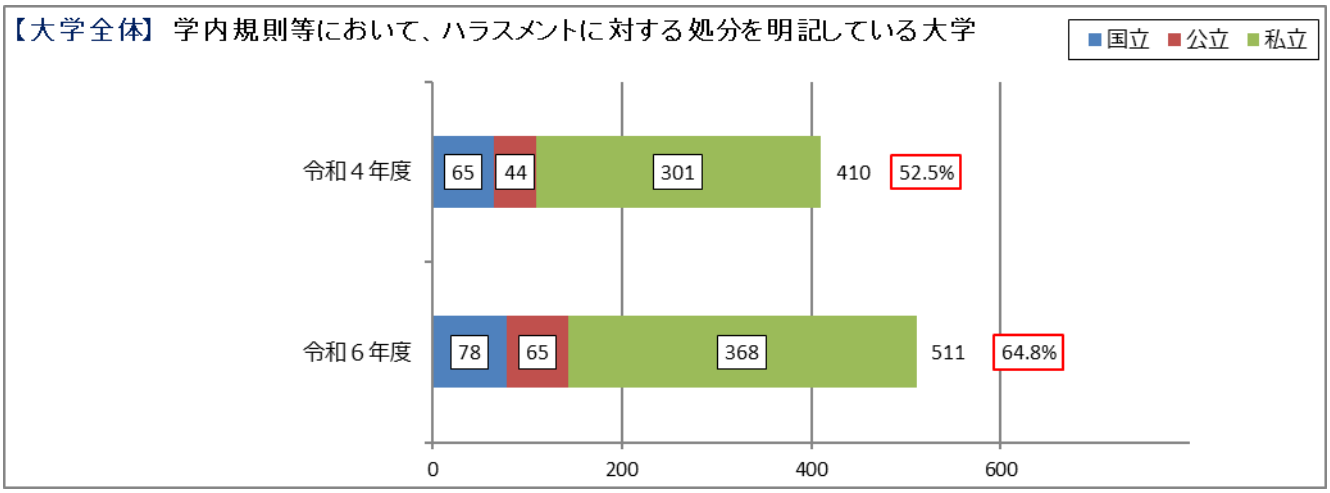
- ハラスメント等の防止の取組を実施していると回答した大学を対象に、学外機関を活用した窓口の設置について各項目に回答した大学を集計。



- ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置しているかについて、選択肢「常設の機関を設置している」「常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置する」のいずれかに回答した大学を対象に、学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組について各項目に回答した大学を集計。

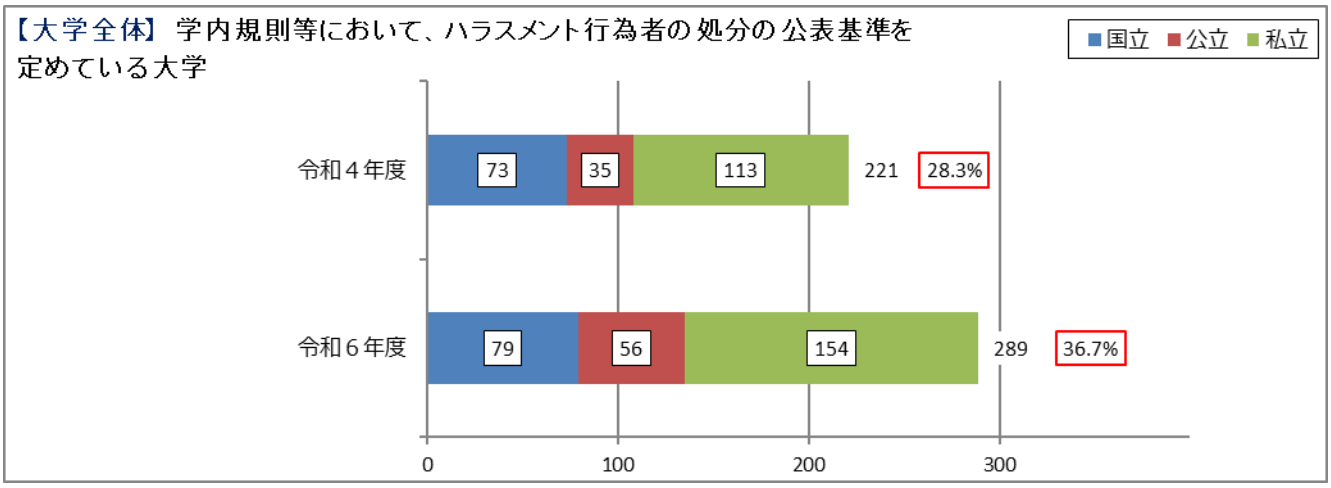


- ハラスメント等の防止の取組を実施していると回答した大学を対象に、ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組について各項目に回答した大学を集計。



- ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組について、選択肢「ハラスメントを行った者への対処方針（懲戒規程等）の策定・明示」と回答した大学を対象に、学内規則等の文書において、ハラスメントに対する処分を明記しているかについて、選択肢「明記している」と回答した大学を集計。

 （※）令和４年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。



- ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組について、選択肢「ハラスメントを行った者への対処方針（懲戒規程等）の策定・明示」と回答した大学を集計。そのうち、学内規則等において、ハラスメント行為者の処分の公表基準を定めているかについて、選択肢「定めている」と回答した大学を集計。

 （※）令和４年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和２年度でない。

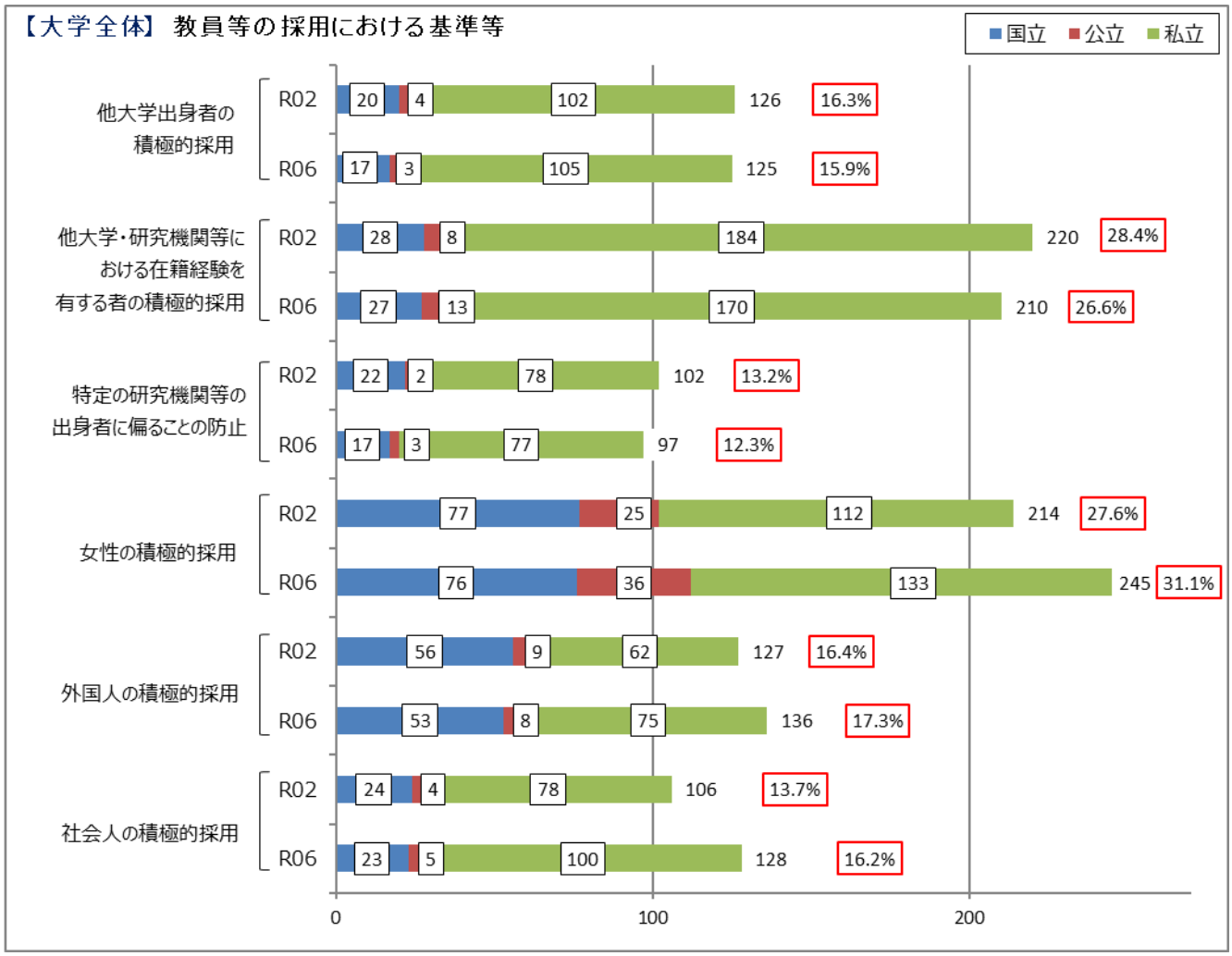
7．組織運営の活性化

＜7－A　教員等の採用状況＞

①　教員等採用における取組

令和６年度では、教員等の採用における基準等として、「女性の積極的採用」と回答した大学が最も多く 245 大学（31.1%）、次いで「他大学・研究機関等における在籍経験を有する者の積極的採用」と回答した大学が 210 大学（26.6%）であった。

一方、「特定の研究機関等の出身者に偏ることの防止」と回答した大学の割合が最も低く 97 大学（12.3%）、次いで「他大学出身者の積極的採用」と回答した大学が 125 大学（15.9%）であった。

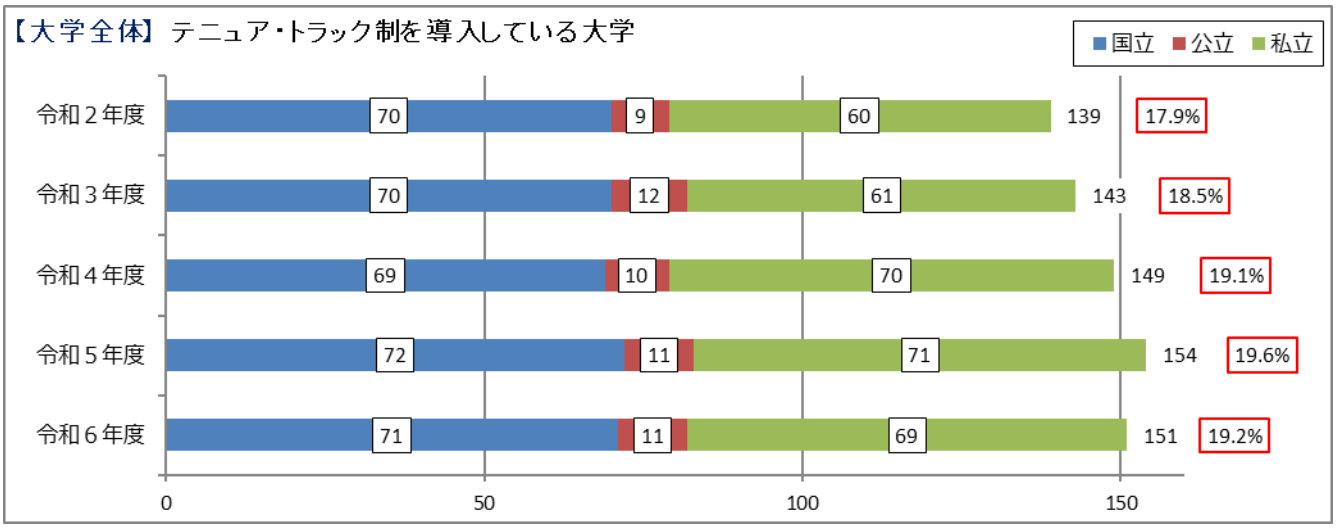


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教員等の採用における基準について各項目に回答した大学を集計。

＜７－Ａ　教員等の採用状況＞

②　テニュアトラック制の導入

令和６年度では、テニュアトラック制を導入していると回答した大学は 151 大学（19.2%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、テニュアトラック制の導入をしているかについて、選択肢「全学的に導入している」「一部の学部、研究科等で導入している」のいずれかに回答した大学を集計。

テニュアトラック制：
公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組みを指す。

＜７－Ａ　教員等の採用状況＞

③　採用教員数

令和６年度に採用した教員数について、多いものから順に以下の３項目が挙げられる。

- 保健系（医学）（6,911 人）
- 保健系（その他）（2,286 人）
- 人文系（2,177 人）

一方、少ないものから順に、以下の３項目が挙げられる。

- 保健系（薬学）（377 人）
- 農学系（471 人）
- 保健系（歯学）（484 人）

採用した教員の職位について、「助教」の割合が最も高く 46.0%、「助手」の割合が最も低く 7.8%であった。採用した教員の男女別割合について、「男性」が 65.5%、「女性」は 34.5%であった。

令和６年度に採用した教員のうち、公募により採用した教員数について、多いものから順に以下の３項目が挙げられる。

- 人文系（1,558 人）
- 社会系（1,528 人）
- 保健系（その他）（1,514 人）

一方、少ないものから順に、以下の３項目が挙げられる。

- 保健系（歯学）（198 人）
- 保健系（薬学）（201 人）
- 農学系（338 人）

公募により採用した教員の職位について、「助教」の割合が最も高く 35.6%、「助手」の割合が最も低く 5.5%であった。公募により採用した教員の男女別割合について、「男性」が 63.2%、「女性」は 36.8%であった。

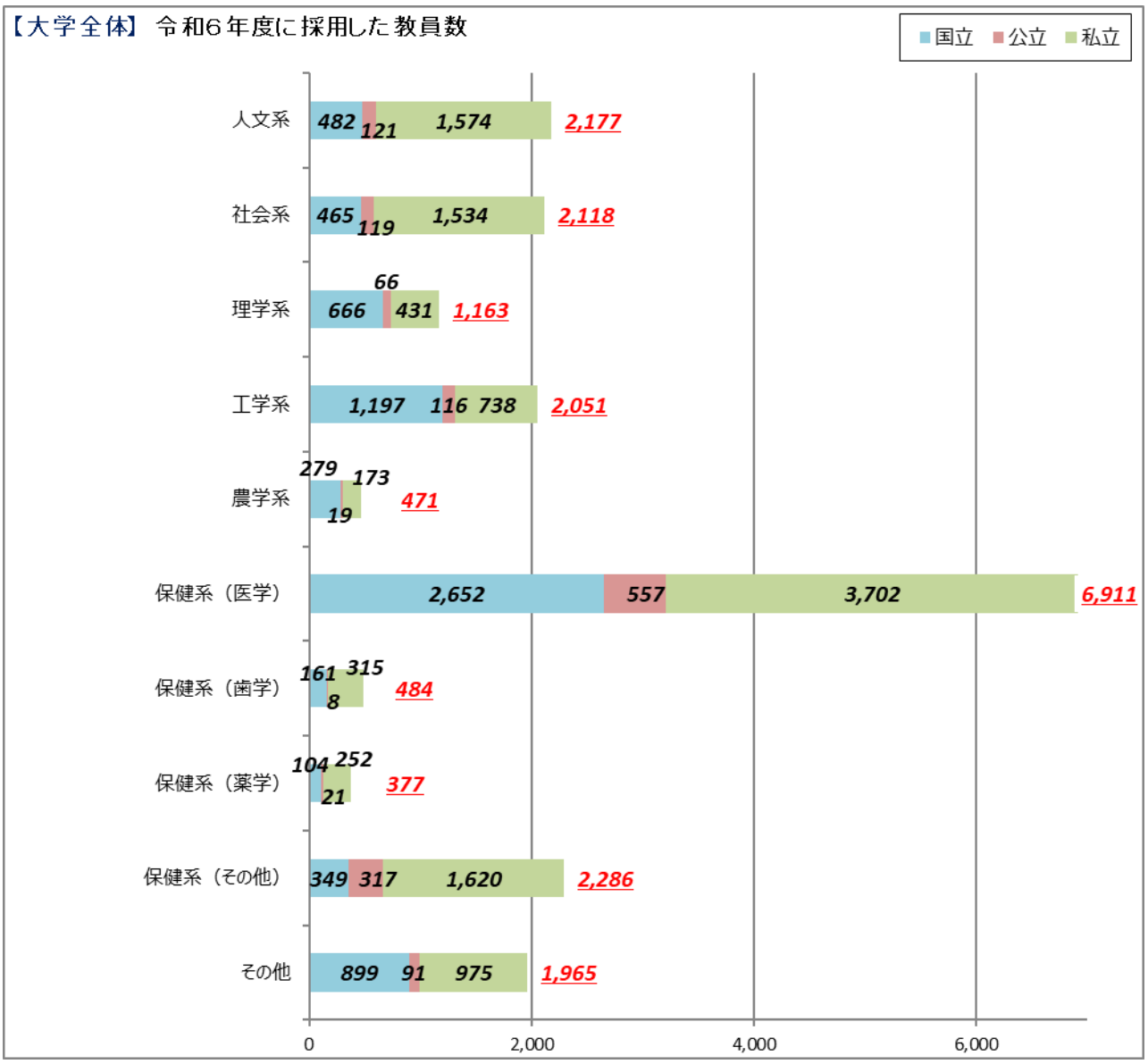
令和６年度に採用された教員のうち、テニュアトラック制による採用人数について、多いものから順に以下の３項目が挙げられる。

- 保健系（医学）（235 人）
- 工学系（169 人）
- 人文系（164 人）

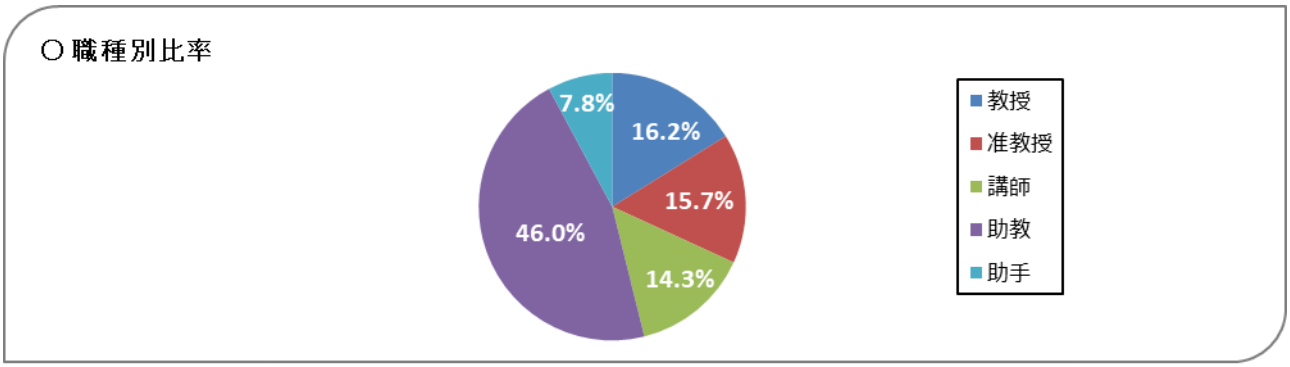
一方、少ないものから順に、以下の３項目が挙げられる。

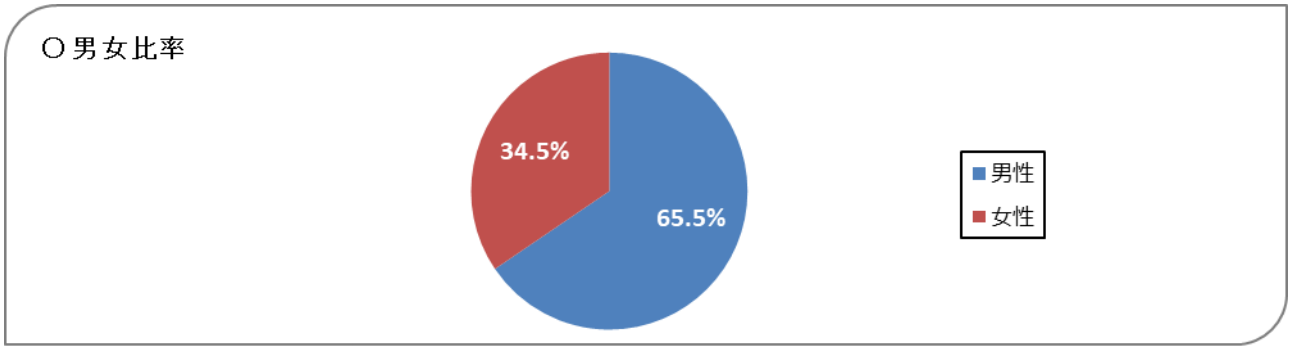
- 保健系（歯学）（12 人）
- 保健系（薬学）（31 人）
- 農学系（57 人）

テニュアトラック制により採用した教員の職位について、「教授」の割合が最も高く 77.0%、「助手」の割合が最も少なく 0.0%であった。テニュアトラック制により採用した教員の男女別割合について、「男性」の割合が 67.1%、「女性」の割合は 32.9%であった。

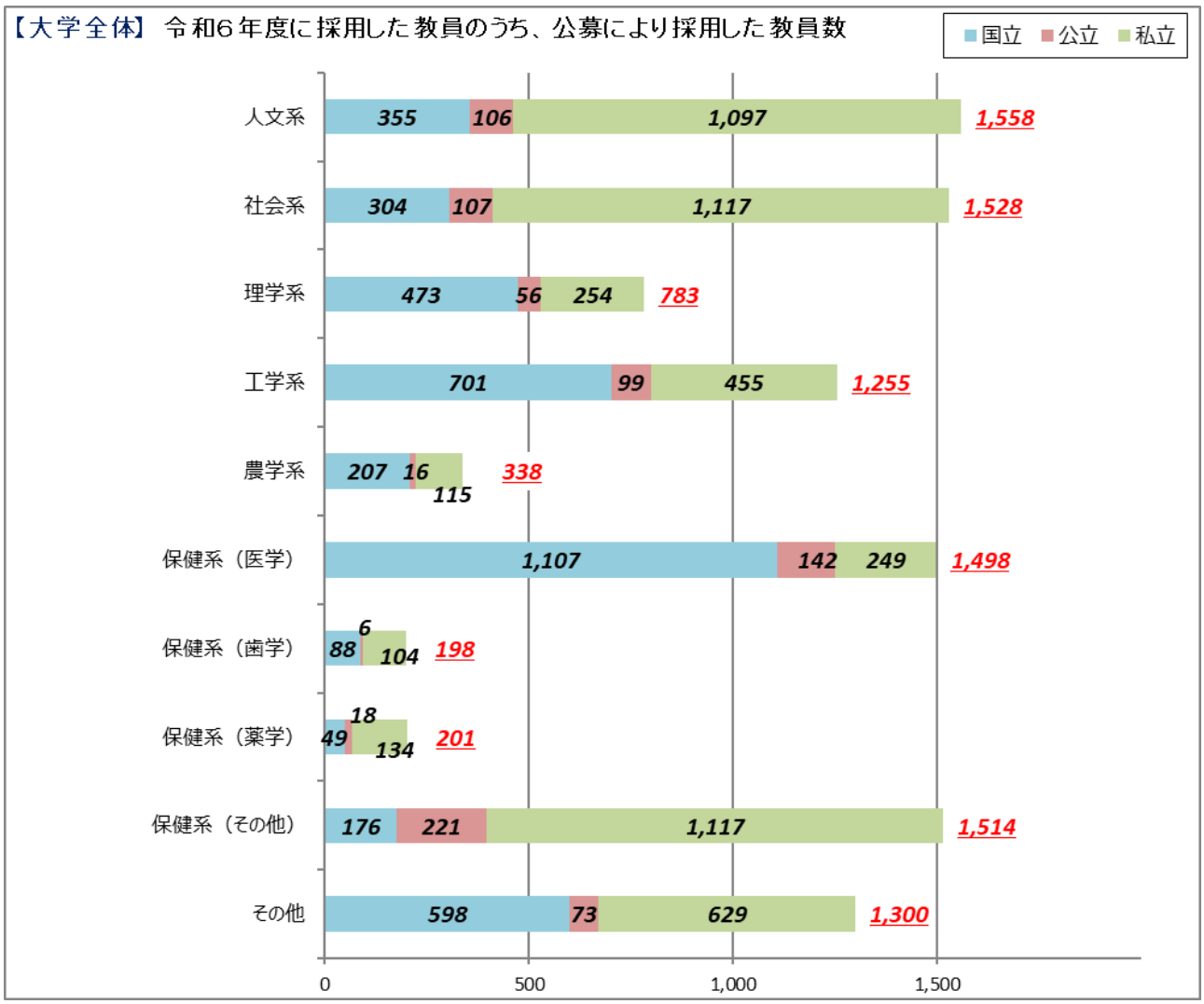


- 本調査に回答した大学（788 大学）を対象に、令和６年度に採用した教員の人数を分野ごとに集計。

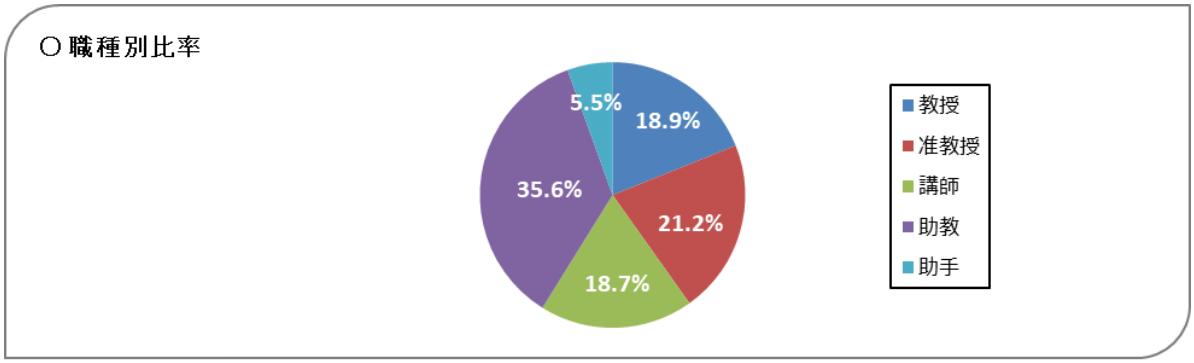


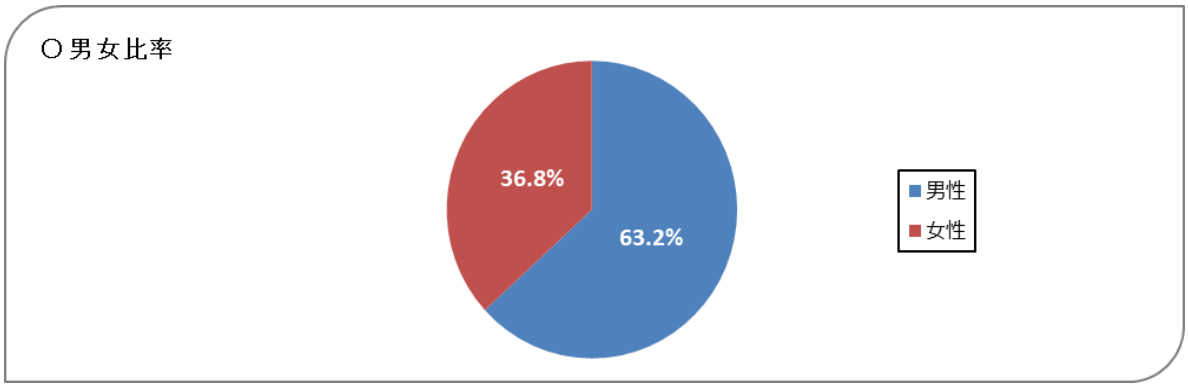


- 令和６年度に採用した教員の職種別比率及び男女比率を集計。

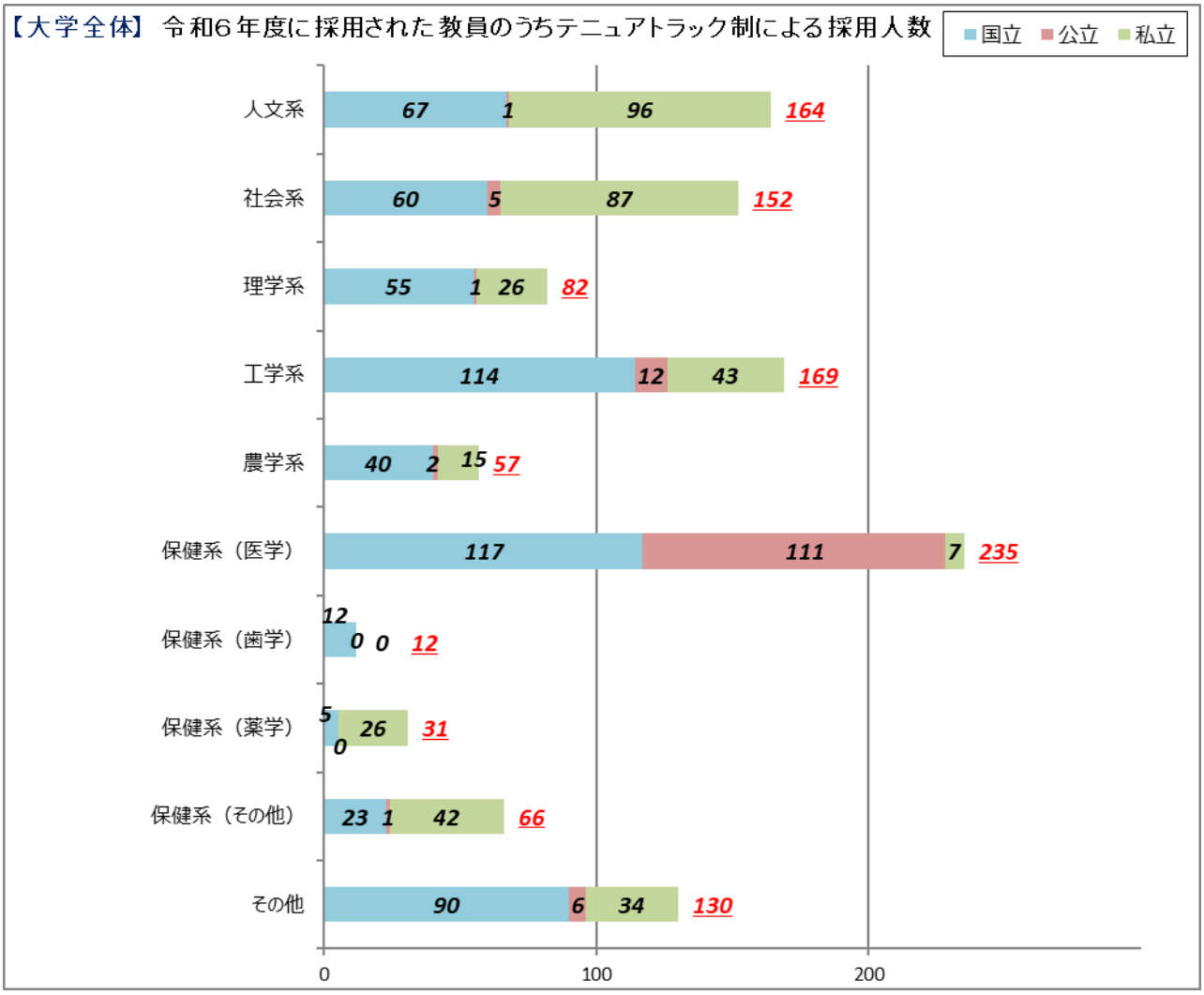


- 令和６年度に採用した教員を対象に、公募により採用した教員数を分野ごとに集計。



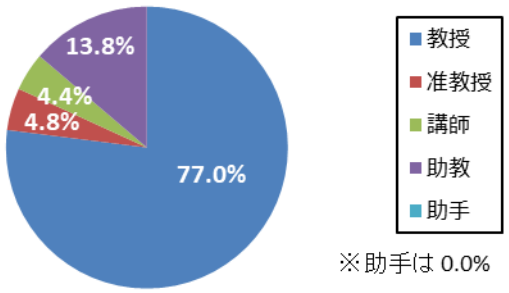


- 公募により採用した教員の職種別比率及び男女比率を集計。



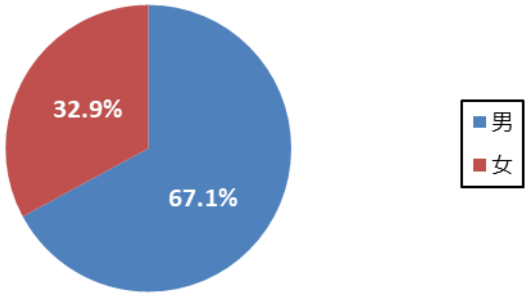
- 令和６年度に採用した教員を対象に、テニュアトラック制による採用人数を集計。

○職種別比率



※助手は 0.0%

○男女比率

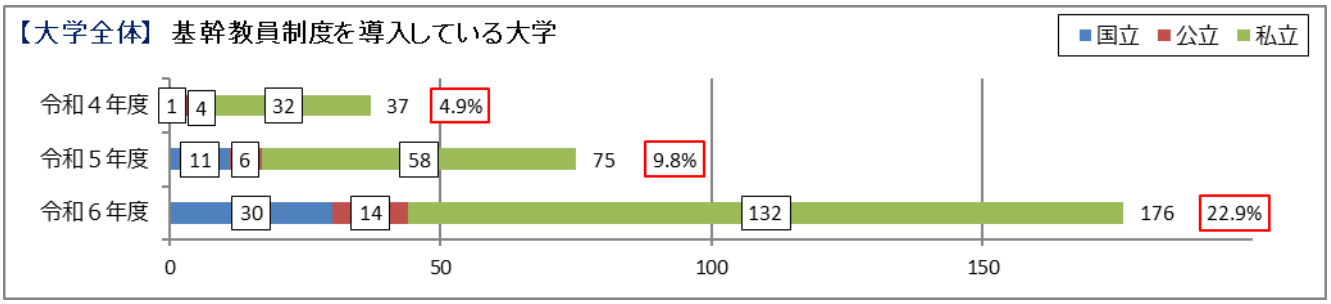


- テニュアトラック制により採用した教員の職種別比率及び男女比率を集計。

＜７－Ｂ　基幹教員制度の導入状況＞

①　基幹教員制度の導入状況

令和４年度では、基幹教員制度を導入していると回答したのは 37 大学（4.9%）、令和６年度では 176 大学（22.9%）であった。



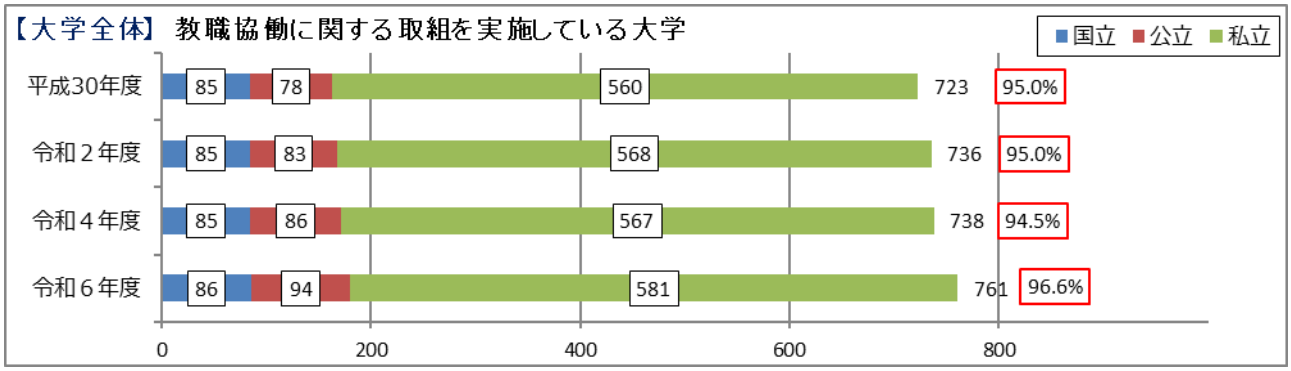
- 本調査項目の回答対象大学（768 大学）のうち、基幹教員制度を導入しているかについて、選択肢「導入している」と回答した大学を集計。

 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜７－Ｃ　教職協働に関する取組＞

①　教職協働に関する取組の実施状況

令和６年度では、教職協働に関する取組を実施していると回答した大学は 761 大学（96.6%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、令和６年度に「教職協働」に関する取組を実施したかについて、選択肢「大学全体で実施した」「部局等の単位で実施した」のいずれかを回答した大学を集計。

（※）令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜７－Ｃ　教職協働に関する取組＞

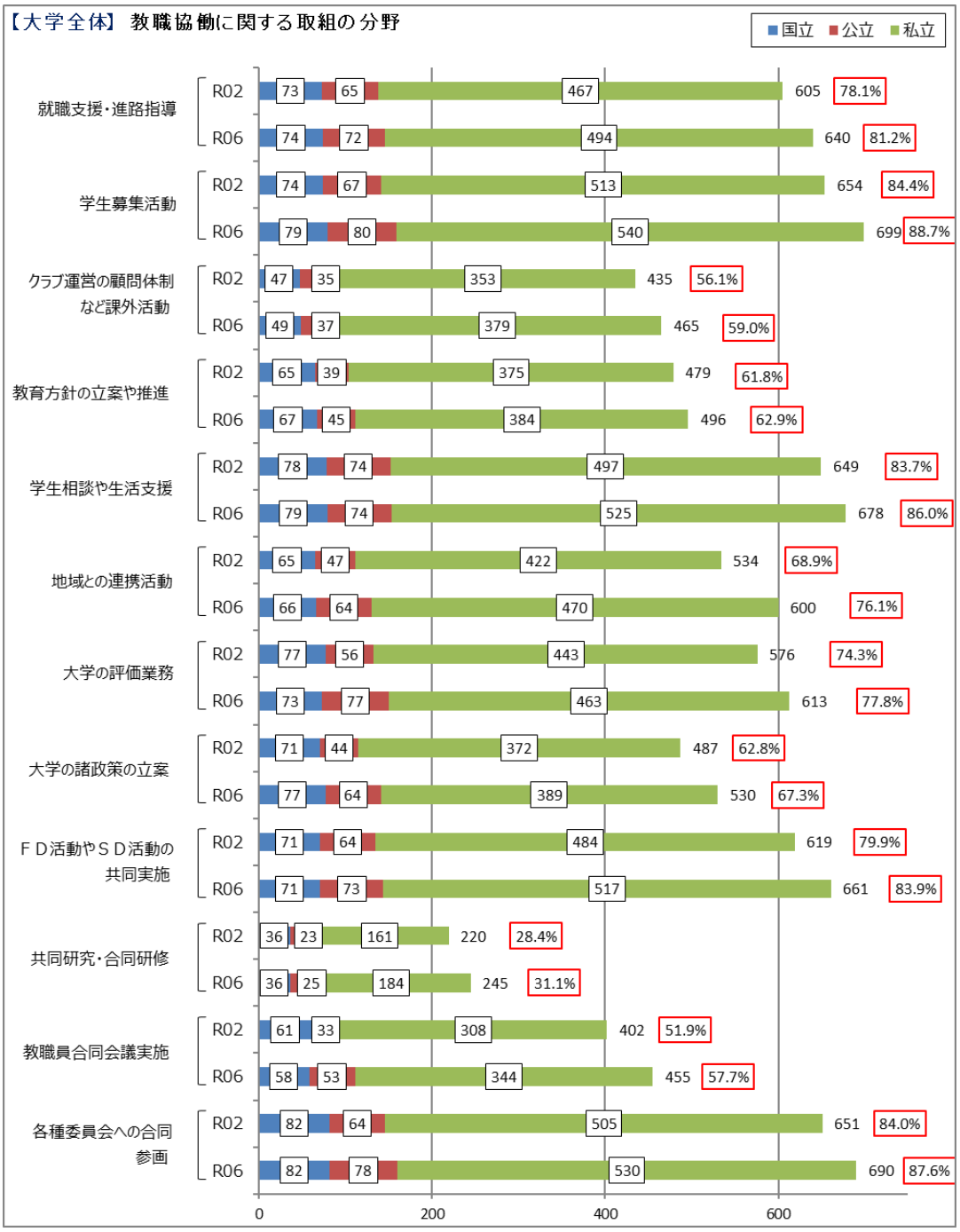
②　教職協働に関する取組の分野

令和６年度では、教職協働に関する取組の分野について、実施割合の高い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 学生募集活動（699 大学，88.7%）
- 各種委員会への合同参画（690 大学，87.6%）
- 学生相談や生活支援（678 大学，86.0%）

一方、実施割合の低い方から３位までの項目は、以下のとおりである。

- 共同研究・合同研修（245 大学，31.1%）
- 教職員合同会議実施（455 大学，57.7%）
- クラブ運営の顧問体制など課外活動（465 大学，59.0%）

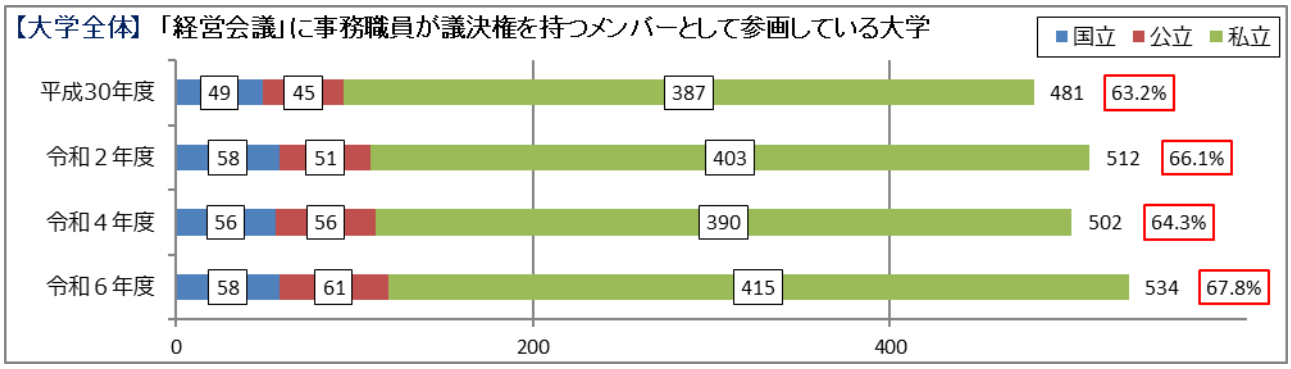


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、教職協働に関する取組の分野の内訳を集計。

＜７－Ｃ　教職協働に関する取組＞

③　「経営に関する会議」への事務職員の参画状況

令和６年度では、「経営会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画していると回答した大学は 534 大学（67.8%）であった。



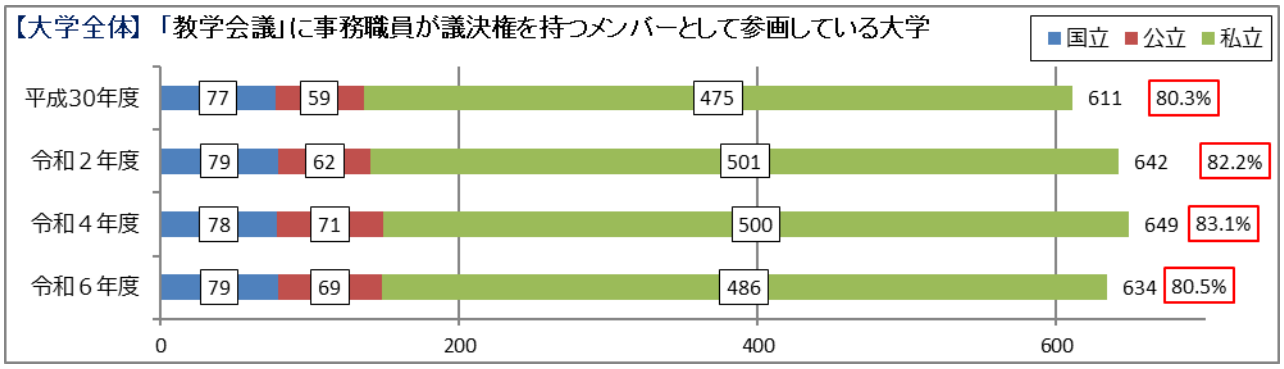
- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、「経営に関する会議」に、事務職員が参画したかについて、選択肢「議決権を持つメンバーとして参画した」と回答した大学を集計。

（※）令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜７－Ｃ　教職協働に関する取組＞

④　「教学に関する会議」への事務職員の参画状況

令和６年度では、「教学会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画していると回答した大学は 634 大学（80.5%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、「教学に関する会議」に、事務職員が参画したかについて、選択肢「議決権を持つメンバーとして参画した」と回答した大学を集計。

（※）令和元年度、令和３年度、令和５年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

＜７－Ｄ　入学者受入れに関する取組＞

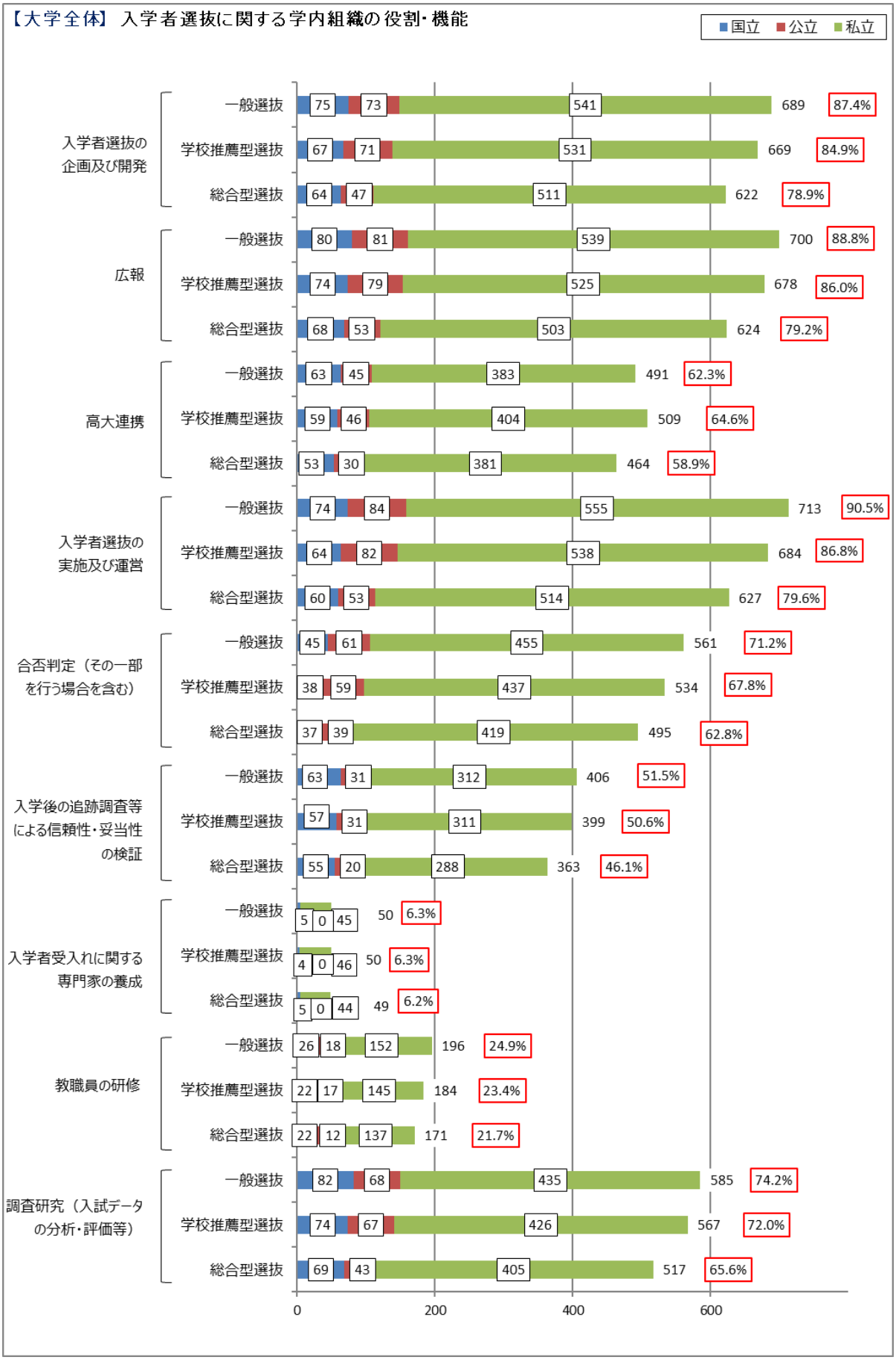
①　入学者選抜に関する学内組織の役割・機能

令和６年度では、入学者選抜に関する学内組織の役割・機能について、一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜いずれにおいても、「入学者選抜の実施及び運営」と回答した大学の割合が最も高く、次いで「広報」と回答した大学が多かった。

一般選抜では 713 大学（90.5%）、学校推薦型選抜では 684 大学（86.8%）、総合型選抜では 627 大学（79.6%）が入学者選抜に関する学内組織において、「入学者選抜の実施及び運営」の役割・機能を有しており、一般選抜では 700 大学（88.8%）、学校推薦型選抜では 678 大学（86.0%）、総合型選抜では 624 大学（79.2%）が入学者選抜に関する学内組織において、「広報」の役割・機能を有していた。

一方、一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜いずれにおいても、「入学者受入れに関する専門家の養成」と回答した大学の割合が最も低く、次いで「教職員の研修」と回答した大学が少なかった。

一般選抜では 50 大学（6.3%）、学校推薦型選抜では 50 大学（6.3%）、総合型選抜では 49 大学（6.2%）が入学者選抜に関する学内組織において、「入学者受入れに関する専門家の養成」の役割・機能を有しており、一般選抜では 196 大学（24.9%）、学校推薦型選抜では 184 大学（23.4%）、総合型選抜では 171 大学（21.7%）が入学者選抜に関する学内組織において、「教職員の研修」の役割・機能を有していた。

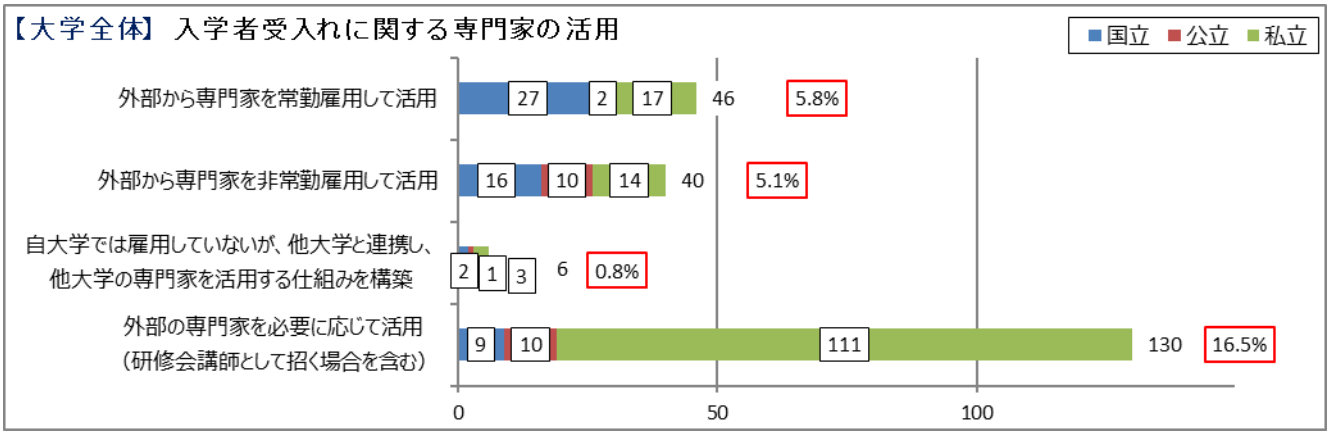


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、入学者選抜に関する学内組織の役割・機能について各項目に回答した大学を集計。

＜７－Ｄ　入学者受入れに関する取組＞

②　入学者受入れに関する専門家の活用

令和６年度では、入学者受入れに関する専門家の活用として、「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」と回答した大学の割合が最も高く 130 大学（16.5%）、「自大学では雇用していないが、他大学と連携し、他大学の専門家を活用する仕組みを構築」と回答した大学の割合が最も低く６大学（0.8%）であった。

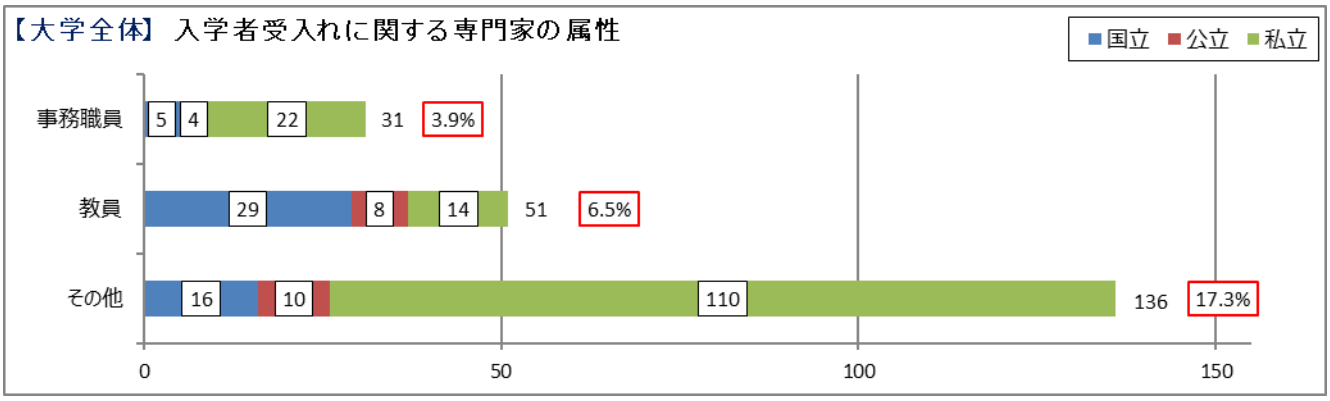


- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、入学者受入れに関する専門家の活用について各項目に回答した大学を集計。

＜７－Ｄ　入学者受入れに関する取組＞

③　入学者受入れに関する専門家の属性

令和６年度では、入学者受入れに関する専門家の属性として、「その他」と回答した大学の割合が最も高く 136 大学（17.3%）、「事務職員」と回答した大学の割合が最も低く 31 大学（3.9%）であった。



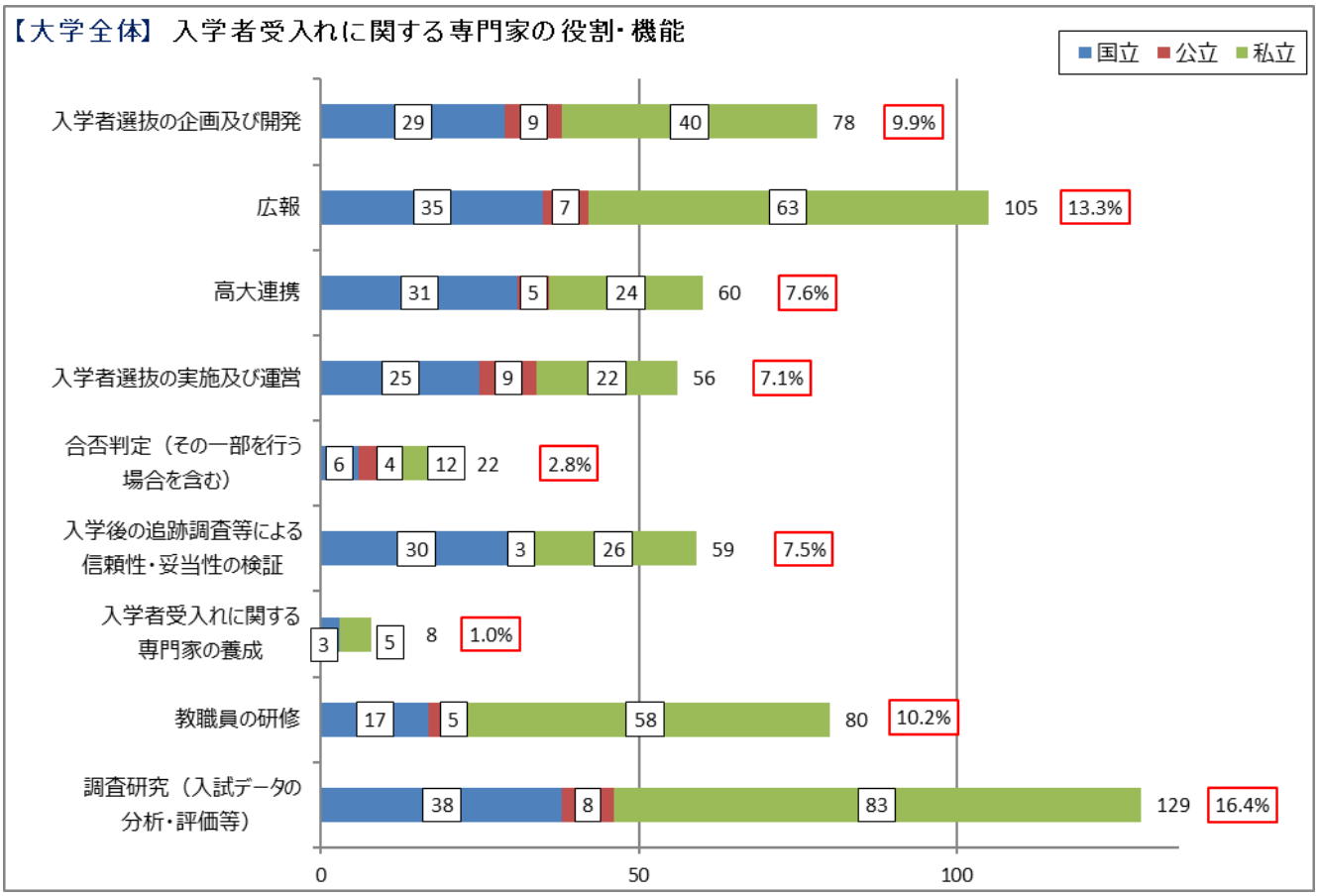
- 入学者選抜の実施に当たり、入学者受入れに関する専門家を活用しているかについて、選択肢「外部から専門家を常勤雇用して活用」「外部から専門家を非常勤雇用して活用」「自大学では雇用していないが、他大学と連携し、他大学の専門家を活用する仕組みを構築」「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」のいずれかに回答した大学を対象に、専門家の属性の内訳を集計。

＜７－Ｄ　入学者受入れに関する取組＞

④　入学者受入れに関する専門家の役割・機能

令和６年度では、入学者受入れに関する専門家の役割・機能として、「調査研究（入試データの分析・評価等）」と回答した大学の割合が最も高く 129 大学（16.4%）、次いで「広報」と回答した大学が 105 大学（13.3%）であった。

一方、「入学者受入れに関する専門家の養成」と回答した大学の割合が最も低く８大学（1.0%）、次いで「合否判定（その一部を行う場合を含む）」と回答した大学が 22 大学（2.8%）であった。



- 入学者選抜の実施に当たり、入学者受入れに関する専門家を活用しているかについて、選択肢「外部から専門家を常勤雇用して活用」「外部から専門家を非常勤雇用して活用」「自大学では雇用していないが、他大学と連携し、他大学の専門家を活用する仕組みを構築」「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」のいずれかに回答した大学を対象に、専門家の役割・機能の内訳を集計。

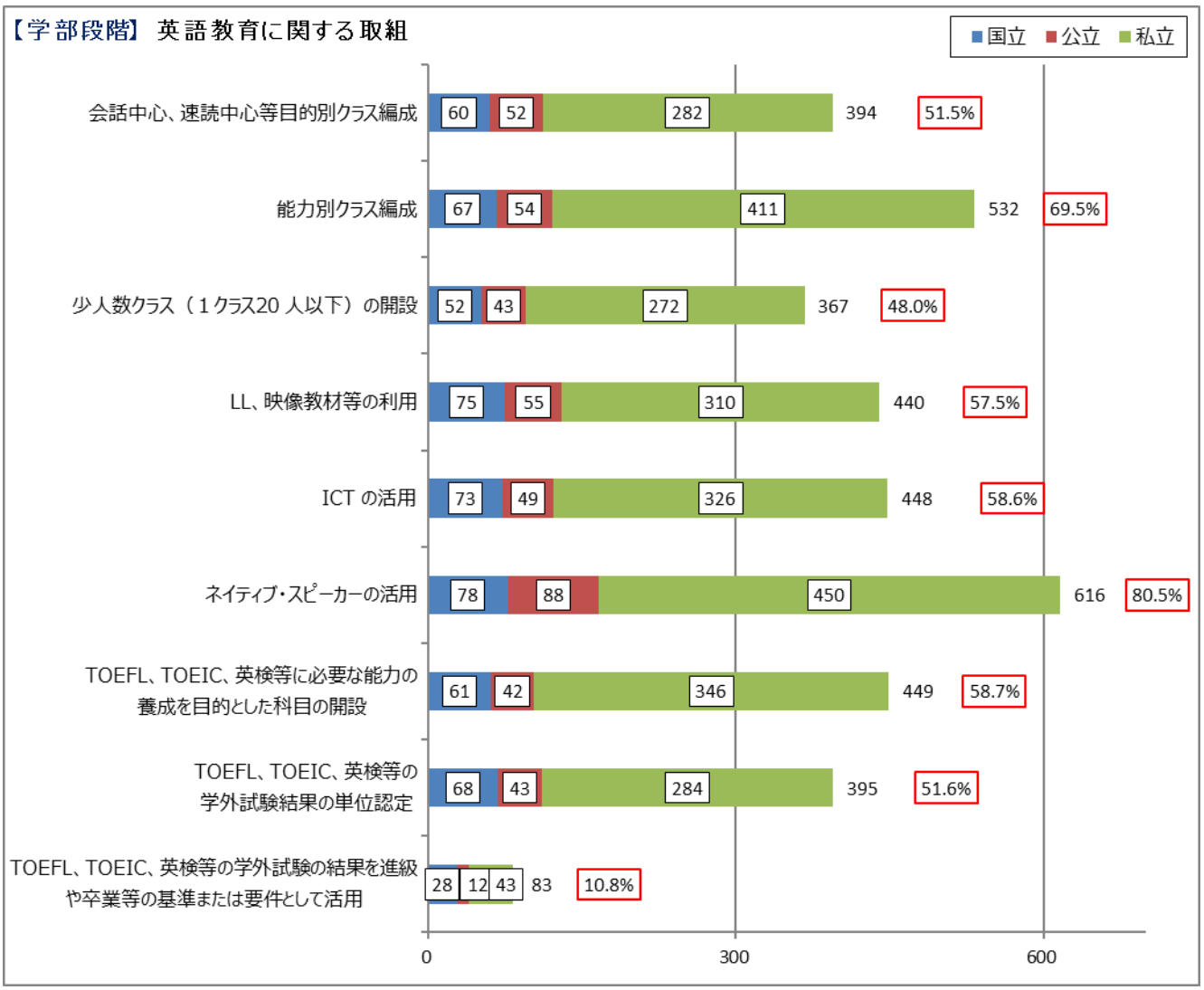
８．グローバル人材育成と大学の国際化の状況

＜８－Ａ　外国語教育の実施状況＞

①　英語教育に関する取組

令和６年度では、英語教育に関する取組として、「ネイティブ・スピーカーの活用」と回答した大学の割合が最も高く 616 大学（80.5%）、次いで「能力別クラス編成」と回答した大学が 532 大学（69.5%）であった。

一方、「ＴＯＥＦＬ、ＴＯＥＩＣ、英検等の学外試験の結果を進級や卒業等の基準または要件として活用」と回答した大学の割合が最も低く 83 大学（10.8%）、次いで「少人数クラス（１クラス 20 人以下）の開設」と回答した大学が 367 大学（48.0%）であった。



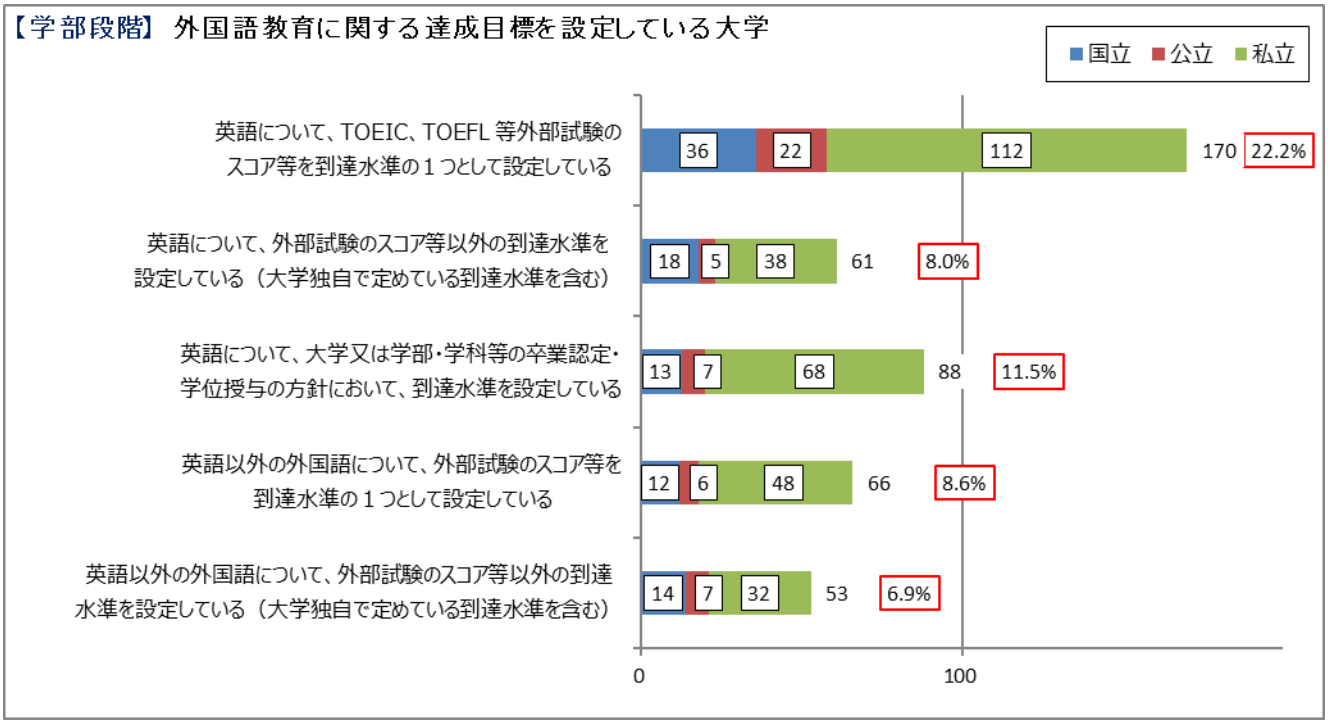
- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、英語教育に関する取組について、回答した学部が１つ以上ある大学を集計。（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜８－Ａ　外国語教育の実施状況＞

②　外国語教育に関する達成目標の設定状況

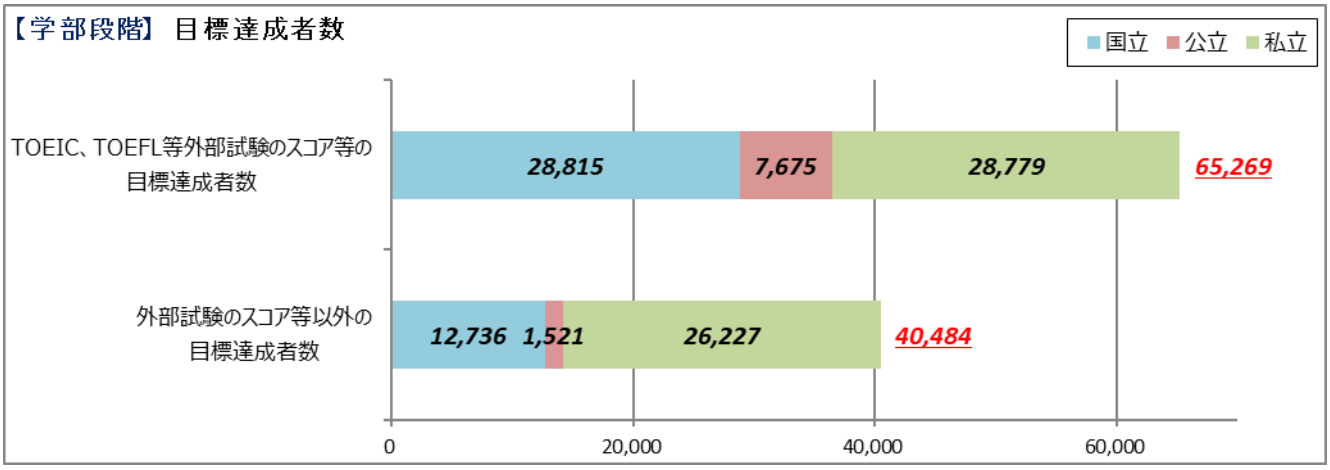
令和６年度では、外国語教育に関する達成目標を設定している大学について、「英語について、ＴＯＥＩＣ、ＴＯＥＦＬ等外部試験のスコア等を到達水準の１つとして設定している」と回答した大学の割合が最も高く 170 大学（22.2%）、「英語以外の外国語について、外部試験のスコア等以外の到達水準を設定している（大学独自で定めている到達水準を含む）」と回答した大学の割合が最も低く 53 大学（6.9%）であった。

また、目標達成者数については、「ＴＯＥＩＣ、ＴＯＥＦＬ等外部試験のスコア等の目標達成者数」が 65,269 人、「外部試験のスコア等以外の目標達成者数」が 40,484 人であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、外国語教育に関する達成目標を設定している大学について、回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 外国語教育に関する達成目標について、選択肢「英語について、ＴＯＥＩＣ、ＴＯＥＦＬ等外部試験のスコア等を到達水準の１つとして設定している」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、その目標達成者数を集計。
- 外国語教育に関する達成目標について、選択肢「英語について、外部試験のスコア等以外の到達水準を設定している（大学独自で定めている到達水準を含む）」と回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、その目標達成者数を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜８－Ｂ　外国語による授業の実施状況＞

①　外国語のみの授業の実施状況

○学部段階

令和６年度では、外国語による授業を実施していると回答したのは 301 大学（39.3%）であった。

外国語が使用されている授業科目の開講科目数について、「英語」が最も多く 26,983 科目、次いで「中国語」が 760 科目、「スペイン語」が 451 科目であった。

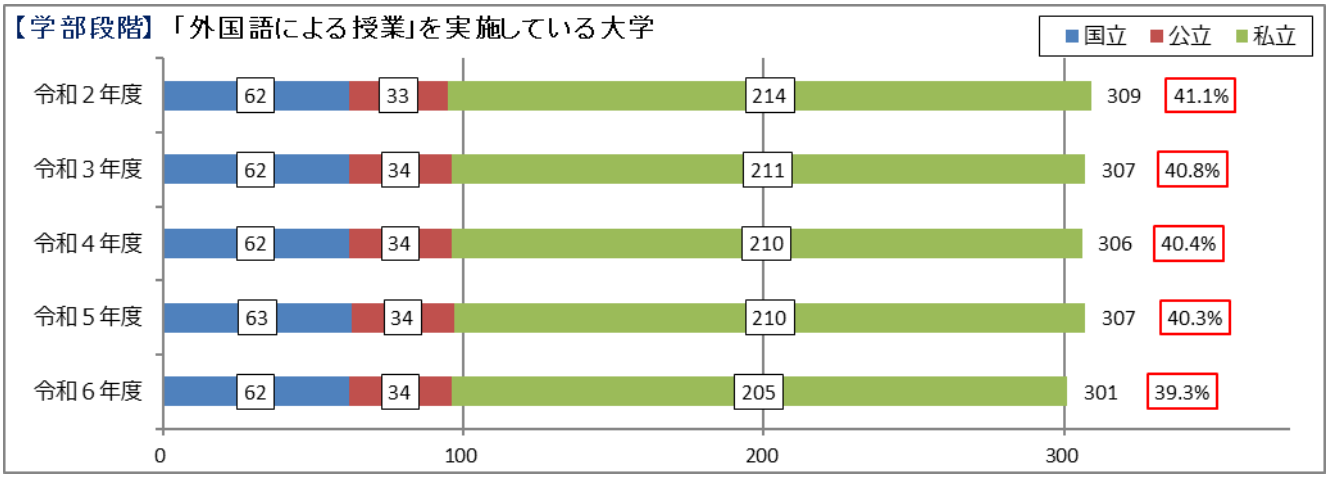
一方、「ギリシャ語」が最も少なく０科目、次いで「ラテン語」が５科目、「アラビア語」が８科目であった。

○研究科段階

令和６年度では、外国語による授業を実施していると回答したのは 219 大学（33.0%）であった。

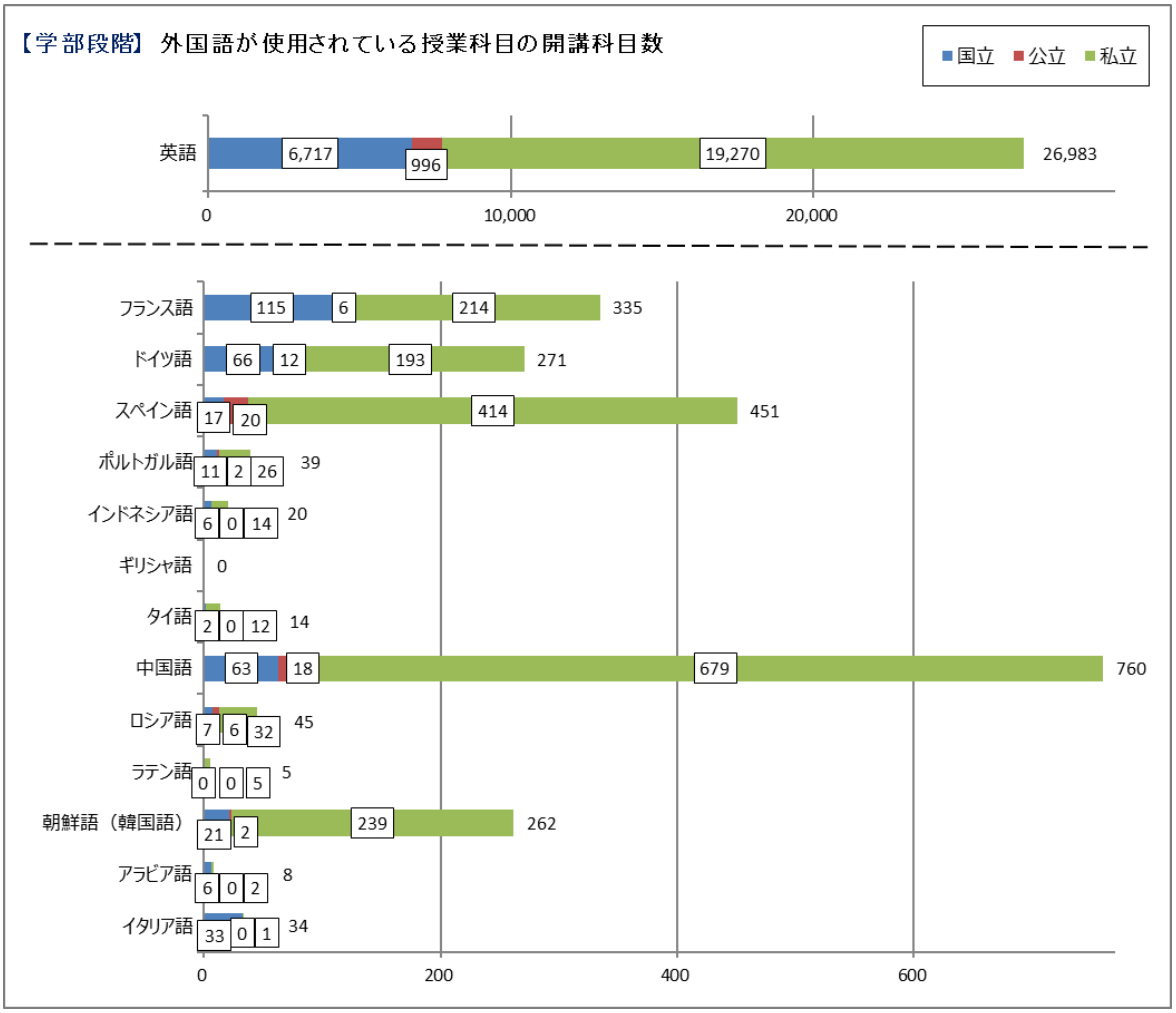
外国語が使用されている授業科目の開講科目数について、「英語」が最も多く 27,518 科目、次いで「ドイツ語」が 148 科目、「フランス語」が 141 科目であった。

一方、「ギリシャ語」及び「ラテン語」が最も少なく０科目、次いで「インドネシア語」「ロシア語」「アラビア語」がいずれも４科目であった。

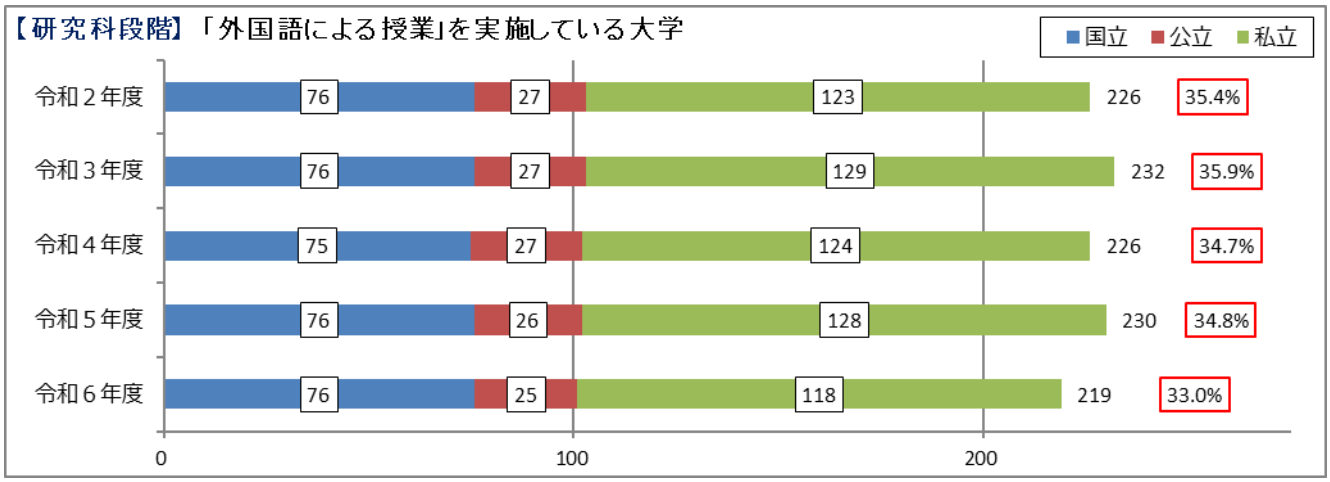


- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施について、選択肢「ある」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

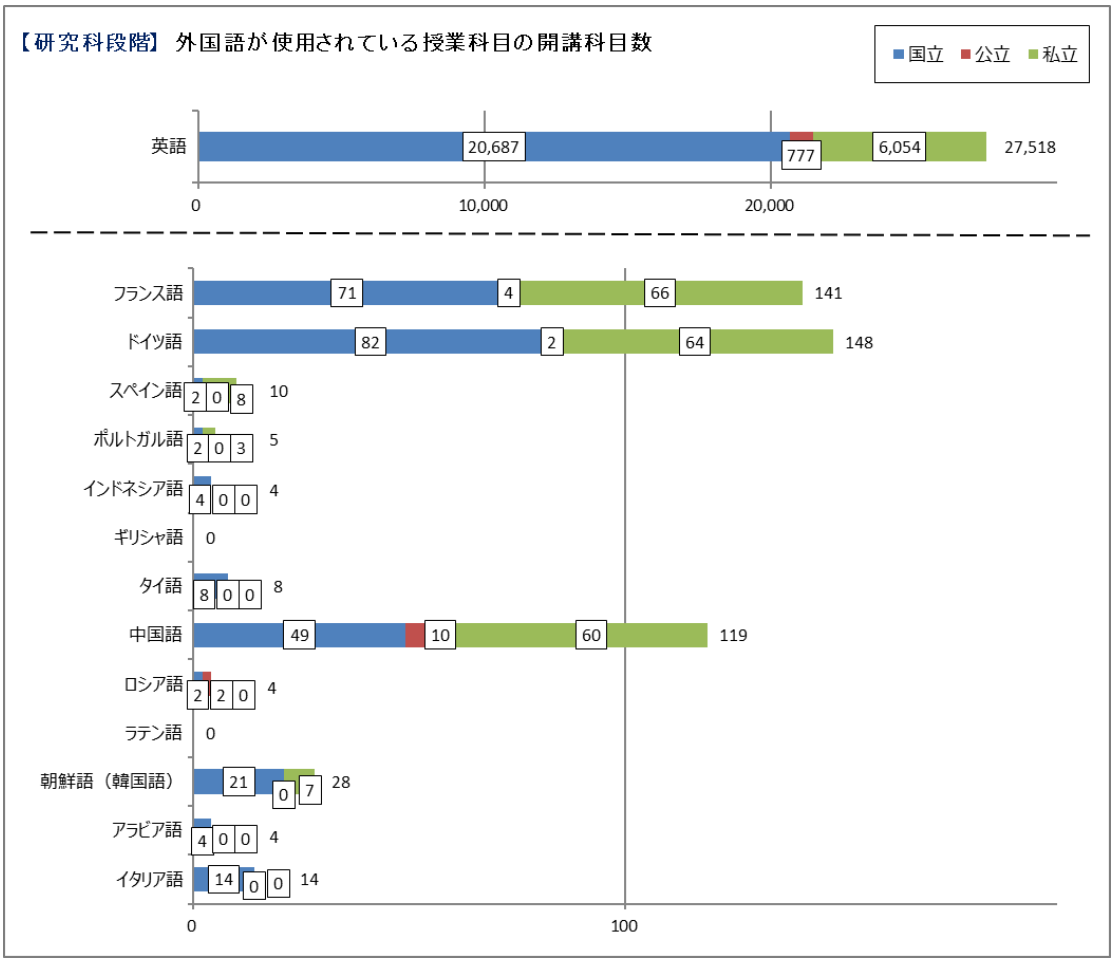


- 外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施があると回答した学部が１つ以上ある大学を対象に、各項目における開講科目数を集計。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施について、選択肢「ある」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。



- 外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施があると回答した研究科が１つ以上ある大学を対象に、各項目における開講科目数を集計。

＜８－Ｂ　外国語による授業の実施状況＞

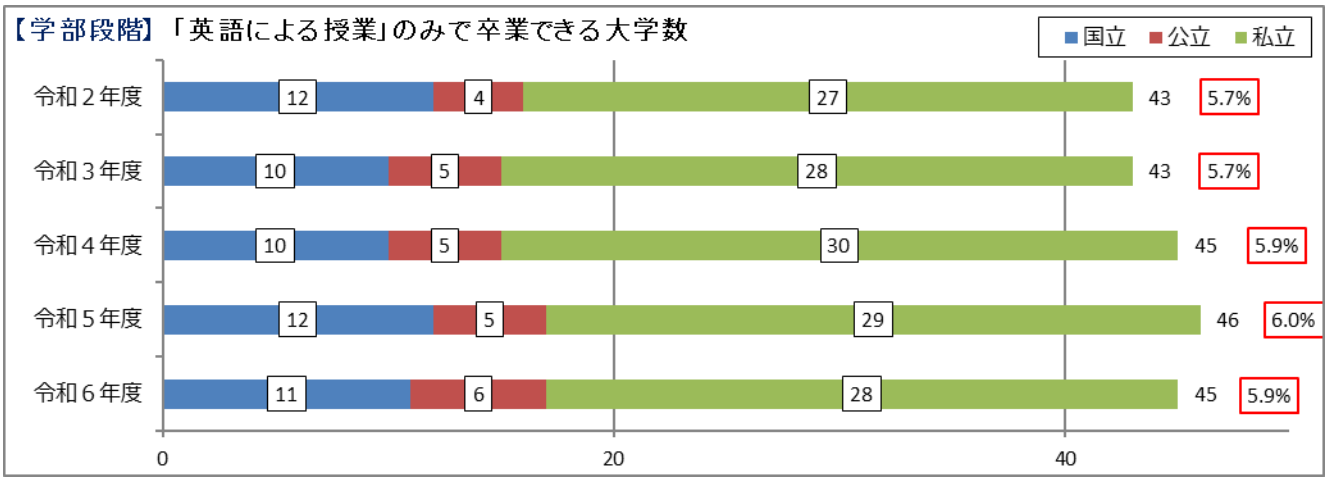
②　「英語による授業」のみで卒業（修了）できる（学科等がある）学部（研究科）

○学部段階

令和６年度では、英語による授業のみで卒業できると回答したのは 45 大学（5.9%）であった。また、英語による授業のみで卒業できる学部数は 103 学部であった。

○研究科段階

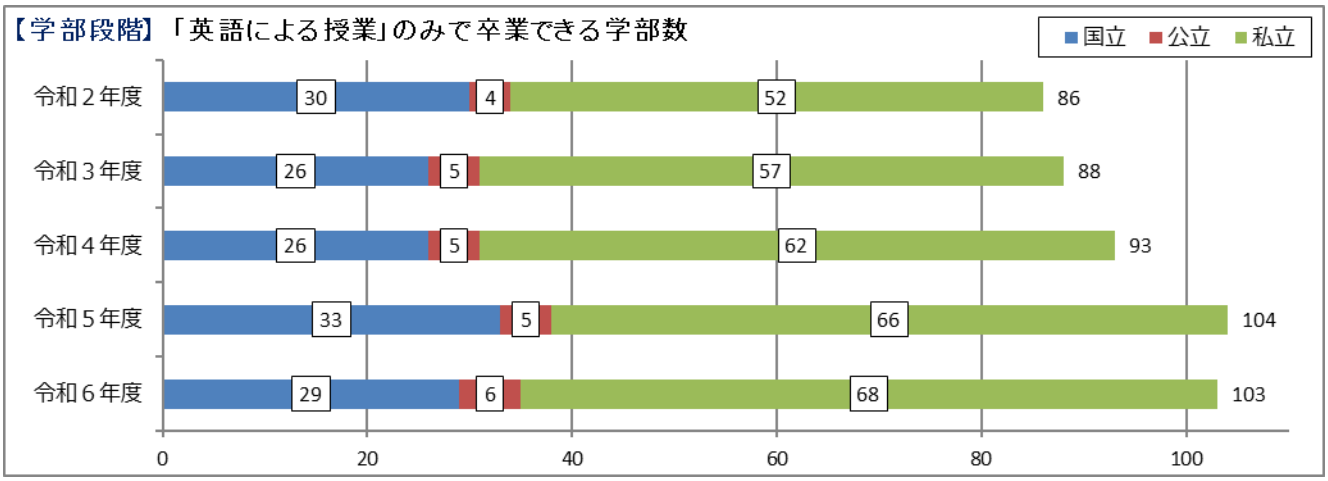
令和６年度では、英語による授業のみで修了できると回答したのは 117 大学（17.6%）であった。また、英語による授業のみで修了できる研究科数は 293 研究科であった。



- 英語による授業が実施されている大学を対象に、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

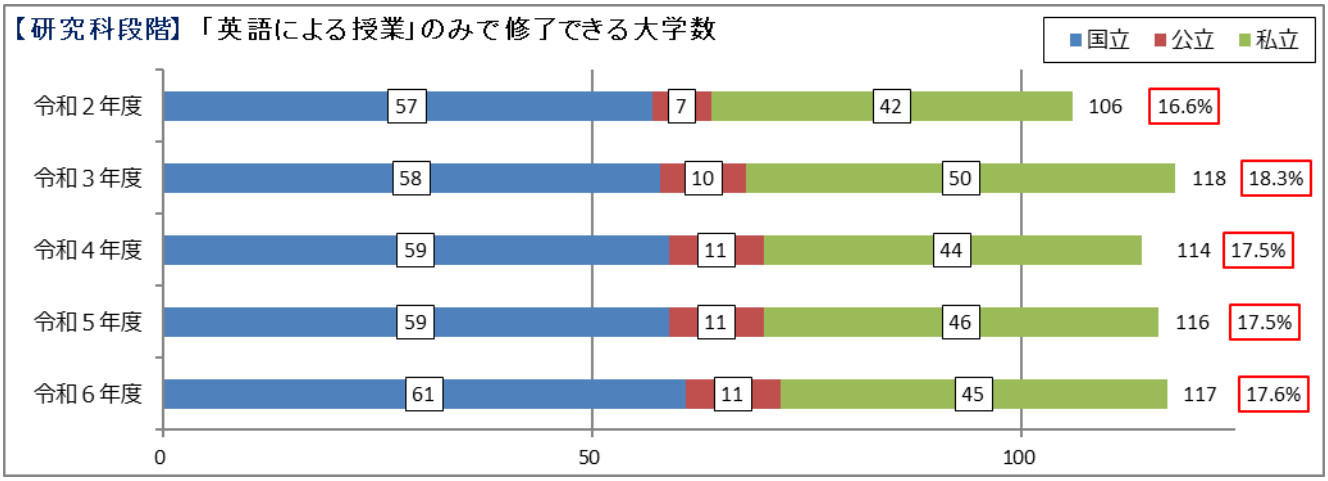
（※）履修が留学生のみに限定されるものは除いている。



- 英語による授業が実施されている大学を対象に、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している学部を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

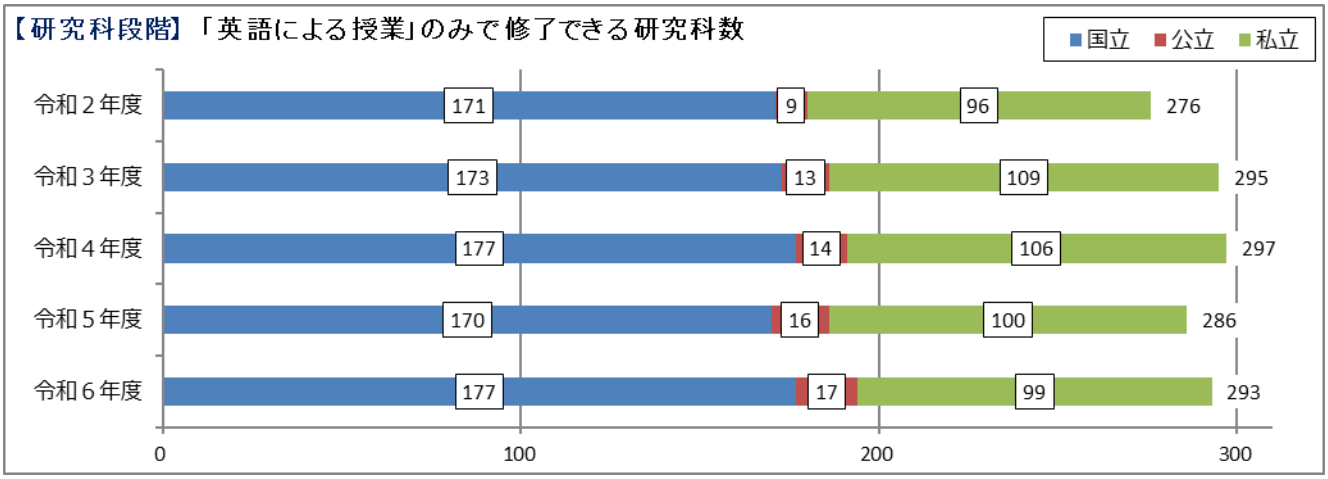
（※）履修が留学生のみに限定されるものは除いている。



- 英語による授業が実施されている大学を対象に、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している研究科が１つ以上ある大学を集計。

（※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）履修が留学生のみに限定されるものは除いている。



- 英語による授業が実施されている大学を対象に、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している研究科を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

 （※）履修が留学生のみに限定されるものは除いている。

＜８－Ｃ　国際経験の実施状況＞

①　在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学

○学部段階

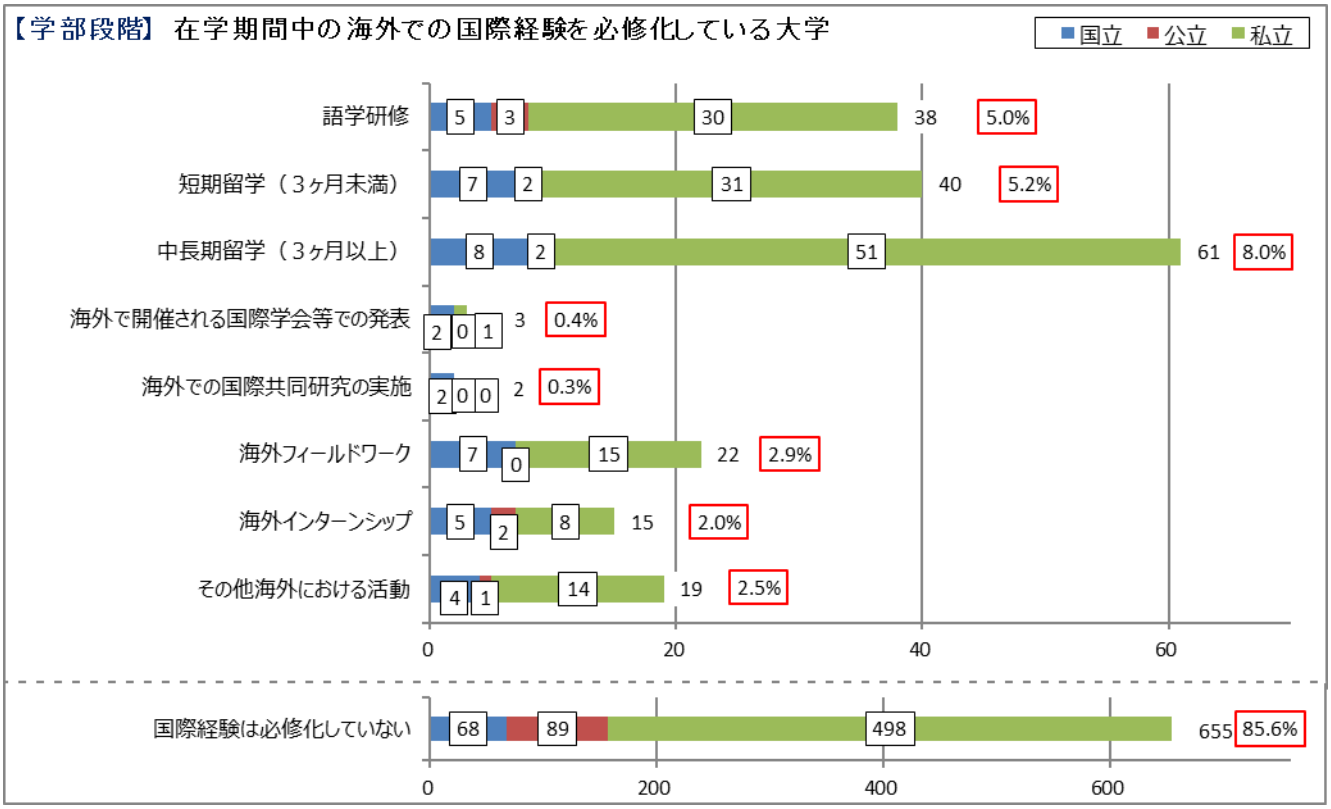
令和６年度では、在学期間中の海外での国際経験の必修化について、「国際経験は必修化していない」と回答した大学の割合が最も高く 655 大学（85.6%）、次いで「中長期留学（３ヶ月以上）」と回答した大学が 61 大学（8.0%）であった。

一方、「海外での国際共同研究の実施」と回答した大学の割合が最も低く２大学（0.3%）、次いで「海外で開催される国際学会等での発表」と回答した大学が３大学（0.4%）であった。

○研究科段階

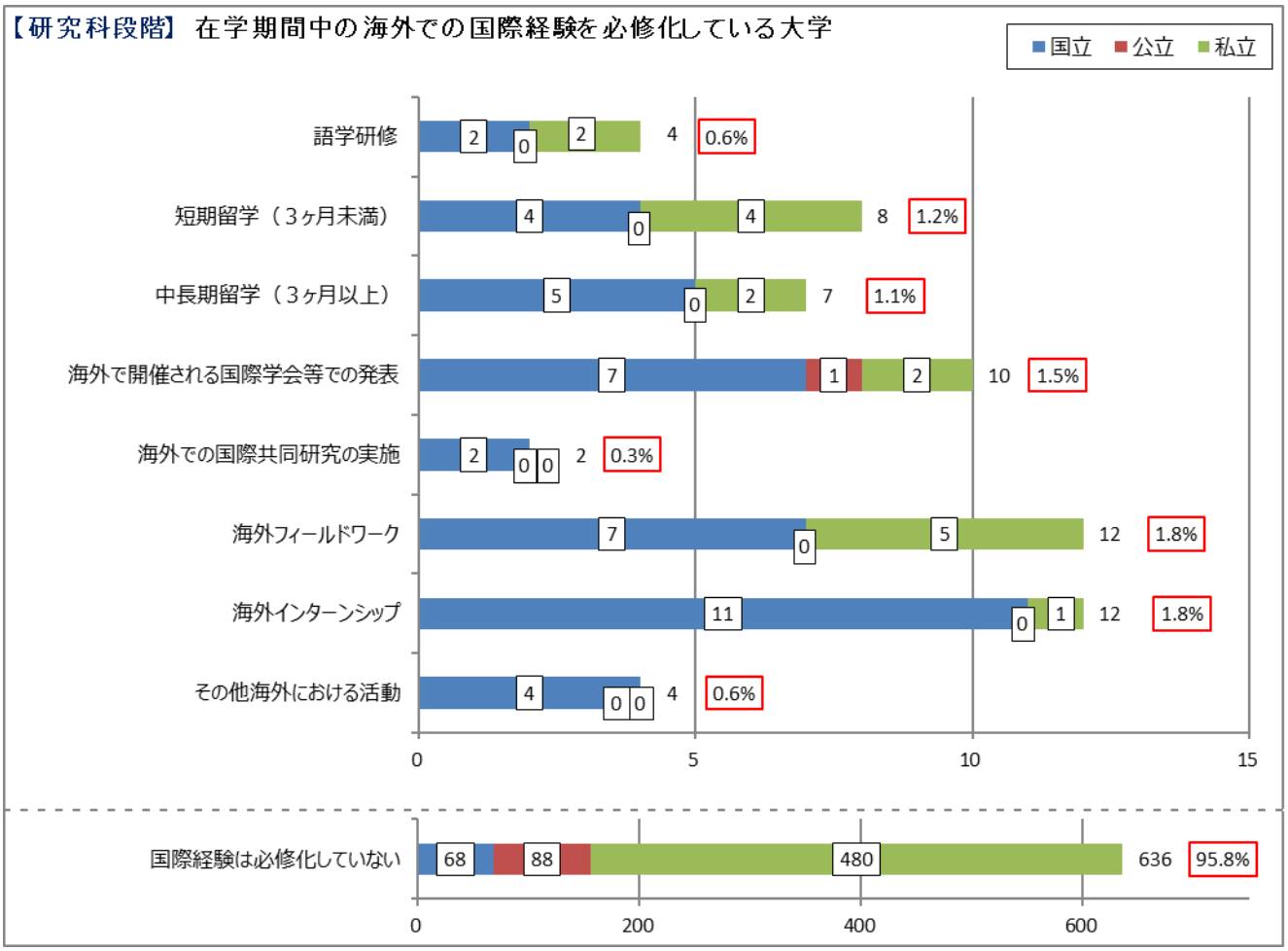
令和６年度では、在学期間中の海外での国際経験の必修化について、「国際経験は必修化していない」と回答した大学の割合が最も高く 636 大学（95.8%）、次いで「海外フィールドワーク」及び「海外インターンシップ」と回答した大学がともに 12 大学（1.8%）であった。

一方、「海外での国際共同研究の実施」と回答した大学の割合が最も少なく２大学（0.3%）、次いで「語学研修」及び「その他海外における活動」と回答した大学が４大学（0.6%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学の取組について、各項目に回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学の取組について、各項目に回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

＜８－Ｃ　国際経験の実施状況＞

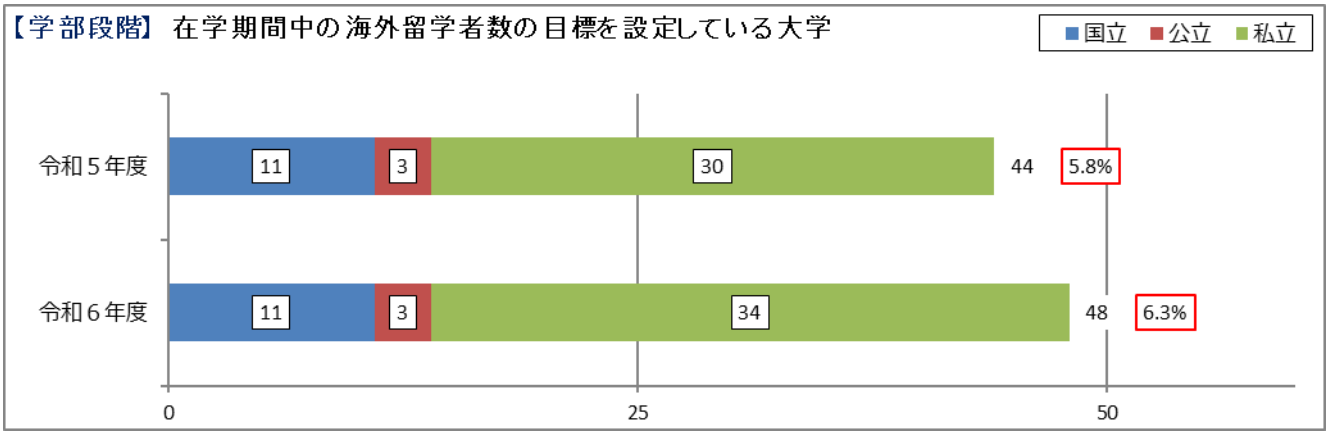
②　在学期間中の海外留学経験者数の目標設定

○学部段階

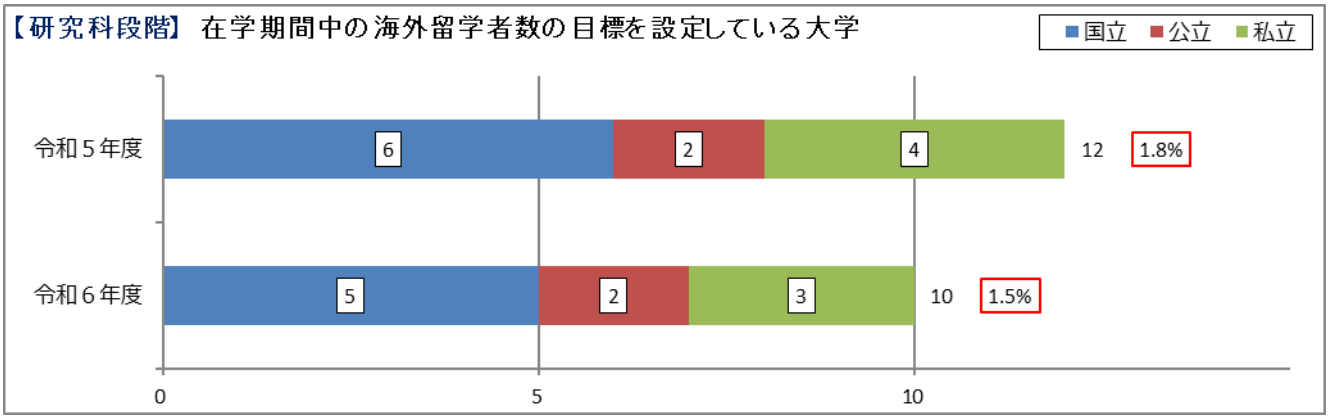
令和６年度では、在学期間中の海外留学者数の目標を設定していると回答したのは 48 大学（6.3%）であった。

○研究科段階

令和６年度では、在学期間中の海外留学者数の目標を設定していると回答したのは 10 大学（1.5%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、在学期間中の海外留学者数の目標を設定しているかについて、「設定している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
 （※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、在学期間中の海外留学者数の目標を設定しているかについて、「設定している」と回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。
 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

＜８－Ｃ　国際経験の実施状況＞

③　在学期間中の国内での国際経験を必修化している大学

○学部段階

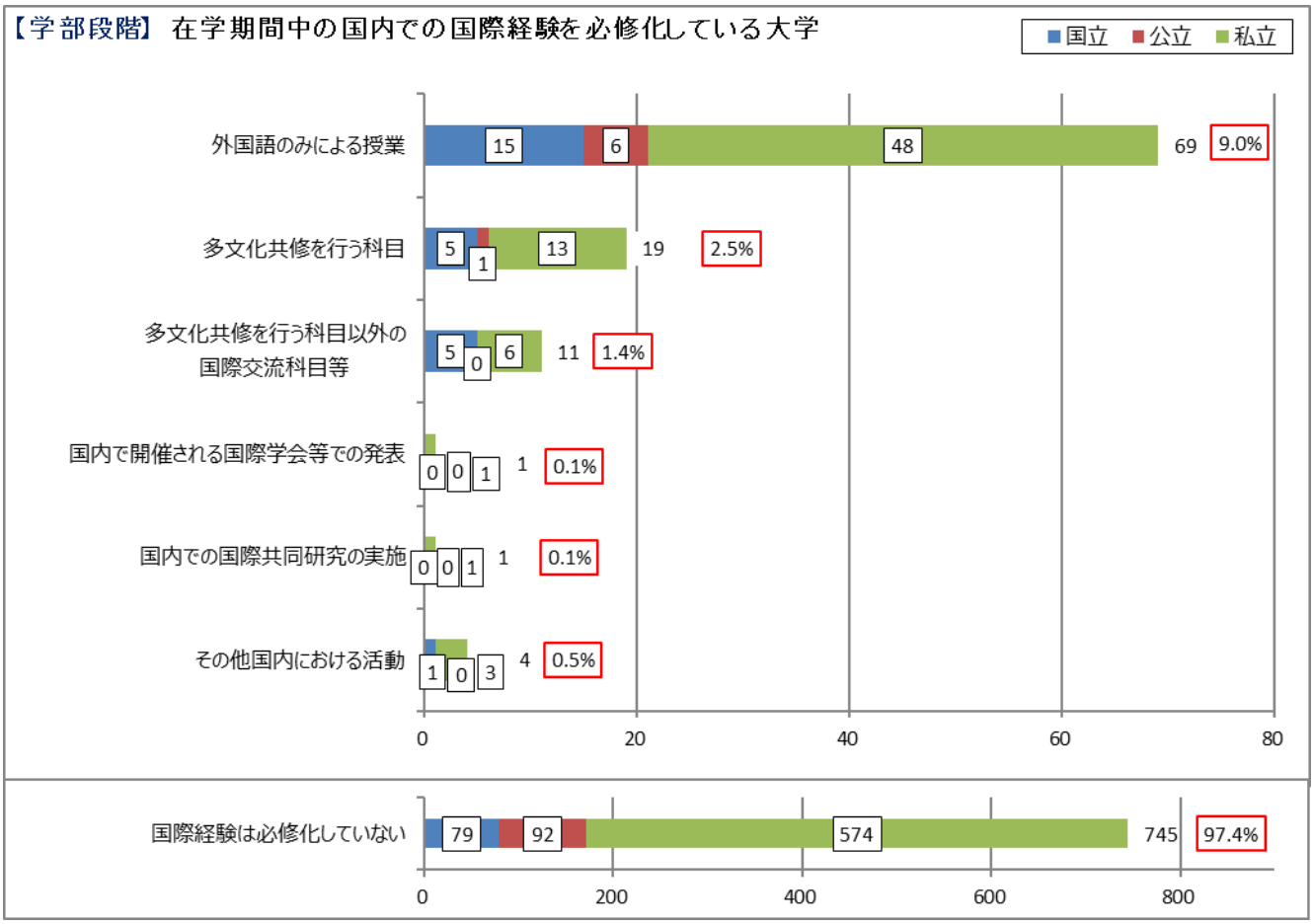
令和６年度では、在学期間中の国内での国際経験を必修化している大学の取組として、「外国語のみによる授業」と回答した大学の割合が最も高く 69 大学（9.0%）、次いで「多文化共修を行う科目」と回答した大学が 19 大学（2.5%）であった。

一方、「国内で開催される国際学会等での発表」及び「国内での国際共同研究の実施」と回答した大学が最も少なく、それぞれ１大学（0.1%）であった。

○研究科段階

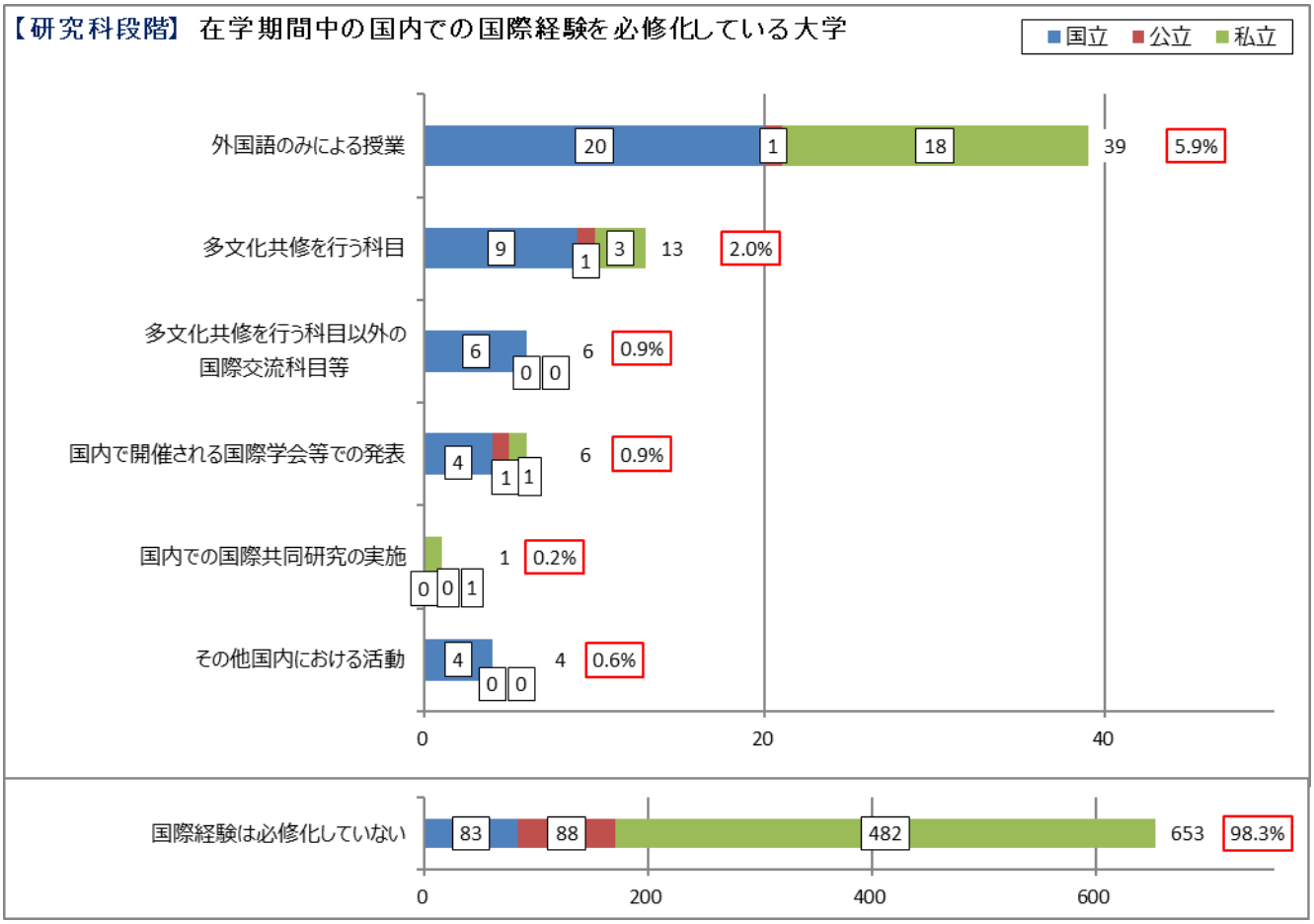
令和６年度では、「外国語のみによる授業」と回答した大学の割合が最も多く 39 大学（5.9%）、次いで「多文化共修を行う科目」と回答した大学が 13 大学（2.0%）であった。

一方、「国内での国際共同研究の実施」と回答した大学の割合が１大学（0.2%）で最も低く、次いで「その他国内における活動」と回答した大学が４大学（0.6%）であった。



- 本調査項目の回答対象大学（765 大学）のうち、在学期間中の国内での国際経験を必修化している大学の取組として各項目に回答した学部が１つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 本調査項目の回答対象大学（664 大学）のうち、在学期間中の国内での国際経験を必修化している大学の取組として各項目に回答した研究科が１つ以上ある大学を集計。

 （※）学部のみを設置する大学は母数に含めない。

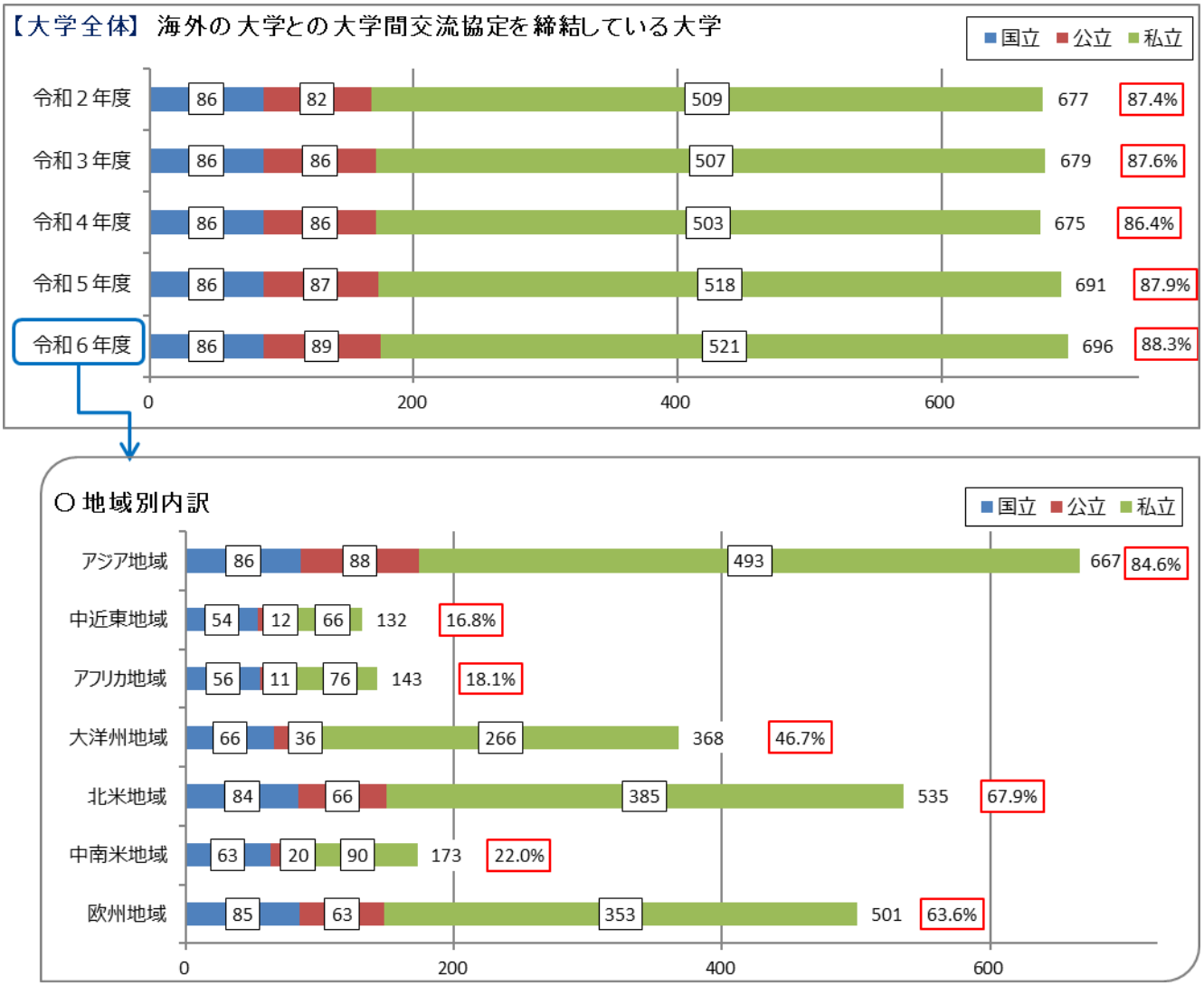
＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

①　海外の大学との大学間交流協定の締結

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定を締結していると回答したのは 696 大学（88.3%）であった。

地域別内訳について、「アジア地域」と回答した大学の割合が最も高く 667 大学（84.6%）、次いで「北米地域」と回答した大学が 535 大学（67.9%）であった。

一方、「中近東地域」と回答した大学の割合が最も低く 132 大学（16.8%）、次いで「アフリカ地域」と回答した大学が 143 大学（18.1%）であった。



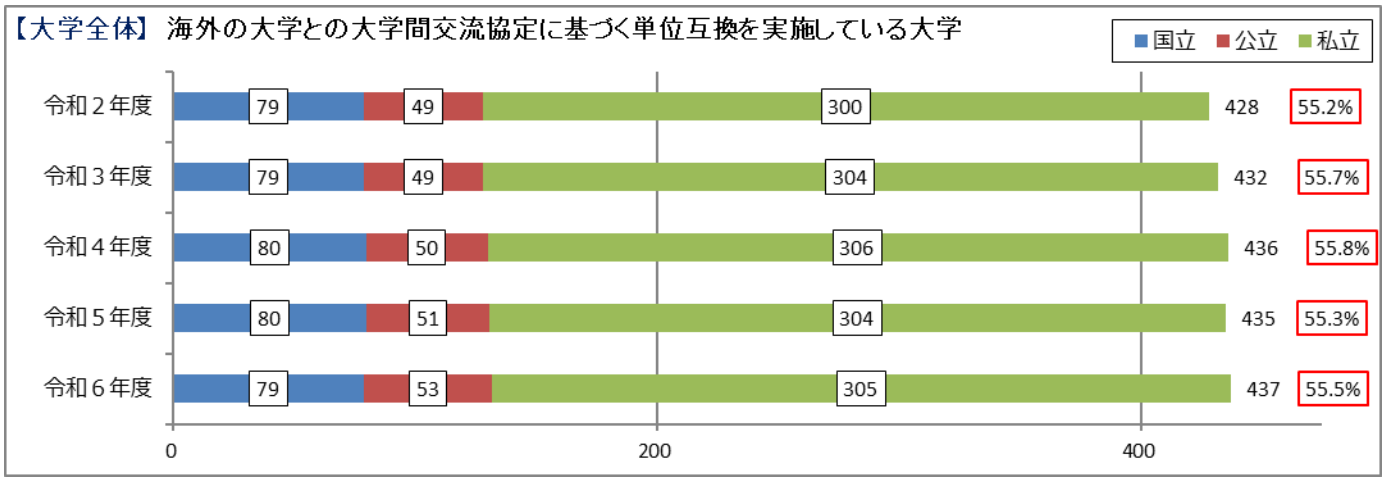
- 上のグラフは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、海外の大学との大学間交流協定を締結しているかについて、選択肢「締結している」と回答した大学を集計。
 下のグラフは、海外の大学との大学間交流協定を締結している大学を対象に、各協定の相手方大学が存在する地域の内訳を集計。

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

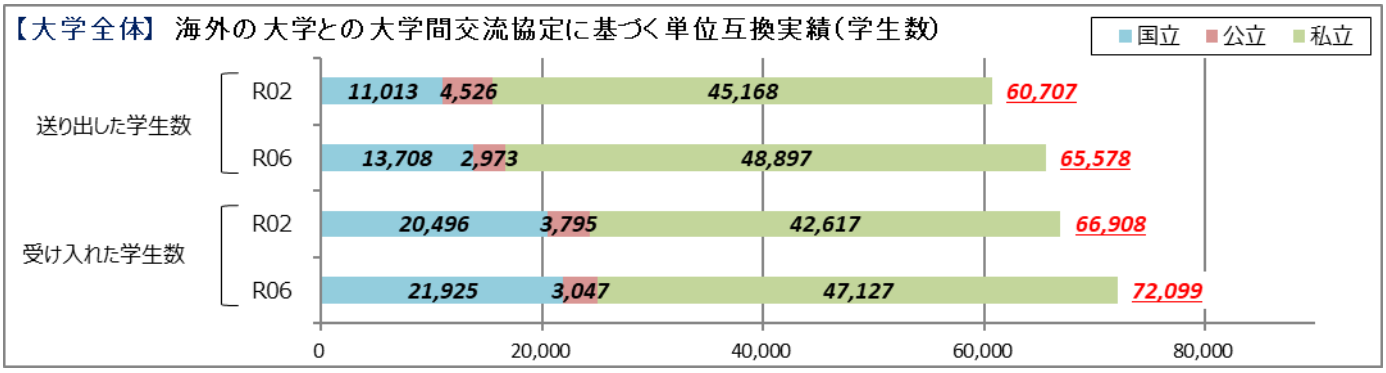
②　海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換を実施していると回答したのは 437 大学（55.5%）であった。

海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換実績（学生数）について、令和６年度に送り出した学生数は 65,578 人、受け入れた学生数は 72,099 人であった。



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「単位の互換」と回答した協定が１つ以上ある大学を集計。



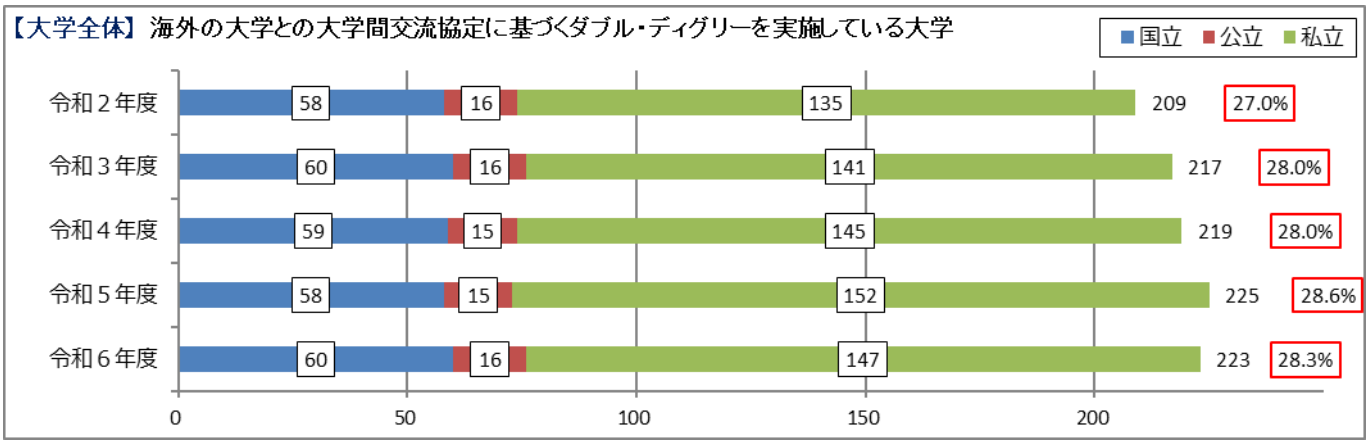
- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「単位の互換」と回答した協定が１つ以上ある大学（437 大学）を対象に、当該協定に基づく学生の派遣・受入れ学生数を集計。

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

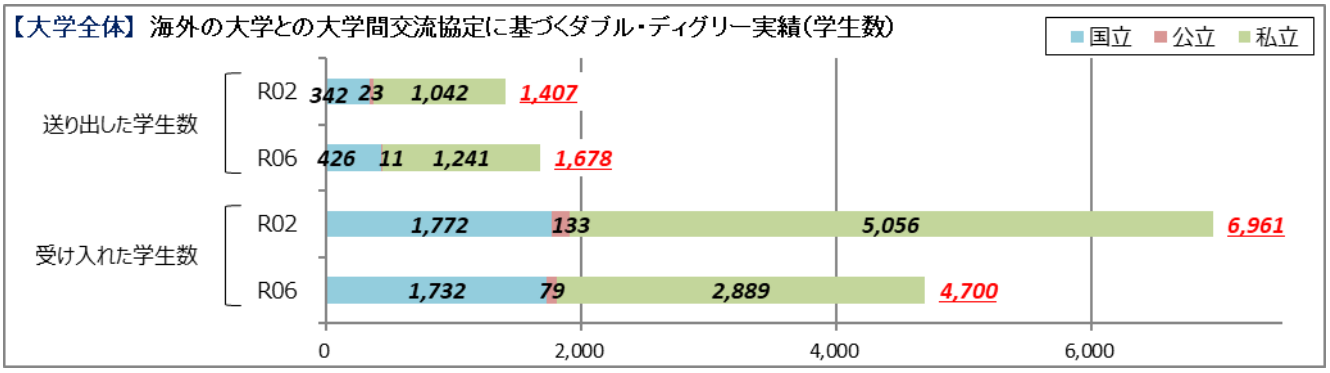
③　海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施していると回答したのは 223 大学（28.3%）であった。

海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー実績（学生数）について、令和６年度に送り出した学生数は 1,678 人、受け入れた学生数は 4,700 人であった。



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「ダブル・ディグリー」と回答した協定が１つ以上ある大学を集計。



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「ダブル・ディグリー」と回答した協定が１つ以上ある大学の当該協定に基づく学生の派遣・受入れ学生数を集計。

ダブル・ディグリー：

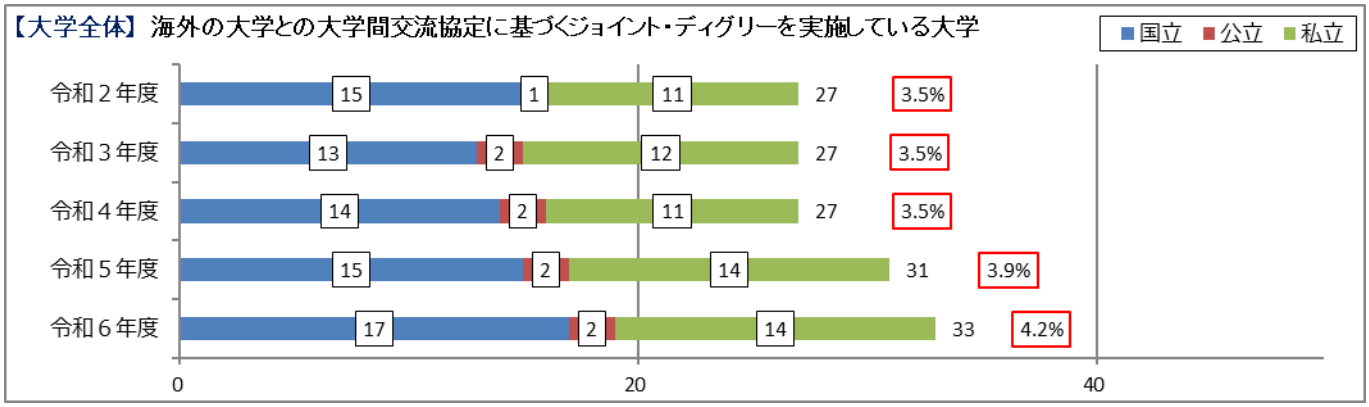
この調査における「ダブル・ディグリー」とは、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

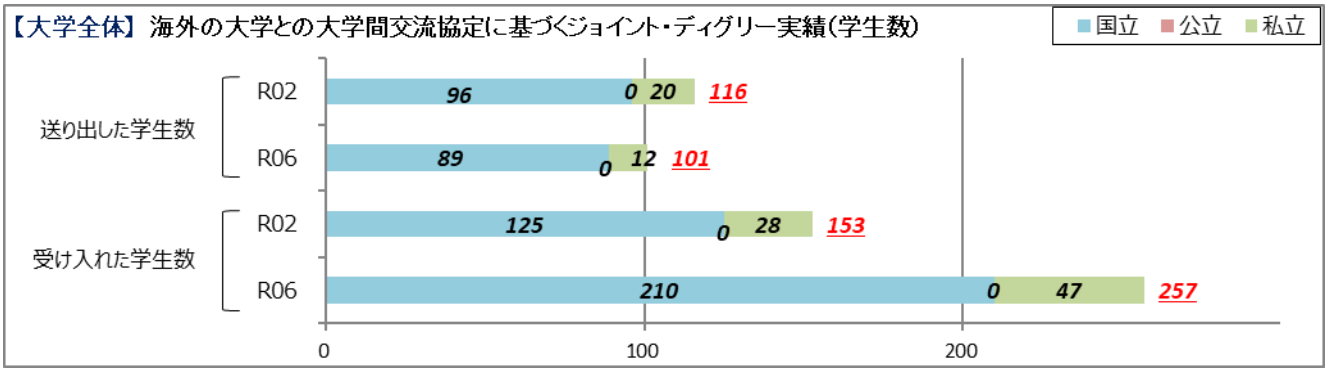
④　海外の大学との大学間交流協定に基づくジョイント・ディグリー

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定に基づくジョイント・ディグリーを実施していると回答したのは 33 大学（4.2%）であった。

海外の大学との大学間交流協定に基づくジョイント・ディグリー実績（学生数）について、令和６年度に送り出した学生数は 101 人、受け入れた学生数は 257 人であった。



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「ジョイント・ディグリー」と回答した協定が１つ以上ある大学を集計。



- 「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「ジョイント・ディグリー」と回答した協定が１つ以上ある大学の当該協定に基づく学生の派遣・受入れ学生数を集計。

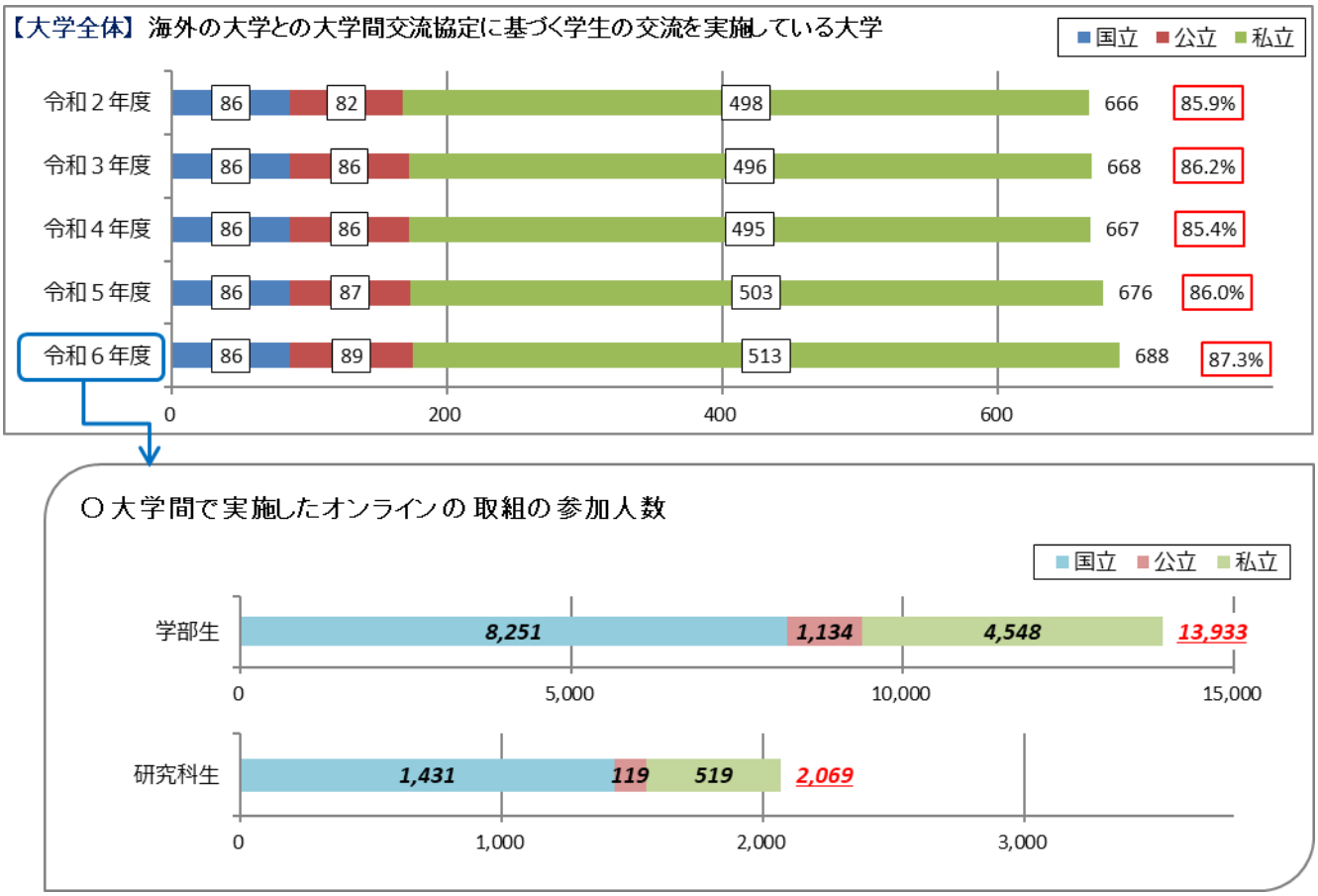
ジョイント・ディグリー：
連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを修了した学生に対して、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するものを指す。

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

⑤　海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流を実施していると回答したのは 688 大学（87.3%）であった。

大学間で実施したオンラインの取組の参加人数について、学部生は 13,933 人、研究科生は 2,069 人であった。

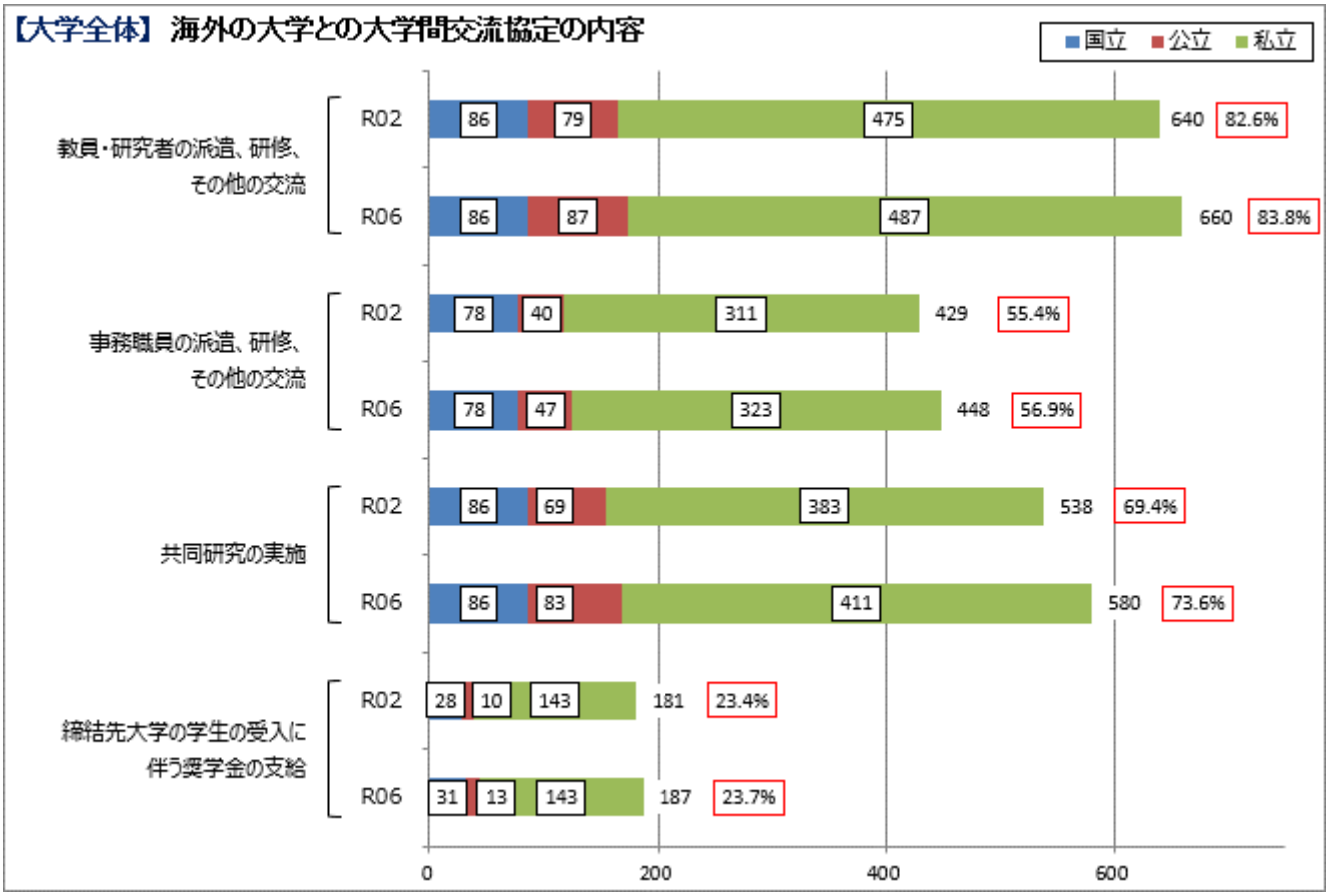


- 上のグラフは、「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、選択肢「学生の交流」と回答した協定が１つ以上ある大学を集計。
 下のグラフは、選択肢「学生の交流」と回答した協定が１つ以上ある大学を対象に、当該協定に基づくオンラインでの取組に参加した国内大学の学生数を集計。

＜８－Ｄ　海外の大学との大学間交流協定＞

⑥　その他の海外の大学との大学間交流協定

令和６年度では、海外の大学との大学間交流協定の内容について、「教員・研究者の派遣、研修、その他の交流」と回答した大学の割合が最も多く 660 大学（83.8%）、「締結先大学の学生の受入に伴う奨学金の支給」と回答した大学の割合が最も低く 187 大学（23.7%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、「海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学を対象に、各協定の内容等について、各項目に回答した大学を集計。

＜８－Ｅ　海外における拠点＞

①　海外における拠点を設置している大学

令和６年度では、海外に拠点を設置している大学は 145 大学（18.4%）であった。

地域別内訳について、アジア地域に拠点を設置している大学の割合が最も高く 122 大学（15.5%）、次いで欧州地域が 40 大学（5.1%）、北米地域が 35 大学（4.4%）であった。

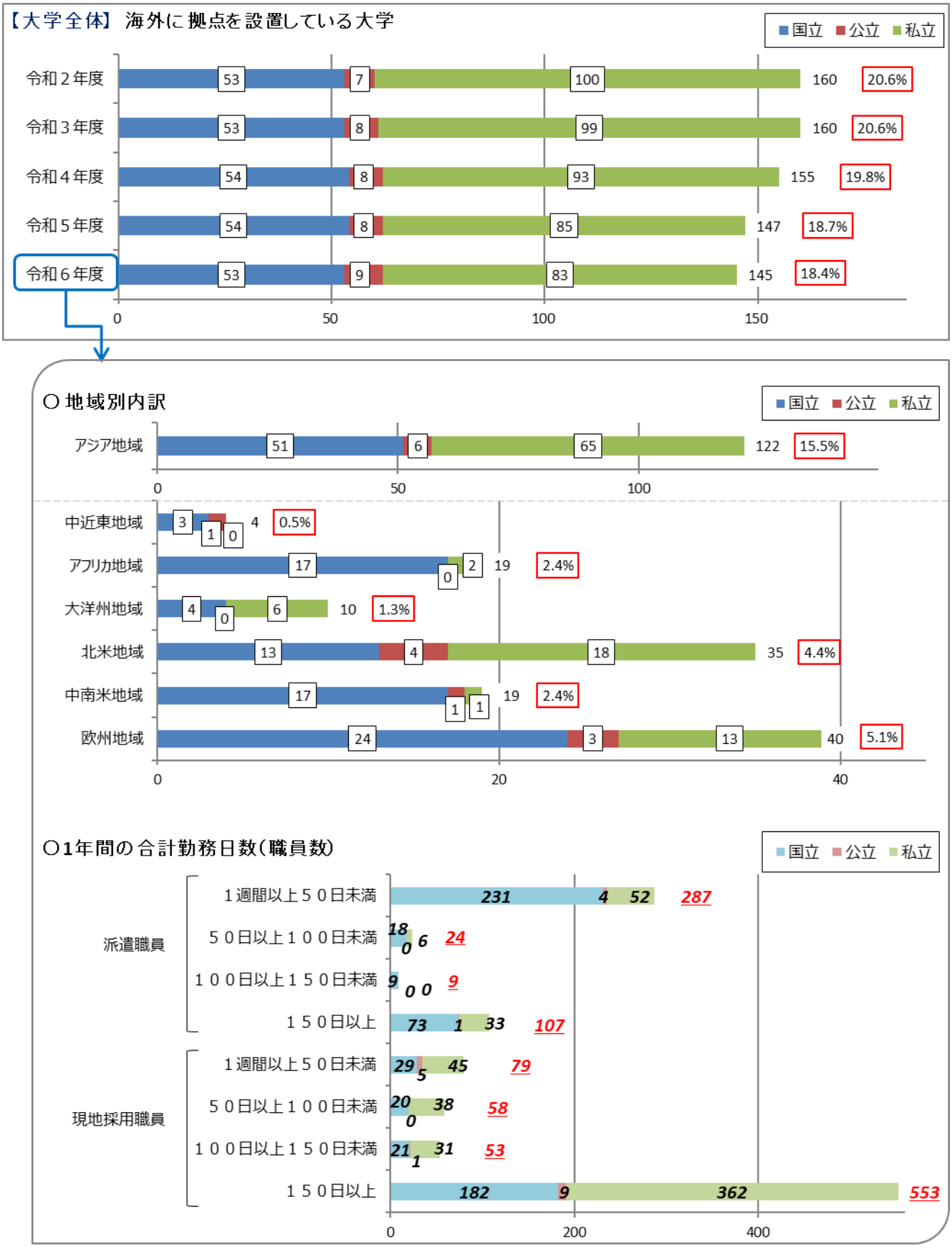
一方、中近東地域に拠点を設置している大学の割合が最も低く４大学（0.5%）、次いで大洋州地域が 10 大学（1.3%）であった。

また、海外拠点における職員の１年間の合計勤務日数について、派遣職員では「１週間以上 50 日未満」が最も多く 287 人、「100 日以上 150 日未満」が最も少なく 9 人であった。現地採用職員では「150 日以上」が最も多く 553 人、「100 日以上 150 日未満」が最も少なく 53 人であった。

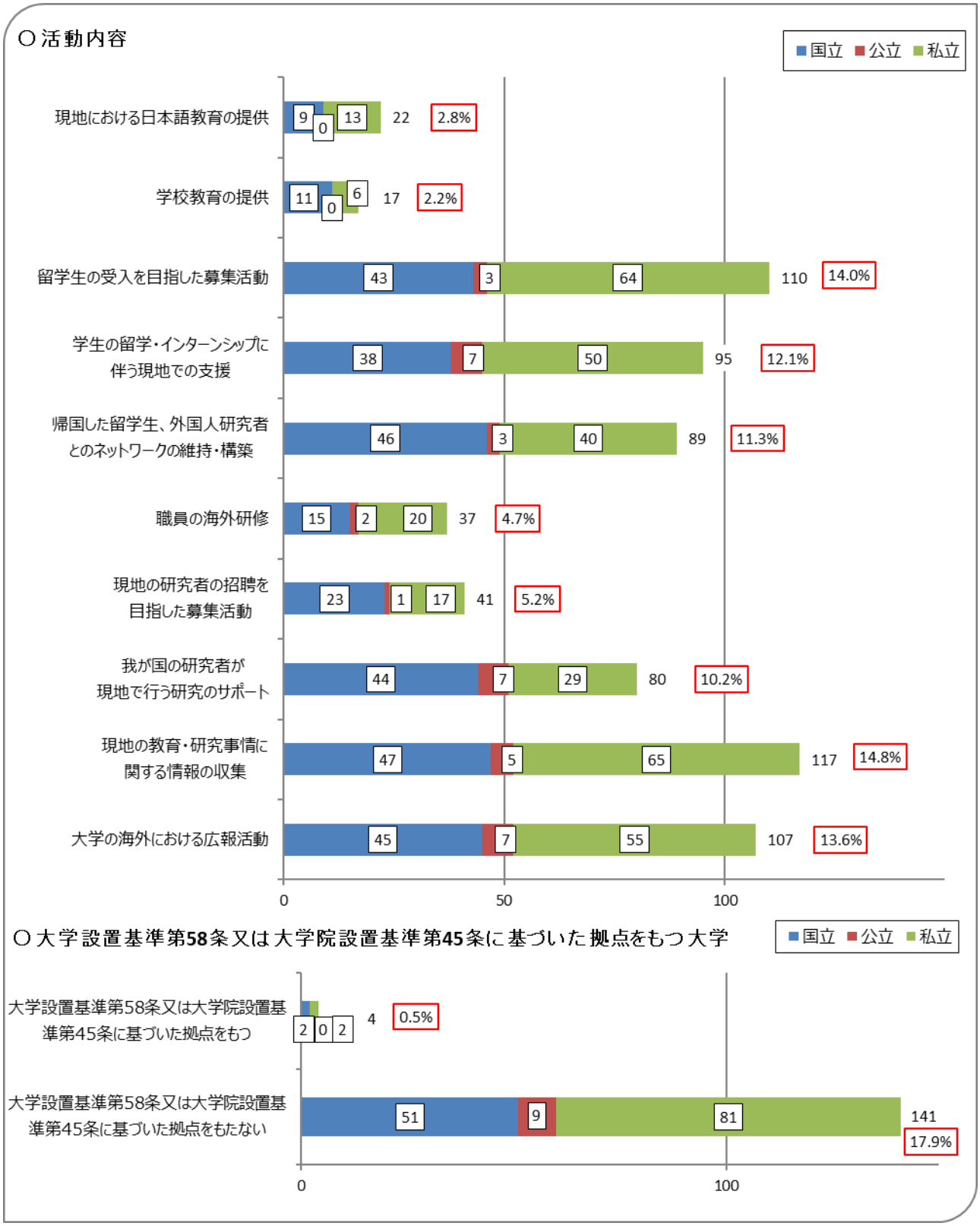
海外拠点における活動内容について、「現地の教育・研究事情に関する情報の収集」と回答した大学の割合が最も高く 117 大学（14.8%）、次いで「留学生の受入れを目指した募集活動」が 110 大学（14.0%）、「大学の海外における広報活動」が 107 大学（13.6%）であった。

一方、「学校教育の提供」と回答した大学の割合が最も低く 17 大学（2.2%）、次いで「現地における日本語教育の提供」が 22 大学（2.8%）、「職員の海外研修」が 37 大学（4.7%）であった。

また、海外拠点で大学設置基準第 58 条又は大学院設置基準第 45 条に基づいた拠点をもつ大学は４大学（0.5%）であった。



- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、海外に拠点を設置しているかについて、選択肢「設置している」と回答した大学を集計。
 下のグラフでは、選択肢「設置している」と回答した大学を対象に、海外拠点の地域、及び当該拠点における１年間の合計勤務日数（職員数）を集計。



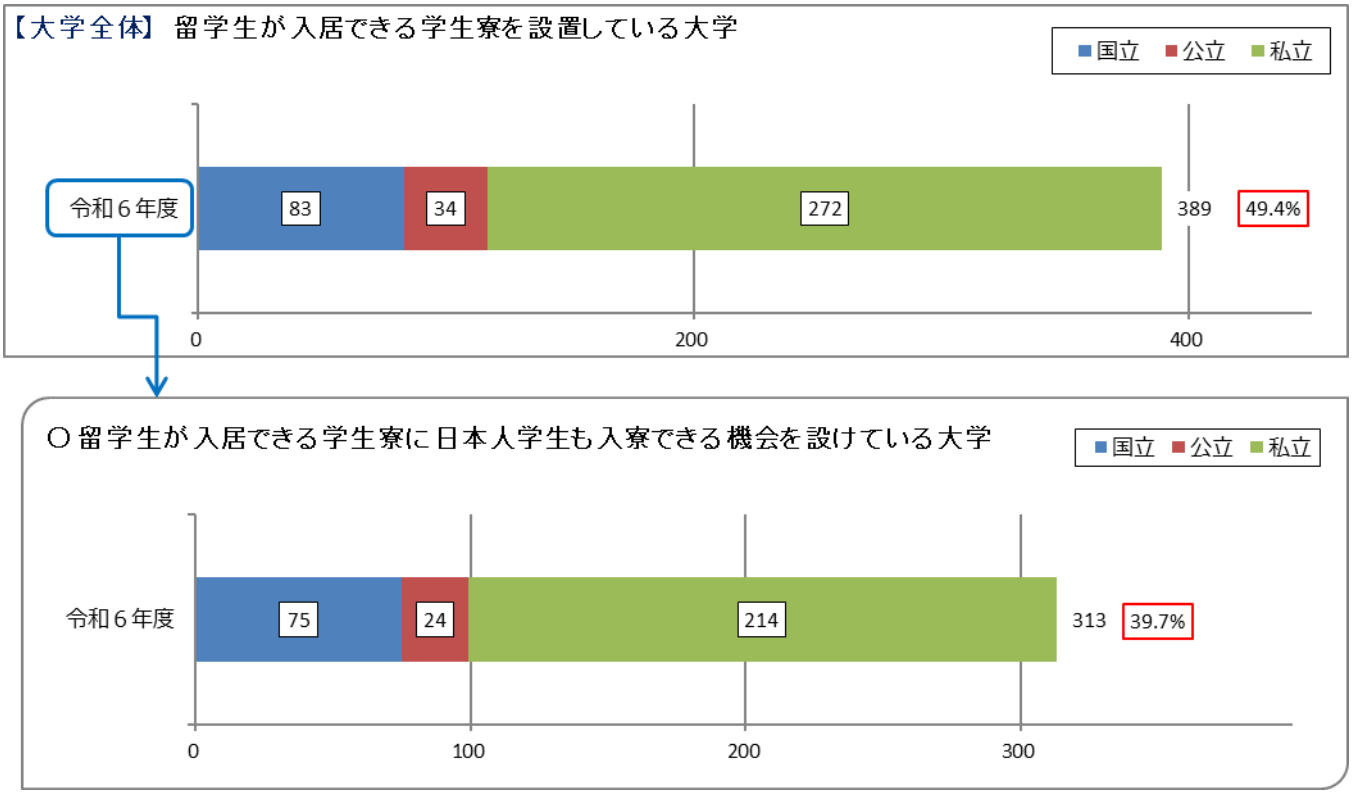
- 海外に拠点を設置していると回答した大学を対象に、当該拠点における活動内容の各項目、及び大学設置基準第 58 条又は大学院設置基準第 45 条に基づく拠点をもつかについて回答した大学を集計。

＜８－Ｆ　留学生が入居できる学生寮の設置＞

①　留学生が入居できる学生寮の設置

令和６年度では、留学生が入居できる学生寮を設置している大学は 389 大学（49.4%）であった。

また、留学生が入居できる学生寮に日本人学生も入寮できる機会を設けている大学は 313 大学（39.7%）であった。



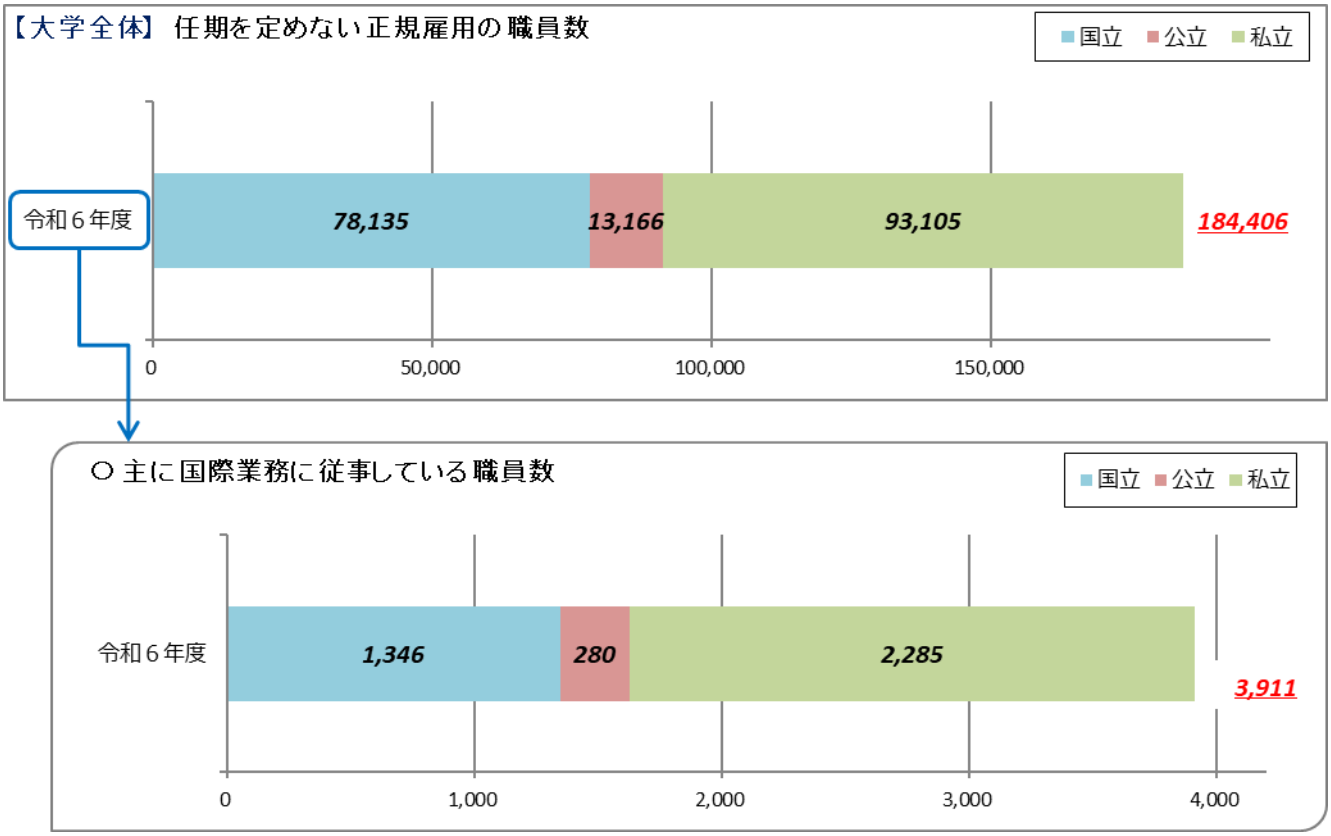
- 上のグラフでは、本調査に回答した大学（788 大学）のうち、留学生が入居できる学生寮を設置しているかについて、選択肢「設置している」と回答した大学を集計。
 下のグラフでは、選択肢「設置している」と回答した大学を対象に、留学生が入居できる学生寮に日本人学生も入寮できる機会を設けていると回答した大学を集計。

＜８－Ｇ　大学の国際化推進の状況＞

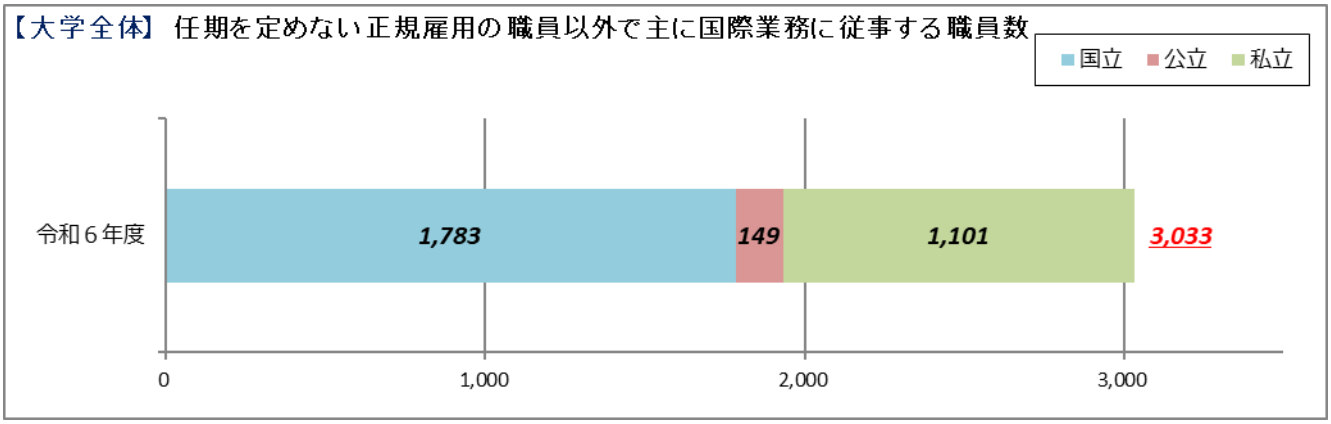
①　国際業務に従事する職員数

令和６年度では、任期を定めない正規雇用の職員数は 184,406 人であった。このうち、主に国際業務に従事している職員数は 3,911 人であった。

また、任期を定めない正規雇用の職員以外で主に国際業務に従事する職員数は 3,033 人であった。



- 上のグラフでは、任期を定めない正規雇用の職員数を集計。
 下のグラフでは、任期を定めない正規雇用の職員のうち、主に国際業務に従事している職員数を集計。



- 任期を定めない正規雇用の職員以外で、主に国際業務に従事している職員数を集計。

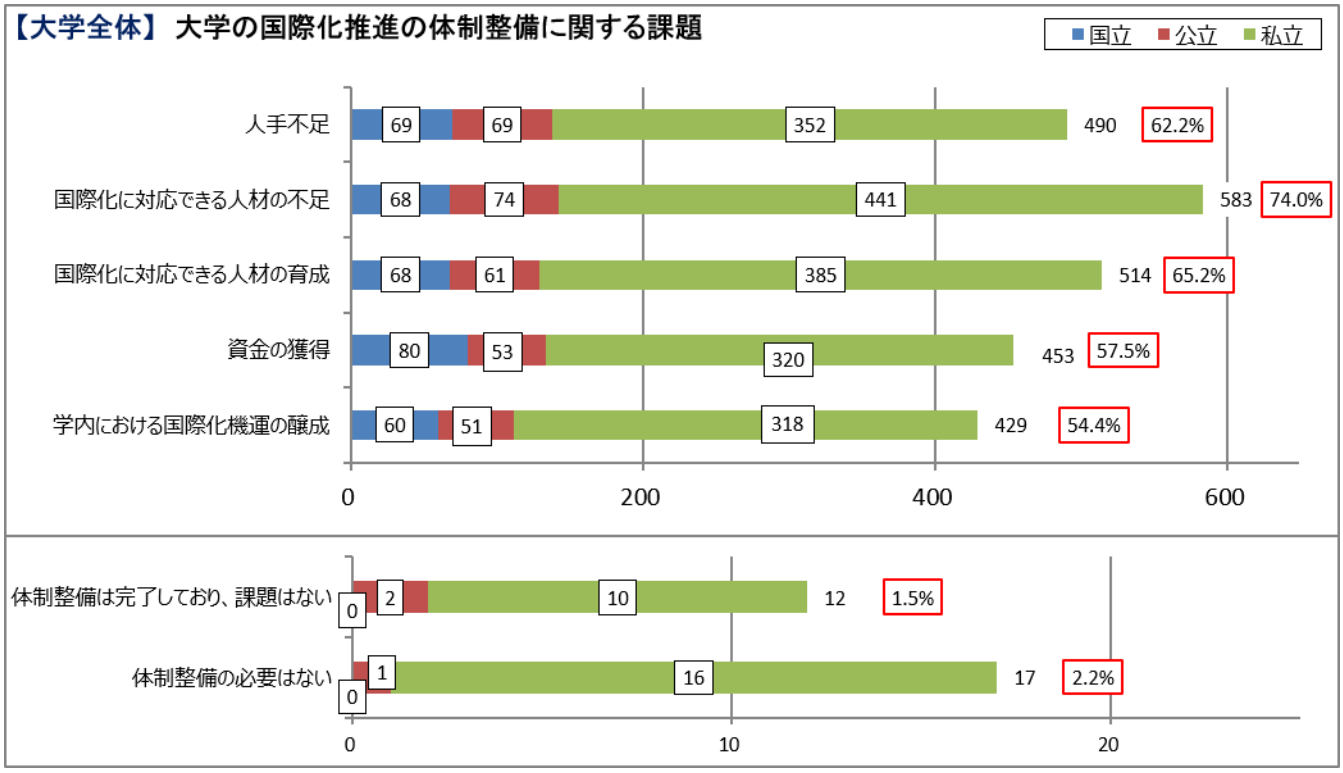
＜８－Ｇ　大学の国際化推進の状況＞

②　大学の国際化推進の体制整備に関する課題

令和６年度では、大学の国際化推進の体制整備に関する課題として、「国際化に対応できる人材の不足」と回答した大学の割合が最も多く 583 大学（74.0%）、次いで「国際化に対応できる人材の育成」と回答した大学が 514 大学（65.2%）であった。

一方、「体制整備は完了しており、課題はない」と回答した大学の割合が最も低く 12 大学（1.5%）、次いで「体制整備の必要はない」と回答した大学が 17 大学（2.2%）であった。

※「体制整備の必要はない」と回答した理由として、「留学生の受入れや日本人学生の送り出しの制度を設けていないため」等の理由が挙げられる。



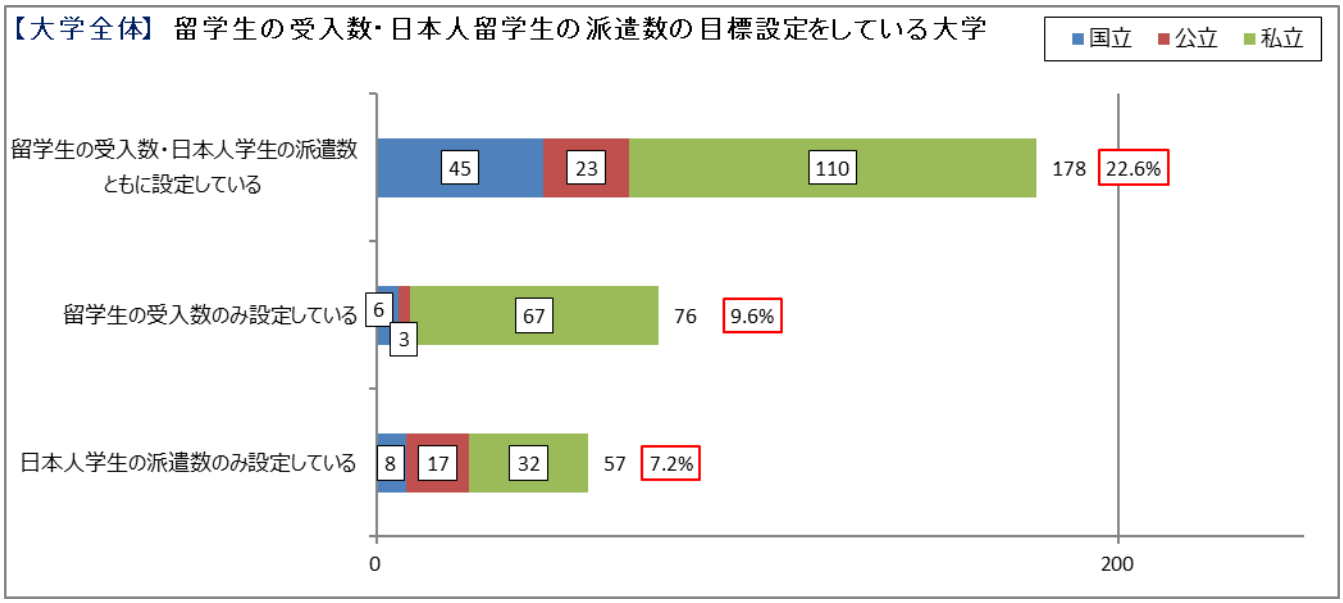
- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、大学の国際化推進の体制整備に関する課題について、各項目に回答した大学を集計。

＜８－Ｇ　大学の国際化推進の状況＞

③　留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定

令和６年度では、留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定について、「留学生の受入数・日本人学生の派遣数ともに設定している」と回答した大学の割合が最も高く 178 大学（22.6%）であった。

一方、「日本人学生の派遣数のみ設定している」と回答した大学の割合が最も低く 57 大学（7.2%）であった。



- 本調査に回答した大学（788 大学）のうち、留学生の受入数・日本人学生の派遣数の目標設定をしているかについて、各項目に回答した大学を集計。